

ISSN 0914-0220

研究紀要

第27号

平成26年 3月

本間司教授追悼記念号

日本大学通信教育部

目次

追悼の辞	福田 弥夫	1
海を渡った宮沢賢治	近藤 健史	13
—北京・満洲・上海—		
慶長・元和「二元政治」期、大名統制策をめぐる問題	鍋本 由徳	47
—大名の幼少当主の除封と相続を中心に—		
「論理的」死生観について	本間 司	1
—客観的知識から主観的確信へ—		
〈中支那振興株式会社〉研究の成果及び課題	高 綱 博 文	23
卸売市場生成の端緒—生産調査会の意義—	佐 藤 稔	49
アメリカ合衆国における権力分立と副大統領	関 根 二三夫	81
Plural Ending -n in the Paston Letters	真 野 一 雄	91

新興国の都市化とダイナミックキャッチアップ……………	陸 亦 群……………	101
フィンランドの学校教育制度と国民的コンセンサスの行方……………	古 賀 徹……………	129
メディア授業「英語Ⅰ」に関する覚書……………	猪 野 恵 也……………	155
プライバシー権の多面性と法的保護の諸態様についての一考察……………	根 本 晋 一……………	177
先端技術産業における諸政策……………	田 村 和 彦……………	201
平成25年度日本大学理事長特別研究公開シンポジウム報告書(抜粋)……………		217

海を渡つた宮沢賢治

—北京・満洲・上海—

近藤健史

はじめに

宮沢賢治は、北京・満洲・上海を訪れたことはない。しかし、これらの地と深い関係がある。本稿は、賢治の思想や作品が、これらの地でどのように受け入れられたのか、その受容状況と背景について述べたものである。

一、中国における賢治受入れの始まり

中国における賢治の作品や人物に関する受け入れの初期段階には、草野心平がかかわっている。一九二二年一月に、草野心平は広州の嶺南大学に進学した。一九二四年八月、当時日比谷図書館に勤務していた赤津三郎は、刊行された間もない賢治の詩集『春と修羅』（一九二四年四月）を草野心平に贈った。中国における賢治の作品の受容はここから始まるのである。

その『春と修羅』を読んで賢治を高く評価した草野は、同人誌『銅鑼』で交友関係のある黄瀛に賢治の詩のことな

どを伝えたのである。その黄瀛が、さらに賢治を中国で広めていく。黄瀛は、一九〇六年に中国人を父に日本人を母として、中国重慶に生まれた。その後、日本で成長し、大正末期から昭和初期にかけて詩壇の窮鬼になった詩人である。黄瀛は、一九二九年の春、陸軍士官学校卒業旅行の折、岩手県花巻で病床にあつた賢治を訪ね喜ばれている。また、日本に留学し詩作を学んだ黄瀛は、中国四川外国語学院で日本文学などを教えた。その学院には、同僚として日本人教師石川一成がいて、共に賢治文学の研究をして、中国の人々に広めていったのである。黄瀛はまた作家魯迅とも交流があつた。そして魯迅の友人に錢稻孫がいた。その錢稻孫が、中国で初めて賢治の作品を翻訳して出版するのである。

中国における賢治作品の翻訳は、一九四〇年代に「北京」「満洲」「上海」の地で始まる。

(1) 一九四一年 錢稻孫「北国農謡」(「雨ニモマケズ」)『日本詩歌選』北京近代科学図書館

(2) 一九四二年 李春明「風大哥」(「風の又三郎」)『風の又三郎』新京、藝文書房

(3) 一九四三年 陳綠妮「足件繁多的館子」(「注文の多い料理店」)雑誌『女聲』一二月号、上海、大平出版印刷

公司

(4) 一九四四年 「雨ニモマケズ」(「森莊巴池、賢治紹介文と「雨ニモマケズ」の漢訳を載せる」)雑誌『藝文』八月

号、満洲文藝春秋社

この翻訳の時期は、日中戦争（一九三七年―一九四五年）の間にある。戦時下の中国において、賢治の作品が翻訳される背景にはいったい何があったのか。まずは、その翻訳者たちから考えてみたい。

二、戦時下における翻訳者たち

(1) 「北国農謡」を翻訳した錢稻孫は、日本の占領下にもかかわらず、各々の事情によりあえて日中戦争終了までの八年間、北京に踏みとどまった文化人の一人である。

錢稻孫については、吉川幸次郎が北京に留学したときの思い出として書いている。また占領下の北京における錢稻孫と周作人の状況を考察した郷双双の論があり、その中で錢稻孫の経歴や業績について述べている。^(注1)以下それらを参考にして述べてみる。錢稻孫は、一八八七年に浙江省で外交官の父と詩人の母の長男として生まれる。日本との係わりは、一八九九年父親の日本赴任に伴い、翌年の来日に始まる。日本で最も古い小学校慶応幼稚舎、陸軍の育成所として清国からの留学生を受け入れていた成城学校、日本最初の高等師範学校の東京高等師範まで、十三歳から七年間に渡り日本式教育を受けている。一九〇七年父親のヨーロッパ転任により、イタリヤ・ベルギーに渡り、ローマ大学を卒業して帰国。その後は中華民国政府の教育部に勤務し、魯迅と同僚になり親交を深めている。さらに、一九二八年清華大学講師として日本語や日本歴史を講じるとともに、図書館関係の仕事や翻訳も兼ねていた。吉川が留学したときには、清華大学教授であり、夏目漱石などを講じていた。一九三九年北京大学秘書長、一九四〇年より北京大学学長で、「北国農謡」を翻訳した頃も学長職にあった。

日本には戦前の一九三四年から一九三六年の間に四回訪れ、また戦中においては、南京政府宣伝部に所属した草野心平が準備委員会に入っている一九四二年の「第一回大東亜文学者大会」に団長として出席、日本の文学者たちと交流している。錢稻孫は、教育のほかに文学の翻訳に大きく寄与した。例えば中国において初めてダンテの『神曲』や万葉集の『漢訳万葉集選』（一九五九年、日本学術振興会）などの中国語訳を行っている。他にも『源氏物語』などの訳作があり、日本文学の翻訳に大きな足跡を残している。その基礎となったのは、事変前の一九三六年十二月に日本により設置された「北京近代科学図書館」の勤務であり、「日本語講師をするだけでなく、本格的に日本文学の翻訳に従事する機会と場所を与えられ」、「日本文学翻訳家として徐々に成長していった」という。「北国農謡」を収録した『日本詩歌選』（一九四一年刊）は、勤務先であった北京近代科学図書館より出版し、また同じ年に日本では有名詩歌の中国語翻訳本『日本詩歌選』（東京文求堂書店）として出版されている。

錢稻孫は、多くの日本人や留学生と交流し、世話をしていたことは鄒双双の論に詳しい^金。例えば、一九三七年から二年間北京に留学した竹内好（戦時中から魯迅の研究に取り組んでいた）は、錢稻孫と共に北京近代科学図書館で日本語講座の講師をしていた。また北京留学時代（一九二八年―一九三一年）の吉川幸次郎は、錢に三年間世話になり、帰国後は、錢が夫人を伴って京都の吉川を訪れるなどの交流を続けている。さらに、一九三四年頃に目加田誠（中国文学者）が、また一九三六年春から北京留学していた平岡武夫（中国哲学者）が寄宿している。他にも奥野信太郎（中国文学者）、一九三八年北京に遊学、記者も務めた中蘭英助（作家）、京都大学研究員であった森鹿三・宇都宮清吉などがいる。

錢稻孫が賢治の作品を翻訳した基底には、十三歳から七年間、人間形成や思想形成に大きく影響した青少年期を日本で過ごしたことが係っているであろう。錢の婦人もまた、若い頃に留学して日本で教育を受けていて、女子教育家・歌人下田歌子の弟子という。一九〇一年に清国留学生の受け入れを始めた実践女学校の教え子かもしれない。ちなみに子どもたち一〇人も皆日本に留学している。また翻訳が詩「雨ニモマケズ」であったことは、母の単士厘が詩人であり、清朝女流詩人の著作の解題の著書があるなど、高い文学的教養をもっていたことも無縁ではなからう。そしてまた、北京に留学した日本人との幅広い交流も係っているであろう。「雨ニモマケズ」を「北国農謡」と翻訳したことは、昭和初年から終戦まで恐慌と不作にあえぎ、過酷な風土の中で生活する東北の農民のために活動した賢治の精神を十分理解してのことであつたに違いない。まさに「北国」の「農民」の「謡」であつた。そしてそれは、中国北方地域の農民の境遇と重なり合うものでもあつたと思われる。

(2)「風大哥」の翻訳者、李春明は未詳である。出版地は満洲国の新京とある。そこは一九三二年三月に、国都長春を新京と命名した特別市であつた。人口は一九四二年四月の時点で約六十五万五千人、うち日本人は約十四万七千人であつたという。

出版社の「藝文書房」については、梅定娥の論がある。(註4)それによると、この出版社は満洲国(一九三二年)―一九四五年)の「満人」(中国人)経営の「藝文書房」である。社長の徐長吉(筆名古丁)、出版局長の趙孟原(筆名小松)、図書部長の単更生(筆名外文)という満洲国の文壇で活躍していた作家三人で経営していた。

社長の徐長吉は、一九一四年長春生まれで日本語が堪能、一九三一年に北京に亡命し、北京大学に入学、その後長

春（新京）に戻り満洲国の國務院総務庁統計処で下級官僚として働く。その傍らで、古丁という筆名で石川啄木『悲しき玩具』（一九三九年）、夏目漱石『心』（一九三八年）などを翻訳し、また小説集『奮飛』（一九三八年）や長編小説『平沙』（一九三九年）など創作している。

その後、一九四一年五月に古丁は國務院を退職し、十月に小松や外文などと一緒に本屋兼出版社である株式会社藝文書房を設立したのである。十月十一日がオープンで、他の満系書店と比較して日本の書籍がしっかりした選択基準によって選ばれて、かなりたくさん並んでいて特徴的だったという。

梅定娥によると「藝文書房」は次のような出版社だったという。（まご）

藝文書房は、日、満文化人から集められた資金によって立てられた株式会社の本屋兼出版社で、社長は知名作家の古丁がなっていた。営利先行の出版社ではなく、厳選された漢語、日本語の本に限って販売したり出版したりしていた。満洲文芸聯盟の漢語機関誌『藝文志』の発行などをおして、「満洲国」の国策や「聖戦」に積極的に協力している一方、満洲地方の文学作品の出版などによって、地元の文学の発展に力を尽くしてきた。実に、満洲民衆の読書生活の養成と文化レベルの向上にも努めていた。

このような経営方針の藝文書房の新年度の出版計画として、一九四二年一月八日の『盛京時報』の「今年満洲文芸出版」に十項目のリストをあげている。それは「二種類の定期月刊誌発行」、「現代日本文学選集七卷刊行」、「満洲文

学 十年大系」、「駱駝文学叢書」、「現代世界文学選集」の文学か文学関係のものと、「少年叢書」、「学生文庫」、「人傑叢書」、「天下事叢書」の学生や少年向けの知識紹介、教養ものに大別される（『生活叢書』は生活知恵紹介もの）。つまり、新年度の出版計画は、文学の普及と民衆（学生）の文化レベルの向上を目標にしているのである。

その「少年叢書」の中の「日本童話選」について、具体的な書名と作者名が確認できたものとして、共鳴著『老いた鰐の物語』（老鰐魚的故事）、慈灯著『月の中の出来事』（月宮里的風波）、とともに李春明著『風兄』（風大哥）があげられている。このことによると、賢治の「風の又三郎」は満洲の新京において、少年向けの文学の紹介のために日本童話から選んで翻訳出版したものと理解できる。そうすると「大哥」とは、「いちばん上の兄」の意であることから、「風のお兄ちゃん」という訳は、ぴったりのタイトルといえよう。この「少年叢書」出版計画には、二年前の一九四〇年一月に、満洲において映画「風の又三郎」が上映されたことの影響も大きいと思われる。映画に関しては後に述べることにする。

(3)は、翻訳者緑妮の「足件繁多的館子」であり、上海の雑誌『女聲』に掲載された「注文の多い料理店」である。この翻訳者は、画家陳抱一の娘の陳緑妮である。陳抱一は、日本の美術学校に留学して油彩技法を学び、日本人女性の飯塚鶴と結婚した。『女聲』という雑誌は、日本国籍を持つ作家の田村俊子（左俊芝）と中国左翼作家連盟に属する文学者で、当時中国共産党の地下工作員の関露（胡寿美）という日中二人の女性が編集していた。『女聲』は、上海の女性向けの月刊誌であり、女性の意識・生活向上を目指した啓蒙雑誌であった。『女聲』の編集方針（発刊の意義）は、「できるだけ婦人に有益な文字を紹介し、さらに極力婦人の書いた作品をさがし求める。しかし婦人の閲読の興

味を増すために、一二編、どちらかといえれば難しい問題が重々しい、端正勤直な筆調を用いるほかは、軽く、ユーモアがあり、平明なことを作法の基準として、私たち女同胞に『女聲』を読ませ、常に耳にするのは『笑い声』であるようにしたい」（『私たちの第一声』創刊号巻頭言）とある。

『女聲』創刊のいきさつについて、岸陽子は次のように述べている。（注6）

中国に渡って流離の日々を送っていた俊子は四二年二月、汪兆銘政府の文化顧問として南京に滞在していた草野心平を訪ね、当時上海で出版と書店を経営していた名取洋之助を紹介される。そして、名取とともに中国の女性を対象とした華文女性月刊誌の出版を企画、南京に置かれた日本大使館報道部から用紙配給の保障と上海領事館囑託の身分を得て同年五月一日『女聲』を出版した。

創刊のいきさつからも窺えるように、この雑誌は汪兆銘政権の宣伝誌としての役割を企図したものであったが、社長であり編集長であった俊子の志と中国語を解さない俊子を援けて実際の編集を担った中国の女性詩人関露の深謀によって、その意図は巧みにかわされ、厳しい状況の中で中国の女性解放に一定の足跡を残すことになった。

賢治の「注文の多い料理店」を『女聲』に掲載した基準や田村俊子の関与した状況については明確ではない。しかし、中国において賢治文学の流布に貢献した草野心平と田村俊子が南京で出会ったことは、単に『女聲』の発刊の契機になっただけでなく、『注文の多い料理店』を掲載した一因として、大いに考えられるのである。

日本占領下における上海の日中二人の女性による『女聲』の独自の位置について、劉建輝は次のように述べている。^(註1)

「日本」という背景を有しながら、けつして当局者としての南京政權や「日本」に与せず、またその最大の敵対者である重慶政權とも一線を画していたことにはかならない。その意味で、『女聲』はまさに各「勢力」が交差し、それぞれの社会的立場、ひいては民族的身分を超越した言説の場であり、日中文壇の眞の接点であったと言える。

「注文の多い料理店」は、生前賢治が自費出版した『注文の多い料理店』（東京広原社、一九二四年）に収められているが、この童話集は千部ぐらいいしか売れなかつたという。このような中にある作品をなぜ『女聲』に掲載したのか。作品における「紳士」と「猫」という対比について、「都会」に対する「田舎」、「文明」に対する「自然」から始まり、「帝国主義の勢力」と「それに媚びる植民地側」など、いろいろと考えられる。『女聲』の読者たちは、都会からやってきたハンターたちが、現実とは逆に動物（山猫）に懲らしめられるという内容のおもしろさをどのように受けとめたのか。問題は残つたままであるが、ここでは詳しく触れず別稿を用意する予定である。

(4) 「雨ニモマケズ」の翻訳は、一九四四年に森莊巳池が満洲に渡つた時の回想の中に出てくる。そこには「私は満洲で、ひとつの短い文章を書いた。その文章のなかに、宮澤賢治を紹介し雨ニモマケズの漢訳をかかげて置いた。その文章の載つたのは、満洲文藝春秋社で発行する『藝文』という雑誌であった。」（中略）「ある中部満洲の県の協和

会の事務長が、私が『藝文』に書いた短い文章の中の、雨ニモマケズの漢訳を印刷したのである。日文満文を印刷した、そのチラシのようなものは、恐らく、数千枚もの数だったのであろう。」とある。ここに「雨ニモマケズの漢訳をかけた置いて」とあるが、翻訳者は誰であるか定かでない。二十数年後に書いた回想では、「その漢訳を見て、へたな訳だなどそのとき思った。満州協和会本部で、ザラ紙に印刷した何万枚かの一枚を私は見たのである。(中略)昭和十六年に東京の文求堂という書店から出た『日本詩歌選』(北京大学教授銭稱孫訳)の「雨ニモマケズ」漢訳のりっぱなことを知っていたから、事務局訳のまずさに驚き、その印刷物をもらわないでしまった」とある。^(中略)このことから森自身か、他の誰かの訳なのか明らかではない。しかし、一九四四年頃に満洲において「雨ニモマケズ」が翻訳されていたことは確かである。

『文藝』に賢治を紹介した森荘巳池は、本名森荘一である。岩手県盛岡市出身で、賢治と同じ盛岡中学を卒業。一九二五年二月、盛岡中学四年生のとき、賢治の訪問を受けたのが出会いの始まりである。一九二八年六月から一九四〇年六月まで「岩手日報社」の文芸部記者として勤務していた。その後は、作家活動に専念し、賢治と深い親交があることから、作品は賢治に関するものが多い。一九四〇年には、賢治と初めて出会ったことを書いた小説『店頭』が芥川賞候補となっている。また一九四三年には伝記的な『宮沢賢治』(小学館)を出版、同年の「山鼻」「蛾と笹舟」で直木賞を受賞し、岩手県在住の初の直木賞作家となった。

森が満洲に渡った頃、満洲から食糧の対日輸出は、大きな国策であった。「雨ニモマケズ」の漢訳を印刷した「チラシ」は、「糧穀供出」のために「その県のいたるところの田舎」に配られた結果、たいへんな成績をあげたと伝えている。

「雨ニモマケズ」は、満洲の人々に、このような影響を与えたのである。

三、海を渡った「風の又三郎」

一九四一年から一九四四年にかけて、北京、新京（満洲）、上海において賢治の作品が翻訳された。その背景は、当時の日本と中国における賢治の「風の又三郎」の受容を中心と考えてみると明らかである。

「風の又三郎」は、一九三三年に賢治が亡くなった後、愛用のトランクの中から草稿として出てきた。その後、編集され作品として発表となった。その「風の又三郎」が初めて活字化された、一九三四年刊行の『宮沢賢治全集』（文圃堂）の第三巻中に収録されたものは、「未定稿」の断り書きが付してあった。

一九三八年に「風の又三郎」は、劇団東童によって演劇として、東京築地小劇場（京橋）や有楽座（東京麴町）で上演され好評を博している。翌一九三九年には、三月『宮沢賢治名作選』（松田甚次郎編、羽田書店）、六月『宮沢賢治全集』（十字屋書店）、十二月『風の又三郎』（坪田謙治、羽田書店、後に文部省推薦児童図書）と相次いで出版される。

そして一九四〇年に賢治の「風の又三郎」は、映画化されることにより、海を渡って行くのである。米村みゆきの調査によると「風の又三郎」は映画の世界にまで展開され、北海道から九州佐賀、博多で上映されたという。また海外は、京城、満洲、台湾、樺太までも及んだという。^(註2)当時の各地の新聞における映画広告を詳しく調査した結果、日活映画「風の又三郎」（島耕二監督）は、一九四〇年一月一日、東京、神奈川、名古屋、京都、大阪、神戸で封切りされ、翌日には文部省推薦映画となり、全国各地で次々と上映されている。また海外においても同年、現在の

韓国ソウル「京城」の「京城宝塚劇場」（一〇月三〇日）一月五日、『京城日報』、中国東北部「滿洲」の「新富座」（二月三日）二十九日、『滿州日日新聞』で上映されている。さらに「上海」においては、地元の新聞『大陸日報』に、一九四〇年一〇月一八日から二六日まで、「映画物語風の又三郎」という記事が八回に渡って、連載されているという。新聞広告のキャッチフレーズを見ると、『滿州日日新聞』では、「不思議な東北地方の伝説」「童心の夢とあこがれの世界」「私達にもこんな時代がありました」とあり、『京城新聞』には「汚れなき童心の世界、泉の如き清純な詩情、そして美しき自然の風物」というフレーズがある。これらのことから米村は、映画「風の又三郎」の魅力は「大人が子どものころを振り返ること、いわば大人にとつての〈童心〉」にあり、「普遍的な故郷」を呼び起こされると述べている。つまり「映画を観ている大人たちが、さまざまな地域の出身であるにもかかわらず、共通して思い浮かべられるような一般的な田舎の風景を見たこと。そこにみんな自分の〈童心〉を重ね合わせることでできたこと。その郷愁が重要な要素だった」というのである。^{五七}

映画「風の又三郎」は、日本国内各地の人々だけでなく、海を渡った京城や滿洲にいる人々の、いわゆる「心のふるさと」を呼び起こし共感を与えたのであろう。

また、一方において映画「風の又三郎」は当時の国策で、映画教育運動の一環として全国の学校を巡回する「文部省配給版」として、賢治の原作には見られない「学校」の要素を加えて制作され、上演されるという道をたどっているのである。

滿洲における賢治の人気は、先の映画だけではなかった。それは一九四四年五月中旬に滿洲に渡った森莊巳池の見

た満洲の見聞記述で明らかである。その該当箇所を抜き出すと次のようである。(主註)

(ア)「私が『藝文』に書いた短い文章の中の、雨ニモマケズの漢訳を印刷したのである。日文満文を印刷した、そのチラシのようなものは、…糧穀供出にでかけるひとたちの手によって、そのチラシはその県のいたるところの田舎にくばられたのである。」

(イ)「奉天放送局で、『風の又三郎』の放送をすると新聞か雑誌に出てゐた。といふのは、この若者たちは、数年前に『風の又三郎』を、奉天放送局から放送して好評を博したことがあった。…そこで入営する前に、思ひ出の『風の又三郎』をもう一回放送することになったといふことであつた。」

(ウ)「新京出版会社から、宮澤賢治選集を出す相談をうけて、私は準備にとりかかつた。…宮澤賢治を求める人が圧倒的に多いにかかはらず、日本からくる宮澤賢治の本は、暁の星のやうに僅かであつた。」

(エ)「『満洲雜誌』からは、『宮澤賢治人と作品』といふ単行本を出すことになり、装幀などもできてゐた。」

(オ)「満洲にも一人の宮澤賢治がほしい—と春連の作者北村謙次郎が、新聞に書いた感想も読んだ」

(カ)「ある開拓団の団長が、宮澤賢治を崇拜してゐて、その精神でやつてゐるといふことをきいた。」

(キ)「或る日のこと。私は『風の又三郎』を『風大哥』と訳して出した漢文の薄い本も、新京の満人街の貸本屋にあるのを見た。…そのぶらさげられた安本を見てゐるうちに、見覚えのある、緑色の『風大哥』を発見したのである。私は、この本の出たことは、もう知つてゐたので、別に驚きはしなかつた。だが、

そのつりさがった七八冊の本の中に、石川啄木の歌の漢訳が、一冊まじってゐるのを見出したときには、ほんとうにびつくりした。ここに、賢治と啄木と、仲よくつりさげられて、満人の読書子を待つてゐたのである。」

右によると、海を渡つたのは映画「風の又三郎」だけではない。「雨ニモマケズ」、ラジオ放送「風の又三郎」、賢治と同郷の石川啄木の作品、開拓団の団長の「賢治の精神」が渡つていた。また(ウ)にあるように、日本からくる賢治の本は少なかつたことから、賢治の『選集』や『人と作品』などが求められていた。長編小説『春連』の作者北村謙次郎は、一九三七年に満洲新京に移住し、満洲に住む日本人作家たちを糾合して文芸綜合雑誌『満洲浪漫』を創刊したが、(オ)「満洲にも一人の宮沢賢治が欲しい」と感想を述べていた。北村は賢治に何を求めていたのであろう。

(ウ)の「宮澤賢治選集」出版を承諾した理由について、森莊巳池は次のように述べている。

私は選集の多くを、開拓者のひとに読んでもらひたかつた。開拓団のひとたちは、「指導民族」であると教えこまれ、自らもさう思つてゐるやうであり、五族協和と口ではいつても、自分たちは、もつとも優秀な者たちであるという考えで、満人や鮮人にあひ対してゐるのであつた。私は、さういうことではいけないと思つたのだ。「雨ニモマケズ」のあの精神を体し、みな同じ人間であることを根本の考へに入れてかからなければ、開拓移民は決して成功するものではない——と信じてゐたのである。

そしてまた一方、開拓地の文学を見ると、不思議な現象が現れてゐたのである。半官的な公的な機関で出す開拓青年の文芸の本を読むと、二十年も前に日本で流行したやうな短歌やら文章やらが、ほとんどその全部を占めてゐるのである。(中略) 全く新しい自然、新しい国、新しい生活を主題にするのに、さういふすすだらけの色眼鏡をかけてゐる青年たちが気の毒であつた。

自由で生き生きとした宮澤賢治を、そして作品を、彼等に読ませることは、これは大きい意味のあることだと、私は考へたのだ。

つまり、森は『雨ニモマケズ』の精神を体し、みな同じ人間であることを根本の考え」に持つことや、新しい開拓地の文学の全く新しい自然、新しい国、新しい主題にするために、「自由で生き生きとした宮沢賢治」選集の多くを、開拓地のひとに読んでもらひたかつた」というのである。推測ではあるが、北村謙次郎の「満洲にも一人の賢治が欲しい」という思いは、こんなところにあつたのではなからうか。

(*)でいう新京満人街の貸本屋で発見した『風大哥』は、一九四二年新京藝文書房刊行の李春明著『風大哥』である。また「石川啄木の歌の漢訳」は、藝文書房社長の除長吉が、満洲国の國務院総務庁統計処で下級官僚として働く傍ら、古丁という筆名で翻訳出版した石川啄木著『悲しき玩具』(一九三七年)か、一九四三年一〇月藝文書房刊行、古丁翻訳の石川啄木著『悲哀的玩具』であると思つたが、一九六九年の回想には、『歌集 一握的砂』石川啄木であつたと記してある。⁽⁴⁾ 森は賢治や啄木のもものが漢訳されたにもかかわらず、一行も日本の新聞に報道されたことはなかつ

た理由について、翻訳した満洲側の受容によるものと次のように推測している。^(注1)

「思うに、賢治や啄木が向う側の要求で翻訳され刊行されたもので、日本側からなされたものでないということが原因ではなからうか。

……本の形も、決して大げさなものではなく、値段もやすく、ぢかに満系の読者の手に渡るやうに、満系の出版業者が企業として取りあげてゐるところも特徴があつた。

つまり、国と国との文化団体の交渉や、大がかりな計画など、さういふかたちをとらないところが、何かほんものであるやうな感じを抱かせるのであつた。一人の日本作家、詩人が、誰の助けもかりないで、また政策の道具にもならないで、満系の社会に入つて行き、愛読されてゐる姿といふのは、おいしいふ頭より嬉しい発見であつた。」

賢治の「風の又三郎」は、満人街の路地の中にある貸本屋の「百頁にもみたない、パンフレット風な、その緑色の『風大哥』」に象徴されるやうに、海を渡つた満洲社会に受け入れられ人々の愛読書になつていたのである。

一九四二年に李春明翻訳の『風大哥』を出版した藝文書房は、「満人」(中国人)経営であつたが、設立には日本の文人からかなりの支援を受けていた。梅定娥によると藝文書房社長の古丁の経営方針は、次のようであつた。^(注15)

漢語の出版が少ない「満洲国」では、日本語の本を拒むなら、知識への道が閉ざされてしまう。翻訳など

を通して漢語を充実させ、成長させる努力をし、漢語の出版に頑張るが、日本語を拒否せず、日本語の書籍も厳選して売る。

これが、古丁のとった態度である。日本語の本を店頭に並べる基準は、面白くて、知識を与えてくれ、そして時局に対する認識を深めてくれる市民教育に相応しいものの類であろう。

古丁を社長とする民間資本の株式会社藝文書房は、流行に迎合して金儲けに走ったのではなく、確実に読者に役立つ書籍だけを撰んで出版したものと考えられる。藝文書房は、他の出版社のように上海出版物の翻刻を行ったのではなく、満洲地元作家の作品の刊行に力を入れていた。また、出版された書籍の中に漢語のものもあれば日本語のものもある、翻訳はほとんど日本のもので、西洋のものが見られない。「満洲国」戦時下の藝文書房は、民族の向上心と民衆の読書生活の養成のために、国策を取り入れながら出版事業を行っていたと考えられる。

賢治の「風の又三郎」は、遺品のトランクの中から「草稿」として発見され、その後、編集され「作品」となり活字化（一九三四年）された。その後、形を変え日本国内において「演劇」（一九三八年）、「出版」（一九三九年）、「映画」（一九四〇年一月一日）と展開していった。さらに、「映画」は海を渡り、「京城」（一九四〇年一月三〇日）、「満洲」（一九四〇年一月二三日）でも上映され、「上海」の新聞に関連記事として連載（一九四〇年一月より連載）されるようになっていった。

森莊巳池の回想によると、満洲において宮沢賢治を求める日本人が圧倒的に多かったにもかかわらず、賢治の本は少なかったとある。この求める声に応じて宮沢賢治は、いろいろな形で海を渡っていったのである。

しかし、一方において賢治を求める声は満洲人側にもあった。そしてその中心的役割を果たしてきたのが、新京にある「藝文書房」であったと言えよう。「民族の向上心と民衆の読書生活の養成のため、国策を取り入れながら」本の販売と出版を手がけていた藝文書房は、賢治の作品を相応しいものと感じ取っていたのである。満洲文壇で活躍していた作家であった三人が会社の幹部にいて、その作家の資質が敏感に感じ取ったに違いない。また先の梅定娥の論によると、藝文書房は次のような環境にあったことも大きい。^(注16)

(1) 藝文書房の付近には、益智書店や商務印書館などの旧来からの本屋があること。

(2) 藝文書房の直ぐ斜め前には大きな満系映画館の国都電影院があること。

(3) 藝文書房の小松出版局長は、満洲映画株式会社社員で『満洲映画』の編集をしていたが、『満洲映画』が満洲雜誌社から発行されるようになったため、それにつれて満洲雜誌社に移っていた。それを辞して藝文書房の出版局長になったこと。

藝文書房は、近くに「満洲帝国小学適用論説文範など、数多く出版する益智書店」があり、また大きな映画館「国都電影院」があり、出版局長には『満洲映画』の編集経験者がいたというように、満洲国文化の最先端に位置してい

たことなどから、日本における「風の又三郎」の出版状況や映画事情のことなど、十分知り得ていたのであろう。

つまり、満洲において宮沢賢治の作品が翻訳された背景のひとつには、海を渡った映画「風の又三郎」と出版社「藝文書房」の存在が大きいのである。一九四〇年一月上映の映画「風の又三郎」によって、賢治と「風の又三郎」は人々に知れ渡り、しだいに漢語訳本での受容が高まったのであろう。そして、それを手助けしたのが藝文書房であった。

四、賢治の思想と満洲の人々

宮沢賢治は、満洲において満洲開拓団や義勇軍として参加した人々の理念の拠りどころとして登場する。それは映画「風の又三郎」を鑑賞したり、作品を味わうということとは違う意味を有している。敗戦直前の在満日本人は約一五五万人、その内、在満開拓者は約二七万人、実在在満日本人の約一七%が開拓民であった。^(注1) その人々に賢治は大きな影響を与えたのである。『宮沢賢治全集』（十字屋書店）別巻・年譜によると、当時日本の支配下・勢力圏内にあった満洲国及び関東州においては、一九三九年（昭和十四年）に「一月二五日、『関東州農会報』に松岡清人の『宮沢賢治の本領』発表」とあり、同年「一〇月二二日、満洲日々新聞に角畑疆二郎氏『宮沢賢治研究』を発表」、一九四一年（昭和一六年）「五月二五日、満洲建国大学白系露人セリヨデキン氏は語学大会に於いて『雨ニモマケズ』を朗読」と記してある。^(注2)

また川村湊は、建国大学最後の卒業生（第九期生）である山田昌治の手記『興亡の嵐』（かんき出版、一九八〇年）に書かれている「建国大生が等しく宮沢賢治の作詞になる精神歌を口ずさんでいた」という記述と、開拓文学者で大

陸開拓文芸懇話会幹部であった福田清人の『大陸開拓と文学』（満州移住協会、一九四二年）の中で引用されている菅野正男の手紙「私達は独立の村を建設したならば、先づ内地農村で衰退してしまつた郷土芸術の再興に努力するでせう。宮沢賢治の考へてゐたことを、私達は満州の太平野の中で実現しやうとしてゐるのです」という一節を引用し、賢治の思想が満洲国に影響していたという証跡としてゐる。^(金田)

山田昌治『興亡の嵐』によると、額に汗して土を耕す時に七名は、「精神歌」を口ずさみ、また農業班入部への勧誘のピラには詩「雨ニモマケズ」が書いてあつたこと、さらに引き揚げの日がちかづき、農場を去る日に大声で「精神歌」を歌つて帰つたと記している。^(註20) その精神歌の一節は「日ハ君臨シ 輝キハ／白金の雨 ソソギタリ 我等ハ黒キ／土ニフシ／マコトノ草ノ／種マケリ」であり、太陽は高く輝き土に伏して真実の種をまくとある。

満洲開拓で賢治の精神を実践しようとした菅野正男は、賢治の郷里の花巻に近い岩手県江刺郡福岡村口内（現北上市口内）で、一九二〇年二月に生まれた。一九二六年に口内小学校入学、一九三二年三月同校尋常小学校卒業、一九三四年同高等科卒業。菅野は満蒙開拓青少年義勇軍に参加したいと思ひ、口内農業補習学校卒業した一九三八年三月に、加藤完治が所長であつた茨城県東茨城郡下牛妻村の内原訓練所に入所し、内地訓練を受けてゐる。時に一八歳であつた。同年四月に満洲開拓青少年義勇軍の第一次先遣隊の一員として満洲に渡り、北安省嫩江訓練所に入所、翌一九三九年三月に満鉄哈川訓練所に入所、六月に苦闘の記『土と戦ふ』（満洲版大陸研究）を出版、一九四〇年一月『土と戦ふ』（文部省推薦、農民文学有馬賞受賞）を出版、一月から一二月にかけて日本に一時帰国して宮城、岩手で現地報告会に出る。翌一九四一年一月に二一歳で亡くなつてゐる。^(註21)

開拓訓練に励んでいた菅野は、その後に「宮沢賢治の考へてゐたことを、私達は満州の大平野の中で実現しようとしてゐるのです」と、移民地の理想を手紙に託している。菅野が満洲の地で最初に実現しようとしたのは、「農村で衰退してしまつた郷土芸術の再興」であるという。そして「農村人の娯しみは農村人でつくり上げたものが一番よゝると思ふます、それは決して文化から遠ざかつた山猿の生活をするゝるふ事ではありません。」という考えによるものであつた。このことは賢治が一九二六年八月、農民たちのための「羅須地人協会」を設立し「農民芸術概論」を講義し、協会会員の自給自足へと進んだ精神と共通するのである。菅野の実家の江刺郡口内と賢治の花巻は約二〇キロメートルの距離（現在は花巻市と口内のある北上市は隣接）で、菅野は賢治がそのような活動をしていたので知つていたのかも知れない。また、一九三九年一月〜二月に一時帰国して岩手県帰つた菅野は、一九三八年五月に出版されてすぐに全国の農業青年を中心に読まれ、ベストセラーとなつた松田勘次郎著『土に呼ぶ』（羽田書房）を読んだのではないだろうか。おそらく賢治の「羅須地人協会」で学んだ松田の著書から賢治の精神と実践を学んだに違いない。さらに賢治の思想が満洲国に影響を与えた事例として構大樹は、満洲開拓青少年義勇隊の教学訓練で用いられた『國語 下の巻』（満洲開拓青年義勇隊本部編、富山房、一九四三年七月）の教科書に「雨ニモマケズ」が収録されていることをあげ、次のように採用理由を推測している。（註文）

△宮沢賢治▽と「雨ニモマケズ」は不可分のものとして扱われながら、物語内容として没我が詠われていること、作者は農業と深く関わつた人であること、朗誦性が高いことが繰り返し説かれた。青年義勇隊訓練本部は

恐らく、このように日本国内で巨視的には国民の範として、微視点にはそのヴァリエーションの一つである農民の範をしてテキスト化されていた「雨ニモマケズ」、△宮沢賢治▽の実績に注目し、吸収しようとしたことで、『国語 下の巻』における「雨ニモマケズ」の採用が実現したのであろう。

(中略)

青年義勇隊は制度上、皇国イデオロギーと農民教養の両方を、隊の自懐を防ぐ紐帯として必要とせざるを得なかった。この点に「雨ニモマケズ」と△宮沢賢治▽が要請される大きな要因を見てとることができる。

以上、建国大学生による「雨ニモマケズ」や「精神歌」、開拓青年義勇軍の菅野の「賢治の理想の実現」、開拓青年義勇軍用の「国語の教科書」などの存在から、賢治の農民芸術概論に見られる農本主義的な文化論、あるいは精神主義と、「王道楽土」・「五族協利」という満洲国の建国イデオロギーとは、重なり合うものがあると思われる。日本国内には、純粹に賢治の精神を实践、共有しようとした松田勘次郎の「最上共働村塾」などの集団があった。海を渡った満洲においては、開拓団や義勇軍として参加していた人々が賢治の精神を实践、共有しようとして試みていたのである。実はその賢治の「雨ニモマケズ」と精神を实践、共有していた開拓団の生活を描いた小説がある。舞台は、一九四一年(昭和一六年)一月三日に吉林省敦化县黄泥河村で結団式を挙行した第一次秋梨溝義勇隊開拓団である。先遣隊長福尾清を中心に、第一歩を踏み出した開拓団の人々を描いた『もののふの詩』という小説である。(注2)その中で、賢治に係わる部分は、次のようにある。

(1) 彼は敢闘してゐる団員をながめては、喜び、憂へ、計り、さうしてなほ心に余るものある時は、會て郷理岩手の花巻にゐた頃、親しく指導を受け私淑してゐた宮沢賢治の名を呼んだのであった。そもそも彼が盛岡高等農林を志したのも、賢治の影響であつた。さうして後年、思想を大陸に実践するやうになつたのも、自ら心を育てたとはいへ、たづぬれば深く賢治の思想を温めてゐたことによる。

彼は時折団員たちに、賢治の詩を朗読して聞かせた。詩をつくれといった。本を読めと教へた。若い団員たちは、山から帰り、畑や畜舎作業から帰へると、天地根元の隙間から、吹雪の吹き込む炉の端に集まつて、自作の詩を朗読し、俳句を読み合つた。

少しでも光明をさへぎるやうな、何か心に影の生じた時、詩をつくつた。俳句を詠んだ。文章を綴つた。それは不思議な力となつて、精神を磨く作用を起こした。心はいつしか高い理想に結ばれ、知らずにゐた歡びを、新らしく見出させてくれた。

団員のそんなに変わつてきた姿を見て、福尾は心愉しく建設の成る日を待ちつづけたのである。

(2) 油が少なくなったので、芯を落として彼は昔から愛してゐる賢治の詩集を開いた。

——(一体自分はどうかしたらいいのか、この偉大なる青年たちのために、何になつたらいいのか。)

雨ニモマケズ

(中略)

ナリタイ

—(さういふものにわたしはなりたいたい…。さういふものにわたしはならなければならない！)

福尾は一夜を事務所で明かした。

(3) 盛んなる彼の開拓に燃える闘魂を、やはらかに包み育むがやうに、この朝の静かな心境が、大地の壁に広がって行く欲び、ただそれだけのためのやうだ。

するとなぜか、もう一度『雨ニモマケズ』を、しみじみと読んでみたい気分がしてきた。読めばわかるやうな気がしてきた。

このように短編の小説であるが、農民文学者の打木村治は、賢治の精神を實踐し共有している開拓団の様子や賢治の精神と「雨ニモマケズ」が開拓団の人々の心の支えになっていることをみごとに描いている。

五、賢治の理想郷と石原莞爾の理想郷

さて、ここに至ってこのように満洲の地で賢治の思想や文学が語られることになった背景には、何かあったのかという問題が残った。実はそこには、賢治と松田勘次郎、松田勘次郎と加藤完治、加藤完治と石原莞爾、そして賢治と石原莞爾という関係があり、「理想郷」をめざした四人の存在がある。

周知のように賢治の描いた理想郷は、「イーハトーブ」であった。そのために花巻農学校で「農民芸術概論綱要」を講義としていたが、「新しい農村の建設に努力する／花巻農学校を／辞した宮沢先生」の見出しで報じられた（『岩手日報』一九二六年四月一日）ように退職して、一九二六年八月に「羅須地人協会」を設立する。

それは農村をユートピアにしよとする農村活動の改善であり、近在の篤農家や農学校の卒業生たちが集まった。そこでは賢治の「農民講座」が月三回開かれ、農業化学、土壤学、エスペラント語などを学び音楽などで楽しんだという。

松田勘次郎については、安藤玉治の『「賢治精神」の実践』に詳しいので、以下それによって述べてみる。(注2)松田は山形県最上郡稻船村に生まれて地元の学校を卒業し、一九二六年四月に賢治の母校であった盛岡高等農林学校に入学（別科一九二七年三月修了）する。一二月に初めて賢治の「羅須地人協会」を訪問し、翌一九二七年の卒業時に再び訪ねて「小作人たれ」「農村劇をやれ」という生涯の教訓を受けている。同年八月には自作戯曲を携へて花巻を訪れ、賢治の助言や題名「水涸れ」を付けてもらっている。一九二八年八月に病で「羅須地人協会」を中断していた賢治を訪れ、この四回目が最後の出会いとなった。

盛岡高等農林学校を卒業した松田は、帰郷して賢治の教えを実践するため一九二七年四月に「鳥越具楽部」を設立する。九月には、農民劇「水涸れ」を神社の土舞台で公演し、貯水池築造の気運を高めるなど共働の村づくりを始める。そして一九三二年になると「最上共働村塾」を設立、本格的な実践・運動を開始するのである。

また一九三八年五月には賢治の教えを守り、土と取り組み、よき村の建設に力をつくした一〇年間の生活記録である『土に叫ぶ』（羽田書店）を出版する。これは発売されるとすぐに全国の農業青年を中心に熱狂的に受け入れられ

ベストセラーとなった。そしてこの本の冒頭に「恩師宮沢賢治先生」の章があったことから、賢治の名前と作品は全国の読者に知られるようになっていった。さらに八月には、新国劇により上演されるほどの人気になったことから、一般の人々にまで賢治の名は広まっていったのである。この年の一月に松田は、花巻の賢治の詩碑を訪ね、宮沢家や賢治の教え子たちに迎えられ、賢治の霊前に『土に叫ぶ』を捧げ、自らの活動を報告している。

一九三九年三月には羽田書店より『宮沢賢治名作選』を出版、文部省推薦となる。また同年一月に落成した塾舎「土に叫ぶ館」の仏間に大軸の「雨ニモマケズ」を掛け「本当に故宮沢賢治先生を塾長として、善き師として仰ぎ精進すること」を誓っているのであった。開塾式では賢治の「精神歌」合唱したというくらい、松田は賢治の信奉者であったのである。

その松田勤次郎と加藤完治とは、加藤が校長を務める「日本国民高等学校」に一九二八年入学することで結びつく。加藤完治（一八八四年～一九六七年）は東京市に生まれ、東大工学部から農業部に編入、一九一一年に卒業する。卒業後帝国農会や内務省に勤めたが、農民として生きる決心をして農本主義者、山崎延吉校長の「愛知県立安城農林学校」に勤める。農村青年教育を始めて、一九一五年山形県自治講習所の初代所長となる。その実績をもとにした私塾が、日本国民高等学校である。松田はここで一年間学んでいる。

また加藤は、満蒙開拓の父と叫ばれる人である。満蒙開拓移民を推進、満蒙開拓青少年義勇軍の設立にかかわり、一九三八年に満蒙開拓青少年義勇軍訓練所を開設している。松田と加藤の関係や松田と大陸移民については、遠藤純が詳しく論じている。^(注2)それによると松田が加藤より受けた影響について、日本国民高等学校は「大陸移民・満州開拓

を全面的に支援する国内拠点」であり、「軍事教練を主にのちに満蒙開拓青少年義勇の人材育成機関として機能」したところである。ここで松田は加藤完治の「古神道について理論武装し、移民論でもって農村窮乏の打開策とする加藤の厳格なる教育を受けていたのである」という。その松田は加藤の思想を強くにじませたものと見られる「移民劇」を一九三〇年に上演している。

さらに遠藤は賢治が満洲の開拓にたづさわる人々に受け入れられた理由について、農本主義的効力をあげている。

こうした異郷の地で賢治の理想が語られたことの背景には、加藤完治の影響のもとに植民地政策肯定派となり、全国の農に携わる青年たちに影響を持った松田甚次郎の運動・存在を見逃すことはできない。結果的にはあるが、松田は強固な天皇制崇拜を軸に「農」Vという国策へと傾斜し、大陸開拓と賢治を結びつける起因を築いたといえるだろう。

以上を見てみると、満洲において賢治が取り上げられたのは、いうまでもなく農本主義的な効力をもって存在していたといえる。国内における有名な「雨ニモマケズ」の受容もまた、この系譜上に属するように思えるのである。

しかし、賢治と満洲との関係を考えるとき、もう一人忘れてはならない。それは、石原莞爾（一八九九年～一九四九年）の存在である。石原は、山形県鶴岡市に生まれた。一般的には一九三〇年代において重大な役割を果たした陸軍軍人

で、法華経、日蓮信仰と結び付いた独自の歴史観、戦略を持っている人物といわれている。また、「満州事変」(一九三一年九月一八日)を立案・実行・成功に導き、「満洲国建国」(一九三二年三月一〇日)を推進したとして有名である。賢治と石原莞爾との共通点は、いくつかあげることができる。まず同じ東北出身者(岩手県と山形県)であり、同世代(一八九六年八月生れと一八九九年一月生れ)である。また多少異なるが理想郷(「イーハトーブ」「羅須地人協会」と「ユートピア」としての満州国)の建設をめざしたことで共通する。さらに法華経、国柱会の会員であり、主宰者の田中智学に傾倒していたことがあげられる。

賢治と石原の關係について宮下隆二は、理想を夢見た思想家・活動家と述べている。(注26)

宮沢賢治と石原莞爾の師であり、当時の政治家・文化人・宗教家に大きな影響力を持っていた田中智学は、廃仏毀釈の嵐が吹き流れた明治の御世に颯爽と現れた宗教界改革者であった。

(中略)

そして宮沢賢治と石原莞爾は明らかに、日蓮から田中智学に到る、法華宗(日蓮宗)の系譜の中に位置づけられる。彼らはみな、理想郷を夢見た思想家であり、かつその実現のために奔走した活動家であった。

(中略)

賢治と莞爾。イーハトーブと満州国。

それは結局、日蓮に源流を發する同じ理想の、別の表れであったと言える。ただ敢えて言うならば、賢治が

心のユートピアを目指したのに対し、石原は現実のユートピアを実現しようとしたことだった。

賢治の関心が自分の内側に向かい、そこにユートピアを見出したのに対し、石原は自分の外側に敵を見出し、それと戦うことでユートピアを創り出そうとした。

では石原の描いたユートピア。すなわち満州国とは何だったのであろうか。そのことについて、宮下隆二は、次のように述べている。^(注27)

満州国建国に先立つ重要な会議の席に、「南無妙法蓮華経」という額をかけたこと。これは、法華経に基づく、宗教的なユートピアを創ろうという宣言にはかならない。

しかし、後に満洲国は、東条英機をはじめとする軍部や官僚たちとの考え方の違いがあり、石原の本来の意図はまったく異なる方向へ動き、日蓮が願う石原が構想したような「宗教的なユートピア」にはならなかったのである。「五族協和・王道楽土」の理想郷を建設しようとする石原に対して、満洲を日本の「準植民地」にしようとする東条たちと決定的対立があったのである。

また石原は、農業講習会をしばしば開き、農村生活を基盤とする兵教育の方針を打ち出していた。このような考えの石原と、加藤完治との関係について、遠藤純は次のように述べている。^(注28)

強烈な天皇制崇拜を秘め、同時に農に邁進して移民論に行き着いた加藤の教育は当時大陸雄飛をめざした石原莞爾の思想と合致し、愛知県安城農林学校、山形自治講習所を経て、日本国民高等学校で開花・実践されたことになる。

賢治の精神や理想郷を学んだ松田勘次郎は、また加藤完治の思想や理想を学んで、農業政策を実践した。松田の実践は、加藤を経て満洲の開拓の地へと進んでいったのである。その加藤は、石原莞爾の思想と合致した。また賢治・松田・石原は東北出身であり、加藤は東京出身であるが農学部を卒業し、農民として生きる決意をしている。この四人に共通するのは、農村窮乏の打開のための理想郷建設である。そして賢治の理念に基づいた理想郷を、実現しようとした松田は、結果的に満洲開拓と賢治を結びつける起因を築いたのであった。賢治と石原、イーハトーブと満洲国、理想郷を夢見た二人という構図は、こうして生まれたのである。

おわりに

賢治の『春と修羅』（一九二四年四月刊）が、中国広州の大学に在学中の草野心平のもとに届いたのは一九二四年八月であった。その草野により、中国で初めて賢治とその作品が紹介され、交友関係によって広がっていったのであった。草野の同人誌仲間の詩人黄瀛、その友人作家の魯人がいて、そして教育者・翻訳家の錢稻孫が、一九四一年「北国農謡」〔雨ニモマケズ〕を北京で翻訳出版したのである。日中戦争下にもかかわらず、翌年一九四二年に満洲新

京で『風大哥』（風の又三郎）、さらに一九四三年に上海で雑誌『女聲』に「足件繁多的館子」（注文の多い料理店）が出版された。一九四四年には、漢訳「雨ニモマケズ」が雑誌『藝文』や糧穀供出のチラシに掲載された。

当時、日本においては、一九三四年から一九三五年にかけて『宮沢賢治全集』（文圃堂）、一九三九年三月『宮沢賢治名作選』（羽田書店）、同年六月『宮沢賢治全集』（十字屋書店）、同年十二月『風の又三郎』（羽田書店）と相次いで出版される。また、一九四〇年一月一〇日に封切りされた日活映画『風の又三郎』は、文部省推薦映画になったこともあり、全国各地で上映されている。さらに、海外においても一九四〇年一月から一月にかけて、「京城」「満洲」で上映され、「上海」においては『大陸日報』に「映画物語風の又三郎」の記事が連載されている。

「満洲」における賢治の受容の者の多くは、満洲在住の日本人の人々であった。またその中の開拓民は約二七万人であった。一九四四年五月中旬に満洲を訪れた森莊巳池の見聞したものは、数年前に放送して好評だったために再び放送するという奉天放送局ラジオ番組「風の又三郎」の予告記事、賢治を求める人々が多いにもかかわらず日本から入る本が少ないこと、開拓団の団長が賢治を崇拜していて賢治の精神でやっていることなど、満洲在住の日本人たちにおける賢治人気であった。その中心となる作品は、「風の又三郎」と「雨ニモマケズ」である。遠く満洲の地に移住した人々は、両作品に映画の魅力にあったような「童心」と「普遍的な故郷」を感じ、「農村労働に対する忍耐」を感じ取ったのであろう。

しかしまた、もう一方には漢訳されて受容される賢治がいた。賢治の作品は、海を渡った異国の社会に受け入れられ、愛読されたのである。だが政策の道具として、満洲の人々からの「糧穀供出」に使われた「雨ニモマケズ」があ

る。日本においても一九四二年三月に「雨ニモマケズ」は、大政翼賛会文化部編「詩歌翼賛（第二輯）」に採録され、農村労働力の強制的収奪に利用されることもあった。

以上、海を渡った賢治の背景には、賢治を理解して受け入れる中国の人々や社会があったのである。そしてそこには、草野心平や映画の力、また満洲開拓の人々、さらには松田甚次郎・加藤完治・石原莞爾がいたのである。

海を渡った賢治は、一九四〇年代の北京・満洲・上海の地において、こうして翻訳されたのである。

〔注〕

注1 吉川幸次郎「C教授」（初出「婦人之友」一九五二年、『吉川幸次郎全集』第一六巻、一九七〇、筑摩書房）

注2 郷双双「日本占領下の北京における文化人―銭稲孫と周作人を中心に―」（『近代の世界の「言説」と「意象」』（関西大

学近世代国際学術フォーラムシリーズ、二〇一二年一月）

注3 郷双双「三〇年代の北京における銭稲孫像―日本人留学生の目を通して―」（『東アジア文化交流研究』第五号、関西大

学文化交流学教育研究拠点、二〇一二年二月）

注4 梅定娥「芸文書房及びその「出版物に関する人工物発達学的研究」（『人工物発達研究』二巻二号、二〇一〇年三月三十一日

注5 注4に同じ）

注6 岸陽子「三つの『女聲』―戦時下上海に生きた女たちの軌道―」（渡辺澄子編「国文学解釈と鑑賞」別冊『今という時

代の田村俊子―俊子新論』至文堂、一九九五年）

- 注7 劉建輝「戦時下上海の文壇―雑誌『女声』とその周辺を中心に―」（日本近代文学会関西支部二〇〇六年度春季大学シンポジウム「戦時下における中国と日本の文学的を考える―上海Vを視座として―」要旨、二〇〇六年六月一〇日）
- 注8 森莊巴池「『風大哥』のこと」『季刊新児童文化』（復刊第一冊、一九四六年八月）
- 注9 森莊巴池「『雨ニモマケズ』の漢訳」（『朝日新聞 岩手版』一九六九年九月一四日）
- 注10 米村みゆき「第三章 Making 風の又三郎―文部省の戦略と映画教育―」（『宮沢賢治を創った男たち』（青弓社、二〇〇三年）注11 注10に同じ）
- 注12 注8に同じ）
- 注13 森莊巴池「『風大哥』について」（『朝日新聞 岩手版』一九六九年九月七日）
- 注14 注8に同じ）
- 注15 注4に同じ）
- 注16 注4に同じ）
- 注17 上笹一郎「序章 昭和史の少年十字軍」（『満蒙開拓青少年義勇団』（中公新書、一九七三年）
- 注18 宮沢清六編『宮沢賢治全集』別巻年譜、（十字屋書店、一九四四年）
- 注19 川村湊「宮沢賢治と『満州』」（『新校本宮沢賢治全集』（第十一巻）『月報九、筑摩書房、一九九六年一月）
- 注20 山田昌治「第3章、第4章」『興亡の嵐・満州建国大学崩壊の手記』（かんき出版、一九八〇年）
- 注21 菅野正男『土と戦ふ』（刊行委員会、一九八二年）

注22 構大樹「満州に渡った『雨ニモマケズ』―戦中期、宮沢賢治受容の諸相―」（宮沢賢治学会第24回定期大会、二〇一三年九月二三日）

注23 打木村治「もののふの詩」（初出『農村文化』第三二巻第七号、一九四三年七月、『宮沢賢治研究資料集成』第三巻所収、一九九〇年）

注24 安藤玉治『賢治精神の実践―松田甚次郎の共働村塾―』（農山魚村文化協会、一九九二年）

注25 遠藤純「戦時下における宮沢賢治の受容―大陸移民と松田甚次郎―」（『国際児童文学館紀要』第一六号、大阪国際児童文学館、二〇〇一年三月）

注26 宮下隆二「第五章 ユートピアを夢見て」（『イーハトーブと満州国―宮沢賢治と石原莞爾が描いた理想郷―』（PHP研究所、二〇〇七年）

注27 注26に同じ

注28 注25に同じ

慶長・元和「二元政治」期、大名統制策をめぐる問題

—大名の幼少当主の除封と相続を中心に—

鍋本由徳

はじめに

本稿は、慶長・元和「二元政治」期における大名統制について再検討を試みるものである。その主たる目的は、相続年齢、相続状況と大名家内部での騒動と監察派遣との関係をもとに基礎情報の整理にある。

江戸幕府創設期における大名統制は、いわゆる改易策、天下普請を含めた軍事動員に代表され、研究蓄積も少なくない。特に藤野保氏による大名統制の数量的考察は微に入り細に亘るものであり、現在でも多くの情報を引き出すことが⁽¹⁾できる。また、幕藩関係論では、いわゆる「取次」論をはじめ、幕府と大名との交渉に焦点をあてた研究も少なくない⁽²⁾。その研究のなかで、大御所家康と將軍秀忠による、いわゆる「東西分掌」が定説化されて久しい。この「東西分掌」の根拠は、知行宛行状発給と大名本領との関係、秀忠あるいは家康の上洛供奉大名と本領との関係に依拠したものである。八〇年代に「東西分掌」が幕政の前提であったとする森晋一氏の見解は、現在でも慶長期幕政を特徴付ける一つの立論根拠となつてい⁽³⁾るといってよいだろう。

筆者はかつて、慶長・元和期「二元政治」期をめぐる問題の検討を重ねてきた。たとえば、豊前国細川家と徳川家臣とのネットワーク構築の場合、本領が豊前国であった細川忠興・忠利父子は、秀忠家臣との接触を密にして情報収集を重ね、場合によっては「江戸政権」年寄からの指南を受ける事実を確認した⁴⁾。そのほか、土佐国山内家では、慶長期の山内忠義と幕臣との接触は希薄で、慶長後期に先代の一豊との由縁をもつ旧豊臣家大名の子息にあたる徳川旗本―特に秀忠付家臣―と接触していた事実を確認した⁵⁾。忠義はその後、松平定勝の娘で家康の養女阿姫との婚姻により、徳川譜代との親密度が高まり、徐々に徳川家との距離が短くなっていくのである。

このような個別事例の蓄積は、史料制約から必ずしも多いとはいえない状況にある。慶長・元和「二元政治」期の幕政基調を確認する上で、改めてみておくべき項目がいくつか想定される。それらのケースをまとめると、①御家騒動や相続をめぐる大名家内部の問題、②取次・聞次などの情報伝達の問題、③大名家を巻き込む争論の問題、などが挙げられる。このうち、③については、かつて天龍寺塔頭陽春院をめぐる播磨国姫路城主池田輝政と天龍寺塔頭鹿王院との争論を扱った⁶⁾。この争論は大御所家康を中心とする「駿府政権」が主体となっており、將軍秀忠の「江戸政権」は一切関知していないことは明白である。また、池田輝政からの要請に基づき、相手鹿王院を当初から曲事として位置づけた幕府側の対西国大名意識を窺うことができた。なぜ池田輝政へ配慮しなけりなかつたのか、そこに池田輝政と將軍家との個人的な関係が何らかの形で関係しているのではないか、との推測が生まれる。

江戸時代初期、殊に家康の時期において、幕府の組織化は始まったばかりで、家康と側近、家康と大名家、あるいは家康側近と大名家の人脈によって幕政が動いていた。となれば、同類の案件があつた場合、その結論が異なつてく

る可能性は高い。ここから、江戸時代初期の幕政は規則性が提示しにくくなる。慶長期の個別大名の研究の多くは、全体的傾向を俯瞰した上で位置づけたものではなく、個別事例をより詳細に分析したものである。これら個別事例から幕政基調を説く研究があるが―東西二分統治はその一例となろう―、全体的な傾向のなかで、その事例がどのよう^①に位置づけられるのか、という観点に立ったものとはいえないのである。

たとえば、大名統制の代表的な改易(主に除封)をめぐる、同類の理由であっても、処分には違いがある。大名同士での騒動、あるいは大名家臣をめぐる騒動が起きた場合でも、それに対する幕府の対応には違いがみられる。本稿でも若干触れるところであるが、監察の派遣をめぐる、使者が派遣された大名家の状況を明らかにし、その背景を分析する、あるいは江戸時代全般を通じて制度化される過程の追究は先行研究でも確認できる。また、それを受けた個別事例の研究も深化しつつある^②。しかし、それは監察が入った大名の事例であり、同類の事象が起こっても監察が入らないケースも実際にはみられるのである。

その監察について、慶長期に特化した金子憲之氏の研究がある^③。それまでの研究ならびに金子氏の研究の成果をまとめると、監察派遣は、大名家当主が幼少である場合(水戸、小浜、熊本)、相続時に大名家に不安要素がある場合(姫路)、相続時に家臣間内訌がある場合(小浜など)、改易にともなう大名家の抵抗が予想される場合(浜松・越後高田など)に分別される。家康から秀忠政権期における豊臣家と大名(特に豊臣系大名)との関係、幕府組織の未整備などを背景として整理される。

近年、「家督相続にともなう監察使の派遣はよくあることで、藩政の介入として頻繁におこなわれた」と解釈すも

のがある⁹⁾。監察派遣は、幕府による積極的介入と解釈したものである。豊臣政権とその影響を受けた大名家の事例では理解できる。ただし、幕府の基調として大名権力への介入が幕政によくみられるかどうかは検討を要する。それは監察が派遣されていないケースが採り上げられていないからである。先述の通り、全体像の把握なしに、特定のみを以って、それが幕府の政策基調であるとする¹⁰⁾ことができるだろうか。

先に検討した池田輝政と鹿王院の一件の場合、鹿王院と宝泉庵との寺院間争論では、確かに幕府は寺院間争論に入り、積極的に関わった。だが、二次的に起こった鹿王院と池田輝政の争論では、池田輝政優位に処理を進めようとしたことで鹿王院の強い抵抗に遭い、幕府内の対応も分裂し、結果、藤堂高虎の仲介によって解決した。高虎の参画について本多正純の意志が強く表れていたが、高虎にすべてを預ける形を幕府は求めたのである¹¹⁾。この事実は、むしろ幕府が積極的介入することを避けた事例である。その一方で、輝政の死去後には監察が派遣された。幕府には、積極的介入をする場合と、そうでない場合とが存在するのである。

本稿では、慶長・元和「二元政治」期における大名統制と幕府基調を知るための前提となる数量的な再整理と若干の分析を試みることにした。監察の派遣が幕府の大名介入度を示すものであるならば、当該期の大名家にはどのような移動があったのか。相続（隠居・遺領）や除封の全体状況を俯瞰し、その傾向を把握した上で、従来から採り上げられている具体的な監察派遣事例を検討する素材を出すことができよう。

大名家内部で何らかの事故が発生した場合、そこどのような力が作用していたのか、その端緒を見ることができるとすれば、それが慶長期大名家と幕府との関係の実態を知る手がかりとなると思われる。

一、法度にみる大名家の除封、相続年齢規定との関係

1. 末期養子の禁止と相続年令

江戸時代初期の相続について、いわゆる末期養子の禁止はよく知られている。当主死去間際の養子願の禁止により、当主が突然死去した場合、その武家は無嗣絶家となり改易対象となった。事実、無嗣絶家を理由に除封された大名は少なくない。後の慶安事件が起こる背景の一つが、無嗣絶家による改易であったことはよく知られていることである。江戸幕府が創設されてから家康が死去するまでの間に改易された大名数をみると、その数は表1にみられるように三七家である。そのうち、無嗣絶家となった大名とその年齢を挙げると、武田信吉(21)・堀鶴千代(9)・松平忠吉(28)・稲葉通孝(不明)・中村一忠(20)・金森長光(7)・平岩親吉(70)・松平(竹谷)忠清(28)・大久保忠佐(77)・藤田信吉(57)の一〇名を数える。改易時の年齢では、一〇歳未満が二名、五〇歳以上が三名となっており、最年少で数えて七歳、最高齢は七七歳である。いずれも実子がいない、養子を迎えられなかった、養子を迎えてもその者が早逝したことによって除封された。

さて、実子・養子のいずれにせよ、大名家の相続をめぐる規定が法として整備されていくのは三代家光の寛永期である。^①慶長から寛文までの武家諸法度や条々(諸士法度)をみると、家康(慶長二〇年令)・秀忠(元和三年令)の頃には「器用」を国主の条件としているが、年齢についての規定はない。続く、家光(寛永六年令・寛永一二年令)の場合は、寛永六年に「器用」の記載はあるが、寛永一二年令や家綱(寛文三年令)の場合は、「器用」の用語は現

表1 大名改易表（慶長8年2月～元和2年4月）

年代	大名	年齢	収公領知	領知高	理由
慶長8年9月	武田信吉	21	常陸水戸	150,000石	無嗣絶家
慶長11年	堀鶴千代	9	越後蔵王堂	40,000石	無嗣絶家
慶長12年3月	天野康景	71	駿河興国寺	10,000石	幕命違背
慶長12年3月	松平忠吉	28	尾張清洲	520,000石	無嗣絶家
慶長12年7月	稲葉通孝	—	豊後国内	14,000石	無嗣絶家
慶長12年12月	稲葉通重	—	美濃清水	12,000石	婦女狼藉
慶長12年12月	津田信成	46	山城御牧	13,000石	婦女狼藉
慶長13年6月	筒井定次	47	伊賀上野	200,000石	不行跡
慶長13年6月	前田茂勝	27	丹波八上	50,000石	狂気
慶長14年3月	小笠原吉次	62	常陸笠間	30,000石	不正
慶長14年5月	中村一忠	20	伯耆米子	175,000石	無嗣絶家
慶長14年9月	木下勝俊	41	備中足守	25,000石	幕命違背
慶長14年9月	松平(桜井)忠頼	28	遠江浜松	50,000石	被殺害
慶長14年10月	水野忠胤	—	三河水野	10,000石	家臣による殺害
慶長14年	桑山清晴	—	和泉谷川	10,000石	秀忠の勸気
慶長14年	皆川広照	62	信濃飯山	10,000石	家臣による讒言
慶長15年閏2月	堀忠俊	15	越後高田	300,000石	家老同士の争論
慶長16年10月	金森長光	7	美濃上有知	20,000石	無嗣絶家
慶長16年12月	平岩親吉	70	尾張犬山	123,000石	無嗣絶家
慶長17年3月	有馬晴信	46	肥前日野江	40,000石	岡本大八事件
慶長17年11月	松平(竹谷)忠清	28	三河吉田	30,000石	無嗣絶家
慶長18年正月	山口重政	50	常陸牛久	15,000石	無断婚姻
慶長18年3月	青山成重	65	下総飯田		大久保長安連座
慶長18年9月	大久保忠佐	77	駿河沼津	20,000石	無嗣絶家
慶長18年10月	里見義高	—	上野板鼻	10,000石	勤務不良
慶長18年10月	富田信高	—	伊予宇和島	120,000石	坂崎直盛と争論
慶長18年10月	石川康長	60	信濃松本	80,000石	大久保長安連座
慶長18年10月	高橋元種	43	日向延岡	50,000石	富田信高に連座
慶長18年10月	石川康勝	—	信濃奥仁科	15,000石	石川康長連座
慶長19年正月	大久保忠隣	62	相模小田原	65,000石	幕命違反
慶長19年7月	佐野信吉	49	下野佐野	39,000石	富田信高連座
慶長19年9月	里見忠義	21	安房館山	122,000石	大久保忠隣連座
慶長20年5月	豊臣秀頼	23	摂津大坂	657,000石	大坂夏陣敗戦
慶長20年6月	古田重然	72	不明	10,000石	大坂夏陣敗戦
慶長20年6月	福島高晴	43	大和宇陀松山	31,000石	大坂夏陣で密告
慶長20年閏6月	織田信重	—	伊勢林	10,000石	遺領争論
元和元年12月	藤田信吉	57	下野西方	15,000石	無嗣絶家

れなくなる。また、年齢についての規定も見られない。ただ、存生のうちに言上せよ、というのみである。

継嗣を願い出る時の当主の年齢範囲は、五代徳川綱吉による天和三年（一六八三）の武家諸法度に明確に現れた。そこには、「養子は同姓相応之者を選ひ若無之におるては由緒を正し存生之内可致言上五拾以上十七以下之輩及末期雖致養子吟味之上可立之」とある。¹⁴この規定は慶安四年（一六五二）一月以来の末期養子の禁止緩和に基づいているが、慶安四年の際は、五〇歳との上限は定めてあるものの、一七歳の下限は定められていない。¹⁵

一方、諸士法度では、寛永九年（一六三二）・寛永十二年のものに跡目の項目が記載される。ここでは年齢について記されていない。そして、寛文三年（一六六三）の法度に「跡目之儀養子は存生之内可致言上及末期雖申之不可用之雖然其父年五拾以下之輩は雖為末期依其品可立之拾七歳以下之もの於致養子は吟味之上許容すへし」と、具体的な範囲が示される。¹⁶

諸士法度では、寛文三年令で跡目に関する規定が明文化されたが、その三カ月前に出された武家諸法度では跡目の関する規定を欠いている。武家諸法度の記載パターンが変更され、「国主の器用」の記載が消えたのは寛永一二年令である。寛文三年令に跡目に関わる記述がないのは、寛永一二年令を継承していることに起因する。慶長二〇年令・元和三年令・寛永六年令が記していた跡目の前提・条件としての「国主の器用」の条件は、すでに自明となっているのである。

末期養子禁止の緩和は、慶安四年二月一日、大名と旗本が江戸城に呼ばれて発表されたとされる。その仰渡のなかで「一御家人之面々五十歳ヨリ内ニテ及末期養子ノ願仕候者」との記述が根拠となる。¹⁵「御家人」とあるが、大

名が当日江戸登城していることから、いわゆる御目見未滿の御家人ではなく、大名と旗本を含めた武家全般のことをさす。大名・旗本にとつて、跡目は重要な案件である。末期養子の禁止が大名改易の大きな要因となる以上、それを緩和したことは、武家社会のあり方を変える画期となる。しかし、それでも寛文三年の武家諸法度では末期養子の禁止緩和がすぐに反映されず、天和令になつてはじめて年齢を記した。

また、養子に限らず、跡目全般について記したものは六代徳川家宣による宝永七年（一七一〇）の武家諸法度である。この時の武家諸法度は、一項目の内容が非常に細かい。相続については養子・実子・他姓養子などについて記されており、その冒頭で「継嗣は其子孫相承すへき事論するに及はず、子なからんものハ、同姓の中その後たるへき者を撰むへし、凡十七歳より以上は其後たるへき者を撰ミ、（後略）」と定められた⁽¹⁶⁾。ただ、この形式は踏襲されず、八代將軍徳川吉宗による享保二年（一七一七）の武家諸法度では再び従来の形式に戻される。

ここまで見てきたように、武家の相続をめぐる何らかの年齢制限や規制について、江戸時代の前期を通じて実子については基本法に明確に記されず、養子縁組みをする場合の規定のみが明記された。嫡子がいる場合は、その器量をみて判断し、嫡子の器量に問題があると判断した場合に、養子を迎える段取りをとればよく、事故による急死がない限り、通常は当主自身の年令を気にする必要はない。しかし、嫡子がない場合は、家の存続に関わる大きな問題となり、当主として養子を迎え入れる準備を早めに整えておく必要があつた。

幕府としては、末期養子を願ひ出る許容範囲として、その上限を五〇歳、ついで下限を一七歳としたのである。これが武家当主としての意志を明確に反映させることができる範囲となる。幕府は、当主が「凡そ一七歳より以上」で

あれば、自身の判断で家政そして国政（藩政）を掌ることができると考え、そして、五〇歳までの間に相続のあり方の決定を大名家に要求した。現在と異なり、長寿命ではない江戸時代であることを鑑みれば、五〇歳までに跡継ぎを考えることに不自然さはなく、逆に、継嗣を考えていないことで、当主としての器量が疑われるからである。

2. 相続年齢の実態

次に相続の形態であるが、江戸時代中期・後期になると、相続の多くが隠居相続となる。しかし、江戸時代初期の相続の多くは遺領相続である。隠居の形態をとれば、突発的に事故が起これない限り、隠居と当主との併存時期があり、次代へスムーズに家名を維持することが期待できる。⁽¹⁷⁾江戸時代初期の場合の隠居も家名存続を図る上の意味が皆無とはいえないが、むしろ家政や藩政の安定をめざすための「二元支配」を実施するためである。江戸時代初期の場合、隠居と当主はともに権力の主体であり、その点で両者とも「領主」であり「殿」として理解された。⁽¹⁸⁾

慶長八年二月二日から元和二年四月一七日までの入封と相続の状況をもとにして、おおよその相続年齢層の割合を出してみると、図1のようになる。年齢層は、一七歳未満、一七〜二〇代、三〇代、四〇代、五〇歳以上にわけ、大枠では、一七歳〜四九歳、それ以外となる。これは、先にみた養子相続の年齢制約を便宜的な基準にしたものである。当該期の相続、遺領相続と隠居相続を合わせて一二七件を数え、一六歳以下が三五%、一七〜二九歳までが三八%となり、二〇代までで七割強が相続していることがわかる。以下、三〇代で一五%、四〇代で三%、五〇歳以上で五%、不明が四%となる。

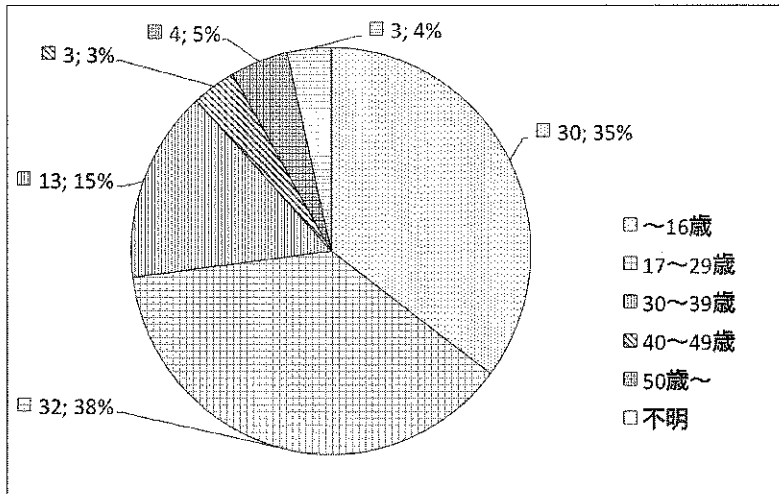


図1 相続年齢層構成

ここで明らかなことは、慶長八年二月から元和二年四月の家康生存期において、一六歳以下の相続者が三割以上を占めている点である。先に、大名家の養子相続年齢をめぐる、一七歳以上五〇歳以下の基準が明文化されたのは四代家綱以後であることを示した。この一七歳という年齢について、大森映子氏の見解によれば、大名家にとっても大きな境目であり、一七歳という年齢へのこだわりが大名家にはあったと指摘しているが、それは慶安以降の大名家が持つ意識として確認できることであり、慶長期の相続状況では、三割以上が一六歳未満であり（御目見も相続以後のケースが散見される）、相続の上で強く意識されていたとは言い難い。言い換えれば、一七歳を強く意識していたとするならば、多くの大名が廃絶されたはずである。

一七歳未満の当主死亡による大名家に対する処遇では、慶長期の場合、堀鶴千代（越後国蔵王堂）と金森長光（美濃国上有知）が一〇歳に至らずに無嗣絶家で除封された。ちなみに、無嗣絶家ではないが、一五歳の当主堀忠俊は家臣騒動を収拾できず、国政

表2 相続時の先代死亡年齢

表記年次	大名(相続は→印)	先代死亡年齢	継嗣相続年齢	領知
慶長12年	平岡頼勝→平岡頼資	48	3	美濃国徳野
慶長12年	松平(大須賀)忠政→松平(大須賀)忠次	27	3	遠江国横須賀
慶長13年	金森長近→金森長光※	85	4	美濃国上有知
慶長12年	稲葉道通→稲葉紀通	38	5	伊勢国田丸
慶長17年	奥平忠政→奥平忠隆	33	5	美濃国加納
慶長19年	秋月種長→秋月種春	48	5	日向国高鍋
慶長17年	土屋忠直→土屋利直	31	6	上総国久留里
慶長17年	久留島長親→久留島通春	31	6	豊後国森
慶長9年	堀尾忠氏→堀尾忠晴	27	6	出雲国富田
慶長19年	奥平家昌→奥平忠昌	38	7	下野国宇都宮
慶長19年	小笠原信之→小笠原政信	45	7	下総国古河
慶長13年	北条氏盛→北条氏信	32	8	河内国狭山
慶長16年	大久保忠常→大久保忠職	32	8	武蔵国騎西
慶長11年	水谷勝俊→水谷勝隆	65	10	常陸国下館
慶長11年	堀秀治→堀忠俊	31	11	越後国春日山
慶長16年	加藤清正→加藤忠広	50	11	肥後国熊本
慶長17年	蒲生秀行→蒲生忠郷	30	11	陸奥国会津
慶長9年	松平(大給)一生→松平(大給)成重	35	11	下野国板橋
元和元年	榊原康勝→榊原忠次	26	11	上野国館林
慶長10年	前田利長→前田利常	44	12	加賀国金沢
慶長15年	島津以久→島津忠興	61	12	日向国佐土原
慶長8年	松浦久信→松浦隆信	33	12	肥前国平戸
元和元年	宗義智→宗義成	48	12	対馬国府中
慶長12年	結城秀康→松平忠直	34	13	越前国北庄
慶長15年	本多俊政→本多政武	60	13	大和国高取
慶長10年	山内一豊→山内忠義	61	14	土佐国高知
元和元年	池田忠継→池田忠雄	17	14	備前国岡山
慶長10年	大関資増→大関政増	30	15	下野国黒羽
慶長19年	松平(大給)家乗→松平(大給)乗寿	40	15	美濃国岩村
慶長19年	織田信包→織田信則	72	16	丹波国柏原

※金森家は可重が家督を相続するので、遺領の分知となる

する器にないとの理由で除封されている⁽²⁾。

堀鶴千代と金森長光の無視絶家は当主の早逝によるもので、年齢的に嫡子を作ることはまず不可能で、実子・養子いずれも想定していなかったといえる。このような状況は、除封された二家にとどまらず、幼少での遺領相続をおこなった他の家もほぼ同様ではないだろうか。前ページの表2は、幼少相続した時の先代死亡年齢を示したものである。二〇代から四〇代での死去がほとんどだが、高齢者も散見される。たとえば金森長近の場合、嗣養子であった可重が家督を相続して本領の飛騨国高山を受け継ぎ、実子の長光は、長近遺領の一部を幼少にて相続したケースとなる⁽²⁾。その点で、家督はすでに可重が継いでいたこともあり、金森家自体の存続を左右するものではなかった。

幼少での相続は先代当主が若年にて死去したことが要因であるが、それが幼少当主の相続を妨げる理由にはなっていない。先代が五〇代前後で死去し、相続した当主が幼少であるケースもあるが、それは例外的なケースとして理解することができよう。

ところで、近世武家社会は儀礼社会である。通過儀礼も相応に経なければならぬ。相続に際しても必要な手続きがあり、その資格が明文化されていなくとも、目安はあった。その一例が元服や御目見となる。江戸時代の場合、将軍家との御目見を済ますことは、大名家の相続者としての認定に重要な意味を持つとされている。『寛政重修諸家譜』などに、将軍家との御目見が掲載されるのは、大名家にとって御目見が相続するための重要な手続きだからである。元服などの一通りの通過儀礼を済ませる年齢は、家によって異なっており、少なくとも慶長期に年齢が明確に規定されることはなく、また、相続年齢についてもかなり緩やかなものであった。幕府にとって看過できない事情がない限

り、幼少での相続は可能であり、幼少であることだけをもって改易とはならない。一七歳による相続を一定度の基準と設定したのは、寛永以後になつてからとなる。

以上、当主が幼少にて死去したことでの改易（除封）は、嫡子も嗣養子も用意せず、また幕府も嗣養子を指示しなかつたということになる。当主が二〇代・三〇代で死去し、幼少の当主がそのまま遺領を相続することに大きな障害はない。しかし、無条件で遺領相続を認めたか否かについては別で、家の内部で問題を抱える場合、幼少の当主には重すぎる領知を持っている場合など、ケースはさまざま想定できる。そこで、次章では、先代の隠居にもなつて幼少にて相続したケース、そして幼少にて遺領相続したケースを一つ一つ知り得る範囲でまとめ、相続が可能であつたケースのパターンについてまとめていくことにしよう。

二 大名家相続と監察派遣の関連性についての考察

本章では、より具体的に大名家の相続状況のパターンを検討していく。繰り返しになるが、慶長期において監察が派遣された事例のパターンは、おおむね、①当主が幼少である（国政への不安）、②大名家内部（家臣含む）に不穏要素がある、といったものである。重複要因もあるが、①に相当する者は、大須賀忠次（遠江国横須賀）・徳川頼宣（常陸国水戸）・京極忠高（若狭国小浜）・加藤忠広（肥後国熊本）・徳川義直（尾張国名古屋）、②に相当する家は京極忠高・加藤忠広・池田利隆（播磨国姫路）となる。

表3-A 隠居／幼少／領知 50,000 石未満 (領知高順)

年次	相統	年齢	領知	領知高
慶長10年	大関資増→大関政増(養子)	15	下野国黒羽	20,000

表3-B 遺領／幼少／領知 50,000 石未満 (領知高順)

年次	相統	年齢	領知	領知高
慶長9年	松平(大給)一生→松平(大給)成重	11	下野国板橋	10,000
慶長13年	北条氏盛→北条氏信	8	河内国狭山	11,000
元和元年	宗義智→宗義成	12	対馬国府中	11,800
慶長17年	久留島長親→久留島通春	6	豊後国森	14,000
慶長12年	平岡頼勝→平岡頼資	3	美濃国徳野	20,000
慶長17年	土屋忠直→土屋利直	6	上総国久留里	20,000
慶長19年	小笠原信之→小笠原政信	7	下総国古河	20,000
慶長16年	大久保忠常→大久保忠職	8	武蔵国騎西	20,000
慶長19年	松平(大給)家乗→松平(大給)乗寿	15	美濃国岩村	20,000
慶長15年	本多俊政→本多政武	13	大和国高取	25,000
慶長19年	秋月種長→秋月種春	5	日向国高鍋	30,000
慶長15年	高津以久→高津忠興(三男)	12	日向国佐土原	30,000
慶長11年	水谷勝俊→水谷勝隆	10	常陸国下館	31,000
慶長19年	織田信包→織田信則	16	丹波国柏原	36,000
慶長12年	稲葉道通→稲葉紀通	5	伊勢国田丸	45,700

表3-C 隠居／幼少／領知 50,000 石以上 (領知高順)

年次	相統	年齢	領知	領知高
慶長17年	奥平忠政→奥平忠隆	5	美濃国加納	100,000
慶長10年	前田利長→前田利常	12	加賀国金沢	1,195,000

表3-D 遺領／幼少／領知 50,000 石以上 (領知高順)

年次	相統	年齢	領知	領知高
慶長12年	松平(大須賀)忠政→松平(大須賀)忠次	3	遠江国横須賀	55,000
慶長13年	金森長近→金森長光	4	美濃国上有知	61,000
慶長8年	松浦久信→松浦隆信	12	肥前国平戸	63,200
慶長19年	奥平家昌→奥平忠昌	7	下野国宇都宮	100,000
元和元年	榊原康勝→榊原忠次	11	上野国館林	110,000
慶長10年	山内一豊→山内忠義(養子)	14	土佐国高知	202,600
慶長9年	堀尾忠氏→堀尾忠晴	6	出雲国富田	240,000
元和元年	池田忠継→池田忠雄	14	備前国岡山	282,000
慶長11年	堀秀治→堀忠俊	11	越後国春日山	450,000
慶長16年	加藤清正→加藤忠広	11	肥後国熊本	515,000
慶長17年	蒲生秀行→蒲生忠郷	11	陸奥国会津	600,000
慶長12年	結城秀康→松平忠直	13	越前国北庄	670,000

これらに類似した事例はどれほどあるのか。同じ状況にある大名家に対して、幕府は同じ対応をするのか。監察の派遣があった大名となかった大名との違いがどこにあるのか。そこで、当該期のものを機械的に抽出し、遺領（あるいは隠居）相続した大名家について類型化しておきたい。年齢・領知高を基準にわけた場合、以下の四パターンになる。

- 1 隠居相続した新当主が幼少で、領知高が五万石未満。
 - 2 遺領相続した新当主が幼少で、領知高が五万石未満。
 - 3 隠居相続した新当主が幼少で、領知高が五万石以上。
 - 4 遺領相続した新当主が幼少で、領知高が五万石以上。
- 幼少の年齢層は一六歳未満を対象とした。また、領知高については、五万石を境にして設定した⁽²⁾。結果、三〇家が抽出された。では、それぞれのパターンについて、状況を整理してゆく。

1. 隠居相続・当主が幼少・領知高五万石未満（前掲表3―A）

このカテゴリーは、領知の相続が隠居をとまなうもので、当主が一七歳未満、領知高が五万石に満たない者である。該当する事例は、慶長一〇年、大関資増から政増へ相続した一件（下野黒羽）のみであった。資増は三〇歳で死去し、嫡男がいなかったため、甥の政増が家督を継いだ。相続後の状況については不詳である。相続時、政増は一五歳になっていたが、隠居した資増が政増の後見人についた。監察が入っていないのは、一五歳の当主に後見人が付いていたこと、家の内部に大きな問題を抱えていなかったことが要因と考えられる⁽²⁾。

2. 遺領相続・当主が幼少・領知高五万石以下（前掲表3―B）

このカテゴリーは、領知の相続であり、当主が一七歳未満、領知高が五万石に満たない者である。該当する事例は一五件抽出できた。相続最年少は三歳の平岡頼資（美濃国徳野）である。先述のように、幼少による遺領相続は、先代当主が若年で死去したことによるケースがほとんどである。このなかで監察が派遣された事例はない。

ただし、家の内部で問題が皆無だったとは限らず、相続をめぐる幕府に何らかの働きかけをした家がみられる。相続をめくり、兄弟の間で問題が発生したのが慶長一九年に相続した織田信則（丹波国柏原）である。信則には兄信重がいたが、実際に家督を継いだのは弟の信則であった。長男信重はこの処置に対し不満であり、そのことを駿府へ訴え出たのである。この訴えに対し、分部光信（伊勢国上野城主）・長野友秀（山田奉行）から、すでに亡父信包の遺言によるものであると伝えられていた。信重の訴えに対して分部氏と長野氏が関係するのは戦国時代の関係に拠っている。まず信包は永禄一一年（一五六八）に伊勢地方に勢力を振るっていた長野氏の名跡を継いでいた。分部光信の養父光嘉は織田信包に仕官していたことがあり、信包が流浪の身となって以後、秀吉に仕官していた。光信の実父は長野次右衛門であり、やはり長野一族と血縁関係がある。織田・分部・長野三氏の戦国時代以来の縁により、信重の訴えが認められないことを説いていたのである。

しかし、この訴えは幕府に提出されており、その判断を待たねばならなかった。慶長二〇年閏六月二九日、駿府年寄の本多正純・成瀬正成・安藤重次の三名が家康にこの訴えを家康へ伝え、訴訟は受け入れられず、逆に領知収公と

なつたのである。なぜ信包が信重ではなく信則に家督を継いだのかは不詳であるが、家の内部で問題が発生したこと(2)は事実である。しかし、柏原へ監察が置かれなかった。その理由として考えられることは、信重が駿府へ訴え出たことで信重個人の問題として扱われたこと、家康の直裁となつてゐること、信則の領知には直接関わつていない状況などである。

また、一族のなかに改易された者がいたにもかかわらず、連坐とならずに相続が認められた家が稲葉家(伊勢国田丸)である。稲葉道通から稲葉紀通の場合、五歳の相続である。この稲葉家は二つの家に別家し、その相続形態もやや複雑である。稲葉家は、重通、通重と続くが、通重は狼藉によつて慶長一二年に改易され、通重の息子も稲葉正勝の家臣となつてゐた。この段階で通重の流れは途絶える。重通の兄弟には稲葉正成、稲葉道通がいるが、それぞれ別家を起こしてゐた。

また、通重には兄の利貞がいたが、外祖父牧村政倫の家を継いでゐた。牧村利貞は朝鮮出兵時に死去し、その後を通重が継ぐこととなつた。通重は牧村を名乗らず稲葉をそのまま名乗つてゐた。死去した利貞には息子が一人いたが、幼少であることから叔父の通重が仮に遺領を支配したのである。しかし、その後、通重は家督を利貞の息子に移譲することはなく、関ヶ原合戦後に転封となつて伊勢国田丸へ入つた。

ここで稲葉家の家系をみておこう。稲葉正成は紀通の伯父にあたり、家光の乳母で、後に春日局と名乗る重通の養女は叔母となる。この叔母が家光の乳母となつたのは慶長九年であるが、その前に正成と婚姻関係を結んでおり、正成も別家を起こし、慶長二年に正勝が生まれてゐる。慶長一二年に伯父通重が改易された時、その兄弟である正成、

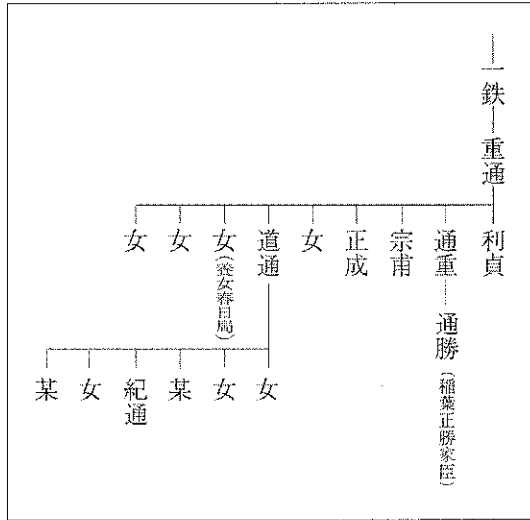


図2 稲葉家略系図

道通らは連坐しなかった。父道通は関ヶ原合戦で家康に附属したが、慶長一〇年の秀忠上洛に供奉している。紀通は慶長八年生まれで、慶長一二年に封を継いだ時は五歳である。通重の改易に連坐せず、そのまま家を維持できたこと、複雑な事情があるにもかかわらず、伊勢国田丸へ監察が派遣されていない点に特徴がある。⁽²⁸⁾ 徳川將軍家との親疎が関係しているのだろうか。

次に三歳から八歳で相続した家についてみてみよう。三歳で相続したのは平岡頼資(美濃国徳野)である。平岡頼勝は元小早川秀秋の家臣であり、関ヶ原合戦時、家康に与するよう秀秋に進言した人物とされる。家康の麾下に入ったのは慶長一〇年であり、その二年後に死去した。三歳の頼資が相続した時の状況や後見人について不明である。⁽²⁹⁾

秋月種春(日向国高鍋)は慶長一九年、五歳で遺領を相続した。慶長一八年二月一九日に家康と、その翌日に秀忠と御目見した。江戸にて種長が四八歳で死去して半年ほど過ぎた時である。もともと種長の跡は嗣養子として迎えられていた種貞が継ぐはずであったが、慶長一八年に病弱を理由に廢嫡され、その子である種春が種長の養子に入つて嫡男となつていた。大坂の陣では家老が名代として参陣し、本多正信のもとで役を務めていた。種春の帰国は寛永

元年（一六二四）であることから、実質的な領知経営は家老がおこなっていた。^①

久留島通春（豊後国森）は慶長一七年、六歳で遺領を相続したあと、家康・秀忠に御目見した。父長親は三歳で逝去しており、通春の相続は想定よりも早かったと考えられる。領知高は一万四〇〇〇石であり、相続に際して監察が派遣された記録はない。^②

土屋利直（上総国久留里）は慶長一七年、秀忠の命によって六歳で遺領を相続した。領知高は二万石である。父忠直は三歳と若年で死去したことによる。土屋家へは監察は派遣されていない。^③

小笠原政信（下総国古河）は慶長一九年に七歳で遺領相続した。御目見はその後である。父忠之は酒井忠次の三男で小笠原家へ養子として入っていた。領知高は二万石であり、相続に際して、監察は派遣されていない。^④

北条氏信（河内国狭山）は、北条氏康四男氏規の流れをひく。氏規の息子氏盛は天正一八年（一五九〇）小田原攻めののち、秀吉、家康と仕官先が転々とするも、慶長五年の上杉討伐の際に家康に従軍した。慶長一三年に氏盛が死去し、氏信が八歳で遺領を継ぎ、その後家康と御目見した。領知高は一万一〇〇〇石である。特に監察が入った形跡はみられない。^⑤

大久保忠職（武蔵国騎西）は大久保忠隣を祖父に持つ。父忠常が慶長一六年に死去したため、八歳で武蔵国騎西を相続することになった。祖父忠隣は相模国小田原を領知としていたが隠居ではなく、忠常が別家として領知を与えられていた。忠職の家康・秀忠への御目見は慶長一六年一二月であり、襲封と同年である。忠隣が秀忠に近侍していたこともあり、忠職は幼少の家光に附属することとなった。領知高は二万石である。^⑥

以上、三歳から八歳までの相続をみてみたが、ここで監察が派遣された事例はない。多くの共通点は、領知高が二万石以下と低いことと、相続に際して家内部で大きな問題がなかったことが想定される。幼少当主にとまなう後見人のあり方については今後詳細に確認することが必要であるが、たとえば、大久保忠職が襲封した時、その後見人に忠隣がついていたことなど、安定した後見が付いていた場合には、幼少当主にとまなう監察派遣は実施されなかったと思われる。秋月種春の場合、当主の在江戸が長く、家老が藩政を担っていたところの場合、家老の専制がみられるケースが想定されるが、その予防のための監察は派遣されていない。これも領知規模によるのであろうか。

残りの家についてみてみよう。水谷勝隆（常陸国下館）は慶長十一年に一〇歳で遺領相続した。秀忠への御目見は遺領相続の時であり、慶長十四年、一三歳の時に常陸笠間城の守衛をつとめている。同年の江戸城で開催された猿樂興行にて一門や諸大名の列座の図を家康が見たところ、家康から、皆川と水谷家を加えるべき旨が本多正信・大久保忠隣を通して秀忠へ伝えられたとの話がある。³⁷⁾ 水谷勝隆の相続で監察は派遣されていない。

松平（大給）成重（下野板橋）は、慶長九年に一歳で遺領相続した。家康への御目見はその後である。領知高は一万石であり、監察は派遣されていない。³⁸⁾

宗義成（対馬国府中）は、元和元年に一二歳で遺領相続した。義成が家康・秀忠に御目見したのは遺領相続した時であるが、慶長一八年、父義智の江戸下向の際、秀忠は義成のことを知ったようである。宗氏は中世以来、朝鮮との通交で重要な役割を果たしてきた家であり、幕府にとっても軽視できない存在である。幼少での相続であるが、これまでの外交の経緯から、遺領相続とともに朝鮮使節の撰待を秀忠から命ぜられており、幼少であることが相続の妨

表4 大名家の状況(1) ※5万石未満遺領相続

年次	相続	年齢	監察	特記事項
慶長12年	平岡頼勝→平岡頼資	3	×	頼勝は元小早川秀秋家臣
慶長12年	稲葉道通→稲葉紀通	5	×	徳川将軍家との親疎関係深い
慶長19年	秋月種長→秋月種春	5	×	種春は嗣養子種貞長男、家老が藩運営
慶長17年	久留島長親→久留島通春	6	×	—
慶長17年	土屋忠直→土屋利直	6	×	—
慶長19年	小笠原信之→小笠原政信	7	×	父は酒井忠次三男
慶長13年	北条氏盛→北条氏信	8	×	—
慶長16年	大久保忠常→大久保忠職	8	×	祖父が大久保忠隣
慶長11年	水谷勝俊→水谷勝隆	10	×	家康による高い評価
慶長9年	松平(大給)一生→松平(大給)成重	11	×	—
慶長15年	島津以久→島津忠興(三男)	12	×	島津一族は関ヶ原後も安堵
元和元年	宗義智→宗義成	12	×	朝鮮との交渉、国書偽造疑惑
慶長15年	本多俊政→本多政武	13	×	—
慶長19年	松平(大給)乗寿→松平(大給)乗寿	15	×	—
慶長19年	織田信包→織田信則	16	×	相続をめぐる訴訟

げにはなっていない。一三歳の時にはすでに朝鮮使節の来日を秀忠に建言しており、当主としての役割を十分に果たしていたと判断できる。⁽³⁹⁾ その状況から、監察を派遣して藩政を監察する理由はなかったと判断できる。

本多政武(大和国高取)は、慶長一五年に一三歳で遺領相続した。領知高は二万五〇〇〇石である。この本多家は、父俊政が元豊臣秀長に仕官しており、関ヶ原合戦時に徳川方に付いた家である。政武は寛永一四年に死去し無嗣絶家にて除封されたため、相続状況については不詳である。⁽⁴⁰⁾ 監察は派遣されていない。

松平(大給)乗寿(美濃国岩村)は、慶長一九年に一五歳で遺領相続した。領知高は二万石である。監察は派遣されていない。家康・秀忠への御目見は襲封後の慶長一九年二月で、この時秀忠から時服などを拝領している。その後も大坂夏陣後の秀忠上洛にともなっ

て参内している。⁽⁴¹⁾ その他、嫡男が継がなかった事例として、島津忠興(日向国佐土原)がいる。忠興は宗家島津貴久の弟忠以の三男である。本来であ

れば相統する立場にはなかつた。しかし、兄章久が朝鮮出兵の際に病没したことによって家督相統がまわってきた。慶長一五年に三万石の遺領を一六歳で相統した。家康・秀忠への御目見は相統後であつた。徳川家による関ヶ原合戦戦後処理の際、西軍諸將のうちで島津家（本家）のみが旧領を安堵されていた。その後も、島津家（一族）に対して懲罰的な処分を下すことがなかつたことを踏まえれば、幼少である忠興の相統をめぐって、敢えて幕府が介入することはなかつたと考えられる。⁽⁴⁾

以上のパターンから総合すると、遺領相統で、領知高が五万石未満のケースでは、幼少当主であっても、監察が派遣されていないことが確認できた。若年当主に後見人が付いている場合と不明な場合があつたが、そのことが監察派遣に影響を及ぼしているかは、ここでは判然としない。しかし、逆に幼少であっても監察が派遣されていない事実は明らかである。

また、織田信則のように兄弟間で家督相統争いがあつたとしても、家康（あるいは秀忠）から争論相手への処分なりが伝えられ、裁許が領知経営に影響がないと判断されれば監察は派遣されなかつたようである。さらに領知高は低くとも、宗義成のように外交（朝鮮外交）を担い、幕府にとって重要な家職的役割を担っていた家は、幕府としても存続させるべき家と考えられる。よつて宗家に監察が派遣されて領内統治を盤石にしておくことが期待されているはずである。しかし、幕府から監察が派遣されなかつたのは、宗家内部に大きな問題が生じていないと幕府が判断したためであろうか。⁽⁴⁾

3. 隠居相続・当主が幼少・領知高が五万石より高い（前掲表3—C）

このカテゴリーは、領知の相続が隠居をともなうものであり、当主が一七歳未満、領知高が五万石を超える者である。該当する事例は、慶長一〇年の前田利常（加賀国金沢）と、慶長一七年の奥平忠隆（美濃国加納）の二件である。

前田利常は利家の四男で、慶長五年に利長の嗣養子となり、慶長六年に徳川秀忠の娘の子々姫（珠姫）を室として迎えた⁽⁴⁾。利家は家康とならぶ豊臣政権の五大老であり、利長は家康との間に緊張が走っていた。その緊張関係を緩和するための政略的措置が、母芳春院の江戸下向、嗣養子利常と秀忠娘との結婚であった。江戸開幕前からすでに徳川家との縁戚関係となったとはいえ、それは臨戦態勢下での関係である。

江戸開幕後、秀忠が將軍になった年に利常が相続する。この頃になると前田家と徳川家との関係は以前ほど緊張感が高まってはならず、政略結婚的であった子々姫（珠姫）との婚姻関係は、前田家と徳川將軍家との関係を強くするものとなった。利常の相続後、利長が富山に隠居地を持つて利常の後見をつとめていたようである。しかし、利常は病のため、慶長一四年過ぎには隠居領を返上しており、表向きにはほとんど関わっていない。また、幼少での相続であり、かつ將軍家を除けば列島内最大の領知を保持した家であるが、監察が派遣されていない⁽⁴⁾。

奥平忠隆（美濃国加納）は慶長一七年に相続した。父忠政の母が家康の娘龜姫であることから、家康は外祖父となる。忠政は文祿四年（一五九五）に家康の養子となり、秀忠の偏諱を与えられた⁽⁴⁾。豊臣政権期からすでに徳川家とのつながりは強かった。忠政は一時期菅沼家の養子となっていたが、菅沼定利の死後、慶長七年に父信昌の隠居にもなつて封を継いだ。しかし、忠政も慶長一七年に三三歳で隠居し、五歳の忠隆が封を継いだのである。忠政・忠隆の

二代にわたって後見となつたのは先に隠居していた信昌である。奥平家に監察は派遣されていないが、これは徳川家康の外孫という親疎関係もあるが、祖父信昌の後見があつたことが要因であらう。⁽⁴⁷⁾

4. 遺領相続・当主が幼少・領知高が五万石より高い（前掲表3―D）

このカテゴリーは、領知の相続が遺領であり、当主が一七歳未満、領知高が五万石より高い者である。該当する事例は一二件抽出できた。相続最年少は三歳の大須賀忠次（遠江国横須賀）である。このクラスになると、一〇万石以上の大名が増え、また、徳川家との縁戚関係も深くなる傾向にある。さらに監察が入ったケースもいくつかみられる。まず一〇万石未満での相続をみてみよう。松平（大須賀）忠次（遠江国横須賀）は、慶長一二年に三歳で相続した。もともと忠次は榊原康政の嫡孫にあたる。忠次の父忠政は大須賀家の養子となっており、忠次は大須賀家を継ぐ立場にあつた。さらに母は松平康元娘、叔母は池田利隆室（秀忠養女）となるため、徳川家とのつながりも強い。⁽⁴⁸⁾しかし、この横須賀には慶長一四年に監察が派遣された。石高は五万五〇〇〇石であり、Bでみたパターンとの間に大きな差はない。他の家では監察が派遣されていないクラスである。

他家と大須賀家との相違点はどこにあるか。それは、忠次が相続の二年後に徳川頼宣へ附属した点にある。慶長一四年、徳川頼宣が駿河府中へ入り、頼宣付となつた忠次は頼宣に随うと同時に、横須賀の領知を経営しなければならぬ。領知の経営には後見人がついていた。慶長一四年正月二五日、大須賀家の所領にある遠江国池新田の墾田条規が定められ、その発給人は「大五郎兵衛」すなわち大須賀忠高とある。⁽⁴⁹⁾ここから大須賀忠高が忠次の後見人となつて

いたことがわかるが、そこに別途、監察が派遣されるのである。忠次が単に幼少であったことのみが理由ではなく、領国経営は五歳には過重であり、さらに頼宣付家臣を兼ねている状況であったため、幕府は、領知経営の安定を図るために監察を送る必要があると判断したのである⁽⁹⁾。そのため、横須賀には大御所家康に附属した駿府年寄の安藤直次が派遣された。なお、この安藤直次は頼宣の附家老となる人物である。

金森長光（美濃国上有知）は、1. で述べたように、長近の嗣養子の可重がすでに本領と家督を継いでいたが、高齡の長近の実子である長光にも旧領美濃国上有知六万一〇〇石を相続させた。長光は実子ではあるが、四歳である。本領は別に相続されているため、この相続の際は監察を送らねばならない理由は存在しない。

松浦隆信（肥前国平戸）は、慶長八年に一二歳で相続した。久信の急逝による相続である。久信の父松浦鎮信（法印）は戦国時代以来の領主であるが、久信・隆信（宗陽）が当主である時、彼らの後見人として平戸を治めていた。特に平戸は外交窓口でもあり、慶長八年段階にはオランダ商館が置かれていた。隆信が家を継いだとはいえ、実質的には後見人である鎮信が実質的領主であり、家臣への知行宛行状も二者の連署にて発給した事例が数点見られることから、二元的な領国経営をしていた⁽¹⁰⁾。平戸への監察は派遣されていないが、これは松浦家内部で内訌がみられず安定した藩政が展開されていたためと判断できる。

以上、三件のなかで、後見人があるながらも監察が入ったのは松平（大須賀）忠次の遠江国横須賀である。当主が幼少であったことは確かに一つの理由になるが、他大名家で幼少当主のケースがあっても監察が派遣されないケースが多く、決定的な理由にはならない。横須賀の場合は、忠次が徳川頼宣付となっていた事情も考慮されたとみなければ

ばならないだろう。

最後に一〇万石以上の大名についてみておこう。大名家の規模も大きく、領知経営も幼少の当主では安定性に不安が出てくる。これら大藩をめぐっては、他の家では見られない特徴を持つ家が増えることが想定できる。その点に注目してみよう。

まず、堀尾忠晴（出雲国富田）は、久留島通春同様に、六歳で相続した大名である。しかし領知高は二四万石と圧倒的に高い。忠晴の父忠氏は居所が遠江国浜松にありながらも、慶長三年より前に秀忠の偏諱を与えられ、慶長五年も秀忠とともに行動していた。いわゆる東軍諸将が関ヶ原へ向かって進んだ時は、池田輝政・山内一豊らとともに動いており、秀忠本隊とは別働であった。一方、忠晴は大坂冬の陣では家康の指示に従って陣を動かしていたようであるが、慶長一五年六月に奥平家昌の娘（家康の曾孫にあたる）で秀忠の養女を室に迎え、父忠氏とともに秀忠とのつながりが深くなつていったといえよう。^⑤ 忠晴が相続した慶長九年の段階では、祖父可晴（吉晴）が老年で後見人となり、家政・藩政ともに可晴（吉晴）が助けており、家内部での不穩要素もなかったことが、監察派遣がない要因であつたと考えられる。

奥平忠昌（下野国宇都宮）は、慶長一九年、七歳の時に一〇万石を相続した。御目見は相続後の慶長二〇年である。父家昌は信昌と家康の娘龜姫との間に生まれており、忠昌は、家康の曾孫にあたる。大坂冬の陣では、叔父の忠明が忠昌の家臣を率いて上方へ向かったとされる。^⑥ 家昌の兄弟では、家治が家康の養子となり（ただし天正二〇年三月に一四歳で死去）、忠政は美濃国加納一〇万石、忠明が家治と同じく家康の養子となつて伊勢国龜山五万石の領主となつ

ていた（家治の死後、家治遺領を継いだと考えられる）。このように忠昌の父・叔父は家康の養子となった者が多い。なお、家昌の娘は秀忠の養女となり、慶長一五年に堀尾忠晴の室となっており、徳川將軍家との親疎は近い関係にある。奥平家の内部で問題は生じていなかったようで、監察を派遣する理由はなかったと判断できる。

榊原忠次（上野回館林）は元和元年、一一歳の時に相続した。領知高は一一万石である。榊原康勝には三歳になる息子の平十郎勝政がいたが、勝政は嫡男として認められず、その存在自体が幕府の知るどころではなかった。家譜などによれば、勝政の正室は加藤清正の娘であるが、勝政の実母は某氏であった。このことが康勝の跡を相続できなかった理由となる。康勝が死去した時、幕府の命によって阿部政澄に再嫁することが決まり、この時に内願を受理されれば、その指示に従うと述べたという。その内願とは勝政の取立で、この時初めて幕府は勝政の存在を知ったという。⁽⁸⁾しかし、家中での対立はなく、康勝は無嗣であるとのことと一致していたようである。⁽⁹⁾

無嗣であったが、榊原家は改易されることはなく、嗣養子を迎えて家は存続されることになる。「大須賀家は康高よりこのかた、勲功他に異なりといえども、榊原家には易かたくおほしめされ、今康勝卒して嗣なければ、その遺領を継へきむね仰ありて」と、榊原家存続が優先されて大須賀家の断絶を犠牲にして榊原家の存続を家康は図ったのである。⁽¹⁰⁾家康の命によって、榊原家は存続することとなったが、後見人などは不詳である。勝政の存在などを踏まえれば榊原家の相続をめぐる問題が起こる可能性も否めなかったが、先述の織田信包の遺領相続をめぐる一件同様、相続の決定は徳川將軍家の命であり、異議を挟む余地はなかった。その状況が、監察の派遣がなかった要因のひとつとせらう。

堀忠俊（越後国春日山）は慶長一一年、一一歳の時に相続した。石高は四五万石と大國である。忠俊は慶長一二年に福島へ移動するが、室として本多忠政の娘で家康の養女を迎えていた。また、諱は秀忠の偏諱である。幼少の当主であったが、越後国三条の堀直次と越後国長岡の堀直寄が後見となっていた。両者とも堀秀治の代からその補佐となっており、その点から、領知の経営で大きな問題が発生することは想定されていなかったと考えられる。大藩でありながらも監察が派遣されていないのは、相続当時は安定した家であると判断されたからであろう。なお、堀忠俊は、その後、後見役の堀直次・直寄の争いに巻き込まれることとなる。後見役である家老の対立を抑えるべき人物がおらず結果として、その責を問われて忠俊は改易される。⁽⁸⁷⁾

加藤忠広（肥後国熊本）は、慶長一六年、一一歳の時に相続した。五一万石余の大藩である。熊本には国政沙汰のために藤堂高虎が派遣されている。⁽⁸⁸⁾藤堂高虎は周知のように豊臣取立でありながら、家康に近似して幕政に関与した大名である。大名家に対する監察派遣のなかでも、異例の派遣といえる。当時の状況として一揆が勃発し、他の監察とは違う対応が求められたためである。加藤家の場合は、松平忠直など家門や、遺領相続の段階で徳川將軍家の実子あるいは養女を迎え入れている。忠広が徳川家と縁戚関係を結ぶのは慶長一八年、蒲生秀行の娘で秀忠養女の琴姫を迎え入れてからである。この加藤家の領知経営をめぐる、慶長一七年六月二七日に幕府から代替の下知状が発給されている。内容については本稿の論点とは異なるので省略するが、その発給人は着目すべきであろう。発給人は青山成重・土井利勝・酒井忠世・本多正信の四名である。いずれも秀忠に近侍した、いわゆる「江戸年寄」である。⁽⁸⁹⁾このことは、將軍家と加藤家との関係を考える上で、秀忠の権力伸長を示す一つとなる。⁽⁹⁰⁾

蒲生忠郷（陸奥国会津）は慶長一七年、一二歳で相続した。領知高は六〇万石である。忠郷の母は家康の娘振姫であり、忠郷は家康の外孫となる。秀行の死後、家康・秀忠へ御目見し、松平の称号を与えられ、秀忠からは偏諱を与えられた。⁽⁶¹⁾ 相続年・相続年齢とも、先に加藤忠広と類似しているが、会津への国政沙汰のための大名や監察が派遣されていない。これは会津にて騒動が起きていないことが大きな要因と考えられる。ただし、幕府がまったく会津に関与しなかったわけではない。翌慶長一八年一二月、蒲生家の内部で問題が発生し、家康の直裁によって家臣の岡半兵衛重政が処罰された。⁽⁶²⁾ 重政と忠郷母との関係が險悪となったことが原因とされている。この騒動の直後に監察が派遣されることはなかったが、慶長一九年六月に幕府から下知状が発給された。⁽⁶³⁾ その条文には「下野守幼少之間」と当主幼少であることを背景に、出入發生の防止、訴訟の禁止、家中における私的婚姻の禁止などが書かれている。発給人は明記されていないが「御黒印」とあり、將軍家との親疎関係から秀忠から発給されたものと思われる。よって、蒲生家の場合は、相続直後に起こった問題をめぐり、監察や国政沙汰の者こそ入らなかったが、幕府の指導が入ったことが確認できる。

家門の松平忠直（越前国北庄）は慶長一二年に一三歳で遺領相続した。父結城秀康は家康の息子である。忠直の相続直後は幕府の介入は見られない。秀康の死後、付属家臣らが殉死を企てたが、家康によってそれは制止された。秀康の代から松平家に付属していた家臣がそのまま補佐となることを想定しているからである。ところが、慶長一七年に家老の本多富正と今村盛次らが争論を起こした。越後国堀忠俊の場合と同様、家康・秀忠の直裁となった。ただし結果は異なっており、堀忠俊の場合は改易処分が下されたが、忠直は改易されることなく、忠直の後見として、本

表5 大名家の状況(2) ※五万石以上遺領相続

年次	相続	年齢	監察	特記事項
慶長12年	松平(大須賀)忠政→松平(大須賀)忠次	3	○	大須賀忠高が後見、頼宣付、安藤直次の監察
慶長13年	金森長近→金森長光	4	×	嗣養子可重が本領相続、長光実子
慶長9年	堀尾忠氏→堀尾忠晴	6	×	祖父可晴が後見、室は秀忠養女
慶長19年	奥平家昌→奥平忠昌	7	×	家康曾孫、兄弟は家康養子、姉が秀忠養女
慶長8年	松浦久信→松浦隆信	12	×	祖父鎮信が後見、対外関係
元和元年	榊原康勝→榊原忠次	11	×	庶子勝政の存在を幕府は知らず
慶長11年	堀秀治→堀忠俊	11	×	室は家康養女、数年後に家老騒動で改易
慶長16年	加藤清正→加藤忠広	11	○	領内騒動、藤堂高虎の派遣、江戸年寄からの下知
慶長17年	蒲生秀行→蒲生忠郷	11	△	相続直後に騒動(家康直裁)、秀忠から下知
慶長12年	結城秀康→松平忠直	13	△	数年後に家臣騒動、將軍家直裁、家老の補佐
慶長10年	山内一豊→山内忠義(養子)	14	×	実父康豊が後見、幕閣との関係希薄
元和元年	池田忠継→池田忠雄	14	×	—

※蒲生忠郷の場合は、監察は入らないが、幕府の介入はある。

※松平忠直の場合は、監察は入らないが、家老本多富正への指示が出される。

多富正が越前に戻り、改易された家臣の旧領は本多成重らに与えられ、忠直に付属することとなった。より忠直の領知経営を盤石な体制を企図したもので、改易することは考えていなかったと思われる。⁽⁹⁾

山内忠義(土佐国高知)は、慶長一〇年に一四歳で遺領相続した。一豊の嫡子がいなかったため、一豊弟康豊の子を嗣養子としていた。山内家は長宗我部旧臣との関係に苦慮し、領内経営は決して安定していたとは言いがたい。また相続直後、忠義には幕府関係者との直接的関係も結んでおらず、幕府関係者がいわゆる「取次」として成立するのは慶長末期頃からであった。しかし監察は派遣されない。山内家内部では家の存続を不安視する者もいたようであるが、実父康豊が後見につき、領知経営の安定をめざしており、幕府へ訴え出る、あるいは幕府が危惧するような大きな騒動が起こらなかったからである。⁽¹⁰⁾

最後に、池田忠雄が備前岡山を継いでいる。池田家は、輝政の死後、利隆(播磨国姫路)と忠継の間に緊張関係があったとされ、慶長一八年、姫路に監察が派遣されている。⁽¹¹⁾家康とのつながりが強い忠継と、それに対して秀忠とのつながりが強い利隆との間での問題が、池田家家老

の内部で具現化していたことに起因するが、今回の場合は監察は派遣されていない。

以上、それぞれの家の相続状況を見てきた。幼少当主である、との理由だけで監察が派遣されることはなく、領知高が低い大名への監察もほとんど見られない。後見人の有無、大名家内部での問題有無、領国内における問題の有無などを総合して判断されたものであることは確認できた。しかし、大名家内部での問題が発生した時、当主が改易される例と改易されずにより強固な領知経営をめざすような方策が幕府によつて執られる事例があるように、幕府の対応は必ずしも一致しなかつた。徳川將軍家との親疎関係も、無関係ではないにせよ、必ずしも決定要因とはならないようである。

おわりに

江戸幕府創設期の大名家相続の際、のちに「国目付」の濫觴とも評価される、いわゆる監察が派遣された事例があることは、先行研究ですでに指摘されたことである。今、新たに幼少にて家督相続した家を見たところ、徳川家康の將軍就任から死後、その多くが慶長・元和「二元政治」期であるが、その期間に三〇家の幼少当主がいた。

本稿では、一七歳にこだわらない家督相続の全体像を確認することができた。しかし、監察をめぐる問題は、同じ幼少当主であっても、監察が派遣される場合とされない場合があることは明白で、家督相続をめぐる問題が発生していた織田信則と信重との間では、幕府からの監察は派遣されていなかった。たしかに、幕府へ訴え出たという行為が

徳川家の介入を認めることになるが、領国内での不穏な動きが出る可能性はなかったのであろうか。

監察などを派遣する場合は、従前の見解の通りに大名家内部になんらかの問題が発生した時になるが、(あるいは国政沙汰) 幼少でかつ領知高が高い大名家は、その格に相応して、徳川將軍家との関係も他の(パターン)の家に比して強い。もつとも、姫路池田家のように、輝政の室が家康の娘督姫であったにもかかわらず、相続の際には監察が派遣されたことを考えると、必ずしも監察派遣と徳川家との縁戚関係に相関性があるとも言いきれないところはある。最後に、大名家内部で類似の事件が起きた場合の幕府の対応の違いが課題として残された。大名家同士の争論での問題と合わせて、幕府と大名との関係をさぐり、さらに「駿府政権」「江戸政権」との関わり方を詳細に検討することにより、慶長期における大名統制をより明確に示すことができるのではないだろうか。本稿は、そのための準備とし、今後の課題としておきたい。

注

- (1) 古くは藤野保『新訂幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)、近年では同『近世国家史の研究』(吉川弘文館、二〇〇二年)が挙げられる。
- (2) 八〇年代後半頃から、江戸時代初期の取次をめぐる研究、あるいは人脈形成に関わる研究がさかんにおこなわれている。その代表的なものを取りあげれば、山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』(校倉書房、一九九〇年)、田中誠二『藩からみた近世初期の幕藩関係』(『日本史研究』三五六号、一九九二年四月)、吉村豊雄『近世大名家の権力と領主経済』(清文堂出版、二〇〇一年)、千葉一大『取次・「後見」・「御頼」・「懇意」盛岡南部家の事例から』(『弘前大学國史研究』一〇八号、二〇〇〇年三月)、最近では齋藤隼人『藤堂高虎の人脈ネットワーク』(藤田達生監修『藤堂藩の研究』論考編)、

清文堂出版、二〇〇九年)がある。

- (3) 森晋一「慶長期幕政について」(『海南史学』二二二号、一九八四年)。
- (4) 拙稿「慶長期における徳川秀忠家臣と西国大名」細川忠興・忠利を事例として」(『史叢』五七号、一九九七年三月)。
- (5) 拙稿「江戸初期における豊臣大名と徳川家」土佐山内家の「取次」(『史叢』六三三号、二〇〇〇年二月)。
- (6) 拙稿「慶長期における駿府政権の対大名意識」嵯峨天龍寺塔頭陽春院一件を素材にして」(『戦国史研究』四二二号、二〇〇一年八月)。
- (7) 古くは善積美恵子「江戸幕府の監察制度―国目付を中心に―」(『日本歴史』二四四号、一九六八年九月)があり、そこから幕府から派遣される目付を分類し、国目付の性格などについて検討された。その後、個別具体的な国目付の研究が進められることとなる。たとえば、田淵正和「派遣初期の豊後府内目付について―寛永九年を中心に―」(『日本歴史』五一〇号、一九九〇年一月)、入江康太「秀忠大御所期の豊後府内目付について(上)」(『大分縣地方史』一九九号、二〇〇七年三月)、同「秀忠大御所期の豊後府内目付について(下)」(『大分縣地方史』二〇〇号、二〇〇七年三月)にみられる豊後目付研究や、山本英貴「慶安・承応期における国目付の研究―萩藩・津和野藩の「走り者」返還協定をめぐって―」(『山口県地方史研究』八七号、二〇〇二年六月)など萩藩をめぐる研究がある。これらはいずれも、善積氏の研究をその出発点としている。
- (8) 金子憲之「慶長期の大名統制―監察上使派遣をめぐって―」(『史正』第五・六合併号、一九七八年九月)。
- (9) 倉地克直「天下人と池田家」(『天下人の書状を読む 岡山藩池田家文書』吉川弘文館、二〇一三年)、一一頁。この見解は、善積氏の先行研究を受けている。ただし、善積氏は、有力外様を対象にこのような使節を派遣したとは書いているが、全国的かつ定期的に派遣して大名を統制しようとしたものとして注目できるのは大坂の陣終了後に各国へ派遣された監察であるとする(善積前掲「江戸幕府の監察制度」、五六頁、七七頁)。
- (10) 拙稿前掲「慶長期における駿府政権の対大名意識」参照。金地院崇伝は、寺院争論が発端であることを理由に、鹿王院と宝泉庵の両者召喚を求めているが、板倉勝重がそのことで池田輝政が不利になった時の場合を危惧し続けていることから、幕府の池田輝政に対する強い配慮を知ることができる。
- (11) 服藤弘司「相統法の特質」(創文社、一九八二年)、七〇―八二頁。
- (12) 『御触書寛保集成』一 武家諸法度之部(国立公文書館所蔵)。

(13) 『寛明日記』慶安四年(二月)一日条(内閣文庫所蔵史籍叢刊)六七(汲古書院)、二三八頁)。なお、末期養子の禁
緩和にもなう当主年令について、進士慶幹氏によれば、享保期に一七歳以上五〇歳以下が明文化されたとされていたが、
少し年紀が繰り上がることになる。

(14) 『御触書寛保集成』一、御条目之部。

(15) 注13と同じ。

(16) 『御触書寛保集成』一 武家諸法度之部。

(17) 江戸中後期における隠居は、名実ともに隠居して藩政は当主とその藩政機構に委ねるケースが多いようだが、江戸時
代初期における隠居は、その事例は多くないといえ、政治的な意図が多分に含まれている。たとえば、細川家にみられ
るように、忠利が当主として藩政を担い、忠興が隠居領を得ても、忠興の藩政への介入が少なくなかつた事例が紹介され
ている(宮崎克則「幕藩制確立期における隠居領の問題―豊前細川氏の忠興隠居領について―」『日本史研究』三五〇号、
一九九一年一〇月)。

(18) 西洋人が両者を「領主」として認識していた背景はここにある。拙稿「一七世紀初、外国人による大名家の隠居と当
主認識―イエズス会年報とイギリス人の記録から―」(日本大学通信教育部『紀要』第二六号 二〇一三年三月) 参照。

(19) 本表の作成には、『日本史総覧』近世I(新人物往来社、一九八四年)をベースに、『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類
従完成会)、藤野保校訂『徳川加除封録』(日本史料選書8 近藤出版社、一九七二)などを参照して作成した。

(20) 大森映子『お家相続 大名家の苦闘』(角川選書、二〇〇四年)。大森氏の分析時期は慶安四年以降であり、慶長八年
―慶安三年については触れていない。

(21) 『寛政重修諸家譜』(続群書類従完成会) 以下、『寛政重修諸家譜』第一二―三五一頁。

(22) 『寛永諸家系図伝』(続群書類従完成会) 以下、『寛永諸家系図伝』二卷―五―三頁、『寛政重修諸家譜』第六―二五三頁。

(23) 当時の大名は、「国主・城主・一万石以上」(慶長二〇年武家諸法度)といったものであり、五万石を基準に区分してい
るわけではない。なお、参考として、家光に嫡男が生まれた時の献上品として、「通例では十萬石以上は「御道具・兩腰・
御産衣五重」、十萬石より五萬石までの大名は「御道具・一腰・御産衣三重」を献上」(三頁)との慣例があったことを書状
に記しているとの事例が、千葉一大氏によって紹介されている(千葉一大「取次」・「後見」・「御頼」・「懇意」―盛岡南部家

の事例から―』弘前大学國史研究』一〇八、二〇〇〇年三月)。また、相統祝儀の際の將軍家への献上品も五万石がひとつの境となつてゐることから、こゝでも便宜五万石を境にした。

(24) 『寛永諸家系図伝』六卷―五六八頁、『寛政重修諸家譜』第一―一八三頁。

(25) 「駿府記」(『史籍雜纂 当代記・駿府記』 続群書類従完成会) 三〇九頁。

(26) 『寛永諸家系図伝』三卷―五二頁。分部光嘉・光信条。

(27) 『寛永諸家系図伝』一卷―三五六頁、『寛政重修諸家譜』第二―三五四頁。

(28) 『寛永諸家系図伝』六卷―二〇九頁、『寛政重修諸家譜』第一〇―一八五頁。

(29) この背景に、家光の乳母(紀通にとつては叔母)の存在があるの否かは断定できない。

(30) 『寛永諸家系図伝』一卷―五七一頁、『寛政重修諸家譜』第五―四一〇頁。

(31) 『寛永諸家系図伝』六卷―一六〇頁、『寛政重修諸家譜』第一八―一六八頁。

(32) 『寛永諸家系図伝』六卷―二三六頁、『寛政重修諸家譜』第一〇―一六五頁。

(33) 『寛永諸家系図伝』一卷―三〇〇頁、『寛政重修諸家譜』第二―一八五頁。

(34) 『寛永諸家系図伝』二卷―三〇四頁、『寛政重修諸家譜』第四―二五頁。

(35) 『寛永諸家系図伝』三卷―五九頁、『寛政重修諸家譜』第八―三〇三頁。

(36) 『寛永諸家系図伝』四卷―四一九頁、『寛政重修諸家譜』第一―三八二頁。忠隣が改易された時、忠職も連坐しているが、幼年であることから騎西にて蟄居した。

(37) 『寛永諸家系図伝』四卷―二四八頁、『寛政重修諸家譜』第二四―二二一頁。

(38) 『寛永諸家系図伝』一卷―一三一頁、『寛政重修諸家譜』第一―八二頁。

(39) 『寛政重修諸家譜』第八―二五六頁。

(40) 『新訂増補國史大系 徳川実紀』第三篇(吉川弘文館) 五七、七九頁。

(41) 『寛永諸家系図伝』第一―一五二頁、『寛政重修諸家譜』第一―一五七頁。

(42) 『寛永諸家系図伝』一卷―三五六頁、『寛政重修諸家譜』第二―三五四頁。

(43) 現実的には朝鮮外交のなかで国書をめぐる偽造という大きな政治事件が起こつてゐた。元和三年(一六一七)に朝鮮へ

の国書のなかにある「日本国王」表記をめぐって宗家家来から崇伝へ問い合わせがあった。「同日。宗對馬内島川内匠所令。洋首座方へ状來。朝鮮へ之書。先年兌長老被書候王ノ字ナキ添。又ハ奉行諱之事。朝鮮ニ不審ヲ仕候間。今度ノ御返書共ニ。其心得候様ニと申來。此文ハ御奉行衆へ見せ可申候也。異國書之留冊ノ内へ入置也。」と『本光国師日記』に記されている(新訂本光国師日記)第四一—一六三頁)。この一件は、藤堂高虎(伊勢国安濃津)、脇坂安元(信濃国飯田)、島居忠政(陸奥岩城)、右筆、伊達政宗(陸奥国仙台)、立花左京(陸奥国棚倉)、山口直友(旗本)、岡部長盛(丹波国亀山)、細川忠利(豊前国小倉)などへも送付されており、相応に大きな問題となっていた。この国書偽造は慶長初年から続けられており、それがはつきりと露顕して政治問題化したのが柳川一件である。

- (44) 「幕府祚胤伝」三(「徳川諸家系譜」第二 続群書類従完成会) 六一頁。
- (45) 「寛永諸家系図伝」六卷—二二頁、「寛政重修諸家譜」第一七—二七四頁。
- (46) 「幕府祚胤伝」二 四八頁。
- (47) 「寛永諸家系図伝」三卷—一三四頁、「寛政重修諸家譜」第五—二九〇頁。
- (48) 「寛政重修諸家譜」第二—二六四頁。
- (49) 「本間文書(静岡県城東郡池新田村)」(「大日本史料」第二二編之六) 五五頁。
- (50) 「慶長見聞録案紙」(「内閣文庫所蔵史籍叢刊」六五)、六二頁。
- (51) 「寛永諸家系図伝」六卷—四四三頁、「寛政重修諸家譜」第八—九〇頁。なお、連署による知行充行状は『御家世伝記草稿一 宗陽公』(松浦史料博物館所蔵)に二件採録されている。
- (52) 「寛政重修諸家譜」第一—一九一頁。
- (53) 「奥平家譜」(「大日本史料」第二二編之一七) 九三二頁、「寛政重修諸家譜」第九—二四頁。
- (54) 「寛政重修諸家譜」第二—二六九頁。
- (55) 「元寛日記」(「内閣文庫所蔵史籍叢刊」六六) 三三頁によれば、「於家臣中様々有異議、無子由達上聞」とあり、榊原家のなかで勝政の存在自体を屈けていなかったようである。
- (56) 「寛政重修諸家譜」第二—二六四頁。
- (57) 「寛永諸家系図伝」四卷—四九三頁、「寛政重修諸家譜」第二—三五一頁。堀直次と堀直寄の対立による堀家の内紛は

徳川將軍家の直裁によって忠俊の改易が決定された。この時、堀忠俊は一五歳であり、直系での相続者はおらず、また一族を嗣養子として越後国福島を相続させることもなかった。徳川家との親疎も近かったが、それを理由にした家名相続を認めなかった点については今後の検討が必要である。

(58) 「駿府記」二二七頁。

(59) 「武家殿制録」〔近世法制史料叢書〕三 創文社 六二頁、史料番号一六〇 一加藤肥後守代替付、御下知条々。

(60) なお、時期は遡るが、慶長一四年に伯耆国米子の中村一忠改易をめぐる下知状が旧領地に出されており、その時は大久保忠隣と本多正信が発給している〔武家殿制録〕六二頁 史料番号一五九。

(61) 「当代記」〔史籍雑纂 当代記・駿府記〕一八三頁。

(62) 「蒲生記」〔大日本史料〕第二編之一四 一九六頁。

(63) 「武家殿制録」六四頁、史料番号一六一 一蒲生下野守家臣え之御条目。

(64) 「当代記」一八四・一八五頁、一九〇頁。慶長一八年六月三日条に「越前国仕置、本多伊豆守に従駿府江戸被仰付、是併三河守依為若年如此」とあり、若年であることが理由であるが、やはり大國であるとの理由も大きいと思われる。

(65) 拙稿前掲「江戸初期における豊臣大名と徳川家」参照。

(66) 『寛政重修諸家譜』第五一四六頁。善積前掲「江戸幕府の監察制度」、金子前掲「慶長期の大名統制」など参照。

「論理的」死生観について

—客観的知識から主観的確信へ—

本 間 司

(人間と死生観)

テーマの「死生観」は「生死観」とも言われている。この「死生観」は現に今生きている事に重点を置く考え方で、今生きているからこそ死が考えられると言う「存在論」を優位とする考え方であろう。これに対しテーマの「死生観」は死を考えることによって現在の生き方を考えるという、言うならば「認識論」を優位とする考え方である。どちらが正しいということはなく、生死の最終判断は個人に委ねられているものである。哲学的に人間の生死の本質を明らかにしようとするならば、「我思う、故に、我在り」のように「認識を優位」と考える「死生観」となるのではないであろうか。

さて、簡単に人間とその歴史を考えてみよう。生死を自己決定しなければならぬ我々人間は、動物の一種類、ホモサピエンスであると共に、他の動物種と異なって「将来の必然的な死を自覚しており」さらに「この死を克服しようとしてきた」と言う歴史を持っている点が明らかに違っている。どのような文化であっても、そこには現世の死を解決しようとする「来世」の観念があり、来世での精神的な救済の宗教が存在している。また、死へと導く疾病に対しては、薬剤や医学を発達させて生の延命を図り、近年では臓器移植やiPS細胞の実用化による身体的解決がなされている。このように来世を考え延命を試みる我々人間の能力は、他の動物にはない「理性的能力」であり、「人

間は理性的動物である」と言われる所以である。

10年以上前の遺伝子理論であるが、人間が雌雄別性になり、両親の遺伝子が子孫に受け継がれて進化する生物になった結果、生命遺伝子は120歳位が限界であると発表された。現在のiPS細胞の実用化によって生命がどの程度伸びるかは現段階で不明であるが、クローン遺伝子の羊ドリーの事例からも、親の生命遺伝子の範囲内である可能性が高いのかもしれない。生命の長短は、死生観の本質にはならないであろう。

私は近年の医学の発達と日本人の既存の宗教離れを見ながら、最終的には、個人における精神的自覚による死生観の確立とこの死生観に基づいた家族の対応を考えていた。具体的には、死と対峙する患者とその患者に対応しなければならない看護師との客観的な関係からであった。それを現存する精神文化と自然科学との自然哲学的総合化として発表⁽¹⁾したが、この客観的死生観には、肝心の主観的な面が少なかったことに気づいた。そこで、医学そのものの原点から調べ直すと、そこには主観的な論理的世界観による死生観というこれまで私が考えてきた思想家達の基盤をなしている思想にお目にかかった。この論文では、この主観的な考え方を紹介しよう。

(医師と哲学者との対話から)

我々の生と死に現実的に大きく介在しているのは医学であり、この西洋医学の原点は、紀元前4世紀頃のギリシャのヒポクラテス医学である。それ以前にもエジプトやイタリア、メソポタミアにも医学が存在していたが、現代医学の実証的な科学的精神を既に自覚し医療を行っていたのは、ヒポクラテス医学が最初である。またヒポクラテスは、医者になろうとする者は高い倫理精神を持たねばならず、ヒポク

ラテスによる医神アスクレピオスへの宣誓文は現在の世界医師会の倫理綱領の基本になっている。このように、ヒポクラテス医学の実証的倫理的精神は現代医学に通じるので、彼の名前は「医聖」を冠されて呼ばれている。

このヒポクラテス医学には、エーゲ海コス島のヒポクラテス家数世代にわたり、またヒポクラテス（著名な第二代目）家以外の人が書いた文章を含めて邦訳で千数百ページの『ヒポクラテス全集』⁽²⁾が残されている。全集の基本的な内容は、現在の内科学や公衆衛生学に関する実証的な文献である。全集の最後に「ヒポクラテス書簡」として今回のテーマである論理的死生観に関係した、医師ヒポクラテスと哲学者デモクリトスの対話が残されている。少し長い対話であるが、死生観の一般的な宗教的と論理的克服の基本が述べられているので引用しよう。

ヒポクラテスは、デモクリトスの住むポリス、アブデラの元老院と市民から「デモクリトスの笑う精神病の往診に来られたし」との書簡を受け、海路アブデラ港に到着し、デモクリトスの小さな自宅に向かい、デモクリトスに会おうとした。その状況は「デモクリット（デモクリトス）自身は低く覆ひ擴がれるプラタン（プラタナス）の樹下に、粗衣を着し、裸足で直かに石の腰掛に座し、顔色は蒼然、身體は羸瘦し、鬚髯を延ばしてゐた。・・・デモクリットの膝の上には美装の本があり、又その傍にも同様なる本があった。彼の傍には片々に切斷された動物の屍が積み重ねられてあった。彼自身は沈思しては記載したり、又沈思に戻ったりしてゐた。」⁽³⁾と述べられている。この状況を見た市民は、頭を抱える者、落胆の溜息をつく者、ヒポクラテスに嘆願する者で騒がしくなり、「デモクリットは此聲を聞いて高らかに笑ひ、一言も發せずして頭を振った」⁽⁴⁾のである。ヒポクラテスは市民に此処

に留まるように言い、一人でデモクリトスの傍らまで行き、彼の記述の終わるまで立ち止まっていた。記述を終えたデモクリトスがヒポクラテスに「見知らぬ人よ」と問い、ヒポクラテスが「吾がデモクリットよ、無上の賢者よ」と返答して二人の最初の会話が始まった。

デモクリトス「貴下は何と名乗らるるか、自分は貴下の名を知らぬが故に、見知らぬ人と呼んだのである。」

ヒポクラテス「私はヒポクラテスという醫師である。」

デモクリトス「エスクラプ族の名門！御身の醫術に於ける名聲は吾が國までも響いてゐる。御身は如何なる用件を持ってゐるか、兎に角、座せられよ。貴下は未だ軟く青く快き樹の葉の座に座ることが、一時的幸福の嫉みの座よりも満足すべきことを知らるることと思ふ。⁽⁵⁾・・・貴下の此處に來たれるは私用なるや將又公用の爲なるや、我等の力に及ぶ限りの助を我等は貴下に致さう。」

ヒポクラテス「眞の用件は御身無上の賢者と會ふ爲である。實に貴下の郷國が予に使者を送って貴下の爲に予の來診を促したのである。」

デモクリトス「然らば何卒賓客とならんことを望む。予は幸ひにして出來得べくんば、人間に就いて精密に究めんと欲するのである。人間と云ふ者は不可解なものではない。」

ヒポクラテス「貴下は貴下の民になるフキロポームを知らるるか。」

デモクリトス「貴下はヘルマイスの泉の傍に住むダモの子息の事を指さるか。」

ヒポクラテス「如何にも其人の事である、予は彼とは兩親以來懇意の間柄である。デモクリットよ、望むらくは貴下の家に予を迎へ入れよ。併し其前に兎に角貴下が何を爲し、

何を記載し居らるるかを語られよ。」

デモクリトス「狂氣に就いて記載してゐるのである。」

ヒポクラテス「おゝゼウスの大神よ、貴下は國家に適切なる時にそれを記してゐるものである。」

デモクリトス「吾がヒポクラテスよ、國家の爲とは如何なる國家を指すか。」

ヒポクラテス「吾がデモクリットよ、予は何事も云はない。併し此言葉をおぼれることが出来やうか。⁽⁶⁾さりながら一體狂氣に就いて何事を書いてゐるのであるか。」

デモクリトス「狂氣の症候如何、如何に人間に宿り又其の治癒法如何と云ふが如き事ではない。見らるる通り予が動物體を解剖するのは、神の創作に對する予の嫌惡からではなく、膽汁の所在と性質を研究せんが爲である。人間に於いて理智を缺く原因は膽汁の爲で、膽汁の多量なる處に理智の缺陷があるのである。膽汁は自然的に何人にもある、然し其量は人々に依つて異なる。其れが過剰にあることは病氣である。併しその物自身は良いことの原因でもあれば悪いことの原因でもある。」⁽⁷⁾

ヒポクラテス「予はゼウスに誓つて云ふ、吾がデモクリットよ、貴下の云ふ處はまことに眞理である。予は貴下が貴下の時を其研究に使ふことを賞讃する。其仕事を妨ぐることは予の許されざるところである。」

デモクリトス「吾がヒポクラテスよ、其れは何故であるか。」

ヒポクラテス「政治、家政、子供等、金錢、病死、奴僕、結婚と云つた様なことは、我々の貴重な時間を奪ふものである。
(デモクリットは持前の病氣即ち笑を發し、笑つて笑

ひぬいた。併し其他の點には異状はなかつた。)

何故に貴下は笑ふか、予の言の善惡如何。

(彼は益々笑ひ續けた。)

デモクリットよ、汝賢者の最も卓越せるものよ。予は何卒して汝の惱の原因を聞きたいのである。貴下は予を笑ひ予の言を笑ふ。其原因は抑々何であるか。若し其の理由が判明すれば、予は其の原因を除かんことを欲する。若し其の原因が闡明せられたならば汝は其の不時の笑を控へられよ。』⁽⁸⁾

デモクリトス「自分はヘリクレスに誓つて言ふ。若し貴下が予を論破し得れば貴下は初めて予を治し得るのである、吾がヒポクラテスよ。」

ヒポクラテス「吾が至上の友よ、いかでか卿を論破し得ざることがあらう。貴下は人間の死、病、狂亂、鬱憂、殺人、或ひは其他の凶事を笑ひ、更に又結婚、祝事、出産、神事、集會、名譽等の好事を笑ふことは不穩當であると思はぬか。俱に悲しむべき時に卿は笑ひ、俱に喜ぶべきときに汝は笑ふ。即ち汝に於いては好事と惡事の識別がない様である。」

デモクリトス「貴下の言は尤もである、吾がヒポクラテスよ。併し貴下は未だ予の笑の原因を知らない。若し卿が其原因を認むるならば、貴下が今回の派遣に對する酬ひととして、予の笑を確に貴下自身及貴下の祖國に持ち歸るであらう、この笑は人々をして賢明ならしむる一個の卓越せる治療たるを失はぬ。貴下は凡ゆる人間が努力するの價値なき事柄に熱心に従事し、且つ笑ふべき生活をな

してゐることを認むるとき君は其の治療法を予に教へらるるや。」

ヒポクラテス「諸々の神かけて予は言ふ。全世界に於いて總ての人間が病んでゐると云ふことは隠れもない事實で、何處に治者を求むべきやを知らないである。此世界以外更に何があり得やうか。」

デモクリトス「世界には無限の空間がある。汝は豊富なる自然を斯く狭い範圍に限って、之を輕蔑すべきではない。」と言う文章で、二人の最初の対話は終わっている。

この会話から、両者はその名をエーゲ海で知られる著名人であることがわかる。初対面であるが、両者がギリシャの多神教を信仰し、実証的に病気の原因が身体にあることを共に認める限り、我々現代人の精神的かつ身体的な日常感覚と違う所はない。ヒポクラテスは、デモクリトスが深遠な真理を探究するがゆえの一時的な神経症に罹っており、その為、社会生活における喜びや悲しみの自然な感情表出に支障をきたし、「何事にも笑う奇行」に陥っていると考へている。ヒポクラテスは、デモクリトスにこの笑いは常識的な行為でなく、また倫理的にも非礼であると諫めるが、デモクリトスはヒポクラテスの倫理的な考へを十分に理解しながら、自分の笑いの原因は倫理を超えたところにあり、この事をヒポクラテスが理解したら「理解したことを報酬として持ち帰るであろう」と述べるのである。その答えとは「世界には無限の空間があり」、倫理のみによって世界を見てはならないと言う所にある。具体的には、デモクリトスがヒポクラテスに「貴下は未だ軟く青く快き樹の葉の座に座ることが、一時的幸福の嫉みの座よりも満足すべきことを知らるることと思ふ」の比喩から、理性によって理解された自然と共に生きる生き方が、倫理にしたがって生きる事よ

りも本質だという事である。

ヒポクラテスの倫理に基づいた生き方、またそれに対して、デモクリトスは無限の空間（世界）からどのような世界観を選択していたのであろうか。我々人間は、生きるために多くの能力を発揮している。大きくは生理的な快不快の本能、心理的な善悪の感情、そして人間のみが持っている思考的理性の三つになるであろう。⁽⁹⁾ヒポクラテスの倫理とは、例えば、他者の家族の死を悼むという本能的な悲しみであり、感情的なことである。この本能的な悲しみと感情的な悼みとは、共に経験的に知られる事である。これに対しデモクリトスの「自然と共に生きる」とは、幸福な感情をもたらす共生という意味ではなく、自然という外界世界とその世界の一部である自分が、理性によって思考し直した新たな自然と共に生きるということが予想されるのである。

(論理的世界観)

ヒポクラテス是对話の後、請われるままにデモクリトス宅に寄寓し、デモクリトスの「笑いの本質的原因」を彼の独白様の文体で書き残している。この独白中でヒポクラテスはデモクリトスの世界観を理解し、息子の医師デザラスにデモクリトスの世界観を構成している数学の習得を薦めるのである。⁽¹⁰⁾また、独白様文体は、両者の対話に臨席する者或いは彼の世界観を理解しえた者が叙述したものであるだろう。それに拠ると、デモクリトスは斜めにヒポクラテスを一瞥し、滔々と自らの「笑いの論拠」を語ったのであった。

デモクリトス「貴下（ヒポクラテス）は予の笑を好悪二つながらに對するものであると信じてゐる。併し予は馬鹿げた事に没頭し、何等の善事を爲さず、總ての人が馬鹿らしき事に決心を極め、理由なき仕事を爲し、際限なき慾に驅られて世界の隅々まで金銀を探し求め、之

に努力して心身を共に困憊せしめてゐるが、予は總て斯様な人間を笑ふのみである。彼等は幸福でないまでも、貧乏たらず、又恥を搔かぬ様にと其れを行ふのである。又彼等は時に手づから土を掘り開き、時に降りかかる土塊に會ひつゝ、微細なる芥のはて迄も金銀を探し、是等を溶かし集めて母土から不用物を除き、其の収穫に陶醉亂舞してゐる。實に隠れた土に愛着し、表面に現れてゐる土を等閑に附するとは何と笑ふべきことにあらざるや。又犬を飼ふものあり、馬を飼ふものあり、廣く土地を區劃して自分の所有物と心得、又或ものは多くの者を支配せんと欲して自己を支配すべきことを知らない。……富なきときは富を得んことを欲し、富を得るに於いては之を隱匿する。予は人々が斯かる益なきことを行ふことに對して笑ふのである。又若しも彼等が行なつてしかも良からざる結果を取めるとき、尚一層之を笑はざるを得ない。彼等は眞理の法則に違背してゐる、即ち彼等は熱心を以て自らに對し又兄弟兩親及び同一市民に對して争鬪してゐる。而かもその争ひたるや自己の死後何等の用なき財寶の爲にするものである。……彼等は戦争に於てこそ勇敢なる行爲を賞讃するが、併し一方に於いては毎日放縱と吝嗇に身を任せてゐる。而して彼等は諸々の悩みに苦しみ、煩はしき生活を營んでゐる。ヒポクラテスよ。君は予の笑ひを果して非難し得るや。凡て人たるものは何人も自己の愚を笑はずして常に他人の愚を笑ふものである。自から飲酒せぬものは泥酔者を笑ひ、病なきものは大病人を笑ひ、或人は航海者を笑い、他のもは農事を嘲ふ。彼等は術に於ても亦仕事に於ても不調和を醸してゐる。』⁽¹¹⁾と述べたのである。

デモクリトスは、自分の笑いがヒポクラテスの好悪（善悪）の道德基準に敵対する（適わない）ものと考えているようである。しかしながら、デモクリトスは、人間が自らの本質を理知的に理解せず、欲望

のおもむくままに仕事（生活）し、世界の果てまで金銀を探しまわる人間を笑っているのである。「ポリスの市民は恥をかきたくないという虚栄心による欲望からもあるであろう。土の中から小さな金を取っては集めて喜んでいるのも欲望であるであろう。目の前にある土、「自然そのもの」を理解しようとしのないには、笑う以外ないであろう。犬や馬や土地の所有欲、他人への支配欲を持っているが、自分の人間としての本質を所有し支配する「自律性」を自覚していないのは、笑ってしまうではないか。この欲望の本質は己が為の欲望であり、家族やひいては人民、国家まで敵対せざるを得ないであろう。国家の為の従軍であってもそこにも欲望の放縦と吝嗇があるだけであろう。ヒポクラテスよ、私の此の笑いを君は果たして非難できようか。凡ての人間は現実の社会において欲望という感情によって生きていくのみで、飲酒しない者が泥酔者を笑うがごとく自分の感情を満足させて笑っているだけではないか。人間は神から与えられた理性能力で神の「真理の法則」を自らの術（能力）で自己実現することなく、社会は欲望によって調和のない社会になっているではないか。」

このように、デモクリトスはヒポクラテスの善悪の倫理観や人間一般の行為の背景には感情を満足させる欲望があり、これでは人間らしく、本来有している理知的能力「真理の法則」に依ってあるがままの自然を理解し、この理智によって生きていく自律性を自覚することは同時に禁欲的でなければならないと考えている、と説明したのである。これに対しヒポクラテスは、人間の利己的欲望の否定を理解しながらも未だ不明な点をデモクリトスに質問するのである。（ヒポクラテス）「デモクリットよ、其れは詢に眞理である。この哀れなる人間の行爲を表示すべき適切なる言葉に苦しむ程である。併し此の事は家政の上に、舟を造る上に、其他人間生活のあらゆる必要上己むを得ぬ

處である。自然は人間を遊ばして置く爲に造つたのではない。人間達が過度の熱心のために其の正當なる精神を昏まされて、其成果に誤なきものと信ずるのである。併し未だ明かならざる事を豫見することは至難の業である。デモクリットよ、人が或る婦人と結婚して其の病氣や離別の場合を懼れ、又は子供を養育して死亡を怖れるとき、又耕作或は航海に際して官憲を恐れるとき、而して又總ての人間が生活上惡を願はずして善事を希ふとき、即ち少しも不幸なる出卒事を考へぬとき、卿の笑はまったく當て嵌らないものではなからうか。』⁽¹²⁾

つまりヒポクラテスはデモクリトスの人間が利己的欲望の爲だけに生きていることを笑っていた事は真理であり、この人間の浅ましさを表現する言葉は見当たらないと言う。しかし、結婚した相手や子供が健康であつて欲しい、又仕事上で災難のないようにと願うことは、笑うべき利己的欲望ではなく、これは利他的欲望であつて、これを笑うことは出来ないだろうと疑問を投げかけたのである。これに対し、デモクリトスは「卿には自分の考へが容易に判らぬ。君にして冷靜なる熟考と無暗なる性急とを區別する標準がないならば予の考へは到底判らない。人間が理智と熟考とを以つて事を爲しさへすれば、予の笑は容易に取去ることが出来るのである。』⁽¹³⁾と応えるのである。デモクリトスは、利他的欲望は是認されるべきとのヒポクラテスの問いかけに対して、そのような感情に基づく利他的行為を認めるようでは私の笑の本質を理解するのは容易なことではなさそうだと述べ、理性のみによる冷靜な思考と本能や感情による無暗な性急さとを明確に区分する必要があると続けた。そして理性のみの世界は、利己のみならず利他という価値感情から全く無縁の世界であることが判るであろう。この理性の論理的認識の世界と感情の倫理的価値の世界に対してどのように自分の認識を位置づけるかの「標準（境界設定）」を自己決定

することなくしては到底私の笑いの理解には及ばないだろう。そして此の世界観を確定した時、ヒポクラテスの医師としての「笑い」の治療は終わる、と応えるのである。さらにデモクリトスは、笑いの治療は終わるが、此の笑いの「根本原因」について独白している。それは、デモクリトスの唯物論と原子論からの解釈である。

人間の相対的価値観や倫理の源泉である感情ではなく、理性のみで論理的に考えられえらば、笑うという病の対症治療は終わるが、此の笑いの原因とはそもそも世界が「物のみ」から構成され、その物である自然そのものがあるがままに認めるといふ唯物論自然観から齎されているものである。またこの自然に存在するものは、あれが良く、これが価値があるという事はなく、すべてが等価値(無価値)の要素(原子)でしかないということである。「凡ゆる物を彼等(自然)の力に依って成就させると各人が考へたとすれば彼等は不變的な生活と云ふものを得らるるであろう。學問に依って研究して自分の力を知り、而して自分の慾望を無限に擴げることなく、萬物の養育者たる自然の與ふるところを以て足れりとして見るときに、始めてこの常住不變の生活が出来るのである。健康なる身體に疾病の危険があるが如くに、幸福の増進の大なるものは矢張り危険を伴ふ。不幸の中にもまた幸運が認め得らるる。吾人は其の近くに起ることが判らないと同様に、自己の未熟なることを忘却するものである。長命に就いて例ふるに何人も長生し得るや否や未來のことは豫見出来ざるが如くに、明白なることも未熟なるがために、不明のと同じく豫見し得ないのである。是が予の笑の種子(原因)なのである。』^[14]と説明している。全ての存在物を人間が自分の理性的能力によって同一の原子であると理解しえれば、その時、世界は变幻万化して幸不幸を齎すものではなく、我々は淡々として変化しないあるがままの生活を得るであろう。学問によっ

て此の理知的能力を自覚し、欲望を捨て、万物の養育者である「自然」が与えた能力で運命を甘受することによって気持ちを煩わせない常住不変の精神生活となるであろう。健康な者には疾病が、不幸な中にも幸福が、長寿にも不時の終焉が在るが如く、この運命は予測不可能なものである。この自然の摂理である偶然の出来事を必然の運命として享受することは、あるがままの自然を認める唯物的世界観であり、その世界で生きることは幸不幸、善悪をあるがままに受け入れる運命論を受け入れることでもある、ということである。

つまり、デモクリトスの世界は論理的世界である。理性によって具体的事実から抽象化された原子は等質であり、この原子で世界は構成されると考えるのである。また、この原子の世界は、私の理性によって創造された形式的世界である。それゆえ私の、つまり私の考えた世界であるので私の世界であると言う「限界」を自覚し、承認することによって世界となるだろう。私の世界は限界を有すると承認することはその世界で生起することはすべて必然の結果であり、偶然は存在しないのである。私の世界は大いなる自然的世界の一部であるという同一的原理に従いながら、自然の偶然は私にとっては必然と甘受することになるだろう。

この人間の養育者である「自然と運命」を認め得ない人間や社会がデモクリトスの笑いの原因だったのである。このように、デモクリトスの世界とは本能や感情を一切捨て、理性による世界観を確立し、そこに住まうことであつたのである。このデモクリトスの論理的世界観はヒポクラテスには数学的な世界観として説明されているが、宗教においてデモクリトスが多神教の神々を認める中にもこの抽象的存在とそれによって構成される形式的な宗教的世界観が存在するのであり、人間が有する理性能力がもたらす世界観を論理的世界観、あるいは伝

統的な言い方をすれば形而上学世界観と言うことができるであろう。デモクリトスは自らの笑いの根本的な原因を論理的唯物的世界観に立脚した感覺的倫理的世界観の批判であると説明した後、最後に人間の不完全な本質を述べて終わっている。

デモクリトス「私はたゞ嘲笑者と見られたくない。否、私は彼等に對する私の憤懣を表現するの工夫に盡きて斯く笑つてゐるのである。斯くするより外に私は彼等を矯正する道がなく、又之を活かす藥劑を調製することも望みなき次第である。扱て其處で卿は予に何等かの缺陷ありと認めらるるや否や、余は狂氣の原因を探す爲に動物を殺し且つ之を解剖してゐる。この原因は人間に求めなければならない。全世界が人間に對する嫌惡で充たされてゐることを貴下は見ぬか。實に全世界は無限の悩みを人間の上に積重ねてゐるのである。人間は生來病（不完全かつ本能的欲望）に罹つて居る、彼は育成さるゝ間何等の役にも立たずして他人の助力に俟つより外なく、而も成長する間は制御すべからざる且つ理解力なきものであつて、之に教師を要するものである。……或者は隱遁し、或者は享樂に耽る。或者は閑暇と睡眠とに耽つてゐる。我々が佐様に價値なき且つ不幸なる多くの聖靈（魂）を見るとき、如何にして彼等の度を過ぎたる其の生活を嘲はずに居られようか。自分は醫術と云ふものは何等之に役立つことを懼れる。（人間は）中庸を得ないために總てのことに不満を抱く。其故彼等は賢者を似て愚者と見るものである。自分は彼等が貴下の術の大部分を非難するものと思ふ。これは醫術に對する猜疑と亡恩とから發するのである。……貴下は斯かる愚昧なる振舞を見たことがあるであらう。予は重大なる病に際して斯かる事に汝が出會ひ、而も汝は其の理由及び猜疑に苦笑するとき、それが好んで笑ふものでないことを自覺するであらう。併しながら其處には眞理の認識と承認とが行はれてゐない

のである。』⁽¹⁵⁾

デモクリトスは最終で、自分の笑いは不完全な人間の生理的本能と関わりを持っていて、教育や自分自身で人間らしくなるということが必要だと告げるのである。デモクリトスは「自分の笑いは決してアプデラ市民を嘲り笑っているのではない。どうして彼ら市民はこのように（生理的に）情動で動かされるのか、同じ人間である私も生理的本質を憤り続けていることに懨れ（疲れ）、これをどう表現したらいいかわからずに笑っているだけであった。笑う以外に市民を人間らしく理性的に生きさせるきっかけが他にあるであろうか、そしてこの悩みを解決できる薬もありそうにない。さて、ここで卿は私に欠陥があると思われるであろうか、私はこの狂気の原因を探す為に動物を解剖していたのである。この原因は人間に求めなければならないであろう。あるがままの自然的世界が人間の生理的欲望の結果、嫌悪されているのを感じないであろうか。自然世界は人間の欲望で次々変えられる無限の悩みを更に人間に課しているのである。人間とは生来、病（生理的欲望）を持っていて、幼少期までは自立しようとせず、若年期は自分の行動を統御できず、また協調する理解力もなく、教育しなければならないのが人間である。・・・或る年代になると隠遁したり享楽や暇を弄び惰眠にふけるようになる。我々人間がこんな価値がない不幸な多くの聖霊（魂、心、精神）を見て、嘲り笑う以外ないであろう。また私は、医術が彼等からすれば、何も役立たないと考えることに危惧を持っている。彼等は、本能的な感情と理知的な知識を調和した中庸を考え得ないので、不満を抱くであろう。それで賢者（理智的存在）を愚者（感性的知覚を知り得ない存在）として自己満足しようとする。私は医術という理解できない物に対する猜疑心と人間が人間としての恩を知りえないことから発することである。・・・貴下はこ

れまでこのような愚昧なる振る舞いを見て来たことであろう。私は貴方が重篤な病人を診て、重篤なる理由やその理由に患者や家族が猜疑心を持ち苦笑する時、それが笑うべきことでないことを自覚していたであろう。しかしながら、そこにいた人間は、医術ばかりでなく何が人間としての真理であり、その真理を自ら承り実践していないのである」とデモクリトスが「笑いながら」述べたのである。

（デモクリットは笑ひながら斯く語った。其態度は神々しく以前の狂氣染みた状態とは全然一變してゐることが判った。予（ヒポクラテス）は彼に答へて言った。）

「吾が尊敬すべきデモクリットよ。予はこの大なる貴下の友情の土産をコス島に持ち歸る。貴下は實に予に賢明なる知識を充分に與へて呉れた。予は貴下に於て人間の自然性を研究し、且つ貴下の眞理の告知者として此處を去らんとするものである。」とヒポクラテスは最後の挨拶をしたのである。

私はヒポクラテスとの対話におけるデモクリトスの考え方や生き方、また独白における理性的世界観を読んだ時、これは現代におけるウイトゲンシュタインの哲学と同じ世界観であり、また認識論も独我論で共通しているのを理解した。次章では、現代の『論理哲学論考』から論理的世界観を自らの世界観とすることで導出される死生観をまず考察しよう。

（論理的死生観）

デモクリトスの対話と独白から、理性的能力で論理的世界を確定し、その内に生きることが人間の生き方であると確信することによって、禁欲的、運命愛を受け入れた淡々と自然の摂理を受け入れる生き方が生まれ、生の終わりである死も淡々と受け入れることが予想される。

この世界観の確定と確信とは、個人の内的世界で生死を自己解決する主観的な生死観である。これに対し我国では『日本往生極楽記』の死に逝く人間の客観的叙述、近年の宗教者キューブラー・ロス氏の死の受容段階における心理現象の客観的説明があった。いずれも現象の客観的「知識」の理解であって、伝統的な宗教に見られる信仰という「知恵」の主観的かつ積極的な解決方法ではなかった。

現代哲学のウイトゲンシュタインはデモクリトスと同じく、人間が有する理性能力によって主観的に解決する論理的な考え方を提示した。彼の『論理哲学論考』は、7つの短い命題（文章）によって構成され、第一命題は「世界は、成立していることがらの全てである」、第二命題は「与えられたことがら、すなわち事実とは、諸事態の成立にはかならない」・・・中略・・・最後の第七命題は「語りえぬものについては、沈黙しなければならない」という構成になっている。第一命題の内容は、世界とは実際に起きた事態（物+物）を（言葉+言葉）で表した命題の集まりである。つまり、考えるとは言葉と言葉を結合することであり、論理的に考えた結果の命題の集合が世界であるということになる。「私」の考える事のできるすべて、つまり、世界とは「私」が持っているすべての言葉のすべての組み合わせ迄、ということになる。するとこの世界は私の持っている言語によって決定され、限界づけられている世界であって、この世界を承認することはデモクリトスと同じく独我論に立脚した論理的世界が確定することになる。この論理的世界には感情や価値の相対的価値は存在し得なく、絶対的な唯一の真理が存在するだけであり、これはデモクリトスと同じ世界観である。独我論は主観的な理性的認識論に属するが、デモクリトスやウイトゲンシュタインの独我論は基本的に形式的整合性のみを理性的直感によって把握した論理的世界観として結実したものである

と解釈することができるであろう。

これに対して一般的に我国の仏教では「天上天下唯我独尊」や「色即是空、空即是色」に見られるように、「天下」や「色」の経験的世界を包摂するのが独我論と理解されている。しかし、デモクリトスとウイトゲンシュタインの論理的世界観は、経験的な感覚や感情を一切否定する「無色の世界観」として成立する世界観である。このような必然的世界観のみを認め、最後の第7命題「語りえぬものについては、沈黙しなければならない」に見られるように、この主観的世界は客観的に認識しえず、また語ることを慎むのはこの思想を述べる思想家の良心であり、そして自己自身でもありえるこの世界（梵我一如、自然は自己自身である）を直覚し確信して生きることになる。またこの世界観を確信したならばこれ以外の世界が存在しない事を覚悟することでもあり、この時点で思考は停止し単に生かされている生を生きることになり、デモクリトスは自宅で笑いながら隠遁生活し、ウイトゲンシュタインはノルウエーの寒村で孤独な生活を送らざるを得なかったのである。「無色の論理的世界に生きることは」このように終わらざるを得ないのである。

しかしながら、人間は生きている限り常に外界世界からの刺激や情報に接せざるをえず、この静態的な世界観が人間存在の本質的な解決法であると自覚しながらも平静心を保つことは困難になる。また外界世界の刺激のみならず、意識を意識せざるを得ない意識の本質的困難性が存在するであろう。この状況を認めるカントは、『純粹理性批判』でこの静態的世界の論理のカテゴリーを認めながらも、つぎの『実践理性批判』でこの論理のカテゴリーに現実的な感覚に基づいた倫理的判断を加え、「善悪のカテゴリー」に改変したのである。つまり、不変な静態的論理的世界観に、変化する動態的倫理的世界観を加えたと

いうことができよう。これはカントが実践理性から形式的格率を導出して形式的倫理学を構成したように、つまり形式的な主観格率を前提としながら、それが現実的客観的な具体的な道德法則と一致するように一貫性を持たせる考え方であった。これはヒポクラテスがデモクリトスの論理的世界観を理解した後のヒポクラテスの世界観はこれと同様な世界観であっただろう。また、我国における禅宗系宗教では、自らの世界で仏（覚悟）を見出すと言う自律的な世界観は、論理的かつ現実的世界観であり、さらにそれを形式的所作（禪定等）に集中させることは、ウイトゲンシュタインの論理的世界を確立した後の意識を意識させない確信の継続であり、「東洋の知恵」を垣間見させるものであるだろう。

カントやヒポクラテスのような信仰を持たず、また伝統的倫理観が希薄になっている現代ではどのように生死に対して個人が対応すべきであろうか。私は論理的世界からの限界付けられた因果を事実としてまず確立確信し、つまり諦念の観念を基本にして、与えられている生の時間を利害と関係のない純粋な心からの喜びのうちに生きることを自己の世界の理念とするならば良いのではないかと考えている。一言でいえば明るく（純粋な喜び）しかし諦めている、つまり「あからめて生きる」理念であろう。この死生観の理念は人間の持っている理性があきらめさせ、感情が喜びを感じさせ、本能が生きさせる、という人間一般の有している能力の3要素を満足させ、各個人における主観的で積極的な解決のための死生観の確立確信の一助になるのではないであろうか。

注

- (1) 「看護論理学試論」拙著、日本大学通信教育部、『研究紀要』、2007年3月、第20号。
- (2) 『ヒポクラテス全集』、今裕訳、名著刊行会、1978（以下「全集」と略す）は、医療関係者が研究するのが一般的であり、哲学関係者が研究したとしても古代アリストテレス自然観や中世ガレノス医学との関係のようで、20世紀から始まる現代論理との関係から考察した研究は、浅学のためであろうか、これまで目にしたことはない。嘗簡の哲学者デモクリトスとの対話は、ギリシャ哲学研究の定番である『ギリシャ哲学者初期断片集』にも記載されておらず、医療と死生観を考察するためには格好の資料と思われる。
- (3) 「未だ軟く青く快き樹の葉の座に座ることが、一時的幸福の嫉みの座よりも満足すべきことを知らるることと思ふ」は、自然と一体となって生きることは、一時的な幸福を得て嫉まれる人生より、本質的であると知っていることと貴方は知っていることと思う。
- (4) ヒポクラテスは、デモクリトスの精神病というデマでポリスが崩壊しようとしている現状を知っていたが、しかし実際には精神病でないことの確信を得て、このような表現になったのであろう。
- (5) 当時のアート（医術）では直視下で見られる物質を対象としていたが、物質を構成する元素の存在を仮定し、其の量という定量的な数学的思考をしていた事が窺われる。これが後に原子論といわれることになる。詳細な説明は、「ヒポクラテス書簡に於ける「笑い」について—医師と哲学者の世界観から—」、日本学通信教育部、『研究紀要』、第26号、2013（以下「書簡」と略す）P14～5参照。
- (6) 此の時点では未だヒポクラテスは自身の思考基準が行為規範としての道徳や理論的な論理にあり、デモクリトスの笑いが哲学やその先鋭化された論理にあるとは知らなかった。しかし、この記述が『全集』に残されていることは自らの不明を自覚したからであろう。また、対話の繋がりのため（状況）を挿入した。
- (7) これまでの対話では、敬意を顯すため名前が文頭であったが、初めて名前が後ろに置かれている。デモクリトスは、ヒポクラテスの認識が倫理的判断基準であることを知り、さらなる哲学的認識を用意している事からであろう。ヘラクレスは、デモクリトスが自らの言を誓う対象であるので、神ヘラクレスであろうか。
- (8) デモクリトスは自分の笑いの本質が、眼前の感情や善悪の価値を超えた理知の立場からの笑いであることを知っている。この笑いの本質をヒポクラテスが理解したならば、このアプデラでの報酬となるであろう。この笑いこそが、欲望的倫理的人間を本来の禁欲的理知的人間にする治療法であるという哲学的認識を表明している。そして、ヒポクラテスに欲望や現実の倫理観を認めながら理知的にさせる治療法はありえるかを、問うている。価値を含まざるを得ない倫理学ではなく、含ませない哲学的認識、具体的には論理的世界観にデモクリトスの笑いがあるのである。詳細な説明は「書簡」参照。

- (9) 人間の三つの能力は、言語文化や時代によって能力の意味する範囲が大きく異なる。理性を知性や良識、感情が感性になったり、また感情の領域に感情と本能が結合した部分を包摂する場合もある。この論文では、一応の内容と領域を示すが、厳密に捉えなくともよい内容一主観的な世界観の確立と確信一にあるので、読者の解釈に委ねられるべきであると考えられる。私は、経験による知性の獲得後、先験的理性が自覚されると考えており、それゆえ理性は「理智性」と読んでもよいであろう。
- (10)「ヒポクラテスが子息デサラスに與へたる書」、『全集』、P1347。
幾何学や数学は論理学と共に「形式科学」として古代ギリシアで確立された。また「宗教」も神の抽象的存在から整合的世界観を構成するので、両者は「形而上学世界観」と言うことができるであろう。
- (11)「ヒポクラテスのダマゲットに寄せたる書簡」、『全集』、P1341～2。
- (12)「ヒポクラテスのダマゲットに寄せたる書簡」、『全集』、P1343。此の短い一文は、両者の世界観の決定的な相違を示している。デモクリトスの現象の背後にある論理的世界、ヒポクラテスの倫理的世界観である。例えば、「人生は不可解である」、「結婚は墓場である」を論理的世界から見てみよう。「人生は不可解である、結婚は墓場である、と考え」ているが、それでは考えるとほどのようなことであろう。人生という単語と不可解という単語を「結びつける行為が考える」ということになるであろう。考えることのできる範囲は、自分の持っている全単語の全組み合わせ迄、ということになり此の世界は決定されており、利他の倫理命題は此の世界とは無縁な存在になるであろう。デモクリトスの原子は全ての物質に共通する存在であり、論理世界で「人生」や「結婚」の単語は要らず、単なる原子命題でしかないと考える世界観と同一である。
- これに対し倫理的世界観とは、現実の社会生活の基準が基本になっている。まず道徳は現実社会の行為規範であり、限定された地域や文化圏での是非が問われるのに対し、倫理は行為規範の理論的背景、例えば宗教から導かれた規範理論であり、地域に限定されない性質を有するものである。道徳は倫理に包括されるが、その基本は現実社会との関係から思考される。論理は基本的に現実社会の価値観と関係せず、理智による形式的整合性のみを求めるものである。
- (13)「ヒポクラテスのダマゲットに対する挨拶」、『全集』、P1343。
- (14)「ヒポクラテスのダマゲットに対する挨拶」、『全集』、P1343。
- (15)「ヒポクラテスのダマゲットに対する挨拶」、『全集』、P1344～6。

〈中支那振興株式会社〉研究の成果及び課題

高 綱 博 文

はじめに

筆者は日中戦争下における戦時上海（1937～45年）の社会経済の変容と再編、そして連続性に大きな関心を寄せるものであるが、その機軸となったものが1938年11月に日本政府によって設立された中支那振興株式会社であると考えている。数年前から中支那振興株式会社について科研費（基盤研究（C））を得て史料調査などの基礎的な研究作業を始めたが、同会社が16の関係子会社を抱える巨大組織で対象が大き過ぎることもあるが、南京の第二歴史档案館が所蔵する大量の関係史料が公開されていないこともあって進捗状況は捗々しくない。日本側史料はアジア歴史資料センターなどを通じてほぼ公開されており、筆者は外交史料館などで原史料の多くを閲覧したが、そのほとんどが「官」側からの史料である。それを批判的に検討するためにも「中国」側や「民間」側の史料が欲しいところである。

中支那振興株式会社の関する史料状況が上記のようであるため、同会社についての日本や中国における先行研究は極めて不十分なものであるが、その原因は研究のスタンスやアプローチ方法にも起因するものと考えられる。日本側の研究は日本経済史を専攻している方々による日本帝国主義史研究のアプローチが一般であり、中国側は抗日戦争史を専攻している方々による日本の対中国侵略批判を目的とするものである。これらの日本と中国の研究は共振しており、また同会社の残し

たところの史料を含めて日本の「官」側の史料に基本的に依拠していることも共通している。

本稿は中支那振興株式会社の研究が不振に陥っている要因を、これまでの先行研究の中に具体的に探り、それを踏まえて新たな研究の方向性を模索することを課題とする。

1. <中支那振興株式会社>研究状況

中支那振興株式会社の概要を知ろうとした際には、同社刊行の『中支那振興株式会社並関係事業会社現況』が便利である。戦後の日本で最初に中支那振興株式会社関係史料として刊行されたのも同文書(1938年刊)であり、その解題には次のようにある。同文書は「華中占領地の経済支配のために日本国家資本をテコとして設立された同社および子会社の実態を示すものである」(『日中戦争占領地区支配資料』6頁、1987年)。

中国でも「華中振興株式会社概況」と題して『中支那振興株式会社並関係事業会社現況』(1944年刊)の主要部分が上海市档案馆の曹霖華によって中文訳され紹介されたが、その解題には次のようにある。「中支那振興株式会社(中国では「華中振興株式会社」,「華中振興会社」と表記)は日本の中国侵略期間に於いて華中経済を『復興』,『開発』する名義を以て創立された一経営会社であり、実際は経済的にわが国を支配するための、日本の対中国侵略政策に服務する『国策会社』一国家独占集団である。」(『档案与史学』1998年5期,14頁)

なお、同文書(1944年刊)の中支那振興株式会社の交通運輸関係子会社の部分については、引続き曹霖華によって「華中振興株式会社交通運輸業子会社概況」(『档案与史学』1999年6期)として中文訳された。その後、曹は論考「抗戦時期日本政府所設華中振興会社述評」

(『档案与史学』2003年1期)を發表して、『中支那振興株式会社並關係事業会社現況』に基づいて同社の概要を紹介し、その「国策会社」としての性格を次のように強調している。

「中支那振興株式会社は日本国家が經濟に直接に關係干渉したところの具体的な表現形式である。国策会社は一般民間資本がただ利潤を追求することを許さず、必ず国家の政策に従わせるものである。日本政府は国策会社に安心して各種の形式で以て、この種の統制事業を行わせるために、予め事業統制権、資金援助、社債特別発行権、租税の減免、資材の優先供与などの支持を与え、必要に応じて外交手段まで借り、軍事力を動員して特別な保護を与えた。」(同上、47頁)

このような「国策会社」の理解は、曹の論考で註にもあげられている野田經濟研究所著『戦時下の国策会社』(野田經濟研究所出版部、1940年)を参照しているものと思われる。同書は拓務大臣小磯国昭、商工大臣藤原銀次郎、興亜院総務長官柳川平助、滿洲国総務長官星野直樹などの「序文」を麗々しく掲げて日本の「国策会社」を自画自賛するための書物である。その中で「国策会社」を次のように規定している。

「国策会社は準国営事業を営む準国家機関であると称しても過言ではなからう。国策会社は他の一般の民間会社の如く恣まゝに利益をのみ追求し、犠牲を避けることにのみ没頭することは許されない。……国策会社の色々な特長のうち、この独占的である点が最も共通的なものゝやうに思われる。抑も国策会社なるものが国家の意志を最も正しく受入れ、支障なく業界の統制を司ることを主眼としてゐる」(41頁、下線部は引用者、以下同様)。

また、同書は中支那振興株式会社についても言及しているが、それは次のようである。

「同社の主要任務は中支那の復興及び開発に関し、資金ルートたること、この資本投下を通じて関係会社統制にある」(626頁)。

このような中支那振興株式会社をして国家意志を代行する「経済統制」機関であるとの捉え方は当時の日本における一般的な理解でもあったが、おそらく中国の研究者にとって中国共産党による経済統制政策を想起させて理解しやすいものと推測できる。中国の研究者のほとんどが同会社を「日本の対中国華中淪陷区の経済統制機関」(王士花, 31頁), 「日本の華中占領区における産業経済の統制を行うための主要な組織形態」(李占才, 98頁)としている。中国において中支那振興株式会社について最も詳細に検討している黄美真主編『日偽対華中淪陷区経済的掠奪と統制』においては、日本は「経済統制を手段として、誅求・掠奪を目的とした。日本は占領地区において厳格な経済統制を行い、日本軍は大量の物資財産を獲得したが、却って淪陷区の人民への収奪は加重された」(2頁)として中支那振興株式会社をその代表例として厳しく批判的な検討対象としている。なお、同書では中支那振興株式会社の関係子会社も比較的詳しく取り上げているが、金丸裕一は『『掠奪と統制』という大きな枠組みに規定され、実態解明が十分に展開していない』と適切な批判している(金丸2009年, 266頁)。こうした中国の研究者の捉え方の前提には、日本の対中国侵略政策を「以戦養戦(戦争を以て戦争を養う)政策」であり、資金と資源の乏しい日本は中国の占領地域において「全面的な経済侵攻を展開し、即ち『経済開発』『経済建設』等の欺瞞的な名目により、中国の資源と富を全力で誅求し、『中国の資源で中国を征服し、占領地で獲得した利益で軍費の不足を補う』ことを企てた」(単冠初, 79頁)とする定式的理解があるものと考えられる。

中支那振興株式会社の成立の歴史的背景や経緯を戦後の日本におけ

て歴史学の立場から初めて論及したのは『太平洋戦争への道』第4巻（朝日新聞社、1963年）で日中戦争を扱った外交史家の臼井勝美であろう。それより以前には、「官」側による「帝国」日本の総括文書ともいえる『日本人の海外活動に関する歴史的調査』（大蔵省管理局、1949年）と『閉鎖機関とその特殊清算』（閉鎖機関整理委員会、1954年）に含まれる中支那振興株式会社に関する記述が注目される。

『日本人の海外活動に関する歴史的調査』については2002年に復刻版が刊行されてよく知られている。敗戦直後の1946年9月、大蔵省は日本人の在外財産の処理と連合国の賠償支払問題への対応のため、省内に「在外財産調査会」を発足させた。調査会は中国・朝鮮・台湾・樺太・南洋群島などの在外財産評価推定の作業を行ったが、同書はその浩瀚な報告書である。「序」には、「日本及び日本人の在外財産の生成過程は、言われるような帝国主義的發展史ではなく」「日本人固有の経済行為であり、商取引であり、文化活動であった」とあるように、日本の植民地・占領地支配を肯定する立場に立っている。そのような政治的バイアスにも関わらず、中支那振興株式会社についても多くの基本的な統計資料を含んでいることから、その関係会社を含めた事業概要を知るための基本文献の一つである（同書「中支那編」第1分冊、所収）。

閉鎖機関編纂委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』（1953年3月刊）は、連合国の日本占領政策の一環として植民地・占領地経営に関わった南満洲鉄道株式会社、満洲重工業株式会社、満洲中央銀行、朝鮮銀行、東洋拓殖株式会社、北支那開発株式会社、中支那振興株式会社など閉鎖を命じられた機関・団体（その数は合計1,093）について「清算」という視点からまとめられた1900頁余の巨冊である。その「序」には、次のように述べられている。

「これらの会社のうち、海外で活動したものは敗戦により、その主要財産と全機能を喪失し、当然自滅の途をたどるべき運命にあつたのであるが、占領軍は日本の経済侵略の道具であつたと考えたこれらの会社を撲滅し、且つこれが復活を阻止して日本の経済力破壊の目的を達成しようとしたものと考えられる。……戦後各種機関の閉鎖ということも、すでに歴史に織込まれた悲喜劇の一齣に過ぎないことを思うのである。」

同書は「帝国」日本の植民地・占領機関によるアジアへの「経済侵略」を否認するスタンスを一貫してとっており、中支那振興株式会社についても「日支共栄の精神に基き中支那経済の復興及び開発を助成することを以て使命とする国策会社なり」(311頁)と捉えるものであるが、同会社の概要を比較的正確に捉えているものと思われる。例えば、中支那振興株式会社の設立の経緯については具体的に次のように説明している。

「日本軍が上海デルタを制し、華中の重要諸都市を占領下におくや、この地方が全中国における経済上の占める重要地位と、その特殊性にかんがみ、戦略途上にありながらも、いち早く適切な方策を講じなければならなかつた。すなわち、昭和十三年二月九日、華中日本陸海軍当局は、華中方面に日本と提携しうる政府が成立するまで、国民政府、地方政府および軍閥が所有していたあらゆる動産、不動産などを、敵産として日本軍の管理下に緊急措置を講ずる旨を明かにし、我が侵攻によつて、国民政府その他の放棄した政府施設や公共施設、あるいは産業諸施設を復興整備し、また軍管理工場を設置して、これに資材および人材を投入し、もつて秩序の回復、維持をはかるとともに、基幹産業を中心とした経済各部門の建設をはかり、民生安定のために、積極的に振興をはからんとした。

一方華中地区において、日本と提携し得る新政府として、同十三年三月二十八日、南京において、中華民国維新政府の成立を見、その実業部が産業部門の監督、指導にあたることになったが、さらに我が国においても、華中経済の復興および開発を助長する強力な国策機関を設置する必要が痛感されるようになった。かくて、同年三月十五日、閣議において、北支那開発株式会社とともに、中支那振興株式会社設立の件が決定し、同法案は、第七三回帝国議会に提出……両院の協賛を経て、昭和十三年法律第八二号中支那振興株式会社として、四月三十日に公布されることになった。これとともに、会社の設立委員長以下委員の任命もあり、爾来定款の作成、株式の募集、申込、割当、払込、創立総会などの一切の手続を経て、同年十一月七日、上海において当社の誕生を見ることになった。」(310頁)。

さて、戦後の日本における中国占領地研究の主流は日本帝国主義史からのアプローチであり、周知の通りその出発点は井上晴丸・宇佐美誠次郎『危機における日本資本主義の構造』(岩波書店、1951年)であった。日本資本主義の国家独占資本主義への転化を論じた同書は、日本の植民地や支配地域を日本資本主義の構造における一環として捉え、日本帝国主義のそれ自身の半封建的構造のために「収奪と横領の諸形態は同じく半封建的構造をもつ植民地・半植民地に持ちこまれ、植民地的な野蛮さをもって露骨化され、拡大され」(67頁)、「土着産業資本は磨坊・油房に毛のはえた程度のものでまで圧殺してしました」(70頁)として、その掠奪と横領、掠奪の諸形態と特徴を明らかにしようとするものであった。同書でも中支那振興株式会社についてもわずかに論及しているが、それは同会社の主要事業である公共事業の会社ではなく関連会社の1社である華中蚕糸株式会社を「農民の原料生産の圧殺にまで及んだ例」として取り上げている箇所である(83頁)。

こうした視点を継承して日本帝国主義の支配と実態をその全体像において捉えようとしたのが、小林英夫『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』（御茶の水書房、1975年）であった。同書において中支那振興株式会社は次のように論じられている。

「日中戦争期の日本帝国主義の華北および華中経済政策は、占領政策の一環として展開されたが故に、治安確保と物資争奪が前面にせり出してきた……占領政策と経済『建設』が重複する形で展開されたのである。」（213頁）

「（占領地において）『幣制統一事業』に着手し、日本側通貨の流通範囲の拡大を図ると同時に、主要企業を占領と同時に軍事的に奪取し、軍管理工場として、これを日本側の監督下においた。この主要接収企業を基盤に興中公司、およびその継承企業たる北支那開発、中支那振興株式会社は発足したのである。」（215頁）

「（中支那振興株式会社の投資状況は—引用者）その主力が、交通、通信、電気といった占領政策の骨格を形成する部門に投資されていた点は、北支那開発株式会社と同様であるが、製鉄用強粘炭の『開発』が主体だった華北占領政策と著しく異なる点は、中支那振興株式会社の活動が、恒産（不動産）、水産、鉱業と多方面にわたっていた点と、鉱業では、明治期以降、日本製鉄業と密接に関連する大冶をはじめとする華中鉄鉱石採掘にその主力が注がれた点である。」（221頁）

そして、同書では「中支那振興株式会社の特徴—それは、同時に、また日本帝国主義の華中占領政策の特徴でもあるのだが—を知るために」、同会社の関連会社の中から華中蚕糸株式会社と華中鉱業株式会社が選ばれて検討されている。それは同会社の主な目的が中国における民族資本の「圧殺」や「物資争奪」にあると想定しているからである。要するに、中支那振興株式会社は日本帝国主義による経済侵略の

野蛮な暴力性を象徴するものとして捉えられている。

以上のような暴力的な「掠奪」を強調する日本帝国主義論のアプローチとも、国策会社＝「経済統制」機関論とも、「官」側のアプローチとも異なる中支那振興株式会社に関する異色な論考が戦前に書かれている。それは、手塚正夫「中支那振興株式会社の企業性」（『国際経済研究』第4巻第9号、国際経済調査所、1943年9月）である。著者の手塚正夫は1929年に和歌山高商を卒業後、1938年に東亜研究所に入所し、当時は東亜研究所において中国の鉄・石炭資源及び重工業に関する調査員として活躍していた。同論考は以下のような論を展開するものであるが、むろん戦時言論統制下において発表されたものであり、「中支那振興株式会社法案」等の公式文書を踏まえて書かれており、「我が国が中支那経済の復興及び開発を助成することを使命とする新しい国策会社である」（150頁）ことを前提に同会社の「企業性」について比較的自由に考察したところに特色があるものと考えられる。

同論考は前半において、中支那振興株式会社と同時に設立された北支那開発株式会社を比較している。「北支が経済開発を主眼としたのに対して、中支は飽くまでも破壊された公共施設乃至産業の原状復旧に重点が置かれた」（151頁）として、「北支那開発株式会社の事業の中心も石炭にあると見ても過言ではない」が、「中支那振興株式会社はその創設当初の課題としては、租界外の我が占領地内に於ける公共事業の復旧であったが、大東亜戦後右の英米系事業の経営も亦、当然同会社の双肩にかゝつたのである」（152頁）とする。

中支那振興株式会社の主要な使命は、北支那開発株式会社が「経済開発」であったのに対して電力・ガス・水道・通信・交通などの公共事業を中心とした華中地域における「復興」にあったとする。そして、日本側が公共事業を掌握することは、英米に対抗して政治経済的

に上海を中心とした華中のヘゲモニーを獲得する所以であるとも主張する。

次いで、中支那振興株式会社の資本内容を検討した結果、「要するに公共事業と鉱業に対して大部分の出資が行われてゐるのであり、工業関係に対する投資が極めて微々たるものである点は、北支那開発株式会社に於ける場合と同様、支那に於ける新しい国策会社の特色と見られる」(158頁)とする。「北支那開発系の会社は公共事業の外に石炭業、鉄鉱業、製鉄業、其他の鉱業、塩業、それに北支の地理的条件より来る棉花業に関する事業であり、こゝでは全然工業に関しては手を触れていない。この点中支那振興株式会社は、これ又地理的な特殊性より船舶業に投資を行つてゐる外、北支那開発株式会社と目立って相違する点は、若干なりとも工業、即ち蚕糸業に乗り出してゐるといふことである(同上)。

手塚によれば、中支那振興株式会社の役割は「中支那に於ける経済の復興」にあり、その「経済の復興」とは「戦時経済体制に適した復興」であるとする。戦時経済体制の最も中心に位置するものは軍需工業であり、「一国の軍需工業は自国の属するブロック内に於いて供給せしめなければならない」。そのため「戦時経済に於ける産業の復興は、著しき重点主義でなければ成らない」し、中支那振興株式会社に課せられた「軽工業に対する融資、統制に関しては第二義以下の意味しか有してゐなかつた」(159～160頁)する。このような議論からすると、日本帝国主義史アプローチの研究者たちが、中支那振興株式会社の「掠奪」的な性格を強調するために取り上げる華中蚕糸株式会社は「第二義」的存在に過ぎず、そのため他の軽工業—タバコ工業、セメント工業、マッチ工業、製粉工業なども中支那振興株式会社の「融資、統制」の対象にならなかつたとする。

次に手塚は同論考の後半において、中支那振興株式会社の「企業としての性格」を検討する。まず掲げるのは、下記のような1942年3月現在における同会社の主要な株主及びその所有株である。

大蔵大臣 1,000,000株, 三井物産 39,800株, 住友本社 28,540株, 軍人援護会 25,356株, 三菱社 23,040株, 住友金属工業 20,000株, 三井鉱山 19,900株, 明治生命保険 11,100株, 日本生命保険 11,100株, 住友鉱業 10,000株

そして、手塚は次のような議論を展開している。「日本政府がその半額を所有しており、中支那振興株式会社が国家資本として極めて強力なものである点を物語る」、しかしながら「純然たる国家資本でないことは右の半額が三井、住友其他民間の資本を吸収してゐた点でも明らかである」。そして日本政府は、年6分の優先配当権や民間株主の配当を政府が保証するなど民間資本を優待していたことを指摘する(160～161頁)。

そして、中支那振興株式会社に投資する財閥資本の重要性について次のように強調している。「事変前から中支に進出してゐた三井が、最も大なる株主となつて居り、住友、三菱等がこれに次ぎ、満洲事変直後満洲国に資本の移入を拒絶された内地財閥が、嚮を並べて積極的な協力を占めてゐる」(161頁)

中支那振興株式会社の企業形態については、「日支経済提携を具現すべきものであり、従つて統制経済の下に運営せしむべきものなり……このために採られた統制方式に、持株会社としてのコンツェルンの形態である」(161頁)とする。

「資本は飽くまで資本の所有者と緊密に結びついてものでなければならない。……嘗つて若き満洲国が日本財閥を閉め出して、一つの理想王国を現出せしめんとした夢が、十年後の今日著しき転換を余儀な

くされる如き事態が再び繰り返へさないとは限らず、国策会社として一応純粋な統制的持株会社のみ誕生しても、現実に中支の経済復興に挺身する仔会社が生まれ得ないことになる。この意味に於いて日本の財閥の協力に対して、政府が極めて深い理解を持ち、これを許容したことに対しては賛意を表しなければならない。」(162頁)

さらに手塚は中支那振興株式会社の資産構成から次のようなことを指摘している。

「同会社の資金の動きは正に仔会社への投資という点にのみ集中してあるわけである。かかる資金は如何に調達されたのか。この点に関して負債構成を見れば、昭和十七年に於いてその26%は自己資本を以て構成され、残り74%が他人資本である。後者のうちその86%は社債なり……同会社の資本の性質が単に政府資本及び財閥資本であるとのみは言い得ず、寧ろその量的な地位は30%以下であつて、過半数は政府及び財閥以外より調達してゐることが明らかである。」(163～164頁)。

中支那振興株式会社は財閥資本と結びついて子会社への投資ないしは融資を本来の業務としていたが、その資金調達の「過半数は政府及び財閥以外」より調達されたものであることを指摘している。

手塚正夫の論考は、決して密度の高い考察ではないが調査マンのリアルな視点から中支那振興株式会社を捉えており、「国策会社」であるとのレッテルを張ることによって見えなくしているその実態に再検討を促すものである。

さて、近年における中支那振興株式会社に関する最もまとまった研究は、日中戦争期における中国各地の日系企業の活動について包括的な検証を行ったところの柴田善雅『中国占領地日系企業の活動』（日本経済評論社、2008年）の「第4章 国策占領地開発会社の設立と

日中戦争期の投資」である。柴田は同書において北支那開発株式会社とともに中支那振興株式会社については関係会社を含めてかなり詳しく分析しているが、柴田による両会社への考察は国家資本輸出研究会編『日本の資本輸出』（多賀出版、1986年）所収の論文「軍事占領下中国への日本の資本輸出」が最初である。

柴田は1986年の論文において、北支那開発・中支那振興株式会社を両軸として占領地投資を検討しているが、両会社の関係会社については未検討である。また、満鉄の出資により1935年12月に設立された興中公司について、北支那開発・中支那振興株式会社が成立するまでの「過度的な中国本部投資機関」の検討している。

同論文の主要な課題は、北支那開発・中支那振興株式会社の投資主体としての性格を明らかにすることである。両会社の投資が比較的検討されているが中支那振興株式会社の特徴としては、次のようなことが指摘されている。華中の場合には興中公司のような暫定的投資会社の段階を経ずに一挙に占領に突入したため後に中支那振興の子会社になる日中合弁会社が誕生し、そのため中支那振興出資分は民間株主が暫定的に引き受けることになった。中支那振興の子会社は公益事業関係の交通運輸・電力・通信・ガス水道で8社を占め、資本規模は小さく、安定的経営を築いた。そして、両社への日本政府による現物出資こそが最大株主であることを保証したとしている。最後に次のようにまとめている。

「戦争状態を占領による経済開発で支えようとする限り、新たな占領地への投資は拡大を迫るしかない。日本資本の貧弱な力量で、満州から南下した投資地域のさらなる飛躍的増大は、新たな投資機会を見出したものの、占領地開発という日本の帝国主義的意図は、その投資領域の広大さと、占領の不安定さに困惑され続ける。占領により直接

投資の領域が増大したものの、北支那開発・中支那振興が政府資金に主導されて展開できたものは、せいぜい公益事業分野の維持と、北支那開発の石炭業の再編であった。こうした投資の多くは現物出資で支配下に置いたが、戦争下の現物出資資産はありていには略奪であった。」(170頁)

『中国占領地日系企業の活動』では、北支那開発株式会社・中支那振興株式会社の設立の経過が説明され、出資融資の概要が明らかにされた上で関係会社について検討されている。中支那振興株式会社を捉える視角は前掲論文と同様に「投資主体として性格」を明らかにすることにあると考えられるが、関係会社を分析することによって中支那振興の特徴の把握は次のようにさらに進んでいる。

「中支那振興の関連会社の特徴としてインフラ部門への傾注がある。……中支那振興の関係会社はほとんど中支那振興以外から融資を受けていなかったすなわち中支那振興は純粹持株会社として資金調達について全面的に責任を負っていた。……融資先は華中鉄道 32 百万円、華中鉍業股份有限公司 13 百万円で、両社に集中していた。中支那振興は華中インフラ維持と鉍山のための事業投資へと特化していたといえよう。華中では既存の中国人経営事業が、日本占領前上海の空前の活況の中で多数の事業者が参入し、新規産業を育成する必要性は乏しく、中支那振興の関係会社が新規参入する余地は乏しかった。それが、華北の工業化戦略の中心機関として不成功の事例は多いものの、北支那開発が試みた占領地工業化の担当者との位置づけと大きく異なる点である。中支那振興は製造業への参入を自制し、インフラ部門に傾斜した。」(227～228頁)

とはいえ、柴田の分析の主軸は現物出資（占領地敵産処理として日本政府が接收した資産）によって日本政府が最大の株主である中支那

振興株式会社本社にあり、関係会社は基本的にその投資・融資の対象として捉えおり関係個別企業の実態解明への関心は乏しいものといえる。それは、柴田が中支那振興株式会社を「占領により戦争を維持する体制、すなわち占領地における経済活動により占領体制を支える」(199頁)ところの政策主体としての「国策会社」と第一義的に捉えているためであり、手塚正夫が示唆するような関係会社の背後にある三井、住友、三菱のような財閥・民間資本の経済活動に関心を向けないこととも関係しているものと思われる。

2. <中支那振興株式会社関係会社>研究状況

中支那振興株式会社関係会社に関する先駆的な研究としては、高橋泰隆「華中鉄道会社の成立と経営の実態」がある。同論文は戦後日本における日本帝国主義史研究を代表する論文集の1つである浅田喬二編『日本帝国主義下の中国—中国占領地経済の研究』(楽遊書房、1981年)に掲載されたものである。その後、高橋泰隆の専著『日本植民地鉄道史論』(日本評論社、1995年)に収録された(本稿では、後者から引用)。

華中鉄道股份有限公司は、1940年4月に中支那振興株式会社の関係子会社として設立され、日中合併による汪精衛国民政府の特殊法人であった。同論文は中支那振興株式会社を華中の関係会社に対すると「融資を行うことを主要な業務」とし、日本にとって華中鉄道は、「産業開発にともなう鉄道の新設や増設ということより、何よりも原状に復することを最も主要な目標」するものであり「公共事業の性格から高い利潤は得られなかったが、軍隊と軍需品あるいは取得資源の輸送手段、そして民生用に欠かせなかった」と位置づけている(525頁)。そして、華中鉄道会社の設立から終焉まで経営実態を実証的に検証し

ており、以下の引用文に見る通りその資本構成と来源に関する分析には注目すべきものがある。

「華中鉄道会社の 払込資本金の 61% は現物出資であり、現金出資は 2500 万円、39% であった。第一位の出資者は中支那振興会社 (71%)、第二位は汪政権の 16%、第三位は日本資本、その他であった。これはまさに国策会社にふさわし株式投資者の構成である。ところが中支那振興会社による出資は現物出資 (軍→日本政府→中支那振興会社と経由した) であり、現金出資 2500 万円に注目すると、その第一位の出資者は汪政権 (40%)、次は中支那振興会社と日本資本 (各 26%) であった。中支那振興会社は華中鉄道会社に対する第一の出資者であるが、じつはその大部分は現物出資であり、現金払込高は日本資本と同額であった。したがってわれわれは、華中鉄道会社の株式所有において、株式所有にせめる中支那振興会社の圧倒的位置と、現金出資としての日本側民間資本に位置とに十分留意する必要がある。」
(523 ~ 524 頁)

「1945 年 3 月における中支那振興会社の総融資額、48 億円はいかなる資金なのか。もちろんこれは中支那振興会社の自己資金ではない。それは社債と借入金であった。中支那振債券は 1940 年が 4000 万円、1941 年が 6000 万円、1942 年が 6000 万円、1943 年が 5000 万円、1944 年が 9800 万円、1945 年が 8000 万円というごとくであり、その合計は 17 回 3 億 8800 万円であった。これに対して日本興業銀行を幹事銀行としてシンジケート団が結成された。そのメンバーは興銀、横浜正金、朝鮮、台湾、第一、三井、三菱、第百、住友、三和、野村、名古屋、愛知、神戸の 15 銀行と、三井、三菱、安田、住友の四信託会社であった。また第 7 回の 1000 万円は預金部が全額を引き受け、1944 年 7 月の儲備券 1 億元 (1800 万円) は華南商業銀行等が引き受

けた。このほかに中支那振興会社は融資資金を借り入れていた。それは大蔵省預金部や興銀、そしてシンジケート団からの借入金であった。このようにして華中鉄道会社は中支那振興会社を經由して日本本国から資金（国家資本と民間資本）の融資を受けていたのである。……中支那振興会社と北支那開発会社による年々の社債発行は、日本国内の社債総額において非常に重要な部分をしめる。」(526 頁)

さらに、その結論では華中鉄道の経営実態を次のように明確に指摘している。

「日中戦争後において華中鉄道は津浦線、淮南線、海南線を中心に日本の目的、すなわち鉱業・農業資源輸送中心の貨主客従鉄道として組織された。それを可能にしたのが軍、国家の現物を含む投融资と日本財閥資本の投資および融資である。……華中鉄道会社は満鉄とは無関係であり、日本国家資本と財閥資本、さらに鉄道省のジョイントにより経営された。」(556～557 頁)。

次に紹介する金丸裕一『支那事変』直後、日本による華中電力産業の調査と復旧」は（『立命館経済学』第 53 巻第 5・6 号、2005 年）中国側の視点を入れて日本側の華中電力産業の諸史料を紹介し読み込んだものである。華中地域における電力業復興を担ったところの華中水電股份有限公司の設立（1938 年 6 月 30 日）に繋がる中支電業組合の実態と活動を明らかにしている。

金丸の指摘によれば中支電業組合は、「1937 年末に軍当局は華中における電気事業復興計画を急速に進展せんと願い、これに応じた 5 大電力を含む内地の 20 電気業者が 1938 年 1 月 10 日に同組合を組織したのであった。」(585 頁)

さらに中支電業組合の設立について次のように説明している。「民間資本電力たる東京電灯・東邦電力・大同電力・宇治川電気・日本電

力の5社が1932年4月に結成したカルテル組織である電力聯盟が、積極的に関与していた点であろう。金融恐慌・昭和不況と続く各社の業績低迷に加え、1931年末の金輸出再禁止を契機とする円相場暴落によって、巨額の電力外債での元本・利息支払で苦しむ業界は、戦前から既に三井・安田・興銀などの財閥系金融機関の主導下、現有保持を前提としたカルテル統制を開始していた。……公益規制と競争制限の強化策が進むなか、わが国における電力資本、及び財閥系銀行の『活路』が何処に存在していたのかを、強く示唆する事実でないだろうか。」(585頁)

これが中支那振興株式会社の設立とともに有力な関子係会社となる華中水電股份有限公司が誕生する歴史的背景である。同論文が明らかにしているように、最初は華中地域を占領した日本軍当局が電力復興計画を要請したものであったが、それに主体的に応えたのは財閥系資本に主導された民間電力資本であったことは重要である。

また、同論文は日本の民間電力業者の華中電力情況報告書を紹介して、「資本の論理における国境を無視した身勝手さと時局への便乗を、見事に露見させて報告書であるだろう」(592頁)と批判しているが、資本の「帝国意識」とも呼ぶべきものが戦時下の日本企業の中国進出を経済侵略に傾斜させたことは否めない。結論において、「1930年代の日本において急展開した『電力国家管理』風潮は、わが国の民間資本による活動を徐々に制約し始めた。やがて『支那事変』という曖昧な枠組下の実質的戦争勃発という好機が到来すると、電力資本はこぞって大陸に新天地を見いだしたのである。」(592頁)と述べているが、中支那振興株式会社の関係会社を担ったところの他業種の民間資本も同様の状況にあったものと考えられる。

中支那振興株式会社の関係会社については、華中蚕糸股份有限公司

の社史『華中蚕糸股份有限公司史』（1944年）を中心に検討したところの拙稿「中支那振興株式会社一関連会社」（日本大学通信教育部『研究紀要』第26号，2013年）がある。拙稿が華中蚕糸公司を取り上げたのは、中支那振興株式会社の関係会社の中で唯一〈社史〉が残っていたこともあるが、その実相を捉える際に同会社が投資・融資していた関係会社からアプローチする方法があるのではないかと考えたことによる。

拙稿は、華中蚕糸公司の設立に至る経緯と同公司事業経営の実態を検証したが、その結論は仮説の域を出ないが次の通りである。

「華中蚕糸公司は中支那振興会社の子会社であったが、その設立の経緯を見ると日本中央蚕糸会を背景とした『我が国全蚕糸業関係者』が一丸となって中支那蚕糸組合、さらにそれを強力にした華中蚕糸公司を創設したのであった。それらは本来的に民間資本シンジケートであり、日本軍占領下の中国において『戦争利得』を獲得するために組織されたもので、中支那振興会社はその実態を隠蔽し且つバックアップしたのである。」（80頁）。

要するに、関係会社から中支那振興株式会社を捉えると高橋・金丸論文と同様に民間資本の動向が見えてくるのであり、日本軍の華中占領地における経済活動の主体を国家資本とすることに再考を促すものである。

3. <中支那振興株式会社>研究について課題と展望

上記の通り中支那振興株式会社についての研究の状況を概観してきたが、それを踏まえて今後の研究の課題及び展望を次に述べることにする。

(1) 中支那振興株式会社を研究するに際し、その史料状況を調査する

ことが最初の作業であり、科研費を得て同作業に従事してきた。すでに述べたように日本国内の同会社の残したところの史料を含めて「官」側の史料状況はある程度は把握できたものといえよう。しかし、中国における史料状況の調査作業は、主に関係史料を所蔵している南京歴史第二檔案館が利用できない現状においてほとんど進展していない。上海市檔案館や上海図書館にも関係史料は所蔵されているがその量は多くなく、系統的な研究に耐える史料ではない。それ以外にも杭州図書館や南京図書館、南京市檔案館、江蘇省檔案館において史料調査したが、中支那振興株式会社に直接に関係する史料は少ないが、関係会社を歴史的の考察する上で必要な史料はそれなりに存在することが判った。例えば、華中蚕糸公司のことを調べようとする際に日中戦争前の華中地域における蚕糸業の状況を把握する必要があるが、杭州図書館には南京国民政府期の蚕糸業に関する貴重な史料があることが判明した。また、同地域の蚕糸業の中心であった無錫の檔案館や蚕糸業関係の史料があるとされる江蘇省呉県檔案館は調査する必要があるものと思われる。

今後は中支那振興株式会社の史料調査の作業も関係会社別に、上海を中心とした華中地域の地方図書館や檔案館を調査することを予定している。むろん日本側の史料についても関係会社別に調査がなされるべきであり、そのようにすれば「官」側の史料以外にも「民間」側の史料が新たに発掘される可能性も高いものと考えられる。

(2) 中支那振興株式会社を考える際に「国策会社」というレッテルにとらわれないことが何よりも大切である。むろん、同会社は「国策会社」であることは事実であるが、満鉄や東洋拓殖会社などと明らかに異なる性格のものであり、手塚正夫が指摘するように「新しい国策会社」というべきものであろう。また、それは日本の中国侵略の所産

でもあり、日本軍が中国側から接収したところの既存施設が日本の国家資本として現物出資されて同会社の根底を構成していることも事実である。しかし、「国策会社」の蔭に隠れている民間資本の存在を見逃す訳にはいかないであろう。本稿が紹介したところの手塚正夫の論考が指摘しているように、華中における日本軍の占領地域における資本活動は国家資本よりも財閥系資本を中心とする民間資本が先行していたと考えられ、中支那振興株式会社の関係会社＝「統制的持株会社」の背後にあるものは三井、住友、三菱といった「今日の中支那経済に於ける財閥の経済活動」であり、同会社はこれらの財閥が「国家と緊密に結びついて」経済活動を行うシステムであったと見られる。さらに、中支那振興株式会社は膨大な社債を発行することによって日本における民間資本を集め、それを華中経済の復興に投入するシステムとして機能したとも見られる。このような仮説は高橋泰隆・金丸裕一・筆者の関係会社の検証によってその一部は裏付けられているといえよう。

『閉鎖機関とその特殊清算』も指摘するように中支那振興株式会社は「中支那経済の復興および開発を助長するをもって、そのため特に産業振興の根幹的諸事業に対して、投資や融資をなし、あるいは、その経営の衝にあたらんとしたもの」であり、関係会社への「投資あるいは融資をなすを本来の業務」(312頁)とするものであり、華中占領地経済における政策主体の実態は関係会社にこそあったのではないかと考えられる。これも仮説の域をでないものであり、今後とも関係会社の分析こそが中支那振興株式会社研究の第一課題であろう。そして、その関係会社も華中占領地経済の公共事業を担ったところの個別企業を分析してこそ中支那振興株式会社の性格や特徴を明らかにできるのではないだろうか。

上海のような巨大都市を抱える占領地経営にとっては、電気・水道・ガス・電信電話・交通機関・都市復興建設などといった公共事業は民生の安定のためにも積極的な振興をはかる必要があり、その実施のためには日中の民間企業の協力が必至であった。ここから中支那振興株式会社の関係会社は、日本側が資本、人材、技術を入れて日中合弁の中国法人として経営する必要性があったものと考えられる。都市占領地における公共事業は多くの中国人対日協力者（Collaborator）を生み出したところの経済基盤を形成したのでないだろうか。都市占領地における公共事業の問題は戦時期の「公共領域」のあり方に繋がるつながるものであり、経済史の分野にとどまるだけでなく政治・社会・文化のコンテキストにおいても再検討されることが求められ、その意味で中支那振興株式会社（実際は関係会社）が担ったところの公共事業は新たな視点から考える価値がある。むしろ、公共事業は都市建設の骨格を形成して都市の歴史の連続性を保証するものであり、戦時上海の公共事業を担ったところの中支那振興株式会社の検討は上海通史を描く上からも見逃すことのできない重要な研究課題であるといえよう。

<中支那振興株式会社関係文献目録>

I. 日文

- ・ 壁山利忠「大陸の長期建設と中支那振興会社の役割」(『大陸』昭和 14 年 3 月号, 改造社, 1939 年)
- ・ 野田経済研究所編『戦時下の国策会社』(1940 年)
- ・ 「中支国策会社の全貌」(『亜資料月報 産業特輯号』第 1 巻第 2 号, 1940 年 1 月)
- ・ 平野鴻「中支那振興株式会社とその活動状況」(『海外旅行調査報告 25 回』神戸商業大学商業研究所, 1941 年)
- ・ 手塚正夫「中支那振興株式会社の企業性」(『国際経済研究』第 4 巻第 9 号, 1943 年 9 月)
- ・ 『日本人の海外活動に関する歴史的調査』(大蔵省管理局, 1949 年, 復刻版(小林英夫編, ゆまに書房, 2002 年))
- ・ 「中支那振興株式会社」(閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』, 1954 年, 所収)
- ・ 井上晴丸・宇佐美誠次郎『危機における日本資本主義の構造』(岩波書店, 1951 年)
- ・ 小林英夫『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』(御茶の水書房, 1975 年)
- ・ 浅田喬二編『日本帝国主義下の中国』(楽游書房, 1981 年)
- ・ 中村隆英『戦時日本の華北経済支配』(山川出版社, 1983 年)
- ・ 依田憲家編『日中戦争占領地区支配資料』(龍溪書舎, 1987 年)
- ・ 高橋泰隆「日本帝国主義による中国交通支配の展開—華北交通会社と華中鉄道会社を中心に」(浅田喬二編『日本』帝国主義下の中国—中国占領地経済の研究』楽游書房, 1981 年)。「華中鉄道会社の成立と経営の実態」(高橋泰隆『日本植民地鉄道史論』日本経済評論社, 1995 年所収)
- ・ 柴田善雅「軍事占領下中国への日本の資本投資」(国家資本輸出研究会編『日本の資本輸出—対中国借款の研究』多賀出版, 1995 年)
- ・ 金丸裕一「中国工業調査—電力産業史の事例から—」(本庄比佐子等編『興亜院と戦時中国調査』(岩波書店, 2002 年, 所収))
- ・ 金丸裕一「『支那事変』直後, 日本による華中電力産業の調査と復旧計画」(『立命館経済学』第 53 巻第 5・6 号, 2005 年)
- ・ 前田輝人「『上海在留邦人人名録』に見る戦時上海日本社会の変容」(『アジア太平洋論叢』第 17 号, 2007 年)
- ・ 柴田善雅『中国占領地日系企業の活動』(日本経済評論社, 2008 年)
- ・ 金丸裕一「上海電力公司接收前後」(金丸裕一編『近代中国と企業・文化・国家』ゆまに書房, 2009 年)
- ・ 高綱博文「戦時上海の経済・社会変容と中支那振興株式会社に関する基礎的研究」(日本大学通信教育部『研究紀要』第 25 号, 2012 年)
- ・ 高綱博文「中支那振興株式会社—関連会社—『華中蚕糸股份有限公司沿革史』を読む」(日本大学通信教育部『研究紀要』第 26 号, 2013 年)

II. 中文

- 「華中振興公司系統全部之近況」(『經濟叢報』1941年3月号)
- 陳真編『中國近代工業史資料(第2輯)』(1985年)
- 單冠初「日本侵華“以戰養戰”政策」(『歷史研究』1991年第4期)
- 王登先·徐永昭「日本在中國淪陷區經濟掠奪的特點」(『江漢論壇』1996年第11期)
- 上海市檔案館編『日本帝國主義侵略上海罪行史料匯編(下編)』(1997年)
- 張根福「汪偽全國商業統制總會述論」(『檔案與史學』1997年第3期)
- 王士花『“開發”與掠奪』(中國社會科學出版社,1998年)
- 曹霖華編譯「華中振興株式會社概況」(『檔案與史學』1998年第5期)
- 曹霖華編譯「華中振興株式會社交通運輸業子公司概況」(『檔案與史學』1999年第6期)
- 吳景平等『抗戰時期的上海經濟』(上海人民出版社,2001年)
- 曹霖華「抗戰時期日本政府所設華中振興會社述論」(『檔案與史學』2003年第1期)
- 黃美真主編『日偽對華中淪陷區經濟的掠奪與統制』(社會科學文獻出版社,2005年)
- 上海市檔案館編『日本在華中經濟掠奪史料』(上海書店出版社,2005年)
- 李占才「抗戰時期日本對華中淪陷區經濟掠奪與統制」(『民國檔案』2005年第2期)

<日本國內所在中支那振興株式會社刊行資料目錄>

- 『中支那振興株式會社法』中支那振興株式會社,出版年不明(滋賀大學附屬圖書館)
- 『中支那振興株式會社』中國通信調查部,1938年(名古屋大學文學圖書館)
- 『中支那振興株式會社投資諸會社ノ現況』出版者不明,1938年(東洋文庫)
- 『中支那の經濟と其の建設』中支那振興株式會社設立準備事務所,1938年(東洋文庫)
- 『北支那開發株式會社及中支那振興株式會社設立委員會第一特別委員會議事錄』第一特別委員會,1938年(東京大學社會科學研究所)
- 『北支那開發株式會社及中支那振興株式會社設立委員會第二特別委員會議事錄』第二特別委員會,1938年(東京大學社會科學研究所)
- 『北支那開發株式會社及中支那振興株式會社設立委員會第一第二兩特別委員會聯合會議事錄』第一第二兩特別委員會,1938年(東京大學社會科學研究所)
- 『中支那振興株式會社關係事業會社現況』中支那振興株式會社調查課,1939年(首都大學東京圖書館)
- 『海州鹽業調查報告書』中支那振興株式會社海州鹽業調查隊,1939年(首都大學東京圖書館)
- 『菱湖水產養殖業ノ調査』中支那振興株式會社調查課,1939年(首都大學東京圖書館)
- 『日支事變後に於ける在上海外國人商社の収益狀況』中支那振興株式會社調查課,1939年6月(首都大學東京圖書館)
- 『中支那振興株式會社關係事業會社概況』中支那振興株式會社,1939年6月(東

- 京大学経済学部図書館)
- ・『海州塩業調査書』中支那振興株式会社調査課, 1939年9月(滋賀大学附属図書館・愛知大学豊橋図書館・首都大学東京図書館・山口大学図書館)
 - ・『中支那資源調査報告書』中支那振興株式会社調査課, 1939年(滋賀大学附属図書館・山口大学図書館)
 - ・『中支那振興株式会社及関係会社営業報告書』中支那振興株式会社, 昭和14年度, 昭和15年度, 昭和15乙年度(愛知大学豊橋図書館)
 - ・『中支那振興株式会社関係会社事業概況』中支那振興株式会社, 昭和15年12月31日現在, 昭和17年3月31日現在(東洋文化研究所図書館・愛知大学豊橋図書館・一橋大学経済研究所資料室)
 - ・『上海二於ケル匯割制度』中支那振興株式会社調査課, 1940年(東洋文庫)
 - ・『上海電力公司』中支那振興株式会社調査課, 1940年3月(滋賀大学附属図書館)
 - ・『中国公共バス会社ノ概況』中支那振興株式会社調査課, 1940年3月(滋賀大学附属図書館)
 - ・『上海水道会社ノ事業概況』中支那振興株式会社調査課, 1940年4月(滋賀大学附属図書館)
 - ・『上海瓦斯株式会社ノ事業概況』中支那振興株式会社調査課, 1940年4月(滋賀大学附属図書館)
 - ・『英商上海衆業公所概況 = Shanghai Stock Exchange』中支那振興株式会社調査課, 1940年6月(滋賀大学附属図書館・山口大学図書館)
 - ・『華商上海証券交易所概要』中支那振興株式会社調査課, 1940年6月(山口大学図書館)
 - ・『振興会社並関係会社ノ法制上二於ケル諸問題』中支那振興株式会社調査課, 1940年10月(東京大学社会科学研究所)
 - ・『中支那振興株式会社関係会社事業概況』中支那振興株式会社, 1940年12月31日(中国研究所図書館)
 - ・『中支那振興株式会社及関係会社事業現況』中支那振興株式会社, 昭和15年2月, 昭和17年6月, 昭和18年6月(愛知大学豊橋図書館・大分大学経済学部教育研究支援室・山口大学図書館)
 - ・『中支那振興株式会社関係会社定款集』中支那振興株式会社, 昭和15年12月31日(愛知大学豊橋図書館・青山学院大学図書館)
 - ・『中支那振興株式会社関係会社営業報告書』中支那振興株式会社, 1941年 昭和16年度上期, 昭和17年度上期(大分大学経済学部教育研究支援室・東洋文化研究所図書館)
 - ・『第二部中支那振興株式会社関係会社事業成績分析統計表』中支那振興株式会社, 1941年(滋賀大学附属図書館・一橋大学経済研究所附属社会科学情報研究センター)
 - ・『中支二於ケル鉄及石炭二関スル調査: 第一部生産関係: 中間報告』中支那振興株式会社調査課, 1941年(愛知大学豊橋図書館)
 - ・『清郷地区調査報告書』中支那振興株式会社調査課, 1942年1月(東京大学社

会科学研究所)

- ・『大東亜戦前後ノ上海石炭事情』中支那振興株式会社調査課, 1942年3月(東京大学社会科学研究所)
- ・『江北地区総合調査報告書』中支那振興株式会社調査課, 1942年4月(所在不明)
- ・『中華民國税制概説』中支那振興株式会社調査課, 1941年4月(愛知大学豊橋図書館・東洋文庫・滋賀大学附属図書館・東京大学経済学部図書館)
- ・『中支那振興株式会社並関係事業会社現況』中支那振興株式会社, 1942年2月(滋賀大学附属図書館)
- ・『中支ニ於ケル干拓事業ノ企画著調書』中支那振興株式会社調査課, 1942年4月(愛知大学豊橋図書館)
- ・『蚌埠経済事情』中支那振興株式会社調査課, 1942年4月(愛知大学豊橋図書館・東京大学経済学部図書館)
- ・『上海貿易統計』中支那振興株式会社調査課, 1942年4月, 自昭和11年至昭和16年(愛知大学豊橋図書館・東京大学経済学部図書館)
- ・『中支那に於ける物資配給機構の現況』中支那振興株式会社調査部, 1942年8月(一橋大学経済研究所資料室・新潟大学附属図書館)
- ・『中支に於ける土産物取買機構の現況』中支那振興株式会社調査部, 1942年8月(東洋文庫・一橋大学経済研究所資料室・新潟大学附属図書館)
- ・『持株会社に関する考察』中支那振興株式会社調査部, 1942年11月(東北大学附属図書館・大分大学経済学部教育研究支援室)
- ・『上海華商証券業概況』中支那振興株式会社調査課, 1942年12月(滋賀大学附属図書館・大分大学経済学部教育研究支援室・大阪市立大学学術情報総合センター・京都大学経済学部図書館)
- ・『中支ニ於ケル石炭需要状況』中支那振興株式会社調査部, 1943年3月(滋賀大学附属図書館)
- ・『中支那振興株式会社統計表: 鉱業及一般産業部門』中支那振興株式会社調査部, 昭和16年度, 昭和17年度(滋賀大学附属図書館)
- ・『北支炭鉱概要』中支那振興株式会社調査課, 出版年不明(滋賀大学附属図書館)
- ・『中支那の国内配給関係調査: 事変前ニ於ケル配給関係』中支那振興株式会社調査課, 出版年不明(愛知大学豊橋図書館・大阪市立大学学術情報センター)
- ・『中支ニ於ケル石炭需給状況』中支那振興株式会社調査部, 1943年11月(滋賀大学附属図書館)
- ・『中支ニ於ケル米糧取買機構ノ変遷: 米糧聯営社—米糧統制委員会』中支那振興株式会社, 1943年10月(滋賀大学附属図書館)

卸売市場生成の端緒

—生産調査会の意義—

佐藤 稔

1. はじめに

わが国において流通政策が、経済政策の一環として登場してくるのは、昭和30年代後半以降のことである。その直接的契機となったのは、急激な消費者物価の上昇問題であったが、その背景には、生産部門に対する流通部門の合理化の遅れが経済構造全体の効率化や国民生活の隘路になるとして、流通部門の合理化の推進が最も緊急を要する政策課題としてみなされたためである。

このような経済政策的な流通部門の合理化政策の実現は、従前の政策課題の中心が生産部門を中心とした産業合理化策であったものを、わが国経済の構造変化を円滑に推進するために、流通部門に、産業合理化策の主要な側面を移行あるいは流通部門へと拡大させ、生産部門と流通部門を包摂したものとして展開されることになったものとして捉えることができる。

従前のわが国の流通構造は、周知のように、多段階性、多数性、小規模性、低生産性、複雑性などを流通構造特性としていたが、こうした流通構造特性が生産部門の成長に対応し得ない流通部門の不合理性を齎し、消費者物価上昇の基本的な原因であるとして、流通部門の合理化を現実的政策課題として位置付けることになったものである。

しかし、このような政策的背景は、決して戦後の流通政策体系だけにみられる特性であるといことではなく、戦前の政策課題につい

でも見ることのできる政策理念であるといえる。流通に対する政策的な研究は、戦後に関心が集中しており、流通政策課題に対する数多くの研究をあげることができるが、戦前の流通政策課題においても、政策の理念、政策手段等に多くの類似性を認めることができる。また、戦後の流通政策の多くは、戦前の流通問題にその発端をみることができる。

それ故、本研究においては、戦前の流通政策の政策理念及び政策手段を考察することは、今日の流通政策を考察する上で重要な意義を有するものと考え、新しい流通政策のあり方について明らかにするものである。わが国で流通問題就中卸売市場問題が政策上の問題として認識されるようになったのは、さまざまな研究及び見解が見られるものの、その端緒は一般に生産調査会の答申であると考え、本稿では、戦前における流通の政策的課題である卸売市場の社会的必要性の端緒となった生産調査会の分析を通して、その意義を明らかにするものである。

2. 生産調査会設置構想から実現まで

戦時中より戦後にかけて、帝国議会内において、農商工業の保護及び奨励に関する施策をめぐって論議が交わされ、政友会をはじめとする政党主導の形で、『国本培養ニ関スル建議案』が第21帝国議会（明治37(1904)年12月28日から明治38(1905)年2月27日まで計6回¹⁾において質疑が交わされ、第22帝国議会（明治39(1906)年2月28日）において建議され、その事項は次の通りである²⁾。

- 1 第1回（明治37年12月28日）、第2回（明治38年1月25日）、第3回（明治38年2月6日）、第4回（明治38年2月7日）、第5回（明治38年2月13日）、第6回（明治38年2月17日）の計6回開かれる（第21帝国議会衆議院委員会会議録（速記））。
- 2 第22帝国議会衆議院国本培養に関する建議案委員会会議録（速記）第4回。

- 一 農商務省ニ農務監督官ヲ置キ地方農事行政ノ監督ヲ行ハシムルコト
- 二 道府県ニ地方ノ農務監督官ヲ置クコト
- 三 全国各部（北海道ニ於テハ市庁）ニ郡技術員ヲ置キ其ノ經費ノ一部ヲ補助スルコト
- 四 地方庁ニ技術員ヲ置キ耕地整理及排水事業ノ調査設計ヲ行ハシメ其ノ費用ヲ補助スルコト
- 五 地方農事試験場ヲシテ原種子用米麦栽培ヲ行ヒ収穀ヲ農会ニ交付セシムル為其費用ヲ補助スルコト
- 六 農会ヲシテ原種子ヲ精農家ニ委託栽培セシメ其ノ収穀ヲ農業者ニ配布スル為栽培費及栽培監督費ヲ補助スルコト
- 七 農事改良ニ必要ナル勞力ヲ供給スル為牛馬耕普及ヲ目的トナスノ施設ノ補助ヲ為スコト
- 八 弊見飼育上ノ改良普及ノ模範稚設共同飼育所ヲ設置セシメ其費用ヲ補助スルコト
- 九 生繭ノ完全ナル殺踊乾燥ヲ行ハシムル為共同殺踊乾繭所ヲ設置セシメ繭生産者ニ其費用ヲ補助スルコト
- 十 各府県ニ於テ優良ナル桑苗ヲ養成配布セシムル為苗圃ヲ設置セシメ其費用ヲ補助スルコト
- 十一 優良ナル種牝牡牛ノ維持金ヲ補助シ及種牝牛ノ補充ヲ奨励スルコト
- 十二 各府県ニ於テ優良ナル樹苗ヲ養成配布セシムル為苗圃ヲ設置セシメ其費用ヲ補助スルコト
- 十三 業調査所ヲ置クコト
- 十四 本邦商品共同販売所ヲ設置スルコト
- 十五 工業奨励ノ方法ヲ設クルコト

十六 工業試験所ヲ設置スルコト

この建議案は第 23 帝国議会において再度提出されることになり、可決される運びとなった。これとほぼ前後して、明治 41(1908)年 3 月 24 日第 24 帝国議会衆議院において、政友会院内総務長谷部純孝以下 2 名を代表者として上程された『生産調査会設置ニ関スル建議』が成立した³。

生産調査会設置に関する建議案

今や我が戦後の経営既に其の緒に著き財政の基礎亦漸く立たむとする此の時に際し富国の経営未だ周ねきに至らざるは頗る遺憾とする処なり。故に財界の現状に鑑み貿易上輸出入の均衡を保たしめむか為且金融の円滑を図り運輸機関の完成を期せむか為政府は速に生産調整の機関を設け汎く内外の情勢を察し普ねく朝野の意見を徴し挙国一致にて民力の発展を期し国富の増進を計画せむことを望む。右建議す⁴。

この案文を見ると、政友会の戦時中の生産調査会設置準備委員会による調査研究の結果が反映されており、議場では、政友会の政務調査会委員長である大岡育造が、本建議の趣旨説明にあたり、建議の文言以上に、当時の政界における政友会の特異な立場を明らかにしている⁵。

しかし、建議が直ちに実現を見るということには至らず、明治 41(1908)年 7 月、西園寺内閣は、財政問題に行き詰まって倒れ、代わって第二次桂内閣が発足したが、それと共に、農商務大臣も法曹界出身

3 『二四大日本帝国議会誌』688 頁。

4 『二四大日本帝国議会誌』521 頁。

5 第 24 議会衆議院議事速記録 385-6 頁。

の松岡康毅から山県直系の内務官僚出身の政治家大浦兼武に交替することになった。桂太郎首相は、大蔵大臣をも兼摂し、戦後経営の積極的方針を変更して、厳しい財政整理に取り組むこととなった。このため、第25議会にかけられた明治42(1909)年度予算案においては、生産調査会設置のための予算を計上することはできず、政友会にとって、企画され準備されてきた生産調査会設置の件は、政権交替に伴う財政方針の変更で見送りを余儀なくされる結果となった。その後、2年を経た明治43(1910)年3月25日になって、西園寺内閣にとって与党ともいえる政友会の組織を背景とし、官僚機構を通ずる産業行政の一環をなす形で生産調査会の設置が実現をみることとなり、勅令第28号『生産調査会管制』をもって公布された。

『生産調査会官制（行政機関に関する規程（条項））』は、下記で明らかかなように、八か条から構成されており、第1条では同調査会の目的が規定され、単に狭義の生産に限らず、農業・工業・商業など、経済全般にわたる重要な諮問事項について調査し、審議することを謳っている。第2条では、関係各大臣による諮問に対する答申を求めている。第3条では同調査会による関係各大臣への建議をなしうる旨について規定している。第4条では人員構成に関する規程であり、第5条は農商務大臣が会長を任命する旨の規定をしている。第7及び8条ではそれぞれ幹事、書記について規定している。

この生産調査会官制規定に基づき、政府により人選がなされ、4月30日には会長以下の叙任及び任命が発表された。それによると、会長は文部大臣兼任農商務大臣の小松原英太郎、副会長には実業会の重鎮である渋沢栄一がそれぞれ任命された。構成員には、4年間に及ぶ同調査会の開催期間において、政権交替、官吏の任免、総選挙による議員の当落のために、かなりの変動と交替が見られる。

生産調査会官制⁶

内閣総理大臣公爵桂太郎

農商務大臣男爵大浦兼武

第1条 生産調査会ハ農商務大臣ノ管理ニ属シ生産ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

第2条 生産調査会ハ生産ニ関スル重要事項ニ付關係各大臣ノ諮詢（相談）ニ応シテ意見ヲ開申ス

第3条 生産調査会ハ生産ニ関スル重要事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第4条 生産調査会ハ会長1人及委員70人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ前項ノ定員ノ外臨時委員ヲ置クコトヲ得

第5条 会長ハ農商務大臣ヲ以テ之ニ充ツ
副会長ハ農商務大臣ノ奏請（天子（君主、天皇）ノ奏上シテ裁可ヲ請フコト）ニ依リ委員ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
委員ハ農商務大臣ノ奏請ニ依リ高等官、貴族院議員、衆議院議員及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第6条 会長ハ会務ヲ總理ス

会長事故アルトキハ副会長其ノ事務ヲ代理ス

第7条 生産調査会ニ幹事ヲ置ク會長及副會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

幹事ハ農商務大臣ノ奏請ニ依リ高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

6 明治43年3月24日勅令28号（官報3月25日、）法令全書（明治43年上巻31-32頁）。

第 8 条 生産調査会ニ書記ヲ置ク會長、副會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ
庶務ニ従事ス

書記ハ農商務大臣之ヲ命ス

附則

本令ハ明治 43 年 4 月 1 日ヨリ之ヲ施行ス

元來、生産調査会設置の構想が出現したのは、日露戦争が勃発した直後の政友会総務委員会であり、戦争勃発に伴い戦争経済が国内商工業に及ぼす影響を調査し、その対策を講ずるための基礎作りをするためであった。「立憲政友会史」によると、その設置事情が次のように記されている。即ち、「生産調査会は専ら戦時経済上の事項を調査するものにして、即ち諸般商工業等今日時局の変動に方り或は忽にして盛衰地を易へ或は僅に発展の時機に接し忽ち頓挫するものなきにあらざり、或は軍隊輸送の爲め海陸運輸上不便を生じたること少なからざるが故、一方に於ては貨物堆積して販路に窮するものあれば一方には之に乏を告げて大に困難する如き各地の状況一ならず、此等は経済上精細に調査救済の方法を講じ或は将来に対する商工業発展の途を求むるは最も急務なり、是れ同調査会を設る所以なりとす」⁷として、「生産ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」と官報に規定されているように、広範な目的をもつものであった。

この調査会設置のための委員会が組織され、総務委員に就任した大岡育造を委員長として、井上甚太郎、奥野市次郎、改野耕三他委員 20 名（4 月 18 日囑託）が指定され、その後伊藤徳太郎、根本正、島津良知他委員 10 名が追加され、委員長を含む合計 31 名で組織された。

7（小林雄吾編『立憲政友会史（第二巻）—西園寺総裁時代前編—』、133 頁）。

4月20日の第1回総会に於いて、協議の結果、これらの委員の中から3名の理事が置かれることとなり、委員長により斎藤珪次、上埜安太郎、桜井駿が指名された。毎週月曜と水曜の2回会合を開き、各委員より提出された調査項目を整理した。大岡の生産調査会設置に関する趣旨説明には、対外拡張のための軍備増強策と産業貿易の不振の現状を十分意識し、生産調査会を設置することによって多少なりとも緩和して民間の意向に応えようとしたものであった。

生産調査会は、次のような多岐にわたる「生産調査会調査項目」を作成し、戦時経済が商工業に及ぼす影響をさまざまな視点より列挙している⁸。

調査の方針

- (1) 戦前における一般財界の事情
- (2) 戦前より引続ける生産不振の原因
- (3) 戦争により特発せる生産盛衰の原因
- (4) 調査の方法

第一部 運輸事業に関する調査

第一、戦争の海運に及ぼせる影響

- (1) 全国船舶中徴発を受けし御用船に関する調査
- (2) 御用船徴発後外国船及代用船の購入又は借入数、船舶の新造又は廃滅数
- (3) 外国航路に及ぼせる影響
- (4) 内国沿岸航路に及ぼせる影響
- (5) 運賃及保険料に及ぼせる影響

8 『同上書』149-157頁。

- (6) 海員、端艇及陸揚人夫減少の状態
- (7) 重要貿易港に於ける貨物の停滯若しくは欠乏の状況
- (8) 今後に於ける改善の方法

第二、戦争の陸運業に及ぼせる影響

- (1) 軍隊輸送の鉄道に及ぼせる影響
- (2) 馬匹及人夫の徴発が陸上運輸に及ぼせる影響
- (3) 陸運の海運に転じたる事項
- (4) 運賃に及ぼせる影響
- (5) 生産地又は消費地に於ける貨物の停滯又は欠乏の状況
- (6) 今後に処する改善の方法

第二部 農商工に関する調査

第一、交戦区域に対する貿易の方法

- (1) 貿易壯絶の為国内に於ける内外輸出業者及輸出品生産者の蒙りたる影響
- (2) 貿易壯絶の為国内に於ける内外輸出業者及輸入品に及ぼせる影響
- (3) 交戦区域（露領、朝鮮、北清）の各地方に於ける貿易上の実況
- (4) 交戦陣地の移動に伴う本邦人貿易の実況
- (5) 交戦地に於ける軍隊及渡航者の需要品供給の関係
- (6) 今後に処する貿易進暢の方法

第二、中立国及交戦地域外に於ける貿易の影響

- (1) 一般貿易の状況
- (2) 重要輸出品の海外市場に於ける需要の増減及之が生産の増減
- (3) 軍需品其他日常需要品輸入の増減

- (4) 奢侈品に属する輸入品の増減
- (5) 生産原料品輸入の増減
- (6) 今後に処する貿易進暢の方法

第三、戦時禁制品の外国に及ぼせる影響

- (1) 戦時禁制品輸出入減退の状況
- (2) 戦時禁制品輸入壮絶の爲め国内産業に及ぼせる影響
- (3) 戦時禁制品輸出壮絶の爲め国内産業に及ぼせる影響
- (4) 戦時禁制品の解禁を必要とする種類及解禁の方法

第四、国内に於ける生産品需要の影響

- (1) 勤儉貯蓄説の誤用に関する実例
- (2) 奢侈品其他之に類する物品の生産及販売に及ぼせる影響
- (3) 軍需用品、日用品、食料品の生産販売に関する実況
- (4) 農作物の作柄
- (5) 国内軍隊の移動補充と消費との関係
- (6) 国内重要地に於ける重要物産相場の比較
- (7) 影響を受けたる機業其他の生産救済の方法

第五、労働者に及ぼせる影響

- (1) 壮丁徴発と労働者の減少程度
- (2) 各種労働者の賃金高低
- (3) 戦時産業の盛衰に因り利害を蒙れる労働者の種類及其程度
- (4) 官業及民間の諸工事の中止繰延に因り影響を受けたる労働者の実況
- (5) 失職労働者救済の方法

第三部 金融に関する調査

第一、一般金融に及ぼせる影響

- (1) 正貨及兌換券に関する消長
- (2) 正貨吸収に関する調査
- (3) 貯金及預金の増減
- (4) 貸付金及手形流通高の増減
- (5) 金利の高低
- (6) 一般物価の高低
- (7) 公債及有価証券の高低
- (8) 為替相場の変動
- (9) 交戦地域に於ける日本貨幣流通の状況
- (10) 銀行業者の生産業者に対する警戒の程度及今後の改善方法

第二、軍備補充費及軍事費の金融に及ぼせる影響

- (1) 内国債権募集方法の良否及其影響
- (2) 軍資金及恤兵金献納の実況及其影響
- (3) 軍備補充費及軍事費散布の実況及其回数の方法

第四部 農商工に関する調査

第一、国及道府県郡市町村の財政縮小の影響

- (1) 政府及自治団体の財政縮小の程度
- (2) 政府事業の休止繰延より来る材料及労働の減少
- (3) 府県自治団体の事業の休止繰延より来る材料及労働の減少
- (4) 教育其他生産以外の事業縮小より来る影響
- (5) 復旧すべき縮小事業の種類

第二、戦時増税の影響

- (1) 各種増税の実施上に於ける利害
- (2) 今後改正増補を要する諸点

第三、戦争の弥久と軍事費増加の関係

- (1) 軍事費に関する従来議決
- (2) 軍事費過不足に対する処理
- (3) 今後の内国債募集方法の改善
- (4) 外債募集に関する調査

第五部 清韓其他経営に関する調査

第一、清韓経営に関する事項

- (1) 韓国土地所有権に関する件
- (2) 韓国漁業権拡張に関する件
- (3) 韓国渡航者及移民に関する件
- (4) 韓国教育其他の顧問に関する件
- (5) 清国通商航海条約追加施行に関する件
- (6) 南清及北清に対する戦時特種の外交事項の調査
- (7) 清韓金融機関に関する件

第二、露領沿岸に対する事項

- (1) 薩哈噠問題
- (2) 露領沿海州及東察加漁業に関する件

(参考) 軍事其他戦時要件に関する調査

第一、軍事に関する諸般の調査

- (1) 戦況視察の件
- (2) 戦捷の海外に及ぼせる影響
- (3) 出征軍人の死没負傷に対する弔意の方法
- (4) 出征軍の勝利又は凱旋に対する祝意の方法
- (5) 出征軍人軍属の家族又は遺族に対する救助及扶助施行上
に対する実際の状況及改善の方法
- (6) 軍需品買上に関する方法の調査

(7) 戦利品の処分方法に関する調査

第二、戦時衛生に関する予防方法

(1) 海港検疫励行の件

(2) 国内流行病予防法の励行

第三、国際公法に関する諸問題の調査

(1) 捕獲審査に関する件

(2) 対手国若しくは中立国の国際公法違背に関する件

(3) 国際公法に関する日本定刻の行動

3. 生産調査会の目的

生産調査会は、「生産ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」るため、即ち産業及び経済全般の重要事項を調査審議するために、明治 43 (1910) 年 3 月 25 日勅令第 28 号管制をもって農商務大臣の管理の下に設置され、その目的を達した大正 2 (1913) 年 6 月 13 日勅令第 205 号をもって廃止された調査会である。わが国商工政策史上において極めて重要調査会であり、その意義も非常に大きかった。

生産調査会の目的は、第 1 回生産調査会の開会に際して当時の農商務大臣小松原英太郎が行った下記の演説から明らかである⁹。

生産調査会ノ開会付茲ニ各位ノ御参集ヲ得タルハ本官ノ深く歓フ所ナリ

国富ノ淵源タル生産ニ関スル事項ニ付キ充分ノ調査ヲ遂ケ、之ニ基キテ適切有効ナル施設ノ方法ヲ究メ、曩ニ衆議院ニ於テ生産調査ノ機関設置ノ建議アリタルモ、実ニ此趣旨ニ外ナラズ、当省又

9 通商産業省編『商工政策史—第 4 卷—』53-54 頁。

ニ此ノ必要ヲ認メ国家全般ニ互ル生産上ノ問題ニ付テハ及フ限り本省ニ於テ之カ調査攻究ヲ為スト同時ニ各地方ニ付テモ亦各ク地方ノ状況ニ応シ大体ノ方針ヲ定ムルノ必要ヲ認メ、各地方官ニ其旨ヲ訓示シ、今ヤ各地方共之カ調査ヲ重ネツ、アリ当省ハ各地方ノ生産ニ関スル方針ニ付テモ其報告ヲ得ルニ從テ更ニ慎重ノ調査ヲ施シ、以テ遺憾ナキヲ期セント欲ス、然レトモ国家全般ニ互ル生産上ノ問題ニ至テハ其影響モ自ラ大ニシテ調査攻究亦容易ナラサルモノアリ、此時ニ当リ生産調査会ノ設置ニ依リ広ク智識ヲ集メ、官民協力以テ之カ調査ヲ為シ、審議討論ヲ尽シテ適切ナル施設経営ノ方針ヲ定ムルコトヲ得ルハ、国家ノ為メ欣喜ニ耐ヘサル所ナリ、本官ハ茲ニ第1回生産調査会ノ開会ニ際シ先ツ五個ノ案件ヲ選ミテ諮問ヲ為シ、以テ各位ノ意見ヲ徵スルコトトナシタリ思フニ、蚕糸ハ重要国産ニシテ、外国貿易ノ關係ニ於テモ亦最モ重要ナルモノナルヲ以テ斯業ニ関スル大体ノ方針ヲ立テ以テ着々其改良發達ヲ期スルハ、国家經濟上極メテ肝要ナリトス、又外国貿易ノ發展ヲ期スルノ必要ナルハ論ヲ俟タスト雖モ其之カ助長ノ方法如何ハ最モ攻究ヲ要スル緊要ノ問題ナリ、次ニ營業上ノ競争益々激甚ヲ加フルニ伴ヒ、不正ノ手段ヲ弄シテ或ハ他人ノ營業上ノ信用ヲ害シ、或ハ市場ニ對スル従来ノ信用ヲ打破スルカ如キノ類例少カラズ、此ノ如キハ健全ナル商工業ノ發達ヲ期スル上ニ於テ看過スヘカラサル事項ナリト認ム、又公有林野ハ従来放任ノ結果トシテ荒廢ノ状態ニ屬スルモノ頗ル多キヲ以テ、国土保安ノ上ヨリ觀ルモ国家經濟ノ上ヨリ考フルモ、宣ク今日ニ於テ之カ回復ノ方途ヲ講セサルヘカラス、尚米麥等ノ主要穀物ハ、國民ノ常食品トシテ最モ重要ノ地位ニ在ルモノニシテ、将来荒蕪ヲ開拓シ、農事ノ改良ヲ図ルニ於テ適當ノ方法ヲ講スルトキハ増収ノ余地尚

ホ少カラサルカ故ニ、国富増進ノ点ヨリ觀ルモ、將又人口増加ノ趨勢ヨリ察スルモ、此等主要穀物ニ関スル前途ノ方針ヲ立ツルハ極メテ緊要ナルコトト信ス、凡ソ国家生産上調査攻究スヘキ事項ノ此ニ止マラサルハ論ヲ俟タサル所ナリト雖モ、以上五個ノ問題ハ国家經濟上孰レモ重要ノ關係アルモ以テ茲ニ之ヲ提出シタル所以ナリ

各位ハ其經濟ニ関スル多年ノ經驗ト豊富ナル智識トニ依リ十分ノ審議ヲ尽サレンコトヲ希望ス尚ホ右問題以外ニ於テモ生産上各般ノ事項ニ付キ御意見ノ在ル所ハ充分之ヲ開陳セラレンコトヲ切望ス

このように、上述の5つの諮問事項を説明したものではあるが、明治40年代は、維新以後の經濟發達史上轉換期であり、經濟政策特に商工政策の根本方針を新たに再検討する必要性によるものであった。即ち、明治40(1907)年1月下旬には株式相場は大暴落し、それを契機に經濟恐慌が起こり、その後大正3(1914)年には第一大戰が勃發し、翌年の戰爭の影響により好景氣が訪れるまで不況が繼續していた。明治40(1907)年から大正3(1914)年までの8年間にわたる不況は深刻であり、生産調査會が開かれたのはまさしく一つの轉換期であり、状況の変化が生産調査會を開催した背景であり、生産調査會の目的を規定することになった。

生産調査會の會議は、明治43(1910)年3月24日の官制公布から、勅令第205号をもって廢止される大正2(1913)年6月13日までの間、前後5回にわたったが、各回とも開催されたのは僅かに数日間のみであった。

第1回會議 1910年6月20日 - 24日

第2回會議 11月1日 - 5日

第3回會議 11月29日 - 30日

第4回会議 1912年9月24日 - 28日

第5回会議 11月25日 - 27日

第1回生産調査会は明治43(1910)年6月20日より24日まで開かれ、農商務大臣が諮問したのは、

1. 蚕糸業の発達及び改善に関する件
2. 不正競争の取り締まりに関する件
3. 公有林野開発に関する件

などの答申書及び工場法案を次期の帝国議会に提出すべしとの建議案であり、これらについて議決をした。

第2回生産調査会は、明治43(1910)年11月1日より5日まで開かれ、農商務大臣の諮詢に係る主要穀物の増収及び改良に関する件に対する答申書ならびに生産に関係ある行政の調和統一に関する件、森林と砂防及び治水に関する行政の統一をはかる件、魚鳥の繁殖及び保護をはかるの件及び製茶貿易の助長に関する件について建議を議決した。

第3回生産調査会は、明治43(1910)年11月29日から30日に開かれ、農商務大臣より諮詢した外国貿易助長の方法及び施設に関する件及び工場法案に対する答申書ならびに全国主要工業地に工場試験場を設ける件、行政官執務に関する件及び汽缶(ボイラー)取締方法に関する件について建議を議決した。

第4回生産調査会は、大正元(1912)年9月24日より28日まで開かれた。諮詢事項である、工業の発達助長に関する件、重要物産同業組合法改正に関する件、魚市場法制定に関する件は、その審査を特別委員に付託し、重要物産同業組合法改正に関する件は審査報告があったものの、決議をせずに次回に延期された。

第5回生産調査会は、大正元(1912)年11月25日より27日まで開かれた。諮詢事項中、決議を延期していた重要物産同業組合法改正

に関する件及び審査を継続していた魚市場制定に関する件は特別委員長報告を可決し、工業の発達助長に関する件は特別委員長報告を修正可決した。また、工業法制定に関する建議案は、提出者が撤回し、重要輸出品及び輸入防遏品選択助成に関する建議案は可決され、「パラフィンワックス」無税範囲拡張に関する建議案は特別委員長が可決し、法令改廃に関する建議案及び織物消費税改正に関する建議案は共に特別委員長に審査を付託した。

生産調査会は、上のような諸問題について審議し、答申し、建議したが、大正2（1913）年6月13日の勅令第205号をもって廃止された。

4. 生産調査会の答申と流通問題

農商務大臣の第1回より第5回にわたる諮問事項並びにこれに対する生産調査会の答申は、次の通りである。

諮問年月日	答申年月日	件名
明治43年6月3日	明治43年7月28日	1. 蚕絲業ニ発達改善ニ関スル件
同	明治43年12月3日	2. 外国貿易助長ノ方法及施設ニ関スル件
同	明治43年7月28日	3. 不正競争ノ取締ニ関スル件
同	同	4. 公有林野開発ニ関スル件
同	明治43年12月1日	5. 主要穀物増収及改良ニ関スル件
明治43年10月18日	同	6. 工場法案
大正元年9月5日	大正元年12月4日	7. 工業発達助長ニ関スル件
同	大正元年11月30日	8. 重要物産同業組合法改正ニ関スル件
同	大正元年12月2日	9. 魚市場法制定ニ関スル件

このように、生産調査会の諮問内容は商工政策を中心に上掲の通りであるが、流通問題あるいは流通政策と深い係りをもつ答申は、7の『工業発達助長ニ関スル件』と9の『魚市場法制定ニ関スル件』の二つである。

1. 工業發達助長に関する件

『工業發達助長ニ関スル件』は、大正元（1912）年9月5日牧野伸顯農商務大臣からの諮問に基づき、大正元（1912）年12月4日に、「我国生産力ノ増進ヲ図ルカ為大ニ工業ノ發達ヲ助長スル必要アルハ言ヲ俟タス多年ノ宿望タリシ関税ノ改正モ昨年7月ヨリ実施セラレタルヲ以テ従来輸入ニ俟チタル工作品ヲ我国ニ於テ製造シ内地ノ需要ヲ充タシタル後、更ニ海外市場ニ新輸出品ヲ供給スルニ至ルノ時機モ漸ク將ニ近キニアラムトス仍テ将来ハ益々此ノ方面ニ於ケル事業ノ發達ヲ期スルト共ニ一面ニ於テハ輸出品ノ多分ヲ製造スル固有工業ノ發達ヲ助成セサルヘカラス此等ノ目的ヲ達スルノ方策ニ付、将来ノ方針ヲ確定セムトスル是本問題ヲ提出スル所以ナリ」¹⁰とする答申書を出し、その内容は、従来輸入に頼っていた工作品の国産化と輸出奨励という工業振興策に対する方針とするものであり、次のような方針をとる必要性を述べている¹¹。

第一部

- 第一 製造用原料ニ関スル件
- 第二 原動力ニ関スル件
- 第三 工業教育及工業試験所ニ関スル件
- 第四 機械製造ノ發達奨励ニ関スル件
- 第五 意匠、図案、發明、奨励及功勞表彰ニ関スル件
- 第六 工業材料及重ナル商品ヲ成ル可ク統一スルカ為政府ニ於テ特ニ調査機關ヲ設ケラレタキ件

第二部

- 第一 工業資金ニ関スル件

10 『同上書』94頁。

11 『同上書』94-127頁。

第二 運輸交通ニ関スル件

第三 税法ニ関スル件

第四 工業ノ種類ニ依ル特種事項及副業ニ関スル件

第五 工業用地ヲ保留スルノ件

第六 工場法設定ニ関スル件

第三部

第一 組合及職工ニ関スル件

第二 生活費ニ関スル件

第三 海外工業ノ状況調査ニ関スル件

第四 行政上其他ノ障害除去ニ関する件

第五 官業ノ整理及工業補助ニ関スル件

このように、『工業發達助長ニ関スル件』は三部から構成され、そのうち流通政策と深いかわりをもつのは、第三部の『第二 生活費ニ関スル件』である。『生活費ニ関スル件』においては次の諸点について答申をしている¹²。

まず、第一に、『日用品ノ供給ヲ潤沢ナラシメ其低廉を図ルコト』においては、「之カ為ニハ各所ニ日用品市場ヲ公設スルヲ以テ目下ノ急務トス、日用品ノ市価昂騰シ細民ノ生計ニ苦シムノ状ハ年々増進スル一方ニシテ毫モ減退セス此ノ如クニシテ止ムコトナクンハ遂ニ社会ノ秩序ヲ破ルニ至ルハ勿論国民ノ体力ニ恐ルヘキ悪影響ヲ及ホスニ至ラン、故ニ日用品市場ヲ公設シ仲介ノ費用ヲ省キ低廉良質ナル物品ヲ供給スルノ途ヲ開カサルヘカラス其他租税ノ負担ヲ軽減スル等亦緊要ノ事ニ属ス」としている。

12 『同上書』111-112頁。

第二に、『公設長屋ノ制ヲ設クルコト』においては、「職工ノ生計費中巨額ニ達スルモノハ住居賃貸料ナリ、都会ノ人口漸ク稠密ニ赴クニ從ヒ地価ノ高騰借家料ノ騰貴亦避クヘラカス、之ヲ以テ彼等ハ漸次低湿ノ陋屋ニ群居スルノ已ムヲ得サルニ至リ衛生上ノ危害、労働力ノ減退等其結果寒心ニ絶ヘサルモノアリ、乃テ適當ノ地ヲ選ミ公設長屋ヲ建設シ經濟衛生兼備ノ住居ヲ供スルハ今日ノ義務ナリ、幸ニ東京市ニ於テ建設セルモノアレトモ素ヨリ多数ノ需要ニ応スル能ハサルヤ明カナリ故ニ必要ノ地域ニハ続々此種ノ家屋ヲ建設シ尚ホ進ンテハ低利濟シ崩シ方法ニヨル或ル年限ノ後ニハ其ノ家屋ヲ所有スルニ至ラシムルノ方法ヲ設ケナハ其利益ヤ極メテ大ナルヘシ」としている。

第三に、『交通政策上職工ニ特別ナル制ヲ設クルコト』においては、「職工ノ為メ汽車ニ於テハ三等ノ外ニ更ニ四等ヲ設ケ電車ニ於テハ割引ノ制ヲ設ケ且ツ朝夕汽車電車ヲ特發スル等百方郊外生活ニ關シ便宜ヲ図ルトキハ彼等ハ必スシモ生活上衛生上難問多キ市内ニ居住スルヲ要セス其利益大ナルモノアルヘシ」としている。

第四に、『貯蓄機關ノ設備ヲ完全ニシ質屋ノ取締ヲ嚴ニスルコト』においては、「職工カ主トシテ利用スル貯蓄銀行並ニ質屋ノ如キハ嚴重ニ取締ラサルヘカラス若シ之ヲ放任センカ其弊害ヤ測ルヘカラス、特ニ質屋ノ制ニ關シテハ大ニ注意ヲ要ス」としている。

最後に、『カメテ物価ノ低廉ヲ期スルコト』においては、「物価ノ高低カ国民生活ニ直ニ影響スルヤ論ヲ俟タス、殊ニ職工ノ如キ収入ノ寡少ナルモノニ在テハ一層甚シキヲ見ル、左レハ通貨ノ調節ヲカメ関稅消費稅ノ激増ヲ避ケ又不生産的消費ヲ抑制シ生産費ノ減少ヲ図ル等物価ノ昂騰ヲ防止スルコトヲカメサルヘカラス殊ニ急要ト認ムルモノハ食用品就中穀物ノ海關稅ヲ免除スルニアリ」としている。

このように、『工業品ノ發達助成ニ關スル件』の中の、『第三部第二

生活費ニ関スル件』では、近代化の過程において、人口の都市への集中化が進展し、それに伴って、都市における日常生活用品の流通に関する改善の問題が関心となりつつあった。公設日用品市場は、日常生活用品の高騰が都市生活者の生活の悪化を招き、それが社会騒乱の基盤になることを指摘し、その解決の手段として提言したもので、公設長屋の設置及び運賃割引制度は都市生活者の生活上及び衛生上の為の提言である。質屋も取締りをせず放任すると、都市生活者に多大の弊害を齎すとして、嚴重なる取締りを提言した。さらに、物価の変動は、国民生活就中都市生活者に直接的な影響を及ぼすことから、物価政策の緊急性を提言している。

2. 魚市場制定に関する件

生産調査会への『魚市場法制定ニ関スル件』についての諮問は、農商務大臣男爵牧野伸顕が、「魚市場ノ組織ハ漁業者並消費者ノ利害ニ関スルトコロ頗ル重大ナルカ故ニ其ノ荷受、売買、勘定等ニ関スル弊習、設備ノ不備ヨリ生スル障害等之レカ解決ヲ与ヘサルヘカラサルモノ少カラス仍テ其ノ弊害ヲ矯正シ改善ヲ図ル為別紙ノ趣旨ニ依リ法規ヲ制定セントス是レ本問題ヲ提出スル所以ナリ」¹³として、魚商人の悪弊を除去し、漁業者及び需要者の直接の利益を保護し、完全な魚市場法の制定を期するために行ったものである。

日常生活用品の改善に関する問題は、生鮮食料品の卸売市場の改善にも関する問題であり、魚市場法案は欺かる問題を取扱ったもので、大都市における魚の流通機構の改革を意図し、消費者の新たな購買行動を喚起する小売市場を設置し、中央卸売市場の設置を構想したもの

13 『同上書』116頁。

である¹⁴。

当時の魚市場は、道家斉農商務省水産局長の趣旨説明によると、「多数ノ問屋ナルモノガ相集ッテ営業ヲ致シテ居リマスカラシテ其間ニ非常ナル競争ヲシ激烈ナル暗闘ヲシテ居ルト云フヤウナ状態デアリマシテ」、このことが「甚シキニ至リマシテハ其荷主即チ地方ヨリ商品即チ魚類ヲ誘致致シマスルニ付イテハ種々ナル手段、…不正ナル手段方法ヲ用ヒテ之ヲ誘致シ且又其販売方法ト雖モ誠ニ不正ナル手段ヲ用ヒテ居ルノデアリマス」というような状況であった。

このような状況は、「地方ニ居リマストコロノ生産者ナルモノハ斯クノ如キ状態ノ市場ニ向イテ其魚類ヲ輸送シ販売ヲ委託セネバナラヌノデアリマスルガ故ニ其生産業者ハ安心シテ之ヲ売ルコト云フコトガ出来ナイ、又販売ヲ致シマシタ實際ノ価ガ果タシテ幾ラニ売レテ居ルカト云フコトハ仕切面ト實際トヲ照ラシテ確カナル値段デアルト云フコトヲ知ル途ガナイノデアリマス、…又消費者ノ方カラ申シマスルト斯ノ如キ状態ノ市場ノ下ニ集ッテ来タトコロノ魚ヲ其期間ヲ通ジテ購買スル訳デアリマスルカラシテ極メテ不廉ナル或ハ新鮮ヲイテ居ルヨウナモノモ買ワナケレバナラヌト云フコトハ、今日ノ状態ニ於テハ實ニ已ムヲ得ヌ次第カト考エルノデゴザイマス、詰リ今日ノ状態ハ生産者ト消費者ノ間ニ於テ生産者カラ売ルトコロノ値段ト消費者ノ買フトコロノ値段トノ間ニ於テ頗ル懸隔ガ大ナルモノデアアル、大体カラ申シマスレバ約五六割位ハ其中ニ開キガアルノデゴザイマス、斯ノ如キ有様デアリマスカラシテ是等ノ弊害ヲ矯メルト云フコトハ最モ必要ナコトト考ヘルノデゴザイマス、…」として、生産上・消費上・形式上において重要な弊害のあることを指摘している¹⁵。

14 『二四大日本帝國議會誌』708頁。

15 『同上書』703-704頁。

当時の魚類の流通機構は、問屋の多数性・過剰性と、この問屋間の過剰競争が不公正な取引方法・販売方法を誘致していたため、生産者は、問屋への委託から市場で形成される価格から隔絶され、生産者の販売価格と消費者の購入価格との間に大きな懸隔が生じた要因となった。魚市場法案は、このような弊害あるいは不完全な状態を矯すために、「魚市場ノ設立ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコト」、「魚市場ハ一地区一箇所一営業者ヲ原則トスルコト」、「魚市場ニ於ケル売買ハ競売ヲ原則トスルコト」などを設立の骨子とし、魚市場の公設制、委託集荷、買い付け・買い付け委託の禁止、競売などを原則とした。こうした原則は、道家水産局長によると、多数問屋間の取引競争に伴う弊害を除去して、漁荷を統一的に集荷させる必要であるからであるとしている¹⁶。

魚市場法案には、問屋業者間における取引方法の改善とともに、「魚市場ニハ附属小売場ノ設置ヲ命シ得ルコト」として、魚市場に付属小売場の設置構想についても示されていた。この付属小売場の設置目的については、「邦人ノ常食タル魚類ノ価格ノ低廉ヲ図ルハ最モ緊要ノコトニ属ス、而シテ魚類小売価格ノ現状ヲ見ルニ其ノ卸売価格ニ比シ非常ナル差異アルハ畢竟小売機関ノ宜シキヲ得サルニ帰セサルヲ得ス。依テ魚市場ニ附属ノ小売場ヲ設ケシメ市場監督ノ下ニ卸売価格ヲ標準トシテ可成的廉価ニ消費ニ供給セムトス。」として、その設置目的を説明している¹⁷。

付属小売場は、「中央ヲ受ケタ即チ仲買ノ位置ニ立ツ者が其小売市場ニ於キマシテ直接ニ市民即チ消費者ニ定額ヲ且新鮮ナモノヲ購買ヲサセタイ」ために付設したものであり、「中央市場トテモ申シマスルカ、

16 「同上書」709頁。

17 「同上書」697頁。

其市場ノ外ニ小売市場ト云フモノ、制ヲ」¹⁸ 設けて、「現在ニゴザイマスルトコロノ小売商人ト云フ者ノ手ヲ一ツ省クコト」¹⁹ ができ、「其結果ト致シマシテ従来ノ小売り人ト云フモノガ高く売ッテ居ルヤウナコトハ自ヅト制セラル、コトガ出来」²⁰、「自ヅト其価モ公正ナル価ガ出ル」²¹ と考えたものである。この付属小売場構想は、いわば過当競争に伴う弊害を除去する流通経路の短縮化、合理化策であり、また公的機関によるモデルの提示に他ならないといえる。

このように、魚市場法案は、都市問題としての魚市場対策であり、消費者の購買行動を喚起するような小売市場を設置することによって流通機構を改革しようとしたものであるが、しかし、佐野善作博士は、法案に対して次のような反対意見を述べている²²。

第一は、「商業政策上」の「自由」主義に基づき、「魚市場ノ商売ヲ独占セシムル」、

第二は、「本案ノ内容ニ就テ」、一地区一市場一営業者原則が問屋業者の独占を招くものである、

第三は、「本案実施ノ暁ニ生ズベキ弊害ヲ察シテノ反対意見」として、問屋合同による一株式会社ノ組織化に際し、「必ズヤ関係者間ニ供託物件ノ評価ニ就テ紛擾ヲ惹起スルデゴザイマセウ」

こうした反対意見によって、法案は流産されたものの、「魚市場法重要規定事項」は修正された上で、大正元（1912）年12月2日、生産調査会長から農商務大臣に答申された。

18 『同上書』704頁。

19 『同上書』704頁。

20 『同上書』708頁。

21 『同上書』708頁。

22 中村勝著『近代市場制度成立史論』181頁。

魚市場法重要規定事項(大正元年9月5日)は、次の10項目よりなっています。

一、総則

(一) 魚市場ニ於テ取扱フ魚類ノ意義ヲ定ムルコト

二、設立

(一) 魚市場ノ設立ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケルコト

(二) 設立許可期間ハ二十年以内トシ其ノ更新ヲ出願シ得ルコト

(三) 魚市場ハ一地区一箇所一営業所ヲ原則トスルコト

(四) 魚市場ノ設備ニ要スル土地又ハ水面ハ土地収用法ノ規定ニ依リ収用又ハ使用スルヲ得ルコト

(五) 市町村其ノ他之ニ準スヘキモノハ魚市場ヲ設立スルトキハ其ノ地区内ニ於ケル私設魚市場ノ廃止ヲ命シ得ルコト

(六) 市町村其ノ他之ニ準スヘキモノハ魚市場ヲ設立シ営業者ニ貸付スルヲ得ルコト

(七) 魚市場ニハ附属小売場ノ設置ヲ命シ得ルコト

三、組織

(一) 魚市場ハ市町村其ノ他コレニ準スヘキモノノ設立ニ係ル場合ノ外株式会社組織タルヘキコト

(二) 魚市場ニ於イテハ其ノ市場ノ仲買人及附属小売人ニ対シテノミ卸売ヲ為スコト

(三) 魚市場ハ自ラ魚類ノ買付ヲ為スヲ得サルヲ原則トスルコト

(四) 魚市場ノ業務規程ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘキコト

四、売買

(一) 魚市場ニ於ケル売買ハ競売ヲ原則トスルコト

(二) 魚市場ハ、其ノ仲買人及附属小売人ヲシテ証拠金ヲ納付セシメ得ルコト

(三) 魚市場ハ手数料ヲ徴集シ得ルコト

五. 仲買人及附属小売人

(一) 魚市場ハ其ノ仲買人及附属小売人ヲシテ身元保証金ヲ納付セシメ得ルコト

六. 取締

(一) 魚市場ニ於イテハ法令ノ制限禁止ニ抵触シ又ハ衛生上有害ノ水産物ノ販売ヲ禁止スルコト

(二) 魚市場ニ於イテハ場内取締人ヲ選任スルヘキコト

(三) 魚市場ハ禁制品ヲ市場外ニ搬出又ハ廃棄スルコトヲ得ヘクヌ秩序維持ノ為入場ノ拒絶又ハ退場ヲ命シ得ルコト

七. 監督

(一) 行政官庁ハ監督上左ノ事項ニ付権限ヲ有スルコト

(イ) 臨検, 検査, 搜索ヌハ差押

(ロ) 設立許可ノ取消, 業務停止若ハ制限

(ハ) 場屋其ノ他ノ位置, 構造, 設備ノ変更

(ニ) 市場業務規定ノ変更, 役員及場内取締人ノ選任, 解任ノ認可若ハ改任ノ命令

(ホ) 魚市場設立ノ拒否, 取消又ハ業務ノ停止若ハ制限ノ処分ニ対シ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起シ得ルコト

八. 罰則

(一) 法令ノ違反ニ対シ相当ノ罰則ヲ設クルコト

九. 適用範囲

(一) 法律ハ大市场ニ適用スルコト

(二) 主務大臣必要ト認ムルトキハ指定地域以外ノ地ニ法律の

一部ヲ適用シ得ルコト

十. 経過規定

- (一) 従来ノ魚市場ニ於ケル魚問屋カ、法律ノ規定ニ依リ株式会社組織ノ魚市場ヲ設立セムトスル場合ニ於ケル相当ノ便宜規定ヲ設クルコト
- (二) 従来ノ魚市場カ一地区ニ二以上アルトキハ、法律ノ規定ニ依ル魚市場ヲ設立スル為、協議会ヲ開カシムルヲ得ルコト
- (三) 従来ノ魚市場ハ法律施行後一定ノ期間營業ヲ繼續スルヲ得ルコト

重要規定事項, 説明

一. 総則

- (一) 魚市場ニ於テ取扱フ魚類ノ意義ヲ定ムルコト
従来魚市場ニ於ケル取扱物ハ鮮魚塩乾魚ヲ始メトシ其ノ他ノ水産動植物又ハ水産製品ヲ包含ス特ニ大市街地ニ於テハ塩乾魚専門市場ノ存スルアリ故ニ単ニ塩乾魚ノミヲ取扱フ市場又ハ特殊ノ水産動植物若ハ水産製品ノミヲ取扱フ市場ニ対シテ本法ヲ適用スルノ必要アリヤ否ヤノ問題ヲ生スヘシ然ルニ鮮魚ト塩乾魚ハ商品トシテ其性質並取扱上ノ習慣ヲ異ニスルヲ以テ塩乾魚市場ハ之ヲ鮮魚市場ト全然同一ノ規定ノ下ニ規律スルノ必要ヲ認メサルモノアルト共ニ特殊ノ水産動植物或ハ水産製品ニ關スル市場ノ如キハ又ハ必スシモ魚市場トシテ之ヲ規律スルノ必要ナキモノアルヘシ依テ魚市場ニ於ケル取扱魚類ハ食用ニ供スル鮮魚介ヲ主トシ其ノ他ハ主務大臣ニ於テ必要ト認メタル場所ニ之ヲ指定スルコトヲ得セシメムトス但シ取

扱魚類ノ意義ヲ定ムルハ是等ノ魚類ヲ取扱フ市場ヲ魚市場トシテ規律スルノ趣旨ニシテ其ノ魚市場ニ於ケル取扱物ヲ限定スルノ趣旨ニ非ス故ニ当該魚市場ニ於テ他ノ水産動植物若ハ水産製品ヲ販売スルコトハ敢テ之ヲ禁止スルノ要ナシ恰モ家畜市場法ニ於テ家畜ノ種類ヲ限定シタルト同意ナリ

二. 設立

- (一) 魚市場ノ設立ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコト
- (二) 設立許可期間ハ二十年以内トシ其ノ更新ヲ出願シ得ルコト
- (三) 魚市場ハ一地区一箇所一業者原則トスルコト
- (四) 魚市場ノ設備ニ要スル土地又ハ土地収用法ノ規定ニ依リ収用又ハ使用スルコトヲ得ルコト
- (五) 市町村其ノ他之ニ準スヘキモノカ魚市場ヲ設立スルトキハ其ノ地区内ニ於ケル私設魚市場ノ廃止ヲ命シ得ルコト
- (六) 市町村其ノ他之ニ準スヘキモノハ魚市場ヲ設立シ業者ニ貸付スルヲ得ルコト
- (七) 魚市場ニハ附属小売場ノ設置ヲ命シ得ルコト

三. 組織

- (一) 魚市場ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ設立ニ係ル場合ノ外株式会社組織タルヘキコト
- (二) 魚市場ニ於テハ其ノ魚市場ノ仲買人及附属小売人ニ対シテノミ卸売ヲ為スコト
- (三) 魚市場ハ自ラ魚類ノ買付ヲ為スヲ得サルヲ原則トスルコト
- (四) 魚市場ノ業務規程ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘキコト

四. 売買

- (一) 魚市場ニ於ケル売買ハ競売ヲ原則トスルコト

- (二) 魚市場ハ其ノ仲買人及附属小売人ヲシテ証拠金ヲ納付セシメ得ルコト

五. 仲買人及ビ付属小売人

- (一) 魚市場ハ其ノ仲買人及附属小売人ヲシテ身元保証金ヲ納付セシメ得ルコト

六. 取締

- (一) 魚市場ニ於テハ法令ノ制限禁止ニ抵触シ又ハ衛生上有害ノ水産物ノ販売ヲ禁止スルコトヲ法令ノ禁制品ヲ販売シタルトキハ当該法令上相当ノ制裁アリト雖モ魚市場トシテハ一層違反行為ヲ取締ル必要アルカ故ニ魚市場法上ノ制裁ヲモ加ヘムトス
- (二) 魚市場ニ於テハ場内取締人ヲ選任スヘキコト
- (三) 魚市場ハ禁制品ノ市場外ニ搬出又ハ廃棄スルコト又秩序維持ノタメ入場ノ拒絶又ハ退場ヲ命シ得ルコト

七. 監督

- (一) 行政官庁ハ監督上左ノ事項ニ付キ権限ヲ有スルコト
 - ①臨検, 検査, 搜索又ハ差押へ, ②設立許可ノ取消, 業務停止若ハ制限, ③場屋其ノ他ノ建物ノ位置, 構造, 設備ノ変更, ④市場業務規程ノ変更, 役員及場内取締人及競売人ノ選任, 解任ノ認可若ハ改任ノ命令, ⑤魚市場設立ノ拒否, 取消又業務ノ停止若ハ制限ノ処分ニ対シ訴願又行政訴訟ヲ提起シ得ルコト

八. 罰則

- (一) 法律ノ違反ニ対シ相当ノ罰則ヲ設クルコト

九. 適用範囲

- (一) 法律ハ大市场ニ適用スルコト

- (二) 主務大臣必要ト認メルトキハ指定地域以外ノ地ニ法律ノ一部ヲ適用シ得ルコト

十. 経過規定

- (一) 従来ノ魚市場ニ於ケル魚問屋カ法律ノ規定ニ依リ株式会社組織ノ魚市場ヲ設立セムトスルトキハ相当ノ便宜規定ヲ設クルコト
- (二) 従来ノ魚市場カ一地区ニ二以上アルトキハ法律ノ規定ニ依ル魚市場ヲ設立スル為協議会ヲ開カシムルヲ得ルコト
- (三) 従来ノ魚市場ハ法律施行後一定ノ期間營業ヲ繼續スルヲ得ルコト

『調査方針』

1. 戦前における一般財界の事情
2. 戦前より引続ける生産不振の原因
3. 戦争に因り特発せる生産盛衰の原因
4. 調査の方法

第一部 運輸事業に関する調査

第二部 農商工に関する調査

第三部 金融に関する調査

第四部 財政に関する調査

第五部 清韓其の他経営に関する調査

(参考)

第一 軍事に関する諸般の調査

第二 戦時衛生に関する予防方法

第三 国際公法に関する諸問題の調査

5. 結び

以上、本稿は『卸売市場生成の端緒 - 生産調査会の意義』と題して、わが国において流通問題が政策上重要な問題として認識され、卸売市場の社会的必要性の端緒となった生産調査会の答申の分析を通してその意義および内容について考察をしてきた。

生産調査会が産業振興策を方針として出すのは、日露戦争が終局を見て、恐慌状態への経済動向のさなか、政府が戦後経営方針を打ち出し、経済全般、産業および貿易の振興策を調査・審議するために、農商務大臣の管理下に設置された調査会である。明治43（1910）年6月20日以後、大正元（1912）年11月27日まで、わずかに5回開催されたに過ぎず、大正2（1913）年6月13日勅令第205号をもって廃止されている。

この間、本論で明らかにした市場問題だけでなく、商工・農林政策に関するさまざまな重要事項について重層的に検討して答申が出されている。特に、大正元年（1912）9月5日の生産調査会に対する第七諮問事項である「工業ノ発達助長ニ関スル件」に対する12月4日の答申の「第三部第二・生活費ニ関スル件」では、日露戦争後の経済不況を背景に、都市労働者の生計の悪化と社会騒動の解決手段、都市下層農民対策あるいは社会問題対策として、公設日用品市場の設置方針が答申され、生鮮食料品の市場問題が生産調査会の答申に基づいて内務行政的に取り上げられる契機となった。

また、大正元年（1912）9月5日第九事項として生産調査会に諮問された「魚市場法制定ニ関スル件」では、日用品流通の中核である生鮮食料品の卸売市場の改善につながる問題を取り扱い、都市における魚類の流通機構の改革、中央の卸売市場施設の構想を意図したもので

あった。当時の魚類の流通機構は、過多性に伴う過当競争が不公正な取引方法を誘発し、生産者及び消費者共に市場で形成される価格から隔絶されていた。このような弊害を除去して、魚荷を統一的に出荷させるために、都市問題としての魚市場対策として「魚市場法案」の制定を諮問したものである。この法案は、本論でも明らかなように、生産調査会に諮問された時点で議会に提出される予定であったが、許可制に対する反対だけでなく、複数制に対する反対などによって議会上程されることはなかったが、魚市場法案は、第一次大戦を契機とした物価騰貴による米騒動を背景として「中央卸売市場法」として実現することになる。

以上のように、生産調査会の中心的課題は、産業及び貿易振興策を審議するために農商務省に設置されたものの、産業及び貿易の振興を図るためには、物価を安定化させ、労働者の生活基盤を磐石なものとする必要性から、流通問題を社会政策的に取り上げざるを得なかったからに他ならない。当時の社会情勢を背景に物価抑制策は、重要な政策課題であり、中核的な問題であった。この意味で、生産調査会の答申は、流通問題が政策上重要な問題として認識された端緒として位置づけることができ、その後の流通政策の基軸となる理念ならびに論理の構築に多大な影響を及ぼした組織である。

アメリカ合衆国における 権力分立と副大統領

関根二三夫

1. 権力分立の機能的解釈
2. 権力分立と大統領
3. 権力分立と議会
4. 副大統領と権力分立

1. 権力分立の機能的解釈

合衆国憲法第1条第6節第2項は、「上院及び下院の議員は、その在任期間において新設せられ、また増俸があつた合衆国の文官職に任命されることはできない。また何人といえども、合衆国の公職にある者はその在職中議員となることができない」と規定する。憲法の最初の3箇条は、それぞれ「連邦議会とその権限」、「大統領とその権限」、「連邦司法部とその権限」を規定するが、権力分立の機能的解釈は、それのみによっては主張することができない。⁽¹⁾ 条約締結権もしくは対外約束権、弾劾もしくは官職罷免権、上院議長として行為する副大統領などの規定は、権力が混合ないし共有されたものであることを示している。

マディソンは、『フェデラリスト』の中で、モンテスキューの権力分立に関し、「モンテスキューが導かれたこれらの事実から明らかに次のように推論される。『立法権及び行政権が同一の人間または同一の行政官の団体に統合されるところに自由があり得ない』とか『若し司法権が立法権と行政権から分離されていなければ』という意味の中

で、彼はこれらの各部がお互いの行為に対し部分的に作用してはならないとか、また支配力を持つてはならないことを意味してはいないのである。彼自身の言葉が示すように、更にまた彼の眼に映ずる実例によって決定的に例示されているように、彼の意味するところは一部門の全権力が他の部門の全権力を保持する同一の手によって行使されるならば、自由憲法の基本原則が破壊されるというところにあるのである。」と述べている。⁽²⁾ また、ハミルトンは、『フェデラリスト』の中で条約締結権に関し、「・・・この権力は厳格に立法・行政の何れの定義のなかにも当てはまらないが、行政的な性質よりも多く立法的な性格を持っていることが発見される。立法権の本質は法律の制定であって、還元すれば社会統制のために法規を制定することにある。しかるに法律の執行及び共同の力の使用は、この目的のため或は共同防護の目的のために用いられても、行政長官の全職能を成すものと見られるのである。条約締結権は明らかにその何れでもない。・・・一方この職務の重要性と法律としての条約の作用とは、条約締結の任務に立法部の全部または一部が参画することを強く主張しているのである。」と述べている。⁽³⁾

マディソンやハミルトンの論述は、権力分立が政府の単なる「1部門-1機能 (one branch-one function) の理論として理解されるべきではないことを示している。権力分立の理論を理解する場合、能率の要求、政治上の均衡及び共和政府における被治者の同意を考慮に入れなければならないことを意味している。⁽⁴⁾

註

- (1) Murray Dry, "The Congressional Veto and the Constitutional Separation of Powers", *The Presidency in the Constitutional Order*, in Joseph M. Bessette and Jeffrey Tulis (ed), 1981, p.197.

- (2) Alexander Hamilton, James Madison & John Jay, "The Federalist" W.R.Brock (ed.) 1965, Everyman's Library, No.519, pp.246-247. ハミルトン, マディソン, ジェー, 齋藤敏訳『フェデラリスト』理想社, 昭和41年, 275頁。
- (3) Ibid, pp.381-382. 齋藤訳, 前掲書, 420頁。
- (4) Murray Dry, op. cit., pp.198-199.

2. 権力分立と大統領

議会政治の原理の一つに代表の原理がある。選挙により選出された代表者は、地域代表（選挙区）ではなく国民代表（国民全体の代表）であるというものである。しかし、現実には、地域代表の性格が色濃く、アメリカ議会は、その典型とされている。上院議員は、州の代表という意識が強く、また下院議員は、選挙区の代表という意識が強い。議員は、州の利益もしくは選挙区の利益になるような予算を伴う法律案を準備する傾向があり、それらが地元を潤し、議員にとっても有権者の支持を獲得する手段ともなる。議会での斯様な状況を考えるに、議会の動きに他の国家機関が抑制作用を持たなければ、国家予算の大幅な支出を野放しにすることに繋がる。この抑制作用を持つ国家機関のひとつに、アメリカでは国民代表の性格を持つといわれる大統領がいる。

大統領は、大統領拒否権（presidential veto）により、立法上の役割を付与され、連邦議会を通過した法案を拒否することができる。憲法修正を發議する共同決議を除き、あらゆる法案又は共同決議案は大統領に送付されなければならず、大統領はそれらに署名するか、何らの措置を講じないことによりそれらが法律になることを承認するか、もしくはそれらを拒否して提出された日から10日以内に先議院へ送付することができる。この場合、議会は両院の3分の2（定足数を充たした出席議員の3分の2）の多数の投票によってのみ大統領拒否権を乗り切る（override）ことができる。また大統領は、保留拒否権

(pocket veto) により議会の会期末に法案を拒否することができる⁽¹⁾。大統領拒否権を乗り越えることは、特に議会の多数党が大統領と同じ政党から選出されている場合、議会にとって容易なことではない。大統領拒否権が広範に行使されだしたのは南北戦争以後であり、ケネディ政権以後は比較的少なくなっている。最近の大統領は、主要法案について予め議会と妥協しようとするので、拒否権をあまり行使しないようである。むしろ、法案が議会において審議される段階で、議会に対して大統領が当該法案を拒否するであろうという大統領拒否権の脅威 (threat of the veto) を与えることにより、法案の修正を迫ることが一般的となっている。⁽²⁾

大統領拒否権は、議会から提出される一法案の全体 (entire bill) についてのみ行使される。合衆国の州知事が一州法案中の特定条項のみを拒否することができる条項拒否権 (line item veto もしくは単に item veto) を有しているのと異なり、大統領には連邦議会を通過した法案に対する条項拒否権はない。⁽³⁾ 合衆国の州レベルでは、43の州において、州知事が州議会を通過した法案に対して特定条項のみを拒否することができる条項拒否権を有する。⁽⁴⁾ 歴史上、大統領の条項拒否権は、1861年の南部連合国憲法に規定され、当時南部連合国大統領ジェファソン・デーヴィスは、当該条項拒否権を行使することなく、38回の通常拒否権を行使した。南北戦争以後、条項拒否権は州憲法に規定されるようになり、1865年にはジョージア州で、そして1866年にはテキサス州で導入された。⁽⁵⁾ 前述したように、連邦大統領には、連邦議会を通過した法案に対する条項拒否権はない。⁽⁶⁾ この結果、連邦議会の議員は、特定の法案について予想される大統領拒否権を回避する手段として、大統領が制定を希望する法案に pork barrel のような大統領が望まない支出金の条項を付加し、また rider (追加条項)

を付加する傾向がある。従って、大統領は、自己の希望する法案を制定するために、これらの望ましくない条項を認めなければならない状況に追い込まれることになり、大統領拒否権を行使できないことが考えられる。

しかしながら、1996年4月9日、An Act to give the President line item veto authority with respect to appropriations, new direct spending, and limited tax benefits, 所謂、Line Item Veto Actが制定された。同法は、同年7月1日から施行され、2005年1月1日に廃止される時限立法ではあったが、当時 クリントン大統領は、同年8月11日、財政均衡法の3つの減税条項に関して当該条項拒否権を連邦大統領として初めて行使した。大統領は、法律が制定された日から5日以内（日曜日を除く）に特別教書を議会に送付することにより、条項の取り消しを議会へ通知しなければならず、議会は、30日以内に条項の取り消しを否決するかどうかを決めなければならない。議会が否決した場合は、当該法案は大統領へ送付され、大統領が拒否権を発動した場合には、議会は、両院の3分の2の多数により拒否権を乗り切ることができる。⁽⁷⁾ 大統領の条項拒否権に関しては、訴訟が提起され、連邦最高裁判所は1998年6月25日に、憲法は、大統領の条項拒否権による立法の書き換えを禁じており、憲法第1条第7節第2項の送付条項に反するとして違憲判決を下した（Clinton v. City of New York, 524 U.S. 417）。⁽⁸⁾

註

- (1) 齋藤敏「アメリカの憲法と政治」理想社、昭和48年、159頁。
- (2) Ross K. Baker, Gerald Pomper and Wilson C. McWilliams, "American Government", 1983, pp. 370-371.
- (3) Georg C. Edwards III, "Presidential Influence in Congress", 1980, p. 20.
- (4) Chester J. Antieau "The Executive Veto" 1988, pp. 55-56.

- (5) Ibid, p.55.
- (6) George C. Edwards, op.cit., p.20.
- (7) Louis Fisher "Constitutional Conflicts between Congress and the President", 1980,p.140.
- (8) Dann Braveman, William C.Banks, Rodney A.Smolla "Constitutional Law: Structure and Rights in our Federal System", 2005,p.132.

3. 権力分立と議会

20世紀に入り顕著になってきた行政の多様化・複雑化に伴う行政国家化に十分に対処することができなくなった議会が、一面において立法権限を放棄・委任するとともに、他面において放棄・委任した立法権限を監視し、行政部を監督・統制（外在的行政統制）することを目的として議会拒否権（congressional veto, legislative veto）を行使するようになった。議会拒否権法制化の嚆矢は、1932年の The Legislative Appropriation Act（Public, No.212, June 30,1932,47Stat）である。大統領は当該法律に基づき、大統領命令により行政機関及び行政機関の職務を整理・統合する権限を認められた。大統領命令が執行されるまでに60日の期間があり、その間に議会両院は大統領命令を否認する決議（resolution）を可決する権限を与えられた（Sec.407）。また、アメリカ合衆国の歴史上、長い論争の的となっていた大統領と連邦議会の戦争権限のうち、軍隊投入の問題に終止符を打ち、この問題の処理を明確にし、再確認をした1973年の戦争権限に関する共同決議においても議会拒否権の典型を見出すことができる。当該共同決議によれば、戦争宣言なくして大統領が合衆国軍隊を敵対行為に投入できる期間は60日とされ（第5条b）、特に必要のある場合は30日を超えない期間延長できるものとされる（同）。また議会は、両院同意決議により60日の期間を短縮することができる（第5条c）。議会は、両院同意決議により大統領が合衆国軍隊を敵対行為に投入する行為を拒否することができる。合衆国憲法は、陸軍及び海軍を建設し、維持

する権限と同様、戦争宣言の権限を議会に与え、さらに大統領を議会により授権された戦争を遂行する最高司令官として任命する。大統領が自己の権限で海外での敵対行為に軍隊を投入しているのは、事実上、大統領が議会の権限を引き受けているのであり、同共同決議では、議会が斯様な大統領の権限を同意決議で消滅させ、さらに大統領拒否権を避けようとするのである。⁽¹⁾ 議会拒否権は、ウォーター事件（1972年6月）以後、憲法上の諸権力を矯正・是正するために議会にとって重要な手段となってきている。⁽²⁾

議会拒否権行使の過程は、一般に大統領もしくは他の行政機関に対し一定の制定法上の権限が認められ、大統領もしくは各省庁の長が議会へ行政決定もしくは行政計画の提案を行うことにより開始される。当該提案は、法により規定された一定期間内に、議会の決定により承認されるまでは効力を生ずるものとはならない。議会拒否権の規定は、議会に、決議によってその提案を確認的に承認することを要求し、もしくは議会が否認決議を成さない限り効力を生ずるものと規定する。⁽³⁾ 先の一定期間（waiting time）内に、議会が決議により行政部の提案を否認すれば当該提案は否決される。議会拒否権を規定する法は、行政部の提案に対する議会の再審議を規定するが、その際、議会が提出された提案を修正し、もしくは再審議に関して新たな発議を成すことができない。⁽⁴⁾

議会拒否権が、権力分立の原則に反するとする意見があることも事実である。権力分立に関する議会拒否権規定の憲法的问题是、議会拒否権が大統領拒否権の許しがたい回避を生じさせることである。⁽⁵⁾ 議会拒否権は、一般に両院同意決議と一院単独決議で構成される。これらの決議は、事実上、大統領拒否権の対象となっていない。議会拒否権が、法令の解釈を妨げる立法に似ていることになる。立法により法

令の解釈を妨げるためには、大統領の承認もしくは大統領拒否権を乗り切るための両院における3分の2の同意が必要である。大統領の同意なしに可決される議会拒否権は、立法過程における大統領の役割を奪うことになる。また、議会拒否権は、委任理論に違反するものであるとの意見がある。議会が、立法権の一部を行政部に委任しておきながら、さらに事後的な監督権を行使するのは、本来の委任の姿ではないというものである。しかしながら、議会拒否権は、委任理論が課するに等しい行政部における法制定を統制することも事実である。政府の諸部門は、完全に区分されたものではなく、機関相互の機能の中で一定の役割を有している。先の述べたように、大統領は拒否権条項により立法上の役割を有し、上院は助言と同意条項により行政上の役割を有する。議会が、議会拒否権により行政上の役割を与えられるならば、それは行政部への広範な委任に対する平衡力になり、政策決定権限を議会へ取り戻すことによって、権力分立を保持することに役立つことになる。

註

- (1) 宮脇岑生「アメリカの戦争権限法と若干の問題点」防衛法研究第2号、昭和53年、185頁。
- (2) Murray Dry, *op.cit.*, p.196.
- (3) Jacob K. Javits and Gary J. Klein "Congressional Oversight and the Legislative Veto: A Congressional Analysis," *New York University Law Review*, Vol.52, June 1977, p.456.
- (4) *Ibid.*, p.458.
- (5) Harold H. Bruff and Ernest Gellhorn, "Congressional control of Administrative Regulation: A study of Legislative Vetoes", *Harvard Law Review*, Vol.90, May, 1977, p.1373.

4. 副大統領と権力分立

合衆国憲法上、副大統領については、第1条第3節第4項に規定される上院議長、憲法修正第25条第1項に規定される大統領の免職、

死亡、辞職、もしくは同条第3項に規定される大統領の不能の場合の大統領職の継承である。ハミルトンは『フェデラリスト』の中で、「…副大統領のような特別な人物の任命は、有害ではないにしても無駄なものとして反対されてきた。上院が上院中からこの職に当たる官吏を選挙する権限をもつことが望ましいものであると主張されてきた。しかしこの点については、二つの考慮で憲法会議の意向を是認するように見える。その一は、常にこの団体の決定的な決議を可能ならしめるがためには、大統領が一人決定権を有することが必要である。何れの州の上院議員でもその議席からはなして上院議長として任命することは、その出身州にとっては、確定的投票をもって偶然的投票に代えることとなるであろう。その二は、副大統領は時には最高行政長官たる大統領を補職するものであるから、一方に対して規定した選挙方法を採用するあらゆる理由は、同等ではないにしても大なる程度に、他方の任命方法にも適用されるべきである。他の殆ど全部の場合と同様にこの点についても反対論はこのニュー・ヨーク州の憲法にも反することは注意すべきことである。われわれは人民全体によって選ばれた副知事を有し、この副知事が上院議長をつとめしかも州知事の憲法上の随時代理者となっていることは、副大統領をして大統領の権限を行使しその職務を遂行せしめると同じ事由であると信ずる。」⁽¹⁾と、述べている。このように副大統領は、上院議長として会議を主催し、可否同数の場合票を投ずることになる。上院議長としての副大統領の地位は権力分立の例外といえる。

クリーヴランド大統領の時代、副大統領であったヘンドリックス副大統領が1885年11月25日に突然亡くなった。同年3月4日に副大統領に就任してから9か月足らずであった。⁽²⁾ この件を契機に、1886年1月19日、「大統領及び副大統領の職務執行を規定する法律」(大

統領職継承法, Presidential Succession Act of 1886) が制定された。当該法律は, 1947年7月に改正され, 大統領職の継承順位が現行のごとく定められた。これまで9名の副大統領が, 大統領の死亡または辞職により大統領職を継承している。John Tyler (1841), Millard Fillmore (1850), Andrew Johnson (1865), Chester Arthur (1881), Theodore Roosevelt (1901), Calvin Coolidge (1923), Harry S Truman (1945), Lyndon Johnson (1963), そして Gerald Ford (1974) である。⁽³⁾

副大統領は, 上院議員として州の有権者から選出されていない。行政機関の一員として大統領とともに有権者から選出されている。この点は先の述べたとおり, 行政機関の一員が立法機関である上院議長を兼職することになり, 権力分立の例外となる。副大統領の第一義的義務は, 大統領による職務遂行が不可能な事案が発生した場合の大統領職の継承である。それに加えて, 上院議長として, 副大統領は, 上院規則に従って議事を進行しなければならない。この点は, ハミルトンが述べているように, 上院議員の地域代表的性格に由来する制度と見られる。権力分立を厳格に解釈すれば, 立法部と行政部との意思の疎通が困難になる場合が予想され, 副大統領は, その意味で, 議会と大統領との繋ぎ役とも考えられ, 重要な職責を担っていると考えられる。

註

- (1) 齋藤敏訳, 前掲書, 384-385頁。
- (2) Thomas Burnell Colbert, "Thomas Andrews Hendricks", The Vice Presidents, A Biographical Dictionary, in L. Edward Purcell (ed.), 1998, p.193.
- (3) Jay M. Shafritz, "The Harper Collins Dictionary of American Government & Politics", 1993, p.501.

Plural Ending *-n* in the *Paston Letters*

Kazuo Mano

0. There are four types of the verbal inflectional ending of the present plural indicative in the *Paston Letters*: *-th*, *-s*, *-n* and endingless form. The former two, *-th*, *-s*, are rare, and the last one, an endingless form, is normal, as is the same in the Present-day English. One of them, *-n* is examined here¹, that is, it is investigated how the members of the Paston family used the form in their letters. The text used is *Paston Letters and Papers of the Fifteenth Century*, Part I, Oxford University Press, 1971, edited by Norman Davis, which was reprinted as Early English Text Society Supplementary Series in 2005.

1. *-n*

The ending of present plural is *-ep* (<OE *-ap*), *-eth* in the Southern in the 15th century. The *-en* ending is the characteristics of the Midland. This ending derives from the subjunctive, which has the same ending from OE. The Northern has *-(e)s* from OE to the end of ME. This *-s* occurs also in the Midland in the 14th and 15th centuries by the side of the characteristic *-en*. The present plural *-n* in the Paston Letters shows higher frequency than the infinitive *-n*, which agrees with the general tendency at that time.

1.1 William I use *-n* most frequently among the family, 9 with *-n* against 14 without(39%).

1.17² ; and þis werk shal be strong j–nowe, as werkmen *seyn*, and

drawe but litill carriage.

(1425)

2.20 ... he yede with yow to þe cardinals hous Trikaricensis to espie
if any swych processe were sued ageyn me as þe seyð letters
specifien, ...

(1425, 5 November)

3.15-17 ..., and be—cause ye *arn* here beneficed, owr cuntréman, and
of worshepe and cunnyng worthily endowed, þe seyð Priour,
his brether, and I also *willen* glddely in these matieres be
treted by yow; ...

(1425, November)

3.29 ..., as he hath enformed yow I wot weel ye trewely *writen*; ...

(*ibid.*)

3.33 I was ther—in of þe same Prioures connseill, as þe lawe of
Ingelond and myn office *willen*, ...

(*ibid.*)

4.17 ; and alle þese *acorden* to þe seyð Maister Robert Sutton.

(1426, 1 March)

4.26 ..., and vp—on þis alle þe seyð worthy men here *seyn* and
informe me pleynly I haue no maner cause in lawe ne in
conscience to drede aught in þis matier.

(*ibid.*)

4.29 Myn aduersarie is become bysshop of Cork in Irland, and ther
arn ij other persones prouided to þe same byssopriche yet
lyuyng beform my seyð aduersarie; ...

(*ibid.*)

1.2 It seems that there is a gap in the kinds of the verbs between the 1st generation and other ones. Almost all verbs are *be* verbs in the 2nd and 3rd generations, but the proportion of *-n* decreases in the last generation. (cf. table 1) The 2 generation has 15 with *-n* (13.6%). John I has one form with *-n*.

75.63 In cas ye *han* Drayton in any quiete, take sewerté of your
tenantis for payment, as I haue wret befor.
(1465, 7 August)

Edmond I has both form one by one.

79. 5 ... and to—morwe sche woll sey by Goddis faste þat the same men
ben false.
(Perhaps 1447, 5 July)

cf. 79. 8 ..., and I wote well ye haue on collaterall rellesse with a
warente of on of þe wyffys of Hauteyn of all þe holl maner.

William II has 9 *-n* forms; 7 of them are *byn*(*ben*), *arn*. He has only
endingless forms in the later period.

82. 2 Memorandum þe ho hath affeccion to lerne þis langage must
first considre viij thinggis qweche *byn* full nessessarij to knowe
to come to þe tru profescion of þis langaga—
(Probably 1450—4)

82. 6 ...3e must considre þat this lettre s sondit neuer but qwan it
stondit be—fore j of þis v letteris qweche *ben* called wowellys,
þat is to say a, e, i, o, v, and neuer þis letter sownit but in cas.
(*ibid.*)

82. 8 The ij rewle is þis, þat þere *byn* many wordis wretyn at the last
ynd with an z and oder with j s.
(*ibid.*)

82.34-36 The thinggis *byn* owres and þe oder thinggis *byn* zowr
(*ibid.*)

82.64 I am thow art he is we are ze are thei *arn*
(*ibid.*)

83.14 ..., and so ber yt owth for j wyll, and at the laste they *arn* but
beggarys; and so wyll ze do.
(1454, July)

92.32 Item, do Pampyng comyn wyth owr sperituall concell suche
mater as *nedyn* there, and haue newe wretyn þe attestacion þat
lakkyn.
(1467)

One doubtful case is found in:

92.30 Item, speke to zowr attorney in þe Kyngys Benche þat he take
hed to all mener jndytamentys, both old and new, and to all
oder materys þat *hangyng* there.
(1467)

The verb must take a plural ending so that *g* might be carelessly attached to
the plural ending *-yn* owing to the attraction of the present participle ending.

Clemnt has 4 *-n* forms, 3 of them are *ben*.

114.27 ... I hope God xall helpe hem, fore þe pepill in þe northe robbe
and stylle and *ben* apoyntyd to pill all thys cwntré, and gyffe
a-way menyis goodys and lyfflodys in all þe sowthe cwntré, and
that wyll ask a myscheffe.
(1461, 23 january)

114.29 My lordys þat *ben* here haue as moche as þey may doo to kep
down all thys cwntré, more þan iijj ore v scherys, ...

(*ibid.*)

119.38 The Kyng hathe ben in Kent, and there *ben* endityd many fore
Isleis dethe; ...

(1464, 18 April)

120.11 And as *ȝuor* question of þe patentys, Grenfeld and Catesby and
Sterkey *holdȝm* it a good question, ...

(1466, 18 March)

1.3 In the letters under the name of Margaret, John III has one *-n* form.

167.25 ; and þat the Kyng vndyrstood well þat it was not of ther owne
mosyon boot of counselyng of one or ij þat *ben* evyll dysposyd
folk.

(1461, 29 December)

Edmond II alters his own usage for his mother clearly. He intended to give an
old-fashioned feeling. There are 7 *-n* forms(*arn* 6, *ben* 1) against 43 without
-n. The proportion (14%) agrees with the one in the 2nd generation to wich
Margaret belongs.

203.26 On Fryday the Bysschope sent fore here be Asschefeld and
othere þat *arn* ryth sory of here demenyng.

(1469, 10 or 11 September)

203.59 I am sory þat they *arn* a-cumyrd with here, ...

(*ibid.*)

205.42 ..., fore many of owr wele-wylleres *arn* putte to loose for own
sahys.

(1469, 22-30 September)

205.61 And I schрге *ȝow* be ware þat *ȝe* sette no lond to mortgage, fore
yf any auyse *ȝow* there-to they *arn* not *ȝowr* frenddys.

(*ibid.*)

212.6 ..., remembering wat we haue had before thys and ho symppylly
yt hath be spente, and to lytyl profythe to any of vus, and now
[we] *arn* in suche casse þat non of vus may help othere
with—owte þat we schuld do þat were to gret a dysworeschup
fore vus to do

(1471, 29, November)

216.17 And, so mot I thryve, yt was told me but latte þ at yt is seyð in
kownselles of them þat *ben* at Castere þat *am leke to haue but
lytyll good of mauteby* ...

(1472, 5 June)

216.30 As fore yowr syster Anne, Master Godfrey and hys wyffe and W.
Grey of Martyn *arn* vp—on a—powntment with me and yowr
brothere John ...

(*ibid.*)

1.4 In the 3rd generation only two brothers have the remnant *—n*. John II has
7 forms with *—n* (*be(e)n* 6, *seyn* 1). They are distributed at different periods.

243.13 And as fore to labore thois letteris and the rescue to gegedre,
they *ben* ij sundry thyngys, fore when the rescue is redy that
the cost there—of is don—

(1469, 15 September)

263.25 Ther is moche adoo in the Northe, as men *seyn*.

(1471, 15 September)

269.36 ..., and men seye þat ther is many off sowdeorys[=soldiers] þat
went to hym in—to Bretayn *been* deede of the flyxe and other
jperdemye, ...

(1472, 4 November)

283. 2 ..., I recomaund me to yow, letyng yow weet þat I sende yow herwyth j sitacion where—in *ben* my moodre and yee. Wheroff I praye yow þat I maye haue hasty answeere.

(1473, 25 November)

289.30 ... and the Enperore hathe besegyde, ..., a castell and an other town in lyke wyse wher—in þe Dukys men *been*.

(1475, 12 January)

303. 7 : hire person semyth xiiij yere off age, hyre yerys men sey *ben* full xviiij.

(1477, 9 March)

308.26 Wherffor I besche yow þat I maye have an assyngment off suche dettys as *ben* owing yow, payeable at leysere off suche mony as is owing for the woode at Basyngham ore ellys—wher,
...

(1477, 7 August)

Edmond II has only one *-n* form.

397. 1 Suere dydyngys[=tidings] *arn* com to Norwyche þat my grandma is dyssessyd., whom God assoyle.

(1479, 21 SAugust)

2. John III has completed the loss of the final *-n*, which contrasts strikingly with elder John. It may be said that he goes one step ahead into a new stage in this point. But he still uses the plural *-th*. In the 3rd generation all the forms with *-n* are monosyllables. This trend is the same as in the infinitive. Each generation, however, shows a clear contrast in the number of the syllables. The 1st generation includes polysyllables (e.g. *specifien*, *acorden*),

the 2nd generation dysyllables (e.g. *holden, lakkyn, nedyn*), Margaret and 3rd generation only monosyllables (e.g. *ben, arn, seyn*).

(Cf. table 1)

Gene- ration	writer	-n	the verbs with -n
1	William I	9	<i>acorden, arn 2, ben, seyn 2, specifien, willen</i>
	Clement for Agnes	0	
2	John I	1	<i>han</i>
	Edmond I	1	<i>ben</i>
	William II	9	<i>arn 2, byn (byn) 5, lakkyn, nedyn</i>
	Clement	4	<i>ben 3, holden</i>
	subtotal	15	
	John II for Margaret	0	
	John III for Margaret	1	<i>ben</i>
Edmond II for Margaret	7	<i>arn 6, ben</i>	
subtotal	8		
3	John II	7	<i>ben (been) 6, seyn</i>
	John III	0	
	Edmond II	1	<i>arn</i>
	Walter	0	
	William II	0	
	subtotal	8	
	total	40	

table 1

Notes

¹ This paper follows several papers on my study on the language of the *Paston Letters*.

² The figures indicate the letter number and line in Davis' edition.

Bibliography

Davis, Norman. *Paston Letters and Papers of the Fifteenth Century*. Part I. Oxford U.P. 1971. (Early English Text Society Supplementary Series. 2005)

Davis, Norman. *Paston Letters and Papers of the Fifteenth Century*, Part II, Oxford U.P. 1976. (Early English Text Society Supplementary Series. 2005)

Paston Letters And Papers of the Fifteenth Century, Part III. Early English Text Society Supplementary Series. 2006.

Mitchel, Bruce. *Old English Syntax*. 2 vols. Oxford U.P. 1985.

Mustanoja, Tauno F. *A Middle English Syntax*. Part I. Helsinki : Société Néophilologique. 1960.

中尾俊夫『英語史Ⅱ』英語学大系 第9巻 大修館書店 1972.

中島邦男 *Studies in the Language of Sir Thomas Malory*. 南雲堂 1981.

_____. *Studies in the Language of the Cely Letters*. 南雲堂 2002.

上田稔『英語史Ⅰ』英語学大系 第8巻 大修館書店 1980.

Virgoe, Roger. *Illustrated Letters of the Paston Family*. London: Macmillan. 1989.

Visser, F.Th. *An Historical Syntax of the English Language*. Part I. Leiden: E.J. Brill. 1984.

新興国の都市化とダイナミック キャッチアップ

—Urbanization in Emerging Countries and the Dynamic Catch-Up—

陸 亦 群

1 はじめに

都市化とは、農業を主体とした伝統的な農村社会から工業とサービス業を主体とした近代都市社会へと徐々に変化する歴史的過程をいう。具体的には人口・職業の変化、産業構造の変化、土地およびお地域空間の変化が含まれる。1990年代半ば以降、世界経済のグローバル化が進む中、新興国では都市化が急速に進み、ことに中国において都市化の進展が顕著にみられた。中国経済の台頭は世界経済を牽引する一方、国内においては、沿海部と内陸部との経済格差が拡大し、格差問題は経済成長を阻害するマイナス的要因ともなっている。そして、少子高齢化が進めば、経済成長を押し下げる圧力が一層大きくなり、中国は難しい課題に直面している。そこで、中国政府は2013年の経済政策の柱の一つに「新型都市化の推進」を打ち出してきた。中国はかつて日本の高度経済成長期と同様に、産業構造の転換などを通じて生産性を高め、投資主導から消費主導型経済への転換を視野に入れて都市化の推進を図ろうとしたが、経済活動のグローバル化が浸透しつつある中、果たしてそれは有効であろうか。

過年度の研究において、東アジアの経験からダイナミックキャッチアップのプロセスを明らかにし、新しい成長拠点を形成させるには世界経済のダイナミズムをキャッチする必要性と可能性を検討した。本稿は、新興国における都市化推進と経済成長の可能性について、理論

ベースの検討にキャッチアップ論の観点から企業生産活動のグローバル化とりわけ企業行動・企業戦略を加えて、経済活動グローバル化時代の都市化の有り様について探りたい。そして中国の事例研究を通して、内陸部・沿海部の経済格差の解消および都市化によるランドロック国家・地域の経済成長の可能性について考察したい。

2 都市化推進と経済成長の可能性

2.1 都市化推進と近代化

都市化の進展は、農業を中心とした「農村社会」から工業とサービス業を中心とした「近代都市社会」へと移り変わることを意味する。都市に人口が集中することで、モノやサービスのやり取りが活発になるなど、社会の効率性が高まる。また、人々のライフスタイルも変化し、それに伴う消費拡大も期待できることから、都市化は経済成長のモノサシとして捉えられている。

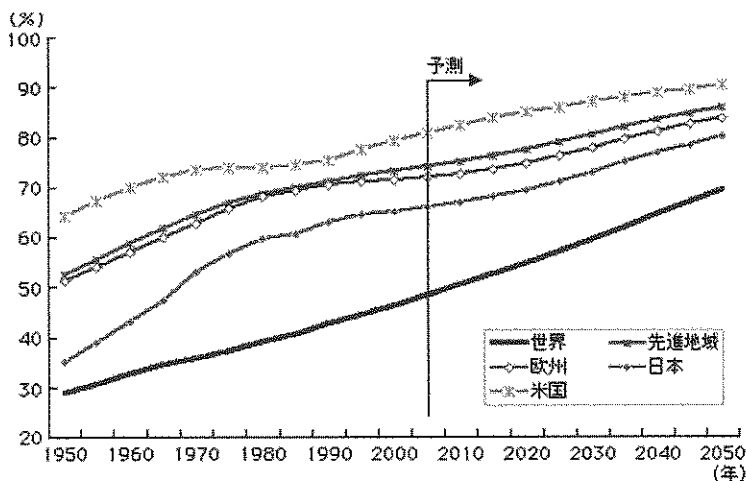
都市化の推進は国全体の生産性上昇に寄与すると期待される。農村住民が都市に移住することで、労働人口の産業間移動が始まり、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へ就労人口が移動する。農業を主体とする第1次産業に比べて、製造業を中心とする第2次産業、サービス業を主体とする第3次産業のほうが一人当たり生産性がより高く（中国では第2次産業は約5倍、第3次産業は約4倍だと観測される¹⁾）、都市化率の高い国や地域ほど第2次・第3次産業の比率も高まっていることから生産性の向上に寄与しているものと見られる。また、固定資産投資と生産性の向上は正の相関関係にあることから、都市人口の増加によって、インフラ投資に対する需要が喚起され投資が

1 データは鹿庭雄介「経済の動き～都市化による中国経済成長の可能性」『調査月報』2013年2月号、三井住友信託銀行、p3による。

増えた結果、資本装備率の上昇を通じて生産性の向上に寄与する。

都市化の進展を説明するにあたって、都市化率が指標として用いられる。都市化率とは都市人口の総人口に占める割合のことである。経済水準が高まるとともに、製造業や非製造業が多く立地し、産業集積地である都市圏に人々が集中する動きが見られ、都市化率が高まることで、都市化率の高さは経済水準の高さを意味することになる。図表1で示したように、先進地域の都市化率は全体として高く、発展途上地域は全体として低くなっている。

図表1 世界の都市化率の推移



資料：国連「Population Division of the Department of Economic and Social Affairs」よりみずほ総研作成

(出所) みずほ総研 HP による。

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/opinion/eyes/20100803.html>

2005年版の『国連世界都市化予測』報告（UN World Urbanization Prospects）は、2005年には32億人となり、世界人口の49%が都市に住むようになり、2006年前後に世界の人口都市化率（総人口に占める都市人口の割合）は50%を超え、2030年には60%と、都市化が

本格化すると予測し、2011年から2050年までの間に、世界の人口が70億人から93億人まで増加するのに対し、都市の人口は36億人から63億人にまで増加すると予想されている。

2.2 新たな成長拠点の形成と産業集積、都市化

従来の研究においては、都市化の進展は産業発展の従属変数として捉えられる。つまり、工業化によってもたらされた産業発展とともに、産業化した地域に人口が集積し、都市化が進展するとの見方である。一方、開発経済学においては、産業化を伴わない都市人口の拡大、いわば「過剰都市化」ないし「産業化なき都市化」を問題視している。産業化が伴わない都市化が進展した場合、都市にはそれ自体何らかのメリットがあって人口が集中し、そのような人口の増加に伴う多様な需要の増大がインフォーマル部門の雇用拡大をもたらす。それによってスラムが発生し、インフォーマル部門の雇用が拡大すると、社会が不安定になると懸念している。しかし1990年代に入って、Michael Porter (1990) の『国の競争優位』をきっかけに、都市化ないし人口の集中がより積極的に捉えるようになった。

Michael Porter (1990) によれば、国(地域)の競争優位の源泉として、資本と労働といった静態的な生産要素に加え、資本と労働を適切に組み合わせる企業の戦略や競争構造、関連産業の集積、地域産業に対する需要条件が重要性を持つと考えられる。

各地域の社会文化的条件に規定される独特の組織のあり方、組織と組織の間の取引関係や情報流通のあり方などは、動態的な生産要素として機能していると考えたのが産業クラスターの研究である。産業クラスターの定義は様々であるが、Michael Porter によれば、「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連

業界に属する企業、関連企業（大学、規格団体、業界団体）などが地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」を産業クラスターという。産業クラスターの研究は、「要素賦存→産業発展→都市化」という従来の発展パターンより、「都市化→産業集積による新たな生産要素の形成→産業発展」の発展パターンが重要性を増しつつあることを示唆した。

一方、Krugman (1995) は産業集積の考え方を経済開発問題に組み入れた形で現代版「ビッグ・プッシュ」論²の有効性を説いた。空間経済学的な視点で捉え直した「ビッグ・プッシュ」論において、初期条件あるいは歴史的偶然が産業立地に重要な役割を果たし、政府による産業立地への介入は、ある地域に産業集積が形成される過程で大きな影響を与えること、経済開発プロセスは低開発地域に新しい成長拠点が形成される過程であること、を明らかにした。

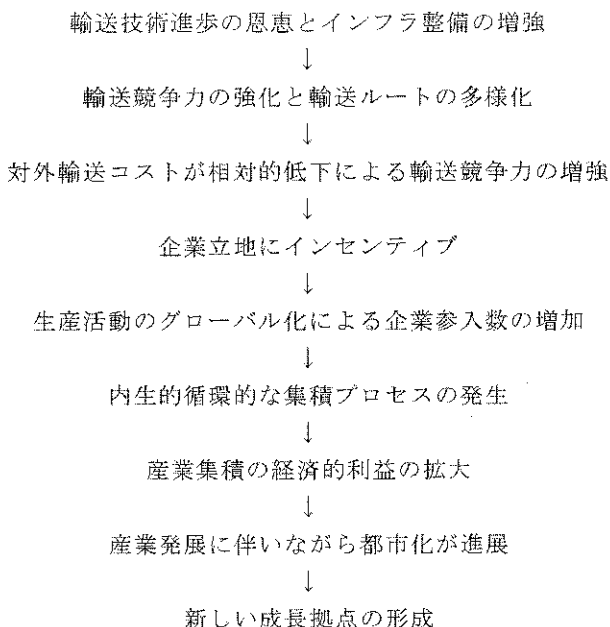
産業集積プロセスについて、藤田 (1996) の解釈によれば、個別企業は輸送コストを抑えるために市場規模の大きい地域に立地し、そこでより多くの企業が多様な財を供給することになる。一方、より多くの企業が立地された地域では、消費者 (= 労働者) がより多様な財をより安価に入手でき、実質所得の上昇につながる。そして多くの雇用機会が増えたため、これらの地域への人口移動が始まる。これによって市場はさらに拡大し、さらに多くの企業がそこに立地することになる。このような内生的循環的な集積のプロセスを通じて、経済活動は特定の場所に集中し都市ないし都市圏が形成される。

空間経済学は累積的な都市化の進展を説明することを可能にした産業クラスター論と別の角度からのアプローチではあるが、産業集積の

2 Krugman (1995) の現代版「ビッグ・プッシュ」は Murphy = Shleifer = Vishny モデル (Murphy, Shleifer and Vishny, 1989) に依拠する。

経済的利益ないし都市化を促す要因が注目され、産業発展と都市化との間の相互補完関係が注目されている。輸送の技術進歩およびインフラ整備が進むにつれ、交通の利便性、輸送条件が徐々に改善されれば、対外輸送コストが相対的低下による輸送競争力の増強が見込まれ、これらの地域により多くの企業が立地するようになり、藤田（1996）のいう内生的循環的な集積のプロセスが発生し、産業発展を伴いながら都市化が進展し、やがて新しい成長拠点が形成される。図表2ではこのようなプロセスが示されている。

図表2 産業集積の発生と都市化・成長拠点形成



（出所）陸（2011）137頁により修正し作成。

新しい成長拠点の形成のプロセスに、「産業集積」、「生産活動のグローバル化」、「インフラ基盤」の3つの要因が関連し、その循環作用

によって、産業集積力が強まり、内生的循環的な集積のプロセスが発生することが分かる。この3つの要因は新しい国際分業形成にも関わる。先行研究（陸・辻，2011）において、世界経済のダイナミズム、多国籍企業のグローバル展開、新興国の生産拠点をめぐる相互関係に注目して、内陸地域における『ビーズ型』経済ベルトの形成の可能性について、ダイナミックキャッチアップ・モデルを開発した。同モデルは主として東アジア新興国の経験から見出した一仮説ではあるが、市場の論理に基づいた内生的循環的な集積効果を通じて自己組織的な成長拠点を形成させるプロセスが示されたもので、我々は東アジアにおける1990年代半ば以降のキャッチアップのプロセスが今後の新興国の経済発展、都市化推進の在り方に大きな示唆を与えるものとして捉える。本稿は次節において、産業化なき都市化を如何に回避するかという観点から、企業生産活動のグローバル化と企業誘致に焦点を当てて、経済活動グローバル化時代の都市化推進の在り方について検討したい。

3 経済活動グローバル化時代の都市化推進

3.1 ダイナミックキャッチアップのインプリケーション

1990年代後半以降、「産業集積」、「企業生産活動のグローバル化」、「インフラ基盤」の3つの要因の相互作用により新しい国際分業いわば生産工程細分化分業（フラグメンテーション型分業）が現われ、世界経済のダイナミズムが形成された。この国際経済環境の変化に伴い、新興国に現れた新たなキャッチアップのプロセスをダイナミックキャッチアップとして捉える。世界経済のダイナミズムと新しい国際分業形成のメカニズムには、産業集積、企業生産活動のグローバル化およびインフラ基盤の3つの要因が関わっている。経済のシームレス

化と物流ネットワークの整備によるインフラ基盤の形成は企業生産活動のグローバル化にインセンティブを与え、企業生産活動のグローバル化による生産拠点の国際的分散は産業集積の形成に大きな影響を及ぼしていく。また、インフラ基盤の強化によって産業集積力が増していき、経済活動の集積が大きくなればなるほど生産コストが低下し、産業集積の経済的利益をもたらすことになる。さらに、生産コストの低下は企業進出の誘因となり、企業生産活動のグローバル化は一層活発化する。

ダイナミックキャッチアップ・モデルは新興国が世界経済のダイナミズムと新しい国際分業形成のメカニズムにおいて、経済活動のグローバル化を如何にアクセスして新しい成長拠点を形成させるかに注目している。キャッチアップが始まった際には、産業の空間的分布がいかなる特徴で現れるかは、技術格差、生産要素の賦存状況、そして産業の初期分布などの初期条件に依存するので、これらの初期条件は産業集積パターン（労働集約的生産部門か資本集約的生産部門か）の形成に影響を及ぼす。豊富な賦存要素をより集約的に利用することによって比較優位が生まれ、内部的な規模の経済との相互作用で外部経済が働きやすくなり、これもまた企業の分散立地選択にインセンティブを与える。こうして産業集積は企業生産活動のグローバル化による生産拠点の分散立地選択を伴いながらその集積力がさらに増していき、内生的循環的な集積効果を通じて自己組織的な成長拠点が形成され、やがて産業発展に伴いながら都市化が進んでいくわけである。

世界経済のダイナミズムと新しい国際分業形成のメカニズムに直面して、新興国が如何にしてこの経済活動のグローバル化へアクセスするかは新しい成長拠点の形成ないし都市化の成否の鍵となる。したがって、経済活動のグローバル化、市場経済化、そして新しい国際分

業、とりわけフラグメンテーション型分業の展開といった新しい潮流の中で、ダイナミックキャッチアップの政策論的インプリケーションは主に以下の3点である。第1に、フラグメンテーションといった経済のダイナミズムを如何にキャッチするかが地域経済の発展にかかわる重要なポイントであり、集積拠点都市ないし中核都市としての経済的優位性を創出することが鍵を握る。第2に、市場メカニズムの下で産業集積の効果を活かして新たな成長拠点を生み出すには、国際標準でのインフラの整備ならびに国際的連携の強化が必要である。第3に、地域経済を一体化して、各国がその労働力・資本・技術力などといった比較優位を活用し、利益を共に享受しながら地域間の連携強化を実現するための取り組みが必要である。

3.2 企業行動を見据えた企業誘致と都市化

新しい国際分業の一翼を担う経済主体は企業である。都市化を推進するにあたって、企業行動を見据えて、多国籍企業の立地選択やマーケティング戦略にマッチする政策的対応が求められている。1990年代後半以降、アジア地域においては貿易・分業構造に変化が起きている。本多（2007）によれば、アジアを巡る先進国との間の分業関係は、必ずしも産業・業種が一塊となった立地ではなく、もっと細かに細分化された工程レベルでの国際分業が観察された。その典型例は半導体を含む電子機械産業など一般的に東アジアで比較優位を持つ製品、言い換えるとある面では部品点数の多い製品に見られる。この産業は明らかに産業全体としては人的資本・物的資本集約的な財である。しかし現在ではその生産活動すべてがこれらの生産要素を持つ豊富を持つ先進国に立地しているわけではない。細かな工程に分けられて分散立地する傾向がある。つまり、国際分業の面においては、多国籍企業あ

るいは直接投資を通して先進国と発展途上国を跨る形で今までにない国際的生産・流通ネットワークが構築され、従来の水平分業や垂直分業とは異なる細かい生産工程レベルでの新しい国際分業が展開されている。しかし、何故このような構造的変化が起きたのかについては、国際貿易面のみの分析は不十分であり、企業行動というマイクロレベルでのアプローチが必要である。1990年代以降、急速に進んだ生産技術革命、製品アーキテクチャのモジュール化はこれまで低賃金の労働資源を有しても国の競争優位に結びつかないという状況を一変したと考えられる。この製品アーキテクチャのモジュール化が現れたことによって、新興国市場に対しては、市場の潜在成長力が大きさだけでなく、低賃金の労働資源という観点からも注目されるようになった。

安室（2012）によれば、モジュールの性能、モジュール間の情報伝達の仕様（プロトコル）など、インターフェイスを国際標準として定めれば、原則的にはどの国の部品製造企業も生産に参加できる。モジュールの生産者が増えれば、それだけイノベーションを取り込むチャンスが増え、部品業者の独占を防ぎ、価格を低下させ、組み立てられた製品の性能の飛躍的進歩が期待できる。この設計思想のオープン化により、ネットワーク型の企業が急成長し、自前主義の垂直統合型企業（インテグラル型）が競争力を失うことになる。したがって、生産技術革命により、労賃の安い新興国市場が一躍生産場所として優位を獲得することになり、モジュール組立型生産は、インテグラル生産で必要とされた技能の熟練を必要としないということになる。モジュールの生産において、より資本と技術の集約が必要とする生産工程は、欧・米・日・台湾・韓国に分散し、これらの国の多国籍企業が製品開発を担当し、台湾・韓国・中国の華南地方が主な生産基地になる。一方、労働集約的なモジュール型の組立生産は、中国の華南地方

を中心に「委託加工」という形で展開し、EMS（電子機器の受託加工）、ODM（設計・生産受託）やASP（製造小売業）といったビジネスモデルが生み出された。多国籍企業の受託生産を組み込んだビジネスモデルは、研究開発・製品設計・モジュール生産・マーケティングは先進国、組立加工とデリバリーは新興国市場という機能分化を生み出した。

新しい国際分業は多国籍企業の立地選択・生産行動が絡む新しい形の分業体制であり、製品と製法のアーキテクチャのモジュール化はそれを可能にした。ダイナミックな競争環境に直面する多国籍企業は、製品・サービスのモジュラー・デザインを採用することで、戦略的フレキシビリティを生み出し、それによって競争優位の獲得を可能にすると同時に、マーケティングの新しいダイナミズムを生み出すことになる（Sanchez, 1995, 1999）。そして諸上（2012）は、多国籍企業の基本的な配置戦略としては、価値創造活動の集中化による効率追求、具体的には生産、調達、R&Dなどの特定の地理的立地への統合化・集中化を指すものと、それらの諸活動の分散化によるフレキシビリティの確保、具体的には、経済や市場条件の変化に対応する国境を越えたソーシングや生産の調整などの両方が重要であることから、今日多くの産業において、こうした意味での多国籍企業の戦略的フレキシビリティに加えて、製品やサービスのモジュラー・デザインの戦略的採用によるフレキシビリティの強化が重要となっていることを明らかにした。

製品アーキテクチャのモジュール化によって、企業のグローバル競争の焦点は「高品質—高価格」というパラダイムから、「満足品質—低価格」へシフトし、企業にとって企業は従来の生産工程を一括化する必要性はなくなり、工程ごとの技術特性などを踏まえてその生産工程を細分化して、もっとも低コストで生産できる国に分散させるように

なり、製造拠点をどこに置くかという企業の立地選択が、極めて重要な戦略的決定となる。多国間に跨る生産工程間の細分化の担い手は多国籍企業であることから、フラグメンテーションの本質は企業生産活動のグローバル化による生産拠点の国際的分散であるとも考えられる。

一方、新興国側のキャッチアップが始まった際には、産業の空間的分布がいかなる特徴で現れるかは、技術格差、生産要素の賦存状況、そして産業の初期分布などの初期条件に依存する。そして、これらの初期条件は産業集積パターン（労働集約的生産部門か資本集約的生産部門か）の形成に影響を及ぼす。資本に比べて労働が相対的に豊富である発展途上国において労働力供給が持続的であれば、内部的な規模の経済との相互作用で外部経済が働きやすくなる。ある産業は産業全体から見て資本集約型産業であったとしても、この産業の生産活動のすべてが先進国に立地するのではなく、細かい生産工程に分けられて先進国、新興国の双方に分散立地することによって新興国のキャッチアップは相対的に容易になり、新興国にとって労働力資源といった要素賦存状況は国の優位を決定する重要なファクターになる。したがって、都市化を推進し新しい成長拠点を形成させるには、政策目標を明確にし、企業行動を見据えてグローバル企業の立地選択にインセンティブを与えると同時に、雇用吸収につながる企業誘致の立案が求められている。

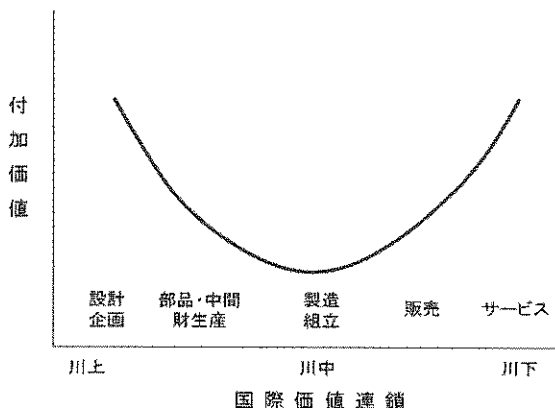
3.3 都市化の政策目標と課題

生産工程の細分化・地理的分散は貿易の新たな現実を生み出したことを明らかにした³。エスカット・猪俣（2012）によれば、しばし

3 エスカット・猪俣編著『東アジアの貿易構造と国際価値連鎖 モノの貿易から「価値」の貿易へ』IDE-JETRO and WTO, p3による。

ば国際価値連鎖（global value chains）あるいは垂直分業（vertical specialization）と呼ばれるこの現象は、貿易の相互依存関係を深化させ、貿易政策が持つ意味について多くを示唆する。価値連鎖の細分化の進展により、特に製造業において中間財貿易が増加した。2009年で最も活発に交易された財は中間財であり、世界の財貿易（燃料を除く）の50%以上を占めた。こうした部品・原材料・付属品の貿易は各国・地域の特化を促し、各生産者がサプライチェーンに沿って順次価値を付加するという構造に着目した。「仕事の貿易」（trade in tasks）の概念を生み出した。生産特化は、もはや最終財の比較優位ではなく、国際価値連鎖のなかで割り当てられた「仕事」の比較優位にもとづくものとなっている。

図表3 国際価値連鎖とスマイルカーブ



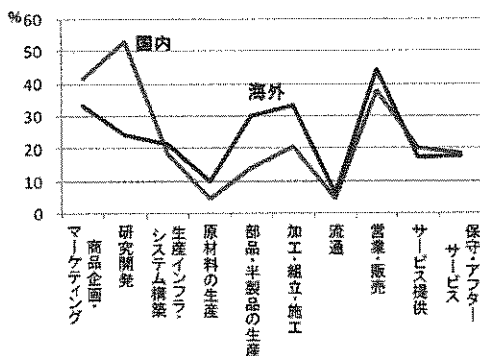
（出所）筆者が作成。

域内生産システムの多様性と補完性は生産特化、ひいては「仕事の貿易」を促すことになる。国際価値連鎖上の各国固有の役割を反映する。東アジアにおいては、日本や韓国などは中程度・高度な技能をも

つ労働者が生産する製品の輸出に特化した。一方、中国やベトナムなどは単純労働を中心とする労働集約型の生産活動に重点を置く。このことを直感的に図表3のようなスマイルカーブが描かれる。

商品企画から生産そして消費に至る価値連鎖全体で俯瞰すると、先進国は主として熟練労働者や専門職から、高い技術を必要としない小売労働者まで、技能レベルの両端で雇用が創出される傾向があるのに対して、単純作業が中心の組立工程などは海外へ業務委託される。日本の事例で分かるように、日本企業自身も国際分業構造の変革の中で、製造業はバリューチェーンにおいて組立加工工程を海外に更に移管せねばならず、かつモジュール化が進む中において、高付加価値の素材や部材といった中間財の輸出に活路を見出さざるを得ない状況にある(図表4を参照)。

図表4 今後拡充したい業務工程〈製造業〉



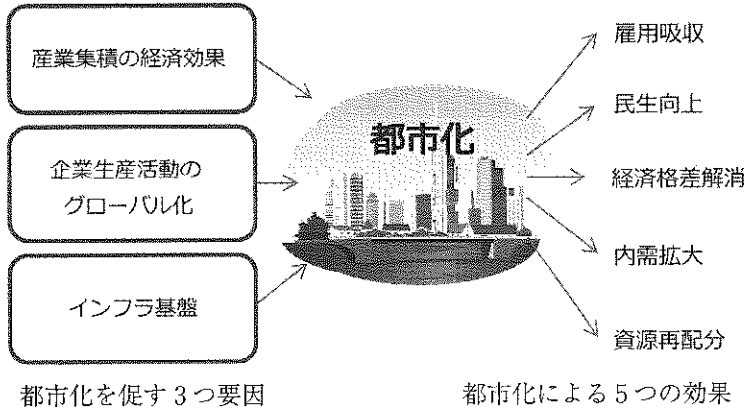
(出所) 経済産業省産業構造審議会新産業構造部会(2012)『報告書 経済社会ビジョン「成熟」と「多様性」を力に』40頁による。

経済的な相互依存関係の深まりは地域の雇用構造に大きな意味をもつ。マクロ的に見れば、国際貿易が雇用に及ぼす影響は貿易黒字が雇用を誘発することになり、雇用創出は各国のマクロ経済的状況の影響を受ける。貿易による雇用創出効果は、輸出主導型の黒字国のほうが、内需志向型の国、とりわけ構造的な貿易赤字をかかえる国よりもはるかに大きいと見られるが、ミクロ的に見れば、労働技能の構成は国際価値連鎖における各国の比較優位に左右される。各国はその比較優位に応じてそれぞれ異なった生産技術を導入し、先進国は高度な技術を必要とする生産工程に特化する傾向が見られ、新興国ないし発展途上国は組み立て製造に特化することで雇用創出を図ろうとする。

東アジア地域においては、2000年以降は中国が台頭によって域内生産システムに大きな変化が生じ、2005年までに生産ネットワークの中心は同国へと大きくシフトした。中国が輸入する中間財は高度に細分化された生産工程を特徴とし、比較的長く複雑なサプライチェーンを経て生産される。したがって中国の輸出競争力は、「その低い生産コストだけでなく、海外（アジアであれ他の地域であれ）から輸入される洗練された中間財の存在にもその源泉を求めると考えられる（エスカット・猪俣編著、2012、p5）。

こうした国際価値連鎖で相互依存関係が深まる国際貿易・分業環境において、新興国あるいは発展途上地域の都市化推進政策は、概ね雇用吸収、民生向上、経済格差解消、内需拡大、資源再配分の出口効果に焦点を合わせて立案すること必要となる（図表5を参照）。そして、地域の相互依存関係が深まる中、如何にして良好な外交関係、対外経済関係を構築し、WIN-WINビジョンを描き出すことが求められている。

図表5 都市化の推進とその効果



(出所) 筆者が作成。

都市化推進政策の実施に伴って、政府はいくつかの課題に直面する。政策実行に伴い、利害衝突が生じる可能性が高まり、利害調整能力は都市化の成否を左右する一因となり、これは政府の直面する課題である。産業化は都市化に伴わなければ、スラム化が発生しうる。雇用吸収は大きな課題となる。都市化の進展に伴う政府支出の拡大によって、地方財政が逼迫され、如何に財源の制約を克服し債務リスクを管理することが課題である。また、農村部の余剰労働力を吸収するには、新しい成長拠点の形成と都市化の推進は有効であるが、農村部の人口流出による負の影響を押えて農業生産水準を維持するためには、農業近代化も同時進行させなければならない。そして持続可能な成長を実現するには、環境問題に対策を講じなければならないと考える。

最後に、内陸地域における都市化の推進について触れておきたい。内陸部に位置する地域の対外輸送手段が限られているため、沿海地域に比べて利便性が欠けている。この立地条件の制約を覆すには政策的補完が不可欠であり、政府の役割が重要視されている。市場メカニズ

ムの下で産業集積の効果を活かして新たな成長拠点を生み出し都市化を推進するには、国際標準でのインフラの整備ならびに国際的連携の強化が必要であろう。そして地域経済の一体化を通して、それぞれの労働力・資本・技術力などといった比較優位を活用し、戦略的互惠を念頭に置きながら地域間の連携強化を実現するための取り組みが必要であろう。そのためには我々の過年度の研究において明らかにした『ビーズ型』開発戦略の採用と実施が必要であろう⁴。

4 中国の都市化推進に関するケーススタディ

4.1 中国における都市化政策の推移と都市化の現状

2012年の中国全国人民代表大会で都市化を巡る議論が行われ、都市化が成長の牽引役になることが強調されたのについて、その後の12月に北京で開かれた中央経済工作会議において、政権交代後の新指導部による2013年の経済政策運営の方向を示すこの会議では、従来のマクロ経済の安定成長、農業基盤の強化、産業構造の調整、改革開放の深化、民生の改善の5つのミッションに新型都市化の推進が追加された。過剰投資と輸出に依存する中国経済には、内需拡大や消費主導型成長モデルへの転換が迫られ、その転換につながる新たな成長エンジンと目されている新型都市化の建設推進である。この新型都市化は、2020年までに都市化率を60%、2030年までに65～70%に引き上げるという目標を掲げ、これから10年間に40兆元を投じ、農村人口約2億人を都市に移住させる計画である。

さらに、2013年12月に都市化推進計画の原則が発表され、ロイター通信によると、政府は「(1) 出稼ぎ労働者の都市での差別を段階的に

4 『ビーズ型』開発戦略については紙幅の関係で省略する。詳細については、陸(2011)を参照されたい。

なくす (2) 町や小都市の戸口 (戸籍) の規制を全廃する (3) 中規模都市の規制を段階的に緩和する (4) 巨大都市の人口を厳格に管理しつつ、大都市への定住に妥当な条件を設定する——ため努力する」方針を明らかにした⁵。

国連統計資料によれば、2011年時点の中国の都市化率は50.6%、2010年の世界平均都市化率は50.9%に比べて低い水準にある。中国の都市部人口は1978年の「改革・開放」政策の実施直後の1980年代には1億9100万人だったが、現在では7億人まで増え、毎年2000万人が都市部に流入している。都市部の人口が中国の全人口に占める割合は1950年に13%だったが、2012年には52.6%まで拡大した。

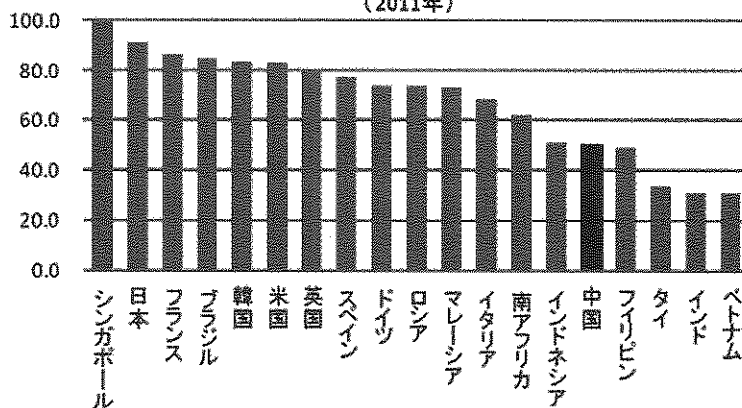
国連開発計画 (UNDP) は中国北京市で発表した2013年版の「中国人類発展報告」で、過去20年間で、中国の経済成長の主な原動力は都市部にあり、こうした状況は今後数十年にわたって続くと思われる。30年の国内総生産 (GDP) に対する都市部の寄与は75%に上るとの見通しも示し、中国の都市化率が2030年までに70%となるとの予測を示した。

しかし、図表6に示されているように、先進国の都市化率は概ね70%～80%にあるのに対して、中国はインドネシア、フィリピンと肩を並んで50%台にある。

5 ロイター通信電子版 2013年12月16日付による。

URL <http://jp.reuters.com/article/idJPTYE9BF01D20131216>

図表 6 都市化水準の国際比較
(2011年)



(出所) 国連

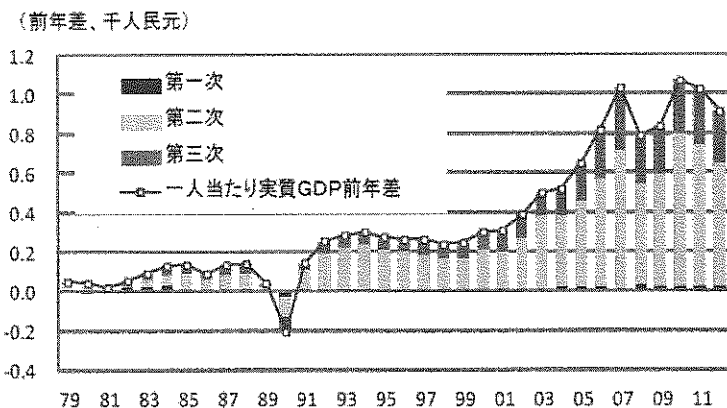
(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング『中国经济レポート』No.41, p1 により転載。

都市化の進展に伴う経済構造の変化が起きている事実もデータから確認できる。就業構造をみると、改革開放政策が開始された1978年当時、就業者の70.5%を占めていた第一次産業のシェアは2012年には33.6%にまで低下し、第二次産業のシェアが17.3%から30.3%に、第三次産業のシェアが12.2%から36.1%に拡大した。名目GDPベースで1978年と2012年を比較すると、第一次産業のシェアが28.2%から10.1%に大幅に低下する一方、第二次産業のシェアは47.9%から45.3%にわずかに低下、第三次産業のシェアが23.9%から44.6%に大幅に拡大した⁶。一方、実質GDP水準で各産業の寄与の変化をみると、図表7のように、その大半が第二次産業の寄与によるものと説明できる。この背景には、製造業を中心とする第二次産業において産業の高度化・高付加価値が進んでいることがあると見られる。さらに、産

6 詳細データはCEICデータベースによる。

業ごとに就業者割合と実質 GDP シェアをプロットしてみると、図表 8 のように、第一産業では就業者の占める割合（30% 超）に比べて実質 GDP に占めるシェア（5% 以下）がかなり低く、一人当たり実質 GDP でみた生産性の水準が低いことが示されている。これに対して第二次産業の就業割合は足元でも 30% 程度であるのに対して、実質 GDP に占めるシェアは約 70% と高く、第三次産業については 2002 年以降、就業者割合と実質 GDP シェアの逆転が起こっている。都市化の進展とともに第三次産業の就業者が増えているものの、第三次産業の高付加価値化がこれに追いつかないという結果である。

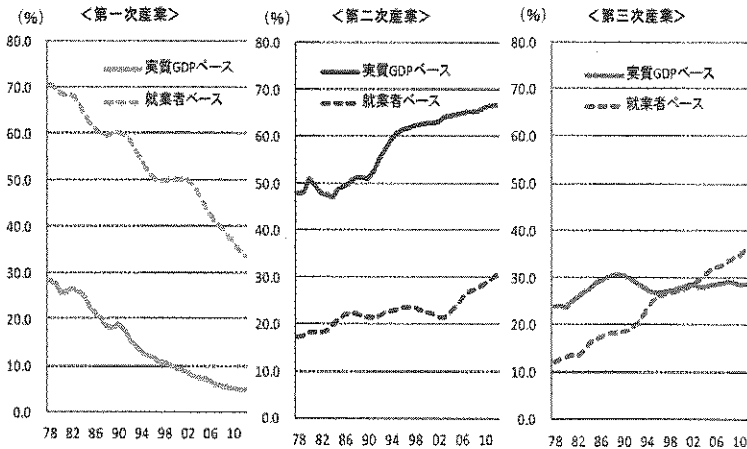
図表 7 一人当たり実質 GDP 前年差の産業別寄与度の推移



(出所)CEIC

(出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング『中国経済レポート』No.41, p6 により転載。

図表8 産業別にみた就業者ベースと実質 GDP ベースの構造比較



(出所)CEIC

(出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング『中国経済レポート』No.41, p7 により転載。

都市化とともに進む中国経済は、1990年代半ば以降、就業構造では第二次産業（22.7%）と第三次産業（23.0%）とのシェアの逆転が生じた一方、第三次産業の実質GDPベースでは横ばい状態が続く。都市化の進展とともに第三次産業のウェイトが増すということはその分経済の成長テンポが遅くなることは経済の成熟化、あるいは低成長時代に向かう過程においてよく見られる現象であるが、まだ成熟化状態にない中国にとって、雇用吸収の圧力に直面しているとも読み取れる。都市移住者の雇用吸収先として第三次産業の重要性が高まっていることが主因と考えられるが、第二次産業を主体とする産業発展を如何に持続させ、雇用吸収力を高めるかが都市化推進の成否を左右するポイントであろう。

4.3 産業発展の推移と都市化の進展

都市化とともに雇用吸収力を高めるには、産業集積を発生させ、産

業化を伴う新たな成長拠点の確立が必要であろう。中国の都市化過程
における産業発展の推移を見てみよう。

中国経済は大規模な対内直接投資の流入と輸出の拡大を通じて急速
に国際経済に統合される中で、年率平均9%に及ぶ実質成長率を実現
した。そしてその間に経済活動のグローバル化の波に乗るだけでなく、
「世界の工場」としてグローバル化の重要な一角を形成するに至った。
中国では、貿易構造だけでなく、工業部門全体の構造も高度化が進ん
でいる。1949年以降の工業発展は、計画経済時代の重工業化、改革
開放初期の脱重工業化を経て、1990年代末から再重工業化の段階に
入っている。計画経済の失敗という教訓を踏まえて、1978年以降の
経済改革において、中国政府は企業にインセンティブを与えるような
ミクロ面の改革から着手した。国有企業では、自主経営権が拡大され
利益の内部留保が認められるようになり、その枠も段階的に拡大して
きた。

一方、外資企業や郷鎮企業など非国有企業も奨励され、市場経済の
担い手として登場してきた。市場経済の拡大と深化により、重工業に
偏った産業構造が是正され、比較優位に沿った形で、軽工業が産業発
展と輸出を牽引する担い手として力を発揮するようになった。1990
年代末になると、重工業が急速に成長し、再び経済成長のエンジンに
なってきた。重工業の工業生産に占めるシェア(一定規模以上の企業)
は、1998年の57.1%から2011年には71.8%に上昇している(関志雄『中
国経済新論』経済産業研究所HPによる)。

所得の上昇に伴う消費構造の高度化や、都市化とインフラ投資の拡
大、世界の工場化に伴う機械と設備への需要拡大によって重工業化が
進んだが、従来の政府主導型(計画と国有企業の主導で進められた)
とは異なり、市場メカニズムと民営企業や外資企業といった非国有企

業が大きな役割を果たしている。重工業は比較劣位産業から比較優位産業に変貌しつつあり、現在の中国における重工業の発展を牽引しているのは鉄鋼と自動車である。1978年に中国の粗鋼生産量はわずか3,178万トンだったものが、1996年には1億トンの大台を突破し、それまで1位だった日本を抜いて世界最大の規模となった。2001年のWTO加盟を経て、中国の鉄鋼業の発展はさらに加速し、2012年の粗鋼生産量は7.2億トンに達し、世界全体の半分近くを占めるようになった。

所得の上昇に伴う需要の拡大と海外メーカーの進出を背景に、中国の自動車産業も爆発的発展を遂げてきた。改革開放に転換する前の1978年には、中国における自動車生産台数はわずか15万台しかなかったが、その後、経済の高成長とともに自動車産業も急速に発展してきた。特に、WTO加盟を経て、中国の自動車産業は黄金期を迎えた。中国の自動車生産台数は、2001年の233万台から、2012年には1,927万台に増えており、世界一の規模となっている。中国における産業の中心は軽工業から重工業に移っていく過程において、一部の産業で、生産と雇用が縮小することは避けられない。関によれば「2008年以降、「人民元高」や世界的金融危機などの影響を受けて、労働集約型産業は深刻な不況に陥っており、産業空洞化を懸念する声が内外から上がっている。しかし、鉄鋼と自動車をはじめとする重工業の急成長を合わせて考えれば、これは『産業の空洞化』ではなく、『産業の高度化』に伴う陣痛としてとらえるべきである」と分析しているが⁷、地域間の経済格差ことに内陸部・沿海部の格差拡大は収まる気配にない。一般的に、重工業は資本集約的・労働節約的な性格をもち、雇用吸収

7 関志雄「世界の中の中国 グローバル経済大国としての中国」経済産業研究所HP、2013年5月8日付参照。

につながるかどうかは疑問である。本稿は次節において、中国の都市化推進に関わる今後の課題について検討したい。

4.4 今後の課題

従来の都市化推進と異なり、習近平政権の都市化政策は「新型」という前提がつけられた。つまり産業発展、雇用創出と人口集約を通じ、新たな中小都市を作ることであろう。中国では都市部に2.6億の出稼ぎ労働者（いわゆる農民工）がいるが、都市部に住居を持っている農民工は1%に過ぎない。新たな成長拠点を作り出さなければ、農民を安定的に都市に定住させ、消費意欲を引き出すことはできない。新たな成長拠点を作る意味を込めて新たな中小都市を作るとは、消費牽引型へ経済成長のモデル転換を目指す中国にとっては重要である。

中国特有の戸籍制度に改革が必要である。戸籍制度は1958年に起きた食糧不足の後に、農村から都市への移動を制限するために設けられた制度であり、戸籍を持たない場合、居住する地域で各種社会保障や公共サービスが受けられない厳格な制度である。戸籍制度はある特殊な時期にできた都市部の資源を確保するための制度であるゆえ、都市部と農村部の経済格差は拡大し、都市部住民と農民の間に不公平が生じる原因となった。如何にしてこの制度要因を除去して、都市化の進展に大きな一歩を踏み込めるかが極めて重要な課題である。

新型都市化は、発展が遅れた地域に新たに都市を作るとを重要視されているが、その際に雇用機会を作ることが大前提となり、企業誘致が不可欠である。そうでなければ、土地を失った農民たちは仕事の機会を求めて大都市に流れ込み、都市化推進の趣旨と逆の方向に人口移動が発生する。したがって、地域の特徴を活かしながら、地域の比較優位構造にマッチした産業政策を講じる必要がある。大都市部や沿

岸部から内陸部への産業移転、外資企業の進出がポイントとなり、産業集積のプロセスが始まれば、都市化ないし新しい成長拠点の形成につながる。その意味では、都市化は単なる都市部人口の増加や都市面積の拡張ではなく、如何に雇用創出、充実した公共サービスの提供やインフラ整備に力を入れるかがもう一つの課題であろう。

5 むすびに

本稿は、経済グローバル時代の都市化は単なる農村部から人口移動による都市部人口の増加や都市面積規模等の拡張でなく、新しい成長拠点の形成を通じて雇用吸収、民生向上、経済格差解消、内需拡大、資源再配分を達成させるプロセスであることを明らかにした。新しい成長拠点の形成には、「産業集積」、「生産活動のグローバル化」、「インフラ整備」の3つの要因が関連し、その循環作用によって、産業集積力が強まり、内生的循環的な集積のプロセスが発生する。本稿は、内生的循環的な集積のプロセスが発生し、産業発展を伴いながら都市化が進展し、やがて新しい成長拠点が形成されると分析した。ダイナミックキャッチアップの分析においては、如何にして新しい国際分業に一翼を担うかが成否にかかわる鍵となり、政策立案は企業の合理化行動にマッチしなければならないと結論付けた。

内閣府経済社会総合研究所・中国国務院発展研究センターは、経済成長加速の主たる原動力として、労働力の再分配、都市化の加速、労働力資質（あるいは人的資本）の向上、の三つを挙げている⁸。中国の都市化は産業創造の調整、就業構造の変化を伴うものであるが、都市化進行の加速は経済成長の進行をも加速することとなる。

8 内閣府経済社会総合研究所（2011）『中国の長期的経済発展に関する研究』平成22年度国際共同研究プロジェクトによる。

中国にとって内陸地域の都市化の意義は大きい。最近、習近平主席が提唱したシルクロード経済ベルトの共同開発は、地域経済の一体化を強く意識したものであろう。習近平新政権にとっての目玉政策である新型都市化の推進には、様々な課題を抱えているが、市民国家の道への確かな一歩であり、今後の都市化の進展を注意深く見守っていききたい。

参考文献

- 鹿庭雄介（2013）「経済の動き～都市化による中国経済成長の可能性」『調査月報』2013年2月号、三井住友信託銀行
- 経済産業省産業構造審議会新産業構造部会（2012）『報告書 経済社会ビジョン「成熟」と「多様性」を力に～価格競争から価値創造経済へ～』経済産業省
- 内閣府経済社会総合研究所（2011）『中国の長期的経済発展に関する研究』平成22年度国際共同研究プロジェクト
- 根本孝・諸上茂登（1996）『グローバル経営の調整メカニズム』文真堂
- 野田麻里子（2013）「都市化の進展に伴う経済構造の変化が意味すること」『中国経済レポート No.41』三菱UFJリサーチ&コンサルティング
- 藤澤武史編著（2012）『グローバル・マーケティング・イノベーション』同文館出版
- 藤田昌久（1996）「空間経済システムの自己組織化発展について」大山道広他編『現代経済学の潮流』東京経済新報社
- 本多光雄・呉逸良・陸亦群・井尻直彦・辻忠博（2007）『産業集積と新しい国際分業—グローバル化が進む中国経済の新たな分析視点』文真堂
- 諸上茂登（2004）「グローバル・マーケティングの背景と諸機会」諸上茂登・藤澤武史『グローバル・マーケティング（第2版）』中央経済社
- 諸上茂登（2012）「多国籍企業のビジネス・プラットフォームと新興国市場開拓」多国籍企業学会（2012）『多国籍企業と新興国市場』文真堂
- 安室憲一（2012）「グローバル・マーケティング企業のビジネスモデル」藤澤武史編著（2012）『グローバル・マーケティング・イノベーション』同文館出版
- ユベール・エスカット・猪俣哲史編著（2011）『東アジアの貿易構造と国際価値連鎖：モノの貿易から「価値」の貿易へ』IDE-JETRO and WTO
- 陸亦群・辻忠博（2011）「東アジア新興国の経験の中央アジア経済発展への適用に関する一考察」『日本貿易学会年報』第48号、日本貿易学会
- 陸亦群（2011）「新シルクロードにおけるダイナミックキャッチアップの可能性と「ビーズ型」開発戦略」『研究紀要』第24号、日本大学通信教育部通信教育研究所

- Bartlett, C. and Ghoshal, S. (1989), *Managing Across Borders: The Transnational Solution*, Harvard Business School Press (吉原英樹監訳 (1990) 『地球市場時代の企業戦略』 日本経済新聞社)
- Krugman, P. (1995), *Development, Geography, and Economic Theory*, MIT Press. (高中公男訳 『経済発展と産業立地の理論—開発経済学と経済地理学の再評価』 文眞堂, 1999年)
- Murphy, R., A. Shleifer and R. Vishny (1989), "Industrialization and the Big Push" *Journal of Political Economy*, Vol.97: 1003-1026.
- Porter, M., ed. (1980). *Competitive Strategy*, Free Press, New York. (土岐坤・中辻萬治・服部照夫訳 (1982) 『競争の戦略』 ダイヤモンド社)
- Porter, M., ed. (1986), *Global Marketing Management* 4th, ed., John Wiley R Sons, Inc. (土岐坤・中辻萬治・小野寺武夫訳 (1989) 『グローバル企業の競争戦略』 ダイヤモンド社)
- Sanchez, R. (1995), "Strategic Flexibility," *Strategic Management Journal*, Vol.16.
- Sanchez, R. (1999), "Modular architectures in the marketing process," *Journal of Marketing*, 63.

フィンランドの学校教育制度と 国民的コンセンサスの行方

古賀 徹

はじめに

フィンランドを含む「北欧」地域の国々（デンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン）¹⁾は、「福祉国家」（Welfare state）として有名であるが、その社会的背景には、ジェンダーに関する意識や、民族性、地域性、そして宗教的にはルーテル派（約90%がプロテスタント）の歴史的影響が多くみられると考えられている²⁾。その北欧型福祉国家（社会）で共通するのは教育方針として「社会的公正さを創出する」ことが最重視されていることである。その目的を達成する手段として設置されたのが「総合制学校」（comprehensive school）の制度である。北欧においては1970年代から導入され、80年代には初等教育と前期中等教育の義務化が達成された。これにより後期中等教育や高等教育へ継続して学ぶことが可能となり³⁾、高学歴化が進み、大学・高等教育の活性化につながるとともに、高等教育・研究機関（大学）と産業の連携による研究開発・イノベーション等の成果が目目され、経済成長の面でも高く評価されるようになってきた⁴⁾。もちろん、「高学歴化」の一方で失業者数の増加など深刻な問題もある。技術革新（テクノロジー）の進展や国際関係の増大により、国内産業や労働市場が激変し、解雇される者や大学・学校卒業後にスムーズに職業に移動（就職）することが困難な若者もみられるようになってきた。こ

れに加えて移民 (immigration) 受け入れの問題もある。福祉国家ゆえに移民へも高水準の福祉サービスを提供しようとする一方、経済の停滞や国家の財政の限界から、「自国の政治」に対する社会不安も増してきつつある。

本研究の対象であるフィンランドでは、これらの移民を受け入れるのみならず、その自立支援のため、フィンランド語の教育や、フィンランド国内における学校教育への受け入れ (教育の機会の保障)、そして職業訓練の保障など、以上を無償で提供するという対応を行ってきている (人口の約 2% が外国人である)。

もちろん、同国においても 1990 年代以降は主要な貿易相手国であるソ連崩壊による経済危機など、深刻な状況に追い込まれることもあった。その渦中においても福祉のレベルを下げないことが選択され、また社会変革を乗り越えるため、高等教育機関である大学には、その拡充と「高学歴な失業者」問題などへの対応が求められるようになってきた。そこで本稿において特に注目したいのは、(1) 学習観の変容と、(2) 高等教育の拡充と改編である。困難な問題に対応し、その解決に取り組むために、国家のコンセンサスとしての「教育・学習」が、どのようなものと確認され、それがどのような影響を及ぼすに至ったのか。また、高等教育 (大学) にはどのような期待がこめられ、また実際にどのように運営され、機能したのか。さらに中等教育から高等教育への連携において、大学を選択する学生が何を求め、そこで何が実現されていくのか。以上について考察していく。

1. フィンランド (北欧福祉国家) の学習観

以上のように「教育」で社会や経済の課題解決に取り組もうとされたのはなぜか? もちろん本稿では、「教育」が万能な解決策だと論

じたいのではない。しかし1980年代から90年代にかけて、世界中で教育改革が進められる中で、自由主義的な考え方による「自由化」や「競争」(新自由主義)⁵⁾の方向に舵が切られ、行財政改革など「縮減」の考えが強くなってきたときに、「福祉」や「教育」は縮小の対象とされかねない分野であった。資源の投資とその効果を数値的にとらえ議論していく上で、「教育」は即時の成果が数値で見えにくい。同時期においては、多くの国で教育制度・政策の競争原理に基づく改編や自由化が図られるようになっていた。その時期においても、移民や資格取得者のための教育機関への受け入れや無償を守り公平性を担保しつつけたこれらの「福祉国家」とはいったいどのような教育観や学習観をもっているのか。どのような議論があってコンセンサスが形成されていったのか。

福祉国家という枠組みにおいては、教育の重大性が理解されやすく、あるいは換言するならば「教育」に関する考え方が(福祉国家でない政策の国々とは)異なったために、「公平性(公正)と平等の原則」という社会の基盤を崩さずに改革することが可能となったと考えてもよいのであろうか。福祉国家であれ、永遠に「改革されない」のではなく、局面ごとに国家としての舵取りがされ、変化への挑戦が行われてきた。フィンランドや他の福祉国家においても、1970年代以降に教育が改正され、その方針に沿ったプログラムが編成され、その過程と結果とが評価されるようになってきている。その改正でも教育の質を保つことができたのはなぜか。近年になって高く評価されているその後の発展をみれば、教育によって、縮小する労働市場において生き抜く力、成功を助長することが達成されたと認めてよいのであろうか。

教育を社会的な資産への投資と考え、「公平/平等」の価値観と、競争と質の問題を統合することが求められるという政策方針の挑戦が

行われた。福祉国家としてグローバリゼーションや情報化などに扉を閉ざすのではなく、福祉国家における社会政策としての社会保障、労働政策とともに教育政策をグローバル対応、情報技術化の推進等に対応させていくことで、情報通信など新分野の産業育成と発展に貢献することとなった。教育を平等にして下支えすることで質の向上を図り、持続可能な社会・共同体を達成するというのは、理想的な姿としてどこの国でもめざされていることである。フィンランドや北欧の福祉国家は、その理想像を体現したと評価できるのであろうか。競争と平等、自由化と高福祉のバランスをうまく指揮することは可能であるのか。フィンランドでは、市場での競い合いは公平・平等の原則（基礎）が担保される中にあると考えられている⁹⁾。これは、文部科学省の方針でもある「基礎学力」の上に「思考力」（考える力）をといるのとある意味では一致するのではない。

その実現の場が「総合制学校」であったと評価されるが、この統合教育の場は何を目標として改正され、つくりあげられてきたのか。60年代までの国民学校の制度下では、前期中等教育レベルへの進学を増やすことができず、いわば「進学できるもの」「できないもの」とが分断される制度となっていた。学歴が低くなり、若年労働者として社会に出る道を模索しても、熟練の労働力たりえるまでには時間がかかった。もちろん学ぶ意欲、知識欲、教養も低くなる。障害を抱える児童・生徒にしてもインテグレートされず、福祉国家としては格差を解消し公平性を保障するためにと、議論の末にこの総合制学校が実現されることとなった。もちろん簡単に実現しえたのではなく、単純に初等学校と中等レベル学校を統合できるわけではない。これは日本で小学校・中学校の一貫制を実現しようとしても同じ問題にぶつかる。旧タイプの初等学校（Ala-asteen）と中学校レベル（Yläasteen）が

隣接していれば統合はわりと簡単であろうが、そのようなケースばかりではない。かくして整理と延長に、統廃合、移設・調整もはかられながら、時間をかけてようやく義務就学期間の延長と公平な教育の保障が行き渡るようになってきた。

しかし、総合制学校というのは「形式」であって、それがあるだけで解決するというものではない。北欧福祉国家で80年代を中心に徐々に変化・浸透し、90年代において開花したとされるのは、徹底した「生徒中心主義」(student-centered)ともいうべきスカンジナビアの教育観である。生徒中心主義自体は、新教育、あるいは進歩主義教育の考え方として米国やヨーロッパにも広まりつつはあった。しかし北欧の「生徒中心主義」は「公平性(公正)と平等の原則」という社会の思想に支えられ、また社会民主主義の体制という影響もあってか、「国家」(社会)レベルとしてコンセンサスがとられたという点で他国とは異なっている。もちろん、1960年～70年代までは、伝統主義に基づくアカデミックな教育観のもと、伝統的な知識中心の教育が行われ、その価値観のもとに教員養成が進められていた。「学力観」ではないが、目指す目標や価値観、そして方法論が大きく変化することとなり、現職教員を含め教育現場には混乱もあった。

例えば、ノルウェイでは、1987年にナショナル・カリキュラム(Norway's National Curriculum of 1987)を設定し、同時に教育省により「生徒中心主義の教授」(a distinctly student-centered pedagogy)が形作られていった。80年代後半になって社会的政策の方針が決定されることとなったのである。ここでは、質の向上は個人の能力とともに労働市場における位置の向上にもつながっていくことになることとらえられていたが、もちろんアカデミック志向(知識重視)の反対論も依然として残っている。フィンランドでも70年代からの挑戦で80

年代にして総合制学校が根づき、90年代からのカリキュラム改革時にあわせ、各大学での教員養成の教育内容と方法（教員養成カリキュラム）も変更されている。また、フィンランドの教育の革新される速度については、一般的にスウェーデンやデンマークに比して経済的規模の小さい国であったこと（他にアイスランド、ノルウェイも）、そのため教育に関する経済主義的な考え方の影響を大きく受けないという状況にあったことがあげられる。3国は小国であり、伝統的な特色もあり、またヨーロッパ本土からの距離も遠いという点で条件が他国と異なっていた。そこにおいて、「公平性（公正）と平等の原則」を体现する「生徒中心主義」の場として教育現場が機能する社会的コンセンサスが、より可能となりやすかったと考える。

2. フィンランドの高等教育

①大学の創設期から拡張期まで

現在（2014年1月）、フィンランドには16の大学がある（図1）。学際的で多学部をもつ総合大学が9校。他は単科大学で、工科大学が2校。経済系大学が2校。そして芸術学校が3校である。

総合大学を創設の古い順に示すと次のとおりである。ヘルシンキ大学（創設1640年）。オーボ・アカデミー（1918年）。トゥルク大学（1920年）。オウル大学（1959年）。ユヴァスキュラ大学（1966年）。タンペレ大学（1966年）。ラップ大学（1979年）。アールト大学（2010年）。東フィンランド大学（2010年）。

このうち新設校である2校は、「新たに創設された」というよりは、複数の大学が統合・整理され、新しい校名のもと新大学として新スタートを切ったというほうが理解しやすい。

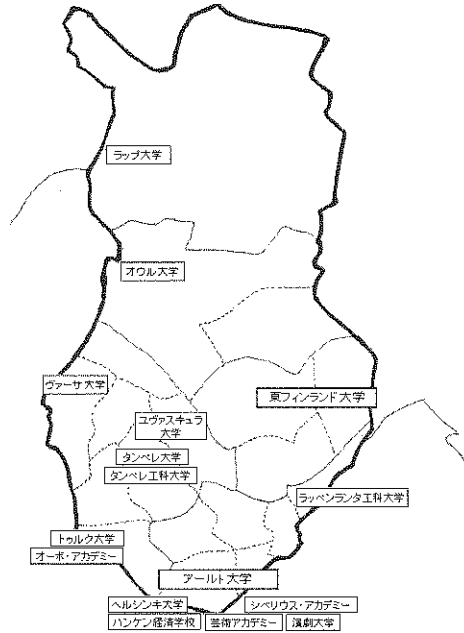


図1 フィンランドの大学 (2014年)

アールト大学 (Aalto-yliopisto) は、ヘルシンキ工科大学〔エスポー市〕(Teknillinen korkeakoulu 創設 1908年)、ヘルシンキ経済大学 (Helsingin kauppakorkeakoulu 1911年)、工芸技術大学 (Taideteollinen korkeakoulu) が統合され、フィンランドでは初の私法の下で管理される財団運営の総合大学として設置された。東フィンランド大学 (Itä-Suomen yliopisto) は、総合大学であったヨensuu大学 (Joensuu yliopisto 1966年) とクオピオ大学 (Kuopion yliopisto 1966年) とが統合された。つまりその前年までに比して、総合大学の数は変わっていないこととなる。

さて、図1でみるとフィンランドの大学は全国的に点在しているようにみえるが、その設立・発展を地図上で示すと次のとおりとなる。

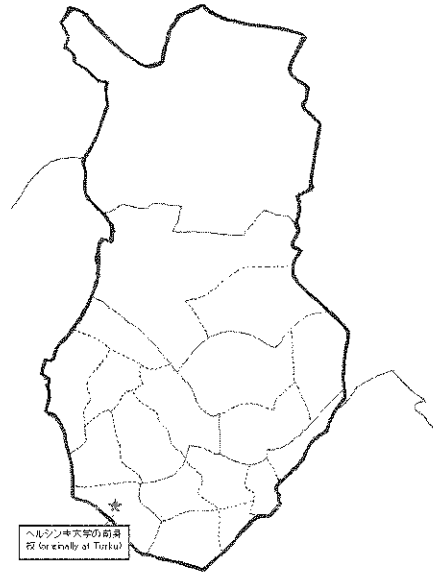


図2 1600年代 (大学の創設)

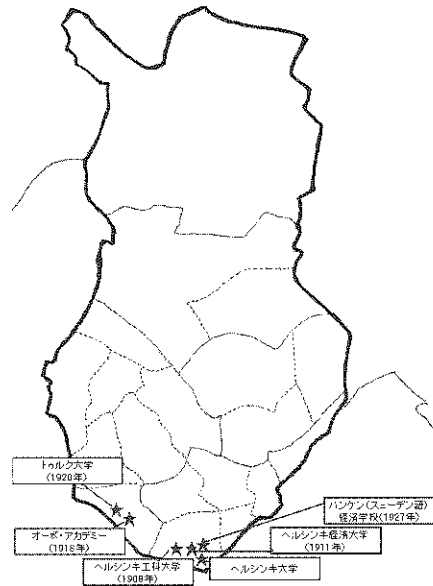


図3 1920年代まで (大学の拡張期)

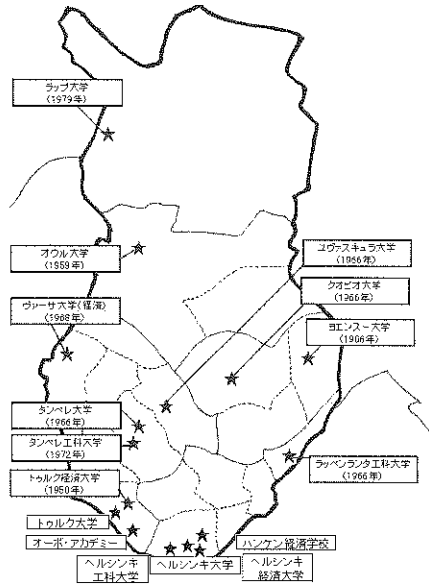


図4 1960年から70年代（大学の拡張期2）

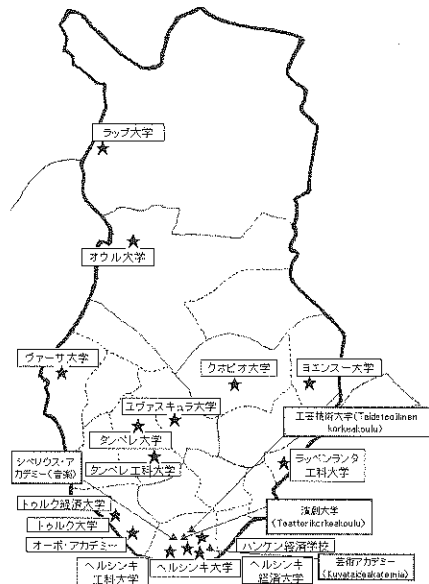


図5 2000年代（芸術系高等教育機関含む）

1640年にヘルシンキ大学の前身として、フィンランド最初の大学（トゥルク・アカデミー）が当時の首都トゥルクに設置された。フィンランドは長くスウェーデン統治下に置かれ、スウェーデン近接のボスニア湾側の都市トゥルクを首都としたが、ロシアの統治下において現在の首都ヘルシンキへと遷都することとなった。唯一の高等教育機関であった大学も独立当時の1917年に移され、ヘルシンキ大学（Helsingin yliopisto）となっている。1900年から1920年代までにヘルシンキ、及び古都トゥルクを中心に大学が増設されている。ヘルシンキには最大の総合大学であるヘルシンキ大学があるため、単科大学であるヘルシンキ工科大学（1908年）、ヘルシンキ経済大学（1911年設立、2010年にアールト大学に統合）と、フィンランド語と並ぶ公用語としてのスウェーデン語で学ぶ大学としてのハンケン（スウェーデン語）経済学校（Hanken - Svenska handelshögskolan 1927年）が設置された。トゥルクには“最古の大学（トゥルク・アカデミー→ヘルシンキ大学）がヘルシンキに移された”ために、総合大学として2校、スウェーデン語で学ぶ大学としてオーボ・アカデミー（Åbo Akademi 1918年）、フィンランド語でのトゥルク大学（Turun yliopisto 1920年）とが設置された。1600年代から2世紀を経ての増設であるが、日本でいえば明治末期から大正期のころであり、近代化の進展から中産階級（ブルジョアジー）が増え、社会的にも高等教育を求める機運が上昇していた時期である。日本と比してのフィンランドの特徴は、それが国立大学であったという点と、地域的に南部の大都市に集中していたということである⁷⁾。

以上の状況に変化がみられるのが1960年代前後であり、ここが大学の第二の拡張期となる⁸⁾。1959年のオウル大学（Oulun yliopisto）の創設に続いて、1966年には総合大学としてタンペレ

大学 (Tampereen yliopisto), ユヴァスキュラ大学 (Jyväskylän yliopisto), 前掲のクオピオ大学, ヨエンスー大学が, そして単科大学の工業テクノロジー系大学としてラッペンランタ工科大学 (Lappeenrannan teknillinen yliopisto) が, 同じく 1972 年にはタンペレ工科大学 (Tampereen teknillinen yliopisto) が設置された。1968 年には経済単科大学としてのヴァーサ大学 (Vaasan yliopisto) が設置されている。以上はフィンランドの国土における中部, 中西部・中東部地域への拡張であったが, 1979 年には北部ラップランドのロヴァニエミにラップ大学 (Lapin yliopisto) が創設され, まだまだ南部地域に集中しているものの, いちおう全国的に大学が設置され, 高等教育へ進む扉が拡張されることとなったのである⁹⁾。

また, フィンランドの文化的特色として「芸術」「工芸品」「音楽」があげられるが, そのための高等教育機関としての学校が開設され, 「フィンランドの大学」の一つとしてカウントされることもある¹⁰⁾。

②変化への反応 (新設大学の誕生)

以上のように発展してきたフィンランドの大学であるが¹¹⁾, 図1のように現在でも統合・再編され, 変化の過程にあるともいえる。前述の新設校2校 (2010年から), 東フィンランド大学とアールト大学の設置形態等について整理しておきたい¹²⁾。前者 (東フィンランド大学) は, すでに述べたように 1966 年に設置されたクオピオ大学, ヨエンスー大学というフィンランド東部地域の二つの総合大学を統合したものである。この2校は他大学に対して学生数が少ないという難点があった。ロシアとの国境付近である同地域は, 広大な湖沼地帯でもあり, 群島の集合体という一面ももつ。大都市であるヘルシンキ, タンペレ, トゥルクに人口が集中しているのとは条件が異なり, また

例えば師範養成機関（教員養成の中心）という前身校の性格を継承するユヴァスキュラ大学のような特色もない。これらの大学には地域を超えて学生が集まってくる。そういった条件をもたないでいたが、両市の大学を統合することで「大学都市」をつくり、湖沼や地理的条件をいかした専門研究をすすめることで“地域も大学も活性化”することがめざされ構想された¹³⁾。両者の統合により1万5千人の学生を抱える規模の大型大学として生まれ変わっている。

アールト大学は前者（東フィンランド大学）と性格が大きく異なる。前述のように工科大学，経済大学，工芸技術大学という単科大学を統合して，同国初の設置形態として「私法に基づく財団運営」の総合大学として創設された。フィンランドにはスウェーデン語で学ぶ者のための大学や，芸術系大学等，多様な大学があるが，総合大学は国立大学ということもあり，ほぼ「地域」の名称を冠する形となっている。基本的に，その地域にある国立大学であり，大学とは国立で，福祉国家の国民として利用可能な教育機関であり，地域のセンターなのである。もちろん無償となっている。そこに新法に基づく新規大学が誕生するというところで，当時，「新自由主義」の影響か私立学校という民間設置の大学が参入するのではないかと疑義の声が高まった。2009年の大学改革法では，設置されている国立大学について「私法に基づく財団運営」を選択できることとなった。これは資金運用や人材雇用などへの大学の自主性を認めるという開かれた改正ではあるとともに，国際競争力を上げることを目的としたものであった。アールト大学創設には一大イノベーションとして企業から資金が集まり，ニュータイプの大学に期待が示された。このように，無から新たに創出するのではなく，歴史も実績もある複数の単科大学を統合する形で“新たにイノベーションする”形として誕生することとなった。アール

ト (Aalto) というのは地域の名称ではない。大学キャンパスの設置場所はヘルシンキ周辺及び隣接都市エスポー市オタニエミである (旧工科大学のキャンパスが Espoo 市にあり、ここが中心となっている)。Aalto とは「波」wave のことであり、動きや革新、新しさの象徴とされている。また、フィンランドを代表する芸術家アルバー・アールト (Alvar Aalto, 1898-1976) へのオマージュの意が込められているともいわれている。ちなみに旧ヘルシンキ工科大学の校舎建築もアルバー・アールトのデザインによるものである。

このアールト大学の設置については、2009年に多くの疑義の声があがり、国内で (ヘルシンキ市を中心に) 反対集会・デモや署名活動等が幾度も行われた。反対の理由の大きなものは、「私法に基づく財団運営」の大学が参入すること。これは、吸収合併かのような形で統廃合される3校の学生や教職員、あるいは卒業生ならばわかる。あるいは周辺地域で関連してきた業者等であるのならば、この設置に不満を感じることも理解することはできる。しかし、この反対運動参加者には直接に大学に接していない人や、他大学に学ぶ者たちも多くみられた。

そこで問題とされたのは、その参入を認めることで、「公平性」が失われるというものであった。繰り返しになるが、「公平性 (公正) と平等の原則」が社会の基盤としての考えになって浸透している。そこからみて原則から外れているという指摘である。まず、大学の制度は、拡張され、全国的に大学が設置されて学ぶことができるようになったが、そこでの「環境」「資源」も公平・平等なものでないといけなると考えられているのである。各地の教育機関はすべて税金で運営されている。各地の議会で議論され、民意によって運営方針が確認確定され、予算に則って教育計画が実行される。その点で、公平性から外

れているというのである。これは、他大学に比して、新しい私学的な設置形態の大学がもし「よりよい環境を整えた」としたら、他大学に学ぶ学生が不利益ではないかという、ある意味“ルサンチマン”的な考え方なのかと思えたが、実はそうではないようである¹⁴⁾。また、財団運営という形態により競争原理が「教育」という公平性のものへ入ってきて、その秩序が乱される（つまり競争や格差が拡大する）ことへの危惧かとも思ったが、それだけではないようである。実は、もっと現実的に既存の「国立」や地域で整えられた環境を「新しいスタイルの大学」がそのままに使うということへの不満がまずあった。その上で、次に、給食（ランチ）の料金であるとか、図書館の設置形態であるとか、そういうサービスまで含め、これまでの資材（国民全体の財産）を外部的のものがつかうことへ、不正と感じる嫌悪感（潔癖な性質か）。つまり競争相手が伸びていって引き離されることへの意識ではなく、手続き的に、そして実感的に「連続的に紡いできた社会の価値観・ルール」に照らしての反対運動であった。競争ということでは、フィンランドの大学もヨーロッパ社会を中心に国際的に比較され、様々な研究活動に参加し、その評価を受けて、その意味ではすでに「競争」には捲き込まれている¹⁵⁾。外部評価で研究費の増減が決まるなど、どこの国でも高等教育機関は同じように「競争の環」に繰り込まれているというのが現実である。そんな中で私法に基づくという設置形態ではあっても基本的に無償でいくのだとすれば、それは公平といえるか？ 学生にとっては不利益はない。いや、それではその財団組織はなぜ「新設大学」として参入するのか。そして、私法に基づく財団の運営であれば、無駄を削除するという名のもとに、あるいは利潤損益を考えることから、競争原理から撤退するなどの判断を行ない、そういったことの混乱で、また不利益を被る者もでるのではないか？

ヘルシンキ市庁舎前の元老院広場で、週末ごとに議論が行われた。北はラップ大学から西部のヴァーサ大学まで、全国から学生がバスで集まり集会に参加していた。以上のように様々なことまで議論された反対運動であったが、同大学は計画どおりに開校され、現在に至っている。しかし、心配された議論、国民的といってもいいほどの広大な地域からの反対意見もあってなのか、私企業的な態度や儲け優先的なことはみられず、新しい総合大学として運営されている。日本でも近年、「自由化」「民間活力」の名の下に「民営化」が進められ、学校法人以外の株式会社によるなどの新しい学校の設置等があったが、残念ながら募集停止が多くみられるなど撤退が目立つ結果となっている。大学において私学の割合が多い国ゆえなのか、残念ながらフィンランドで「学生」が反対したようなレベルでの危機感はみられず、代表的なメディアにもそういった指摘が強くされたようにはみられない。企業化（enterprise）された社会なのか、商業化（commodity）が進んだ社会なのか、同じように「福祉」「教育」を口にしつつも、基盤となる意識の部分で異なるのであろうか。

③大学の学部・専攻、入試・入学者数について

大学の入学資格には、受験資格（高校卒業後試験）か、少なくとも3年以上の職業教育の訓練を経ていることを必要とする。出願は春に最も多くが集中する。共同出願においては、ひとつの申請フォームにより最大9つまで申請が可能である。申請はwebから電子フォーム入力が可能で、大学ごとの個別の形式もある。大学は21の専攻を選ぶことができる。学生数の大きなものでは、社会科学・ビジネス系、工科系（科学技術）、人文系、自然科学系がある。小さいものは芸術、演劇、ダンス、そして獣医学である。

次の表1¹⁶⁾は、フィンランド統計局の最新データから、学部別・専攻別の学生数、新入学生数、卒業資格取得者数をまとめたものである。

表 1

University students and degrees by field and level of education, 2011							
Field and level of education		All students		New students		Degrees	
		Totals	Females %	Totals	Females %	Totals	Females %
Teacher education and educational science	Lower university level	9440	80.9	1776	82.8	1690	82.8
	Higher university level	3156	85.6	186	81.2	1377	82
	Doctorate leber	1290	76.8	26	73.1	98	73.5
		32696	71	3666	71.4	5450	74.8
Humanities and arts	Lower university level	19446	70.3	2960	71.5	2778	74.9
	Higher university level	9912	75.1	629	72.7	2444	75.8
	Doctorate leber	3338	62.9	77	59.7	228	61.4
		44735	56.7	5827	58.4	8072	61.9
Social sciences and business	Lower university level	27807	53.4	4349	56.8	3994	62
	Higher university level	12536	63.8	1314	65.6	3708	61.8
	Doctorate leber	4392	57.1	164	42.1	370	61.6
		24171	42.9	3619	44.1	3327	49
Natural sciences	Lower university level	16418	41.3	2958	45.5	1543	48.3
	Higher university level	4865	46.2	549	37.7	1410	51.1
	Doctorate leber	2888	46.5	112	39.3	374	43.6
		32707	21.7	3597	24.7	4640	25.1
Technology	Lower university level	20339	18.9	2360	23.5	2235	23.8
	Higher university level	7187	25.4	1123	26.1	2051	26
	Doctorate leber	5181	27.9	114	36.8	354	28.5
		3500	58.1	487	59.1	544	63.8
Agriculture and forestry	Lower university level	2097	57.1	338	61.8	255	68.6
	Higher university level	917	61.4	132	52.3	240	60.8
	Doctorate leber	486	56.6	17	58.8	49	53.1
		15742	70.1	1543	72.2	2809	73.1
Health and welfare	Lower university level	2990	83.3	671	84.8	706	87.3
	Higher university level	10251	65.8	783	62.6	1731	68.6
	Doctorate leber	2501	72.3	79	69.6	372	66.9
		1546	27.5	310	25.2	475	27.8
Services	Lower university level	859	21.2	215	15.3	194	24.2
	Higher university level	568	37	93	48.4	270	29.6
	Doctorate leber	119	27.7	2		11	45.5
	Total	168983	53.4	21037	55.3	28482	59.7
Lower university level		99396	50.9	15627	56.1	13395	60.3
Higher university level		49392	60.2	4819	53.4	13231	60
Doctorate leber		20195	52	591	48.2	1856	53

男女比 (Females%) の項をみれば、男女による学部選択、希望する職業の系統も読みとることが可能である。例えば、教育学部で教員免許 (クラス・ティーチャーが主) 取得を希望し、あるいは教育実習

まで行き着き、現場に輩出されるのは女性が多いということになる。

次の表2¹⁷⁾は、2007年時点での同データである。大学が3～5年間の就学期間であるため、最近5年間の傾向で変化がみられるのかを確認するために提示する。

表2

University students and degrees by field and level of education, 2007							
Field and level of education		All students		New students		Degrees	
		Totals	Females %	Totals	Females %	Totals	Females %
Teacher education and educational science		14332	81.3	2077	83.6	2751	84.8
	Lower university level	6642	83.4	1882	84	942	90.3
	Higher university level	6141	80.6	162	82.7	1695	82.8
	Doctorate leber	1519	75.2	33	69.7	114	68.4
Humanities and arts		35366	72.8	3843	74	4861	77.8
	Lower university level	12632	74.6	3231	75.2	2008	79
	Higher university level	19009	73.5	531	69.7	2596	78
	Doctorate leber	3725	63.5	81	53.1	257	66.5
Social sciences and business		45051	57.2	5276	58.6	5608	63.6
	Lower university level	15970	58.9	4349	58.4	1473	67.6
	Higher university level	24162	56	794	59.8	3767	62.6
	Doctorate leber	4919	57.2	133	58.6	368	57.6
Natural sciences		26401	44.1	3296	49.3	2840	47.1
	Lower university level	9267	47.2	2940	49.8	774	43.2
	Higher university level	13943	41.3	274	42.7	1577	50.2
	Doctorate leber	3191	47.3	82	52.4	489	43.1
Technology		36655	21.1	3732	24.2	3191	24.6
	Lower university level	10385	20.5	2765	23	54	33.3
	Higher university level	20880	19.7	840	26	2742	24.1
	Doctorate leber	5390	27.6	127	40.2	395	27.1
Agriculyure and forestry		3713	58	443	55.5	422	62.1
	Lower university level	1227	59.7	349	57.6	85	58.8
	Higher university level	1936	56.8	83	49.4	282	64.5
	Doctorate leber	550	58.5	11	36.4	55	54.5
Health and welfare		13974	72.9	1461	75.8	2487	76.8
	Lower university level	2458	86.3	660	87.4	518	90.9
	Higher university level	9313	68.8	738	66.4	1668	73.6
	Doctorate leber	2203	75.2	63	65.1	301	70.4
Services		812	49.4	154	48.1	150	53.3
	Lower university level	272	52.2	81	53.1	25	64
	Higher university level	480	47.7	73	42.5	118	51.7
	Doctorate leber	60	50			7	42.9
Total		176304	54	20282	57.3	22310	63
Lower university level		58883	57.6	16257	58.2	5879	73.5
Higher university level		95864	52.2	3495	53.7	14445	60.3
Doctorate leber		21557	52.6	530	53.4	1986	51.6

割合でみれば、女性は教育学などで多く、工科（テクノロジー）に少ない（この分野は男性が多い）という点では変化はみられない。注目は「サービス」（公共サービス、サービス業、福祉サービス）の割合で、5年前（2007年）には50%付近であった女性の値が、2011年には30%を下回るように減少している。この減った分が選択肢として他の分野に動いているということになる。女性の社会進出の変化、高学歴化の一面が示されているのではないか。

3. 学校の種別

次に、高等教育機関としての大学（Yliopisto）のみならず、総合制学校制度の達成以降の（現在の）フィンランドの学校制度、そして「学校」以外の生涯学習的な意味までを含めての「教育機関」についてもみておきたい。次の図6は、フィンランドの学校制度を示したものである。

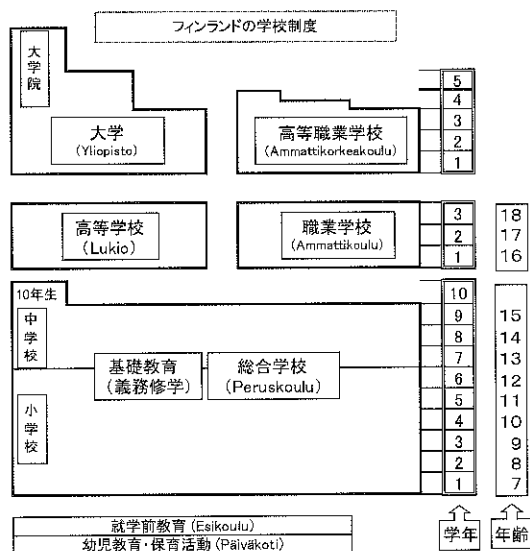


図 6

義務就学は、基礎教育としての「総合制学校」(Comprehensive school) 9年間であり、7歳からの就学となる。フィンランド語ではペルスコウル(Peruskoulu)と呼称する。その就学前教育として高い比率で利用されているのが、ペルスコウルで開講されることが多いエシコウル(Esikoulu)や幼稚園に相当するパイヴァコティ(Päiväkoti)である。総合制学校(義務教育)を卒業後は、高等学校(High school)に相当するルキオ(Lukio)か職業学校(資格取得や訓練のための)アンマッティコウル(Ammattikoulu)への進学を選ぶこともできる。いわゆる二系統に分岐するのであるが、その割合は半々ぐらいでアンマッティコウルを選ぶ者も多いようである。その上は大学であるユウリオピスト(Yliopisto)、あるいは高等職業専門学校(Polytechnicと英語で表現される)としてのアンマッティコルケアコウル(Ammattikorkeakoulu)である。前述のとおり、大学(ユウリオピスト)の受験資格は、高校卒業後試験(ylioppilastutkinto)、あるいは「少なくとも3年以上の職業教育の訓練を経ていること」とあるように、総合制学校からアンマッティコウルに進んでも、高校(ルキオ)と同じく大学の受験資格を得る条件をクリアしたことになる。また、ルキオからアンマッティコルケアコウルにも進めるし、途中からの進路転身にも柔軟に対応する道が開かれている。

次の表3¹⁸⁾、表4¹⁹⁾は、2003年から2011年までの各教育機関の数を示したものである。また、2007年、2011年にはそれぞれの教育機関に学ぶ学生数を示している。上から、ペルスコウル(小中学)、ルキオ(高校)、次の4つは職業訓練関連機関(一般的なもの、特別なニーズのためのもの、特殊な職業、成人専門教育)、消防・警察学校、軍隊関連職業、アンマッティコルケアコウル、ユウリオピスト(大学)、防衛大学校、音楽大学、スポーツ教育機関、国民学校(高校)、生涯

学習センター，学習サークルセンター，サマースクール（夏期大学），その他の機関，そして総計となっている²⁰⁾。

ルキオと Ammatillisetoppilaitokset を比べれば，前者が 12 万人弱（2007 年で 12 万人超），後者 18 万人弱（07 年，16 万人超）となっている。後者がアンマッティコウルであるので，このぐらいの人数の割合が進学することになる。もちろん，すぐに職業に就きながら成人の教育機関に進む者などもあるし，アンマッティコウルへの入学もバルスコウルから直接でないことも多く，あくまでも「在籍している者」から比べただけという限界をもつ。ユウリオピストとアンマッティコルケアコウルについては 15 万人弱と 17 万人弱という数値となっている。

表 3

Oppilaitokset ja opiskelijat oppilaitostyyoeittän, 2003-2007		Number of educational institutions and students by types of educational institutions, 2003-2007					All students (2007)
		2003	2004	2005	2006	2007	
Peruskoulut	Comprehensive schools	3808	3720	3579	3393	3263	580200
Lukiot	Upper secondary general schools	440	436	428	418	406	122600
Ammatilliset oppilaitokset	Vocational institutes	192	187	182	173	161	164900
Ammatilliset erityisoppilaitokset	Special needs vocational institutes	13	13	13	13	12	4900
Ammatilliset erikoisoppilaitokset	Specialised vocational institutes	42	42	40	38	37	28900
Ammatilliset aikuiskoulutuskeskukset	Vocational adult education centres	42	40	38	34	32	42700
Palo-, poliisi- ja vartiointialojen oppilaitokset	Fire, police and security service institutes	2	2	2	2	2	1400
Sotilasilan ammatilliset oppilaitokset	Military vocational institutes	18	18	18	15	15	
Ammatikorkeakoulut	Polytechnics	31	31	31	31	30	143300
Yliopistot	Universiies	20	20	20	20	20	176300
Sotilaskorkeakoulut	Military academies	1	1	1	1	1	
Musiikkioppilaitokset	Music schools and colleges	91	91	91	91	89	62600
Liikunnan koulutuskeukukset	Sports institutes	14	14	14	14	14	1600
Kansanopistot	Folk high schools	88	87	86	88	89	14500
Kansalaisopistot	Adult education centres	255	251	247	240	234	506900
Opintokeskukset	Study circle centres	11	11	11	11	11	53800
Kesäyliopistot	Summer Universities	20	20	20	20	20	32500
Muut oppilaitokset	Other educational institutes	15	20	17	8	7	600
Yhteensä	Total	5103	5004	4838	4610	4443	1937700

表 4

Oppilaitokset ja opiskelijat oppilaitostyyoeittän, 2007-2011 Number of educational institutions and students by types of educational institutions, 2007-2011		2007	2008	2009	2010	2011	All students (2011)
Peruskoulut	Comprehensive schools	3263	3174	3065	2952	2876	554000
Lukiot	Upper secondary general schools	406	406	398	395	388	118500
Ammatilliset oppilaitokset	Vocational institutes	161	152	137	132	129	179700
Ammatilliset erityisoppilaitokset	Special needs vocational institutes	12	12	6	6	6	5200
Ammatilliset erikoisoppilaitokset	Specialised vocational institutes	37	37	35	34	34	20500
Ammatilliset aikuiskoulutuskeskukset	Vocational adult education centres	32	32	27	25	26	42600
Palo-, poliisi- ja vartiointialojen oppilaitokset	Fire, police and security service institutes	2	1	1	1	1	300
Sotilasan alan ammatilliset oppilaitokset	Military vocational institutes	15	14	14	14	13	
Ammatikorkeakoulut	Polytechnics	30	28	28	27	27	148600
Yliopistot	Universities	20	20	20	16	16	168300
Sotilaskorkeakoulut	Military academies	1	1	1	1	1	700
Musiikkioppilaitokset	Music schools and colleges	89	89	89	88	88	66700
Liikunnan koulutuskeskukset	Sports institutes	14	14	14	14	14	5300
Kansanopistot	Folk high schools	89	83	83	82	82	20300
Kansalaisopistot	Adult education centres	234	223	205	199	196	533300
Opintokeskukset	Study circle centres	11	11	11	10	10	39600
Kesäyliopistot	Summer Universities	20	20	20	20	20	37200
Muut oppilaitokset	Other educational institutes	7	7	7	7	7	600
Yhteensä	Total	4443	4324	4161	4023	3934	1941400

教育機関（学校）の数と、その進学率を考えると、後期中等教育・高等学校レベルでは、ルキオの方がアンマッティコウルより学校数が多い。100校程度の差があるが、単位制・選択制ではあっても高等学校より学科選択、コースの多様さ、授業拘束時間の柔軟性などもあり、アンマッティコウルの方が割合的にも収容人数が多くなっている。

また、アンマッティコウルやアンマッティコルケアコウルらの職業教育機関については、学校を卒業して就労した後に再度、いや何度でも様々な職業訓練の機会として入学し学ぶことが可能となっている。失業・雇い止めにより無職者となっても、一定の期間を支援金を受けながら職業訓練につとめ、再チャレンジをすることが可能となってい

る。これも福祉国家フィンランドの教育政策の柱の一つとして注目されている。

おわりに

本稿で議論の対象としたのは、北欧福祉国家の価値意識としての「公平／平等」の価値観が、グローバルな社会として求められる「競争と質の問題」を統合することをなぜ可能としたのかというのが一点目であった。「競争と質」をめぐるグローバルな価値観の中で、なぜフィンランドや周辺の福祉国家が高く評価され、注目されているのか、あるいはなぜ「公平／平等」を重視する社会民主主義的な政治体制をとる国家が、「世界」という競争社会において宗旨替えを行わず、その存在感を示すことができているのかという問いであった。それは、「総合制学校」という国民教育の場で実現されることとなったが、それを指導する「教員」の「生徒中心主義の考えに基づく学習指導」があってであり、それはカリキュラム上にも示される社会的コンセンサスによって支えられ、「大学」での教員養成もそれに沿ったものとなった。

第二に、高等教育機関である大学の変遷を確認することで、高学歴化や国際化にどのようにして対応しているのか、そこに学ぶ学生のニーズは何かをみるとともに、新設大学の創設をめぐる反応から、第一の論点である「公平／平等」を重視する国民の価値観・学習観（福祉・教育に関する意識）を再確認してみた。

なお、本稿の資料として取り上げた「フィンランド統計局」(Tilastokeskus)の統計資料は従来の研究ではあまり活用されていなかったものである。フィンランドには国民IDがあり、同国は資格社会であるから、番号により学籍、進学先、学位、就業、失業、出産、死亡、移民、国籍、言語、居住地、年齢など、様々なデータがレジスター・

ベースで集積されている。またサーベイ・ベースとしてのアンケート調査や個別データも注文を受けて集め、作成している。その統計局で2014年から行うのがRAKETTIプロジェクトである。RAKETTIとは「ロケット」のことで、これは高等教育機関である大学（ユウリオピスト）やアンマッティコルケアコウルが学校ごとに自らデータを集積し、webベースで入力して更新していくというデータ集積・自己管理のプロジェクトである。日本でいえば「情報公開」ということにも近くなるが、これは教育省、国家教育委員会、自治体の教育事務局、そして統計局と各学校で「無駄に重複するデータを集めない」という意味では整理統合（無駄の削減・事務軽減）の試みとも読みとれる。しかし、入力者側からすれば、それは自治・管理が強められたと考えることもできる。データの入力の精度等の問題点についても、公開されることと利用されることによって定着し、信頼度とともにあがっていくと考えられているようである。これも福祉国家としての政策、高等教育政策の一つである。フィンランドにおいても教育は常に変化しつづけている。

さらに、本稿を記している2014年1月には、ヘルシンキ近郊のヴァンター（Vantaa）のヘウレカ（Heureka）において首相が主導しての教育会議が開催される予定となっている²¹⁾。2013年8月につづいての開催であるが、子どもの将来、フィンランドの教育の将来について、政治家や行政（教育省）、財界からだけでなく、各地の教育委員や教育関係者、教員、研究者、教育労働組合メンバーが一堂に会し話し合う場である。こういった会議のもちかた自体が、おそらくフィンランドに比べれば「大きすぎる国」であり、政策や制度に関する満足度は低くとも不満をもらさない国民性ゆえか、あるいは教育への理解と関心が低いためなのか、日本ではなかなか難しいと考えさせられる。

フィンランドの教育は、政党、組合、教員、地域により左右されることがおそらく少ない。それが「平等」を実現していると考える。いや「公平／平等」をコンセンサスとするために何らかの勢力により左右されることがないともいえる。“シャイな人間性”（はにかみ屋が多い）と評価されることもあるが、公の会議等では意見やコメントを積極的に発言するフィンランド人も多い。その根底には、おそらく伝統として文化レベルのように「公平／平等」をベースとする国民のコンセンサスが根づいているためだと考えられる。

なお、本稿では「教員養成」のカリキュラムについても考察する予定であったが紙数の関係上、書ききれなかったので、これについては稿を改めたい。

注記

- 1) スカンジナビア Scandinavia, または、ノルディック・カントリー Nordic countries とも呼称される北西ヨーロッパに位置するデンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの5カ国。
- 2) Arild Tjeldvoll (edit) "Education and the Scandinavian welfare State in the Year 2000" —Equality, Policy, and Reform—, 1998, xi
- 3) フィンランドの総合制学校制度の貢献と教育実践については、拙稿「学習論」の変遷とフィンランドの教育実践」で論じている。『研究紀要』第26号、日本大学通信教育部、2013年。
- 4) 2003年のWEF世界経済フォーラムにおいて、フィンランドは、高福祉高負担にもかかわらず「最も経済競争力のある国」と評価されている。
- 5) 米国の「Nation at Risk」(1983年)、英国のEducational Reform Act (1988年)の世界的な影響があり、「新保守主義的な教育のパラダイム」へと進んでいったと評価されている。
- 6) 山田真知子『働き方で地域を変える ～フィンランド福祉国家の取り組み～』（公人の友社、2005年）などでも、福祉国家と競争力が矛盾しないと説かれている（17ページ）。
- 7) 日本も官立＝国立中心でスタートするが、私塾から発展した専門学校などが大学に昇格していくこととなり、帝国大学と専門学校—そこからの新制大学の体制になっていく。
- 8) マルッティ・ハイキオ（岡沢憲美監訳／藪長千乃訳）『フィンランド現代政治史』85～88ページ（早稲田大学出版部、2003年（原著は1992年））では、地域の発展を促進するための「高等教育の拡大」であったと論じられている。
- 9) ピアソンの分析によれば、北欧福祉国家において1945～50年が「戦後復興の時期」、続く50年代が「相対的不況の時期」で休止期ともいえ、1960年代が（そこからの）「出発点」、そして70年代が「大拡張時代」とされている。ヤン＝インゲ・ハンセン、ヨ

ハンス・トヴェイト・サンヴィン、モーテン・セーデル「転換期にある北欧型福祉国家」ヤン・テッセブロー、アンデシュ・グスタフソン、ギューリ・デューレンダール編、二文字理明監訳『北欧の知的障害者—思想・政策と日常生活』青木書店、1999年（原著は1996年）。

- 10) フィンランド教育省ホームページからの検索や様々な雑誌。http://www.oph.fi/koulutus_ja_tutkinnot/ammattikorkeakoulut_ja_yliopistot/yliopistot (2014年1月10日時点で確認)、“ACATIIMI”誌や“KORKEAKOULUSAMAST”，2005年など。
- 11) 大学以外の高等教育機関である高等職業専門学校（アンマッティコルケアコウルAMK）に関するポリテク法などまで含め、90年代の改革については、渡邊あや「フィンランドにおける高等教育政策に関する研究-90年代の動向を中心として」（『広島大学教育学部紀要』〔第一部〕第48号、1999年）に詳しい。
- 12) 日本の大学でも同様であるが、フィンランドにおいても学科再編レベルの変化は行われている。この2010年においても、ヘルシンキ大学行動科学部の2つの学科、教育学科（Department of Education）と教育応用学科（Department of Applied Science of Education）とが統合され、教師教育学科（Department of Teacher Education）として再編されている。
- 13) “*Excellent FINLAND SISU*” VOL7, シルバーストーン JP, 2012年。
- 14) ヘイッキ・マキパー『平等社会フィンランドが育む未来型学力』（明石書店、2007年）では、図書館のサービスについて、「国が何らかの手段を講じなければ、国民の二極化は進み、学習の不均衡が広がり、新たな市民教育の習得にも時間がかかり、読解力も衰える」と証言されている（155ページ）が、これも同様の意識ではないか？
- 15) 渡邊あや「フィンランドにおける高等教育評価の現状と課題」『教育学研究紀要』（中国四国教育学会）第46巻第1号（2000年）、渡邊・米澤彰純「フィンランドにおける大学評価と財政配分とのリンク」『大学評価』第3号（2003年）、渡邊「1990年代のフィンランドにおける高等教育と国際化」『日本教育政策学会年報』第9号（2002年）に詳しい。
- 16) Yliopisto-opiskelijat ja suoritettut tutkinnot koulutusalan ja -asteen mukaan, 2011, “*Suomen tilastollinen vuosikirja 2012*”, Tilastokeskus
- 17) Yliopisto-opiskelijat ja suoritettut tutkinnot koulutusalan ja -asteen mukaan, 2008, “*Suomen tilastollinen vuosikirja 2008*”, Tilastokeskus
- 18) Oppilaitokset ja opiskelijat oppilaitostyyoeittän, 2003-2007, “*Suomen tilastollinen vuosikirja 2008*”, Tilastokeskus
- 19) Oppilaitokset ja opiskelijat oppilaitostyyoeittän, 2007-2011, “*Suomen tilastollinen vuosikirja 2011*”, Tilastokeskus
- 20) 警察学校（訓練施設）は内務省管轄、防衛大学校は国防省の管轄。本稿で扱ったデータにはないが乳幼児のデイケアについては社会保健省の管轄となっている。国民IDによるデータ管理によって、福祉や教育、資格・学位取得が把握され、政策にフィードバックされるようになっていく。
- 21) “*HELSINGIN SANOMA*” Tiistaina 27. elokuuta 2013（フィンランドの新聞『ヘルシンギン・サノマト』2013年8月27日の紙面。A6-7面）。

メディア授業「英語Ⅰ」に関する覚書

猪野 恵也

I

メディア授業「英語Ⅰ」はテキスト『英語Ⅰ』を基に電子化したものである。まずテキスト『英語Ⅰ』について触れておこう。テキスト『英語Ⅰ』の単位数は2単位分、John Cheever (1912-1982) による *Goodbye, My Brother* と Frances Towers (1885-1948) による *The Little Willow* の都合二作品が収められている。各一編が約一万字程度で一編が1単位分ということになる。構成は、まず二編の作品が掲載され、その後に詳細な注釈がつけられている。まえがきによると「注釈をつけるにあたっては、独りで学習する通信教育の学生には基本的文法の理解は不可欠と考え、構文説明に重点を置いた」¹とある。まえがき通り、注釈の内容は文法事項や構文の解説に終始しており、いわゆる作品味読のための注釈はない。

テキスト『英語Ⅰ』は文法事項及び英文読解力養成をねらいとしていることになる。構文が入り組んだ英文を読む場合、学習者は辞書を引き、注釈を頼りにして英文を正しく読んでいくことが期待される。学習者はテキストを読み終わればレポートを作成しなければならない。レポート課題は都合二題に分かれている。一題目は名詞句、名詞節及び形容詞句、形容詞節を四百字以内で説明する。二題目は五文型のうち各文型について、テキストから例文を四つずつ抜き書きをする。

例文には和訳を添え、名詞句、形容詞句、名詞句、名詞節を含んでいることという条件付きである。特に重視されている文法事項は五文型である。

リポートを提出したらさらに科目修得試験を受験しなければならない。過去の問題を見ると、文型の指摘、語を適切にする問題、*Goodbye, My Brother*と*The Little Willow*から文章がそれぞれ抜粋され、節の指摘、簡単な和訳がここ数年出題されている。やはり、「英語Ⅰ」では高校で学ぶいわゆる伝統文法の再確認、復習をねらいとしている。

通信教育部の特性から学習者の学力層は多様である。比較的英語が得意な者でも英文を読み、さらに後ろの注釈を読むという行為は骨が折れる作業である。また、テキストを目の前にして途方に暮れる学習者が一定数必ずいるだろう。要はテキストを独力で消化しなければならないことが、大学通信教育の特性とはいえ、学習者にとっては関門となるだろう。

英語リーディングの困難点は、語彙の問題、文法の問題、読むスピードの問題、背景知識の問題の四つに分かれる²。語彙の問題は各自の語彙力に加えて、文脈に沿った意味を抽出しなければならない。だが、現在では電子辞書等があるのであまり手間がかからないと思われる。しかし、特に文法の問題は、次の通り要約される。

文法の問題：何についてどんな事柄が述べてあるかを知るためには、それぞれの文の構造がひと目で解析できなくてはならない。どれが主語の名詞句で、どれが動詞句で、どれが修飾語句か、などが分からなくては、文の意味はとらえられないであろう。また、それぞれの文がばらばらに並べられているのではなく、パラグラフの中

で一定の構造をなしている。どれがトピック・センテンスで、どれが結論かをすばやく見分けられなければならない。したがって、リーディングの本格的な練習はパラグラフ・リーディングから始まることになる。³

英語が苦手な学習者は「文の構造」、「どれが主語の名詞句で、どれが動詞句で、どれが修飾語句」なのかさえわからないであろう。教員が学習者と一緒に目の前の英文の文型、構文などを指摘し、英語の構造を日本語に置き換えなければ、学習者はわからない。そもそも授業としての英語リーディングは面接授業が望ましいのである。

2

メディア授業「英語 I」は「英語 I MA」、「英語 I MB」と分れている。「英語 I MA」では *Goodbye, My Brother* を、「英語 I MB」では *The Little Willow* を扱っており、単位数はそれぞれ 1 単位である。メディア授業「英語 I」の構成に触れておく。テキストを「メディア授業化」する際の作業があったが、その間の担当関連会社とのやりとりなどのプロセスは省略する。

「英語 I MA」は英文法の説明から始めている。いきなり英文読解をするよりも重要な文法のおさらいをした方がよいと思ったからである。順番と扱う項目は、シラバスより 1. 品詞及び句と節, 2. 文型, 3. 不定詞と動名詞, 4. 分詞, 5. 分詞構文, 6. 関係詞, 7 から 12 まで *Goodbye, My Brother* の読解である。「英語 I MB」は 1 から 12 まですべて *The Little Willow* の読解にあてている。よって、学習する順番は「英語 I MA」、「英語 I MB」の履修が望ましい。

どうやって文法事項を説明するのか。実際にコンピューターを目的

前にして実践できれば話は早いですが、画面のコピーが権利関係からできないのでできるだけ説明を試みたい。まずは画面を通じて以下のような挨拶をする。

みなさん、こんにちは。英語 I を担当する猪野恵也です。スクーリング、レポートの添削を通じて、気がついたことは英語を苦手としている方が多いということです。そこで、英語 I のねらいは、英語を苦手としている学生のみなさんを念頭に置いて、基本的な文法事項の学習を中心にすすめていきます。それとあわせて、テキストの *Goodbye, my brother* を少しずつ読んでいき、英文読解をしていくための基礎力をつけていくことにします。取り扱う文法事項は、品詞、句と節、文型、それから、不定詞、動名詞、分詞の準動詞、分詞構文、関係代名詞、関係副詞を勉強していきます。これらの文法事項の学習とともに、単語、熟語をなるべく数多く確認していきます。英語の苦手な方にみられる主な原因は、文法に則して筋道をたてて考えることをおろそかにしているということです。文法の学習はあまり面白みがありませんが、英語を理解するためには必要な学習です。なるべく早く英文法を習得し、これからの勉強に役立てていただきたいと思います。なお、この講座では、あまり文法用語を使わないようにしますが、必要な文法用語は用いています。したがって、この講座で登場する文法用語は全て覚えるようにしてください。それから、常に既習事項を積み重ねて学習していきますので、分からないことがある場合は復習をしてください。

次に、例えば、「1. 品詞及び句と節」の場合、ナレーションと共にコンピューターの画面に品詞の種類が英単語と共に表示される。そし

て8品詞の中で名詞、形容詞、動詞、副詞、前置詞を選び、それぞれの役割を説明した。名詞の役割の説明をし、その次に形容詞の役割の説明をする。修飾、被修飾の関係は矢印とアンダーラインで表示される。動詞は他動詞と自動詞とに分かれること、音節の区切りなどについて注意を促した。初歩的な事柄かもしれないが、今までの教室などでの経験から、学習者がおろそかにしがちな点をなるべく盛り込むことにした。

次の例として文型の解説を挙げる。シナリオ、即ち、解説文とナレーションに近いものを示す。例文の提示などはコンピューターの画面表示のイメージだと思ってほしい。

文型は全部で五つあるが、まず、そのうちの三つだけを取り上げた。残りの二つは次の章で説明している。

次の文を見てほしい。

The rain stopped. 雨がやんだ

「雨が」にあたる the rain を主語という。「やんだ」にあたる stopped は動詞になる。このような主語 + 動詞の組み合わせが英文の基本単位である。主語は Subject, 動詞は Verb である。主語 + 動詞のこの組み合わせを SV で表す。SV は、一見すると簡単で軽視しがちであるが、英文を成立させるための重要な骨組みである。主語と動詞の関係がないと英文にならないからである。そこで、難しくて長い英文に出会った時、まずやっていただきたいことは、主語と動詞をきちんと見つけることである。それから、英作文で、例えば、単語、句、節だけをやたらと並べただけの英文を見かけることがある。主語 + 動詞の関係がないので、英文とは言えない。英作文では必ず主語 +

動詞をきちんと整えてほしい。それから、文型に限らず、主語と動詞の関係はとても重要である。英文の苦手な方によく見られる弱点は、「誰がどうした」というような主語と動詞の関係をあやふやにしてしまうことである。主語と動詞の組み合わせは英文の基本であることを忘れないでほしい。

次に以下の文。

My father is sick. 私の父は病気だ

My father は S, is は V, sick は何かというと, My father の状態を説明している, あるいは補っている。よって, sick を補語と言う。補語は complement と言う。したがって, My father is sick は, 主語 + 動詞 + 補語の SVC となる。今, sick は My father の状態を補っていると云ったが, つまり, My father イコール sick という関係が成り立っている。SVC で大切なことは, 以下のように S イコール C の関係が成り立つということである。

My father is sick. My father = sick
S V C S = C

文が複雑になってもこの関係はとても大事なので, 軽視しないでほしい。それから, SVC の文型で用いられる基本的な動詞は be 動詞である。

では次の例文について考えてみよう。

She looks happy.

She は S, looks は V である。それでは happy は何か。looks を be 動詞に変えてみると, She is happy. 「彼女は幸福だ。」となって意味が通じる。それゆえ, happy は, C となる。では意味はどうなるのか。この場合の look は目的語をとっていないので, 自動詞である (ここで前章の品詞の説明が役に立つ)。英和辞書で look を引いて, 自動詞の項目を見てほしい。そして SVC で用いられた時の例文を見ること。例えば, 大修館の『ジーニアス英和辞典』では look happy で「幸福に見える」という記述がある。また, 研究社の『リーダーズ英和辞典』では, 「[補語または副詞句 [節] を伴って] 顔つき [様子] が…だ, 〈…に〉見える, …らしい, 〈…と〉思われる (appear) .」という記述があって, 「He looks very ill. よほど悪い様子だ」と例文がある。She looks happy の look は, She looks at herself in a mirror. 「鏡で自分の姿を見る」での looks とは意味が異なる。She looks happy. の looks は自動詞で, SVC で用いられており, 「…に見える」という意味になる。したがって, She looks happy. は「彼女は幸福そうに見える」という意味になる。

SVC の基本的な動詞は be 動詞と言ったが, その他にも SVC をとる動詞がある。以下に例文を挙げておく。

Linda and I *became* good friends. リンダと私は良い友人となった

We are all *getting* older day by day. 年をとってゆく

She *is feeling* better today. 気分が良い

This flower *smells* sweet. この花はいいにおいがする

以上はほんの一例である。SVC をとる動詞に出会ったら, その都度チェックすること。

それでは三つ目の文型。

I have two cameras. 私は二つのカメラを持っている。

IがS, haveがVである。では, two camerasは何か。「持つ」という動作の対象である。そこで, two camerasを目的語という。この例文は, 主語+動詞+目的語となっている。目的語はobjectと言うので, SVOが三つめの文型となる。この三つめの文型は分かりやすいと思われる。ここで, SVCの文型と比較してみたい。SVCはSイコールCの関係であった。では, I have two cameras. は, Iイコールtwo camerasという関係になるだろうか。もちろん, イコールの関係にならない。SとOはイコールの関係にならないと覚えておいてほしい。

ここまで三つの文型をやった。もう一度, 三つの例文と新しく付け加えたSVCの例文を見てほしい。

The rain stopped.

S V

My father is sick.

S V C

She was president last year. 昨年, 彼女は会長でした

S V C

I have two cameras.

S V O

それぞれの主語, rain, father, She, Iの品詞は何か。名詞(代名詞)である。つまり, 主語になれる品詞は名詞である。では次に補語

である sick, president のそれぞれの品詞を指摘してみよ。それぞれ形容詞, 名詞である。よって, 補語になれる品詞は形容詞, 名詞となる。I have two cameras. の目的語は two cameras であるが, two は cameras を修飾しているだけなので, 目的語は正確に言うと cameras である。そこで, cameras の品詞は何か。もちろん, 名詞である。それゆえ, 目的語になれる品詞は名詞となる。これで, SV, SVC, SVO の文型についての解説は終わりである。

次に残りの文型の第 4 文型と第 5 文型について。次の例文を見よ。

I gave the boy a paper plane. その子に紙飛行機をあげました

この文で「あげる」という動作の対象が, 2 つある。すなわち, the boy と a paper plane である。目的語が 2 つある文型が 4 つめの文型である。主語 + 動詞 + 目的語 + 目的語となっていて SVOO で表す。I have two cameras. (SVO) では目的語が 1 つしかなかったが, SVOO では目的語が 2 つある。例文を少し挙げておく。

She handed me a street map. 私に市街地図を渡してくれた

S V O O

He hasn't paid me the whole sum yet. 彼は私に全額を払ってくれ
ません

S V O O

She bought her son a skateboard. 彼女は息子にスケートボードを
買ってやった

S V O O

それぞれの例文で目的語が2つあることと訳し方を確認してほしい。
また、She handed me a street map の me を間接目的語 (Indirect Object), a street map を直接目的語 (Direct Object) と言い、それぞれ IO, DO と表記し, SVOO を S+V+IO+DO で表す。しかしながら、とりあえず動作の対象が2つあるということを念頭に置いて正確に和訳するように心がけてほしい。

次に、5つめの文型。この文型はとても重要である。次の例文を見よ。

We call our dog Luna.

まず和訳を確認すると、「私達はわが家の犬をルナと呼んでいます」という意味になる。では文型を考えてみたい。We は主語、call は動詞、our dog は call の動作の対象なので目的語である。では Luna は何かというと our dog について説明している、つまり、補っている。Luna は our dog の内容を補っているのだから、補語となる。5つめの文型は、主語 + 動詞 + 目的語 + 補語の文型であり、SVOC となる。

補語は目的語を補っているのだから、この文では「わが家の犬はルナである」ということが成り立っている。つまり、「わが家の犬」=「ルナ」となっている。この文型で重要なことは、our dog = Luna となっていることである。どんなに文が複雑になっても、OイコールCの関係が成り立つ。基本的な考え方なので、軽視しないようにしてほしい。

We call our dog Luna. → our dog = Luna

S V O C O = C

念のために、She handed me a street map. と比較してみたい。me と

a street map はイコールの関係になるだろうか。もちろん、イコールの関係にならない。SVOC の文型とは異なるので、しっかり区別をしたい。以下に SVOC の例文を挙げておく。

They named their first son Anthony. 彼らは長男をアンソニーと名づけた

S V O C

They appointed him captain. 彼らは彼を主将に指名した

S V O C

He thinks himself an able accountant. 彼は自分を有能な会計士だと思っている

S V O C

それぞれの例文が O = C の関係になっていることと訳し方を参考にしてほしい。それから、念のために、SVOC で name が使われた場合を英和辞書で調べてみたい。この場合の name は名詞ではない。動詞で目的語をとっているので、他動詞である。他動詞で使われて、SVOC になった場合、どんな意味になるのか調べてみると、大修館の『ジーニアス英和辞典』では、「[SVO (C)] 〈人が〉〈人・物などに〉(C と) 名前をつける、・・・を (C と) と命名する」と記述されている。

ここで以下の文がどのような意味になるのか考えてみてほしい。

I made her a pianist.

S V O C

make が SVOC をとった場合、どんな意味になるのか『ジーニアス英

和辞典』で調べてみると、「[SVOC] 〈人・物・事が〉 O 〈人・物・事〉を…にする」という記述があり、「He made her his wife. 彼は彼女を妻にした」と例文がある。故に、I made her a pianist. は「私は彼女をピアニストにした」という意味になる。もちろん、her = a pianist の関係が成り立っている。make OC の場合の訳し方に注意すること。以下の例文の意味を考えてみてほしい。

I found the box empty.

S V O C

He left the window open.

S V O C

She always keeps her house neat and clean.

S V O C

SVOC における find, leave, keep がどんな意味になるのか必ず辞書で確認すること。それぞれ、「私はその箱が空っぽだとわかった」、「彼は窓を開けっ放しにした」、「彼女はいつも家の中をきちんと整頓してあります」という意味になる。

これで文型の基本は終わりである。文が複雑になっても、文型を考えてみることは英文理解のための有効な手段なので必ず復習をすること。

動名詞についてはどうか。これもシナリオに近いものを示そう。

動名詞は英語の形は、動詞に -ing をつけた形である。例えば、eating, studying のようになる。文法的な働きは、名前の通り、動詞

と名詞の働きをするが、名詞の働きをするということを押さえておいてほしいことに注意を促した。全ての例文と和訳は画面上に示した。

Walking is good exercise. 歩くことはいい運動になる

The children enjoyed watching fireworks. 子供達は花火を見ることを楽しんだ

She is good at arranging flowers. 花を生けるのがじょうずです

My hobby is collecting butterflies. 私の趣味はチョウを収集することです

名詞の働きは、主語、目的語、補語になり、on the deskのように前置詞の次に来る。動名詞がそれぞれ名詞が来れる位置にあることを気がついて欲しい。

では次に動名詞の意味上の主語について言及したい。以下の例文。

I am afraid of hurting her feelings.

文章の意味をとると「彼女の気持を傷つけることを私は恐れる」となる。彼女の気持を傷つけることを恐れるのは誰か、つまり、hurtingの意味上の主語か。もちろん「私」のIである。では、「彼が彼女の傷つけることを私は恐れる」と書きたい場合はどうしたらよいか。以下の通りである。

I am afraid of his (*him*) hurting her feelings

動名詞の意味上の主語は名詞や代名詞の所有格、目的格を動名詞の直

前に置く。では次の文の意味は何か。

I insisted on his (him) paying the bill.

paying の意味上の主語は his (him) なので、「彼が勘定を払うことを私は主張する」となる。

次の例として分詞について。特に英文読解で大切な事項であり、学習者を悩ませる事項である。

分詞は2種類ある。現在分詞と過去分詞である。それぞれの英語の形は、現在分詞は、例えば、eating, running などのように動詞に-ingをつけた形となる。過去分詞は、例えば、reserved などのような規則的な変化をする場合と written などのように不規則な変化をする場合がある。

現在分詞 - eating, running

分詞

過去分詞 - reserved, written

次に分詞の意味を確認したい。現在分詞の意味は、「・・・している」という能動の意味になり、過去分詞は「・・・される」という受動の意味を表す。これは分詞の使い分けで基本的な考えなので軽視しないこと。

現在分詞 - eating, running 「・・・している」 能動

分詞

過去分詞 - reserved, written 「・・・される」 受動

それでは分詞の文法的な働きは何かというと形容詞の働きをする。形容詞とは名詞の働きをするのであった。例えば、a kind girl の kind が形容詞であった。この kind の位置に分詞が来れるというわけである。以下の2つの例を見よ。

a sleeping child / a broken vase

分詞はそれぞれ形容詞の役割をしている。意味をとってみる。a sleeping child の sleeping は現在分詞で「・・・している」という能動の意味を表すのであった。そこで「寝ている子供」となる。a broken vase の broken は break の過去分詞で「・・・される」という受動の意味を表すのであった。「壊された花びん (壊れた花びん)」となる。

ここで分詞の使い分けについて考えてみたい。a broken vase は、なぜ、a breaking vase では駄目なのであろうか。a breaking vase の意味を考えると「壊している花びん」となってしまう。これでは花びんが物を壊しているという意味になってしまう。花びんは「壊される」のだから、break は過去分詞にするべきである。つまり、a broken vase でなければならない。a sleeping child で child と sleep の関係は能動なので、sleep は現在分詞にするべきである。分詞の使い分けのこつは名詞と動詞が能動の関係にあるのか、受動の関係にあるのか考えてみることである。

少し例を挙げておく。

a barking dog 「吠えている犬」

a studying student 「勉強している生徒」

a reserved seat 「予約された席」-->「予約席」

a spoilt child 「甘やかされた子供」 --> 「だだっ子」

それぞれの名詞と分詞が能動の関係なのか受動の関係にあるのか考察してみよ。

以上の分詞の例で、分詞はいくつあるだろうか。例えば、a barking dog, a reserved seat のそれぞれの分詞はいくつだろうか。もちろん、1つしかない。この場合、分詞は名詞の前に置かれる。分詞が他の語句を伴っている場合、後ろから名詞を修飾する。以下の例を見よ。

a girl standing under the tree

a letter written in French

a girl standing under the tree は以下のように捉えること。

a girl (standing under the tree)

分詞 + 他の語句

standing under the tree は、後ろから a girl を修飾している。この修飾関係を踏まえてしっかり訳をつけてほしい。

a girl (standing under the tree)

女の子 (木の下に立っている)

つまり、「木の下に立っている女の子」と意味をとること。「女の子は木の下に立っている」では駄目である。a letter written in French は、

a letter (written in French) と修飾関係をしっかり踏まえて、「フランス語で書かれた手紙」と訳すこと。

以下の下線部に注意して次の英文を読むこと。

The boy sitting in the corner is my nephew.

S V C

すみにすわっている男の子は私のおいです

Do you know the number of girls coming to the party?

S V O

パーティーに来る女の子の数を知っていますか

In these places you will often hear stories rooted in old traditions.

S V O

これらの地方では、古い伝統に根ざした話を聞くでしょう

A mail man is a man employed to deliver letters and parcels.

S V C

郵便配達人とは手紙と小包を配るために雇われた人である

3

以上の要領でそれぞれの文法の解説をした後、英文読解を始めていく。英文はネイティヴスピーカーに普通の速さ、遅めの速さで朗読してもらった。そして英文を適当な長さで区切り、解説を加えた。解説の部分の一端を示そう。「英語 I MB」の Frances Towers の *The Little Willow* の読解の前、以下の挨拶から始まる。

みなさん、こんにちは。この講座を担当する猪野です。英米文学演習、卒論指導、英語などの科目を担当しています。さてこれから英語を勉強するわけですが、語学の勉強は聞くこと、話すこと、書くこと、読むことに分けられます。大学で勉強する際、日本語で書かれた文献だけを読んでばかりはいられません。どうしても英語で書かれた文献を読まなくてはなりません。聞くことや話すことを軽視できませんが、英語を自在に読みこなせるようにすることはとても大事なことです。また論理的に考える思考を訓練することができます。ですから、この講座では英文読解のための基礎力をつけることを狙いとしています。

英文読解力をつけるコツは、英文法をよく知ることです。ですから、解説では文法の説明に重点を置いています。文法で重要な項目は、5文型、不定詞、動名詞、分詞、分詞構文、関係副詞、関係代名詞となります。分からない文法用語が出てきたら、その都度文法書を紐解いて理解を深めてください。解説では文法の説明がずっと続いていて地味な授業ですが、少し辛抱して何とか最後まで学習をして頂きたいと思います。ある程度のレベルまで力をつければ、英字新聞を読んだり、英会話を楽しんだり、英検などの資格をとったり、英語でやりたいことができます。

この授業では Frances Towers の *The Little Willow* を読みます。各章の分量は2ページほどです。この物語の背景は、はっきりと書かれていませんが、時は第二次世界大戦中で、場所はイギリスのロンドンの郊外にある三姉妹の家です。三姉妹の名前は、Charlotte, Brenda, Lisby で、末の Lisby の感情を中心に物語が語られていきます。文法的なことが分かったら今度は作品そのものを楽しんで頂

けたらと思います。

最初のパラグラフの英文は以下の英文で始まる。

The first evening, Simon Byrne was brought to the house by a friend of Charlotte' s, one of those with whom she would have to settle an account after the war - unless, of course, he didn' t come back.

以下にシナリオに近いものを示そう。

英語を読む時、主語と動詞をまず見抜き、文型を考えてみるのが重要である。この文の主語は Simon Byrne で動詞は was brought で受動態となっている。The first evening は副詞である。また、前置詞と名詞の組み合わせはかっこでくくり、副詞句なのか形容詞句なのか考えてみたい。英語が苦手な方は修飾関係をごちゃごちゃにしないようにしたい。to the house , by a friend of Charlotte' s をそれぞれかっこでくくる。それぞれは was brought を修飾しているので副詞句となる。

one of those は a friend of Charlotte' s と同格である。those は「人々」の意味である。whom は関係代名詞で先行詞は those である。関係代名詞がまとめる節はかっこでくくって先行詞にかけて読むようにしたい。関係代名詞がまとめる節は名詞を修飾しているので、形容詞節を構成する。また、関係代名詞を習得することは、先行詞を関係代名詞に代入してもとの文に戻して見ることである。つまり、この場合は以下のようなになる。

one of those

She would have to settle an account with those after the war.

those を whom にして書くとテキストの文になる。

->one of those with whom she would have to settle an account after the war.

関係代名詞でわからない文章がでてきたらこのやり方で読んでみてほしい。

unless は if not の意味である。よって、didn't の否定を打ち消して肯定の意味になる。unless 以下は if he came back と読むとよい。

それでは次の文章。

The stranger stood on the threshold and took in the room, and a look of such extraordinary delight came over his face that the youngest Miss Avery heart gave a little leap, almost as if, independently of her mind and will, it greeted of its own accord another of its kind.

The stranger は主語で Simon Byrne を指している。stood は動詞である。on the threshold はかっこでくくること。次の and は stood と took をつないでいる。and が何と何をつないでいるのか常に考えるようにしたい。and は常に同じものをつないでいる。つまり、
名詞 and 名詞 / 句 and 句 / 節 and 節 / 文 and 文 などとなる。

room, の次の and は文と文をつないでいると考えるとよい。

a look of 以下から最後までは長いが、特に難しく考える必要はない。a look of such extraordinary delight が主語, came が動詞である。主語と動詞の第 1 文型がこの文の骨組みである。a look of such extraordinary delight came over his face まで意味をとると、「とても変わった喜びの表情が彼の顔に浮かんだ」となる。

that the youngest Miss Avery heart gave a little leap の that は、主語の such と関係がある。つまり、「such…that…」の構文となっている。give a little leap は「思わずびくっとした」という意味である。such…that を踏まえて主語から訳すと「とても変わった喜びの表情が彼の顔に浮かんだので、一番年下のエイヴリーの心は思わずびくっとした」となる。

almost as if の as if は副詞節を導き、almost は as if にかかる。almost as if は「ほとんど…であるかのように」と訳す。independently of her mind and will は挿入句である。次の it greeted of its own accord another of its kind は、of its own accord をかっこでくくる。of its own accord は「自発的に」という意味である。it が主語で、これは the youngest Miss Avery heart を指している。greeted を動詞、another of its kind を目的語と読むこと。almost as if 以下を訳すと「彼女の心と意志とは無関係にそれは自発的にその種類で別のものに反応したかのようにだった」となる。

以上のような要領で説明をしており、ナレーションと同時にアンダーラインなどが出るようにした。

また「講義用ディスカッションボード」, 「質疑応答」という二つの掲示板を用意した。使い分けが必ずしも明確ではないが、学習者は質

問したいことを書き込めるようになっていく。真面目に取り組めば実
力がつくように、いわばレールを敷いたつもりだが、問題点として文
法問題や語彙問題を盛り込めなかったことが挙げられる。幸いにして
学習者による授業評価アンケートがある。学習者の意見を聞きながら
より良いメディア授業を作りあげていきたい。それと同時に現場から
の声を e-learning 推進の際に届けたいと思う。

注

1. 日本大学通信教育部 『英語Ⅰ』（日本大学通信教育部 1991年）i頁。
2. 土屋澄男 『英語科教育法入門』（研究社出版 1990年）95頁。
3. 土屋澄男 『英語科教育法入門』（研究社出版 1990年）99頁。

参考文献

- 江川泰一郎 『英文法解説 改訂三版』 金子書房, 1991年。
高梨庸雄, 高橋雅夫 『英語リーディング指導の基礎』 研究社出版, 1987年。
土屋澄男 『英語科教育法入門』 研究社出版, 1990年。

プライバシー権の多面性と 法的保護の諸態様についての一考察

Study on Many Aspects of Right to Privacy,
on States of Legal Protection of Right to Privacy

根本晋一

CONTENTS

- 第1 緒言 一問題の所在一
- 第2 プライバシーとプライバシー権の意義
- 第3 プライバシー権の不可避的な多面化①
—消極的・不作為請求権の側面と積極的・作為的請求権の側面—
- 第4 プライバシー権の不可避的な多面化②
—私益=不法行為責任における被侵害利益と公益=基本的人権—
- 第5 結語 一わが国におけるプライバシー権の現状と展望—

【Key Words】

Privacy, Personal Data, Right to Privacy, Right to be let alone, Individuals
Right to Control the Circulation of Information Relating, OECD Guidelines

第1 緒言 一問題の所在一

筆者の所感であるが、個人情報保護法が制定・施行されて以降、「個人情報」という言葉が周知され、国民意識としても、これを互いに侵害しないように心掛けるようになったことは好ましいことである。しかし、残念なことに、現行法制の用語法とは異なる誤解に基づいて使用されるケースがしばしば見受けられ、例えば、これを「プライバシー=私事・私行」と同義と誤解し、あるいは、これと混用することがある。そこで、本稿の冒頭にて、この点をあらためたい。

個人情報とは、すでに国家機関や他人の管理に服している、収集済みの個人の私事に関するデータであり、プライバシーとは、未だ誰の管理にも服していない生の私事そのものを意味する。本稿においては、かような概念的区別を前提として論を進める。

1960～80年代にかけて、情報管理・伝達・演算機器であるコンピューターが実用化され、その利便性に鑑みて、国や地方公共団体などの公共機関や民間企業に普及し、その普及によるコストダウンにより、いまや一般私人までもコンピューターを積極的に導入するに至っている。そして端末の多様化とコンパクト化により、社会の隅々まで浸透するに至っている。周知のとおり、コンピューターは、例えば顧客情報など、膨大な量の個人情報を、紙媒体を用いることなく容易に保存することができる。かような現象を捉えて「コンピュータリゼイション」と表現することがある。

この現象と、最近における行政国家現象の進展が相俟って、国家権力は行政のより一層の円滑化のため、また国民生活の利便に資するため、国民生活の実態を詳しく調査するなど、私人たる国民のプライバシーに関する情報を積極的に探知し、膨大な量の関連情報を保有するようになった。そして、私人たる民間の調査会社なども事業として、依頼者の要求に応じ、リサーチ等の目的で、第三者たる顧客の個人情報を大量に収集し、これを保有・分析するようになってきた。

このような社会現象に続き、1990年代より、インターネットの普及、つまり既存の通信回線が活用され、各コンピューター端末がネットワーク化されたことにより、ある情報を自由に検索し、煩瑣なしに探し当て、容易にダウンロードできることから、誰しもが同じ情報を共有し得ることになった。そのため、もし、一人のコンピューターユーザーがある情報をネットに流したとすると、もしくは誤って漏洩した

とすると、それが特定の受信者のみならず不特定多数のネットユーザーにも取得可能となることから、ある特定の情報が、ネットワークでつながれた全世界の膨大な数のユーザーに共有され得ることになる。かような社会現象を、誰しもが自由に個人情報銀行になり得てしまうことの比喩として、講学上「データバンク社会」ということがある。この現象にくわえて、通信速度と通信可能な情報量は日増しに増加する一途である⁽¹⁾。

既往のような社会現象を以て「高度情報化社会」というところ、ここにおいては、ある人のプライバシーとしての個人情報、一体全体どここの誰によって保存され、どのような使い方をされているのか皆目わからないという事態が生じ得る。この現象は、プライバシー権に対する新たな、しかもポピュラーな侵害態様というべきものであることから、その抑止に努めなければならない。

本稿は、標記のタイトルのもと、法律上保護されるべきプライバシー＝私事・私行の内容と、その権利としての現れ方、現れ方に応じた保護の態様について、現状を検討するとともに、今後における展望について私見を述べるものである⁽²⁾。

註 (1) 佐藤幸司「憲法[第三版]現代法律学講座5」(青林書院新社平成7年) 454頁以下、内藤光博「モデル小説における表現の自由とプライバシーの権利 —小説表現の「芸術的価値とプライバシー権の調整原理の考察」」5～6頁

註 (2) 本稿は、近刊予定の、後藤光男(早稲田大学社会科学総合学院教授)編著「法学・憲法への招待」(敬文堂)に掲載する拙稿を大幅に加筆・修正し、論説形式に書き改めたものである。なお、本稿において引用する判例につき、インターネットの普及に鑑みて、掲載誌の記載を省略したことをお断りする。

第2 プライバシーとプライバシー権の意義

プライバシーの意義に関する議論は、古くて新しい論点である。なぜならば、先に指摘した高度情報化社会は、日々における科学技術の進歩と平仄を合わせて進展するから、プライバシー権に対する侵害態様も刻々と変化し多様化するのだから、その保護を受ける範囲を画する「意義」も刻々と変化するからである。このことからわかるように、「プライバシー」の意義を明らかにすることは、「プライバシーの権利」の意義、つまり法律上保護されるべき利益の範囲を明らかにすることなので、これらを順に説明する。

まず、プライバシーの意義について、人には誰しも自分だけの秘密にしておきたいことがあり、これを私事＝プライバシーといい、法律上は「個人の私生活上の秘密」と定義されている。

つぎに、プライバシー権の意義について説明する。人は誰しもが「個人の私生活上の秘密」を口外することを強制されない、あるいは他人により詮索されないことにより自我＝個性を確立できる、また、誰からも干渉されることのない自己の内面において形成された思想や信条を外部に向かって表現することにより、自己を自由に実現してゆくのである。このように、プライバシーという私的領域は、国民の私生活にとって必要不可欠の領域に他ならないので、これを「権利」として昇華させるのか否かは格別として、少なくとも法律上保護される利益＝「法益」であることは、判例理論においても承認されている。

その見地から、確立された判例理論として、権利の基本的な性質としては「国家権力や他人により、私生活をみだりに公開されない権利」、あるいは「国家権力や他人に干渉されずに、一人で居させてもらいたいという権利 (Right to be let alone)」と定義され、このような定義方

法を「静穩のプライバシー権」といい、古典的なプライバシー権と位置づけるのが一般である。なお、プライバシー権の沿革であるが、わが国固有の法理論ではなく、アメリカ合衆国のサミュエル・ウォーレンとルイス・ブランドイスが、ハーバード・ローレビューに掲載した論考のなかで初めて用いたことに由来する⁽³⁾。

註 (3) Warren, S.D. and Brandeis, L.D., The Right to Privacy, Harvard Law Review 4,1890, pp.93f なお、プライバシー権をわが国の法学界に紹介したのは末延三次博士であり、その論考「英米法における秘密の保護」においてであった(昭和10年)。もっとも、本格的に研究されるようになったのは戦後であり、戒能通孝=伊藤正巳編著「プライバシー研究」(日本評論社 昭和37年)が、その嚆矢といわれている。

第3 プライバシー権の不可避的な多面化①

—消極的・不作為請求権的側面と積極的・作為的請求権的側面—

第2における説明を前提とすると、プライバシー権の基本的な性質は消極的な権利、換言すると相手方に対する不作為請求権であることが明らかとなった。確かに、プライバシー=私事という文言に鑑みると、人が自らやるべきことを意思決定するに際し、他人から干渉されなければ、プライバシー=私事に影響はないことから、保護されるべき権利の範囲としては、これで足りるはずであった。しかし、先に述べた高度情報化という社会現象に鑑みると、これでは狭きに失することが次第に明らかとなってきた。

例えば、古典的プライバシー権のひとつである、「(国家権力や他人により)私生活をみだりに公開されない権利」について考えてみると、ある人に関する情報について、国家や他人がこれを取得したとしても、取得行為そのものを差止め、あるいは、そのことについて損害賠償を請求することもできず、公開された場合にも、それを阻止することはできないが(ただし、例外として差止めを認める余地あり)、損害賠償を

請求できるに過ぎない。その上、公開された内容が事実と齟齬していたとしても、積極的な作為請求権ではないことから、訂正や削除請求さえもできないことになる。これでは、高度情報社会化に伴って新たに出現した侵害態様を抑止できないので、権利としては画餅に帰する。

そこでプライバシー権は、社会の変化に合わせて変容され、従来までの国家や他人の不干渉を求める消極的・不作為請求権としての側面のみならず、より積極的・作為請求的な権利としての側面、つまり「個人が、自己に関する情報をいつ、どのように、また、どの程度に他人に伝えるのかを自ら決定できる権利」という側面を付与されるに至った。これを以って講学上、「自己情報コントロール権 (Individuals Right to Control the Circulation of Information Relating)」, または「情報プライバシー権」というのが一般である。

かようなプライバシー権の現代的変容の沿革であるが、わが国固有の法理論ではなく、アメリカ合衆国のアラン・ウエスティンが再定義を提唱したことに由来するものである⁽⁴⁾。このように定義することにより、権利保護の範囲は拡張され、古典的プライバシー権による保護の範疇から外れていた侵害態様、つまり個人の私生活上の秘密にかかわる情報について、国家や他人が本人の同意なしに、その情報を収集・保存・利用＝開示や提供することも対象とされ、権利侵害として違法とすることができる。なお、プライバシー権の再定義は国際的な広がりを見せており、個人情報保護に関する OECD8 原則が確認されていることに注意すべきである⁽⁵⁾。

具体的に考察してみると、国家機関や他人が本人に関するプライバシーを保有している場合、例えば公立の小中学校が生徒の内申書に記載された情報を保有している場合、あるいは、他人たる私立病院が患者のカルテに記載された情報を保有している場合、本人たる生徒や患

者は、情報保有者である小中学校や病院に対して自己情報の開示を請求し、また保有情報に誤りがある場合には訂正させる権利を有することを意味する。前者を自己情報開示請求権といい、後者を自己情報訂正請求権というのが一般である。

註 (4) Westin, Alan F., *Privacy and the Freedom*, Atheneum, New York, 1967, p7, 前掲内藤 6 頁

註 (5) 「OECD1980年プライバシーデータ移動に関するガイドライン」 Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data 23rd September, 1980 他に、「EU1995年個人情報保護指令」 Directive 1995/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the Protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, 「EU1997年電子通信分野における個人情報保護指令」 Directive 1997/66/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 1997 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the telecommunications sector

第4 プライバシー権の不可避的な多面化②

—私益＝不法行為責任における被侵害利益と公益＝基本的人権—

1 私益＝不法行為責任における被侵害利益としての側面

プライバシー権、またはその母体となる精神的人格権（以下、プライバシー権等と表記）という権利が侵害されたとすると、それに起因して発生する損害とは、被害者の私事もしくは私行が不本意な形で外部に公表されたことに起因する精神的苦痛であることから、民法学においては「非財産的損害」として位置づけられ、いわゆる慰謝料請求権として構成されることになる。条文解釈としては、民法 709 条において一般的不法行為の成立要件が規定され、同法 710 条において、加害者たる不法行為者が被害者の生命・身体・自由・名誉・財産を侵害した場合、併せて「財産権以外の損害」についても賠償責任を負担する旨を規定していることから、これを以て慰謝料請求を認めたものと

解するのである。

このように、プライバシー権等の侵害は、慰謝料を以て填補されることを前提として、プライバシー権等の、不法行為責任における「被侵害利益」としての位置づけは、どのようになされるべきなのかが問題とされている。この点については諸説あり、いまだアウフヘーベンされていないが、数ある体系書のなかで比較的新しく、また有力な論者が提唱している学説として、いわゆる「四段階構造」を説くものがあるので（加藤雅信教授）、この見解に立脚して説明する⁽⁶⁾。

加藤教授は、被侵害利益の要保護性に着目し、その必要性の強弱に応じて不法行為の成立要件を二つに分ける。つまり、要保護性が最も強いとされる生命・身体・健康などの絶対的人格権については、民法709条の成立要件を形式的に充足すれば、それだけで損害賠償請求権が発生すると構成し、しかも、加害者の注意義務を高度化し、過失認定を可及的に容易にする。

つぎに要保護性が強いとされる、物権・自由などの絶対権・絶対的利益については、民法709条の成立要件を形式的に充足すれば、それだけで損害賠償請求権が発生すると構成する点においては絶対的人格権と同じであるも、過失認定については通常の認定、つまり抽象的軽過失のレベルにて注意義務違反を認定すれば足りると解する点において異なることに注意すべきである。因みに加藤教授は、既往の二つの類型について「権利侵害型不法行為」と命名されている。

そして、要保護性の三番目に位置づけられる、個人情報・名誉・プライバシー・氏名・肖像などの相対的人格権については、同法709条の要件を変更し、「違法に」侵害したことを要件として付加する。そして、「違法」といえるのか否かは、被侵害利益の種類や性質如何と、加害者の侵害行為の態様、つまり故意と過失のいずれに起因する侵害

行為なのかを併せ考慮して総合的に判断すると解している。

さいごに、要保護性の四番目に位置づけられる、債権などの相対権・相対的利益については、同法 709 条の要件を変更し、「違法に」侵害したことを要件として付加する。そして、「違法」といえるのか否かは、被侵害利益の種類や性質如何と、加害者の侵害行為の態様を併せ考慮して総合的に判断することについては同じであるも、加害者の侵害行為の態様については、被侵害利益としての要保護性の弱さに鑑みて、故意に起因する侵害行為に限られ、過失に起因するものを含まないと解する点において異なることに注意するべきである。因みに加藤教授は、既往の二つの類型について「違法侵害型不法行為」と命名されている。

既往のような加藤教授の類型論につき、教授みずからが述べておられるように、決して独自の見解ではなく、従来からの有力説と軌を一にする考え方であり⁽⁷⁾、また、ほぼ確立されたと思われる判例理論とも整合的であることに鑑みて、私見としても賛成である。そして、プライバシー権を要保護性の三番目に位置づけられ、対立する他の公益や人権などとの比較考量をしつつ、柔軟な要件のもとに、不法行為責任の有無ないし程度を検討していることにも、同様に賛成である⁽⁸⁾。

註(6) 加藤雅信「事務管理・不当利得・不法行為」第2版(有斐閣 平成7年188頁)

註(7) 前掲加藤185頁において掲げられる澤井教授や藤岡教授の見解など。

註(8) 加藤教授の見解を含む、この点に関する諸学説の整理については、須加憲子「精神的自由権と損害賠償に関する覚書」7～11頁が詳しい。

2 この領域に関する判例の検討

—私人の表現行為と対象者のプライバシーの調整が問題とされたカテゴリー—

(1) 総論

判例理論のうち、一つのカテゴリーとして、個人のプライバシーが

他人の表現行為によって侵害された事案についての一連の判断がある（国家権力による侵害ではなくて私人による侵害事例、つまり私人間の問題）。プライバシー権と表現の自由は、いずれも憲法によって保障された人権であることから、その一方のみを優先して保護することはできず、公共の福祉（憲法13条）による調整、つまり人権同士の等価的な利益衡量により、表現手段、表現目的、対象者の社会的地位などを総合的に考慮して、プライバシー侵害の有無ないし程度を判断する。

しかし、つぎのような場合は、表現の自由の重要性（自己実現と自己統治）と表現の自由の優越的地位に鑑みて、これがプライバシー権に優先する場合があることに注意するべきである。つまり、個人の私生活上の秘密であったとしても、公共の秩序や利害に直接かかわる事実であった場合、対象者が公人であるなど社会的に著名であった場合、私生活上の秘密であったとしても、例えば民事事件の訴訟記録などのように一般に閲覧可能とされている資料に基づく公表であった場合には、事柄の公益性に鑑みて、プライバシー侵害を構成しないと考えられている（公的利益の理論・公的存在の理論・公的記録の理論）。また、最近では、いわゆるモデル小説の芸術的価値はプライバシー権侵害を正当化するのか否かが問題とされている（後掲「石に泳ぐ魚」事件判決など）。

(2)「宴のあと」事件⁽⁹⁾

作家の三島由紀夫は、前外務大臣有田八郎をモデルとして、同人を仮名としつつ明らかに有田と同定し得る表現を用い、有田が昭和34年に実施された都知事選挙に立候補し、落選に至る過程と、有田の再婚相手であって著名な料亭の女将の妻が選挙に協力する様と、同人らの私生活を小説化し（モデル小説）、「宴のあと」と題する単行本として出版した。有田は、当時わが国においては未だ周知されていなかった

たプライバシー権侵害を理由として、慰謝料と併せて謝罪広告の掲載を請求した。主な争点は、有田本人を直接名指しにしていないモデル小説（フィクション）であること、芸術作品であること、有田は公人であること、などの事情がプライバシー権侵害を正当化するのか否か、という諸点であった。

本判決は、個人の尊厳を根拠として「…プライバシー権は私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利として理解される…」と判示し、その権利性を肯定した。続いて、プライバシー権侵害の成立要件として、公開された内容が、私生活上の事実または事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること、一般人の感受性を基準として、当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄であること、一般の人々に未だ知られていない事柄であること、公開によって当該私人が実際に不快・不安の念を覚えたこと、という規範を定立し、本件においては慰謝料請求を一部認容し、謝罪広告の掲載請求を棄却した（高裁にて和解）。本判決の意義は、プライバシー権侵害に関するリーディングケースであったこと、また、プライバシー権侵害の要件を確立したことであった。

註 (9) 東京地判昭和 39 年 9 月 28 日

(3) 「エロス+虐殺」事件⁽¹⁰⁾

政治家の神近市子は「エロス+虐殺」と題する映画が、同人と大杉栄（大正期の社会主義活動家）らが関係した傷害事件等をモデルにしていたことから、その上映が同人の名誉やプライバシー権を侵害するとして、上映禁止の仮処分を求めた（棄却され高裁に抗告）。本判決は、プライバシーなる文言を使用しなかったが「…人格的利益を侵害された者は、加害者に対し、現に行われている侵害行為の排除を求め、或

は将来生ずべき侵害の予防を求める請求権を有する…」と判示し、人格権には物権的請求権に類似する効力があることを肯定した（もっとも、本件では侵害の事実なしとして抗告棄却、確定）。ただし妨害予防という差止請求が、憲法 21 条 1 項において禁止される「検閲」に当たるのか否かという問題を残した。

註 (10) 東京高判昭和 45 年 4 月 13 日

(4) 「ノンフィクション『逆転』」事件⁽¹¹⁾

作家の伊佐千尋は、米軍統治下にあった沖縄において発生した日本人青年 X らの駐留米兵傷害致死被告事件について取材し、「逆転」と題するノンフィクション小説を執筆し、X を実名にて記載した。X は東京にて家族を持ち、新しい生活を形成していたことから、知られたいくない前科を実名にて書かれ、プライバシーを侵害されて精神的苦痛を蒙ったとして本訴を提起した。第一審⁽¹²⁾と控訴審⁽¹³⁾はいずれも、「裏のあと」事件判決の判断スキームをほぼ踏襲し、前科や犯罪歴もプライバシーに含まれるとして、X の請求を認容した。上告審も、被告伊佐の憲法違反（表現の自由侵害）の主張を退けた。

註 (11) 最三小判平成 6 年 2 月 8 日

註 (12) 東京地判昭和 62 年 11 月 20 日

註 (13) 東京高判平成元年 9 月 5 日

(5) 「石に泳ぐ魚」事件⁽¹⁴⁾

作家の柳美里は、月刊「新潮」平成 6 年 9 月号に「石に泳ぐ魚」と題する自伝小説を掲載した。本小説中に登場する「朴里花」なる人物に関する「顔面に現れた完治の見込みのない腫瘍」「大学教授である父親の日本国外におけるスパイ容疑での逮捕歴」などの描写が、柳の友人 X と酷似していたことから、X は自己の名誉とプライバシー権侵害を理由として、この小説を単行本として出版することの差止めを

請求した。柳は、審尋の際にそのまま出版しない旨陳述したので、Xは本件仮処分申請を取下げたうえ、修正版についての出版差止めと併せ、慰謝料請求および謝罪広告の掲載を求めて本訴を提起した。他方、被告柳は、これを無修正のまま単行本として出版しようとしたため、Xはその差止めを請求した。

これに対し、被告柳は、一連の経緯を「表現のエチカ」と題する小説にまとめ、同書平成7年12月号に掲載したので、Xは、これについても慰謝料の支払いを求めて提訴した。第一審⁽¹⁵⁾と控訴審⁽¹⁶⁾はいずれも、「宴のあと」事件判決の判断スキームをほぼ踏襲し、原告Xによる出版差止めと慰謝料の請求を認容し、上告審も被告柳の憲法違反（表現の自由侵害）の主張を退けた。本判決の意義は、その論理が宴のあと事件判決のスキームに依拠しており、その論理を確認した初の最高裁判決であることに求められる。

註（14）最三小判平成14年9月24日

註（15）東京地判平成11年11月6日

註（16）東京高判平成13年2月15日

3 公益＝基本的人権としての側面

(1)問題の所在

本稿の第1において指摘するように、国民のプライバシー権は、私人のみならず国家機関によっても侵害され得る。すると、第4の1において説明してきた、侵害主体としての加害者と侵害客体としての被害者が、いずれも私人であった場合のみ適用され得る不法行為責任構成では、とくに国家賠償請求が可能な場合は格別として、国家機関による侵害の場合には対処できない。このことを具体的に説明すると、つぎのようになる。

確かに、プライバシー侵害の多くは「私人」による侵害事案であり、

例えばマスコミ報道により対象者のプライバシーが暴露されるなどの事案であることから、非侵害利益をプライバシー権そのものと捉えるのか、それとも、その母体となる精神的な人格権と捉えるのかは格別として、私法上の権利侵害と構成し、不法行為に基づく損害賠償責任（民法709条、710条）により被害者を救済すれば足りるとする見解にも一理はある。

しかし、国民のプライバシー権を侵害し得るのはマスコミばかりではない。例えば、国家権力が、行政のより一層の円滑化のため、また国民生活の利便に資するため、国民生活の実態を詳しく調査するなど、私人たる国民のプライバシーに関する情報を探知し、膨大な量の関連情報を保有することがあり得ることは事実であり、その際にプライバシー権侵害を不可避免的に伴うことも、周知の通りだからである。

すると、国家賠償請求が可能な場合は格別として、原則として私人に対する請求権に過ぎない不法行為責任構成では、被害者は法律上救済されないことになってしまう。かりに一步進めて、判例理論により例外的に認められつつある差止請求を行使可能と解したとしても、不法行為法の理論において、被害者による自己情報開示請求や誤情報訂正請求まで認めることは困難であることから、これを侵害された国民の救済としては著しく不十分である。ゆえに、プライバシー権の人権性=対国家的な権利性を否定する見解は妥当ではなく、反対にこれを肯定するべきであろう。

このように、プライバシー権、あるいは、その母体となる精神的な人格権の人権性を肯定するとして、どのような構成により公法的救済をなすべきなのか、換言すると、国家機関による侵害行為を、単なる「違法」ではなくて「違憲無効」とすることができるのかが問題とされている。

(2) 日本国憲法におけるプライバシー権の根拠条文

現行憲法典において、プライバシー権を包括的・一般的に保障する明文の規定は存在しない。しかし、プライバシー権とかかわりのある条項は散見され、これを拾ってみると、内心の自由に関する19条、通信の秘密に関する21条2項、刑事手続きにおける被疑者や被告人の人身の自由を保障する35条や38条などが存在するところ、プライバシーの権利は、これらの各条項において断片的に保障される限りの保障なのか、それとも、各条項が想定する場合以外についても一般的・包括的に保障されるのが問題となる。以下、既往の各条項に照らして考察を加える。

(一) 内心の自由の保障との関係

憲法は、国民に対して内心の自由を保障していることから、国家は各国民が有している各々の思想や信条について、その表白を強制できず、またこれを変更(いわゆる転向)させることもできない(同法19条)。この保障は例外を認めない、つまり公共の福祉による制限さえも受け得ない絶対的な保障である。なぜならば、どのような考えであったとしても、例えば国家転覆や他人を襲撃する意図など、違法行為を企てる意思であったとしても、それが具体的な行動や言動に徴表されない限り、他害の恐れはないので、至極当然のことだからである。

しかし、この保障態様は「無理やり言わされない」「無理やり変えさせられない」ことに限られるので、国家権力が、国民個人のあずかり知らないところで、これを収集し、保有することについては対応できず、不十分である。

(二) 通信の秘密との関係

憲法は通信の秘密を保障し、個人間の通信、つまり信書や電話、電子メール等の内容やこれに付随する通信記録など一切の事項について、国家権力が本人の承諾なしに探知することは原則として許されないと規定している（同法21条2項）。確かに、通信内容等は個人の私生活上の秘密に他ならず、また本人の承諾を得ない探知行為を違憲とするので、プライバシーはある程度保護される。しかし、本条による不可侵の保障は、プライバシーのうち「通信」領域に限られることから狭きに失し、不十分といわざるを得ない。

(三) 人身の自由・デュープロセスとの関係

憲法は、刑事手続き、つまり、事柄の性質上必然的に人権侵害を伴う捜査や公判について、被疑者や被告人には無罪推定の原則が働くことから、その基本的人権＝人身の自由が侵害されることがないように、国家権力に対して適正な手続の保障（Due Process of Law）を要請している。その現れとして、住居や書類などの所持品等の不可侵を保障していることから、原則として裁判所が発付する令状がなければ、被疑者は捜査機関＝国家権力によってこれらを押収されることはなく、また、黙秘権を保障しているので、被疑者や被告人は捜査機関や裁判所に対し、有罪とされる危険がある自己に不利益な内容の供述を強制されることはない。

確かに、書類の内容など所持品にかかわる情報や、みずから実行した犯罪にかかわる事実は、個人の私生活上の秘密に他ならず、また無令状の捜索や差押えを原則として違憲とするので、プライバシーはある程度保護される。しかし、本条による不可侵の保障は、プライバシーのうち「捜査や公判などの刑事手続きを通して得られる情報」に限ら

れることから狭きに失し、不充分といわざるを得ない。

(四) 幸福追求権との関係

既往の考察の結果、プライバシー権とかかわりあいのある各条項の解釈として、プライバシー権に含まれ得る法律上の諸利益を網羅的に保障することは困難であった。しかし、各条項の射程から外れる法益になかには、個人の尊厳や人格的自律にとって不可欠のものがあることも事実である。しかしながら、これを保障すべき根拠条文がなければ、保障の限りではないことになる。プライバシー権のように、憲法典に明文規定は存在しないが、憲法制定後の社会情勢に応じて出現した人権を、一般に「新しい人権」というが、これらは、そもそも人権として保障されるのが問題となる。

この点、憲法 14 条以下に規定される個別的な人権条項を限定列举と解すれば、保障されないことになる。しかし、人権を獲得するまでの苦難の道のり、つまり人権とは決して当然かつ容易に得られるものではなく、多大な犠牲を伴う「権利のための闘争」ともいうべき、「人類の自由獲得のための多年の努力の成果」であったことに鑑みると(同法 11 条、97 条)、過去の成果を現在保障している憲法は、将来における人権の拡大という一層の成果を期待していると考えられる。そうであるとすれば、同法 14 条以下の個別的な人権条項は限定列举ではなくて、将来出現する新しい法益の人権性を肯定し得る例示列举に過ぎないと解すべきである。

それでは、「新しい人権」が憲法上の人権として保障され得るとして、いずれの条項において保障されるのが問題となる。この点、適用すべき条項として考えられるのは同法 13 条の「幸福追求の権利(以下、幸福追求権とする)」であるところ、同条を全体として考察すると、国

政のあり方や方向性を示した宣言規定（訓示規定、つまり努力目標）であることから、ストレートに根拠となるものではない。なお、幸福追求権の沿革であるが、これはイギリスのジョン＝ロックが、当時の国王や封建諸侯の支配から市民階級＝ブルジョアジーの私有財産を保護するために提唱した「生命、自由および財産」の保護という考え方が、修正のうえアメリカ独立宣言に取り入れられ、「生命、自由及び幸福追求」の権利に発展し、それが日本国憲法にも継受されたものである。

既往のような沿革を有する幸福追求権の法的性格をどのように解すべきなのか。この点、13条の文言に鑑みると、「幸福追求」は同条前段の「個人の尊重」の言い換え、あるいは個別的な人権条項の総称であり、先に説明したような宣言規定に過ぎないことから、その一部である幸福追求権に具体的権利性を認めることはできないと解する説がある。確かに、条文の体裁に拘泥するのであれば、そのように解することも可能である。しかし、そもそも憲法は幸福追求の「権利」と明言していること、また、条文の規定の仕方として宣言規定と具体的権利を併存させたとしても矛盾はなく、さらには個人の尊厳や人格の自律のために不可欠の人権を網羅的に規定することは困難であることに鑑みると「幸福追求の権利」なる文言に、これらを包括する具体的な権利規定としての意味を持たせて差し支えない。

以上のような解釈により、新しい人権であるプライバシー権は、同法13条の幸福追求権の一内容として憲法上保障されると考えられている。因みに、この解釈が判例・通説とされているが、各条項の解釈の結果として消極的に導かれた結論ではあるものの、いわゆる「新しい人権」を日本国憲法に取り込む解釈としては一般的かつ穏当であることから、私見としても妥当と考える。

すると、プライバシー権は対国家的権利として承認され、国家機

関に対して公法上のプライバシー遵守義務を課したことになることから、国家機関が国民のプライバシー情報に対して無承諾にてこれを探知し、情報を保管し、これを開示する行為は、別段の法律等による正当化事由が存しない限り、違法のみならず違憲無効とされることになるので、被害者は実質的にも救済される余地が増えることになろう⁽¹⁷⁾。

註(17) なお、憲法学において、一つの人権が複合的性格を有することを前提として、消極的・不作為請求権的側面を「自由権的側面」といい、積極的・作為請求権的側面のことを「社会権的側面」という。

4 この領域における判例の検討

—国家権力によるプライバシー侵害が問題とされたカテゴリー—

このカテゴリーにおいては、強大な公権力と弱小な国民という、憲法が予定する本来の力関係を考慮すれば足り、例えば“表現の自由と名誉の保護”というような、相拮抗する人権同士の等価値的利益衡量に悩む必要はない。ここでは、何がプライバシーの範疇に入るのかが主に問題とされている⁽¹⁸⁾。

「容貌や姿態」に関し、京都府学連事件判決⁽¹⁹⁾は、行進中のデモ隊の容貌などを捜査機関が撮影する行為が、被写体となったデモ参加者の肖像権もしくはプライバシー権を侵害するの否かについての判断であったところ、裁判所は、国家権力に対して保護されるべき私生活上の自由のひとつとして、承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由が、肖像権と称するかどうかはともかく、憲法13条を根拠として認められる旨判示している。

同じ文脈の判決として、自動速度監視装置事件判決⁽²⁰⁾が存在し、オービスと呼ばれる自動速度監視装置により自動車等の速度違反を取り締まる行為は、証拠方法に供するため、速度違反中の違反車両を撮

影しデータを保管することから、その際に運転者の容貌を無断で撮影する行為が、被写体とされた運転者のプライバシー権を侵害するの否かについての判断であったところ、裁判所は、京都府学連事件判決と同じくプライバシー権と明言することはなかったが、同様の法益が同法 13 条によって保障される旨を判示している。

「前科・前歴や犯罪歴」に関し、京都市前科照会事件判決⁽²¹⁾は、雇
用者側代理人弁護士からの、被用者に関する前科等照会に対し、京
都市長がこれに回答した行為が、前科保持者のプライバシー権を侵
害するの否かについての判断であったところ、裁判所は、前科およ
び犯罪経歴は、人の名誉・信用に直接かかわる事項なので、市区
町村長が漫然と弁護士の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、
前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる
旨を判示している。なお、プライバシー権と明言することはな
かった。

同じ文脈の判決として、在日台湾人元日本兵身元調査票事件⁽²²⁾が
存在し、戦時中、特別志願兵として入営し出征した台湾人が、敗
戦に伴い戦犯として処罰されることを避けるために所属部隊を
「離隊」したところ、身元調査票に「逃亡」と記載されたこと
から、その抹消と訂正を請求した事件であったが、裁判所は、
具体的事案としては請求を棄却したものの、個人情報
が当該個人の「前科前歴、病歴、信用状態等の
きわめて重大な事項に関するものであり、かつ、この
情報が明らかに事実と異なるものと認められ、しか
も、これを放置することにより、それが第三者に提
供されることなどを通じて、当該個人が社会生活
上不利な損害を蒙る高度の蓋然性が認められる場
合には、自己に関する重大な事項についての誤った
情報を他人が保有することから生じ得るべき不利
な損害をあらかじめ回避するため、当該個人から
その情報保持者に対して、人格権に基づきその
個人情報中の事

実に反する部分の抹消ないし訂正を請求し得る旨を判示した。

本判決についてもプライバシー権と明言することはなかったが、その母体としての人格権を根拠としている点が注目される。ただし、もっとも着目すべきことは、本判決の読み方につき、被侵害利益としてのプライバシー権の捉え方として、古典的な平穩プライバシー権というよりはむしろ、新しいプライバシー権、つまり自己情報コントロール権としてのプライバシー権侵害の有無が問題とされたとみる余地があることである。

「指紋」に関し、外国人指紋押捺拒否事件判決⁽²³⁾は、日本に在留する外国籍人に対し、同定目的で指紋押捺義務を課していた旧外国人登録法の規定が、対象とされた外国人のプライバシー権を侵害するの否かについての判断であったところ、裁判所は、具体的事案としては同規定を合憲としたが、指紋は性質上、万人不同、終生不変の身体的特徴であって、個人を識別するうえでもっとも確実な手段となり得るものであることから、個人の管理に委ねられるべきである。これを強制的に採取されるとなると、採取された指紋の利用の仕方次第では、私生活やプライバシーが侵害されるおそれがあることから、指紋押捺を強制されない自由を有する旨を判示した。

本判決についてもプライバシー権と明言することはなかったが、在日台湾人元日本兵事件と同じく、プライバシー権を自己情報管理権と捉える文脈で理解されるところに意義を見出すことができる。

「名簿」に関し、早稲田大学江沢民講演会参加者名簿提出事件判決⁽²⁴⁾は、ある学生が同講演会に参加したところ、主催者の早稲田大学が警察の要請に応じ、その学生が自己の氏名・学籍番号・住所・電話番号等を記載した参加者名簿の写しを、警察側に提出した行為が、その学生のプライバシー権を侵害するの否かについての判断であった

ところ、裁判所は、これをプライバシーにかかわる情報としてみだりに公開されるべきものではないとして、プライバシー侵害の事実を認めている。なお、本判決については、古典的プライバシー権の概念からも、侵害の事実を認定できるものと思われる。

註(18) 各類型の指摘については、前掲内藤9～11頁が詳しい。

註(19) 最高裁大法廷判昭和44年12月24日

註(20) 最二小判昭和61年2月14日

註(21) 最三小判昭和56年4月14日

註(22) 東京地判昭和59年10月30日、東京高判昭和63年3月24日

註(23) 最三小判平成7年12月15日など、数件あり。

註(24) 最二小判平成15年9月12日

第5 結 語 ーわが国におけるプライバシー権の現状と展望ー

本稿の第1から第4にかけて、プライバシー権をめぐる法理論状況について、筆者の管見の及ぶ限りではあるが、先行業績を涉獵・整理・検討してきた。やや総花的な検討に失した憾みはあるが、その成果を前提として、プライバシー権をめぐる現状と展望について若干の私見を述べる。

「現状」につき、本稿において主要な判例を検討したことからわかるように、わが国におけるプライバシー権は、少なくとも判例理論のレベルにおいては一定の結論をみている。しかし、成文法（制定法。具体的な法令）のレベルにおいては、未だに議論のさなかであり、プライバシー保護法、もしくはプライバシー基本法という包括的な保護法規は存在しないのが現状である。この点、誤解が散見されるので付言すると、世上よく取り上げられる「個人情報保護法」は、私人のプライバシーを直接保護する法律ではなく、あくまで事業者、つまり情報管理者を規制する法律であり（ただし、民間業者に限る）、換言すると、本法が保護の対象としているのは、事業者によって収集・保存されているデータ（情報）であって、裸のプライバシーそのものではない。

い。要するに、プライバシー保護法ではなくてデータ保護法なのである。したがって、本法はプライバシー権の一側面を間接的に保護しているに過ぎない。すると、現状においては、事業者の管理下にある個人情報以外の、裸のプライバシーに対する侵害行為については、既往の判例理論に即して民法の不法行為責任（同法709条以下）を問うほかないのである。

なお、国家機関に対しては、本法ではなくて「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が適用されるが、これがプライバシー保護法ではなくてデータ保護法であることは個人情報保護法と同じであることから、問題状況も必然的にほぼ同様となる。わが国におけるプライバシー権をめぐる現状は、おおむね以上のとおりである。

「展望」につき、まずは、拙速は厳に慎まなければならないことは当然であるが、データ保護法のみならず、「プライバシー権」そのものの保護を目的とする法律の可及的速やかな立法化が望まれるところである。

つぎに、現状の「データ保護法」、つまり現行の個人情報保護法（対民間事業者）や行政機関保有個人情報保護法（対国家機関）を前提として、国や民間事業者の管理下にあるデータ保護のあり方について、今後、これらの法律をどのような方向で改正してゆくべきなのかを考える必要がある。考える視座として、例えば、先に指摘した「データバンク社会」の延長線上にある問題であるが、例えば、個人が各種のレンタルサービス等を利用する場合、利用履歴が業者のコンピューターに残る。クレジットカードを使用する売買についても同じである。業者が、この履歴を分析したとすると、利用者の習性や性向などを正確に把握できる。業者がこれを把握しておけば、その利用者の利用パター

ンと異なる利用履歴があれば、それは第三者の不正利用であるとの推定が働くので、犯罪行為の摘発という正当な目的に資することにもなる。コンピューター・ハッカー（不正アクセス）を摘発するため、正規利用者のキーボードやマウスの使い方などのパターンを把握しておくことも、パラレルに考えることもできる。しかし、そのような行為は、利用者本人が他人に知られたくないこと、つまり自分だけの秘密にしておきたい真の姿を、赤裸々に浮かび上がらせることも事実である。すると、本人に無断でこれらの情報を探知して分析し、データとして保存し、犯罪摘発目的以外の目的で二次使用する行為には、間接的なプライバシー権侵害の現実的危険性がつきまとうことになる⁽²⁵⁾。

現行の個人情報保護法等や関連法令の展望としては、間接的な侵害を可及的に回避するため、本人のプライバシーにかかわるデータを原則として保護しつつ、例外として一定の場合には、本人の承諾なしに、事業者の管理下にある個人情報を、犯罪摘発目的などの正当な二次使用行為に使用できる方途を確保するため、その間の合理的な線引きをどのようにするべきなのか、いまいちど再考する時期にきているように思われる。

註(25) 牧野二郎「プライバシーとは何か ―プライバシー保護と個人情報保護の違いに関する考察―」12～13頁

以上

先端技術産業における諸政策

Policies on the High-advanced Technology Industry

田村 和彦

I. はじめに

1980年代から先端技術産業として確立し、発展し続けてきた。1990年代以降は、グローバル化の進展と共に、先端技術産業はアジア NIEs の時代から、21世紀の BRICs と呼ばれる国々まで拡大した。従来の重厚長大と呼ばれた重化学工業と異なり、ハードウェア・ソフトウェア、の双方のバランスの取れた発展が求められている。

1980年代の先端技術産業の草創期においては、アメリカ合衆国をはじめとして、ハードウェア・ソフトウェアの開発のために、様々な助成政策や振興政策が実施された。本稿においては、これらの政策について論じていくこととする。要するに現在の成熟化した先端技術産業ではなく、その草創期における政府の性格について取り扱うこととする。

その際に注目し注意すべきことは、先端技術産業はその製品のライフサイクルは短いこと、草創期は先進資本主義諸国がこの産業を、ソフトウェア・ハードウェア双方共にその発展をリードしてきた。

この様相が変わってきたのは、所謂「グローバル化」の進展である。1990年代の中期からそれは本格化した。しかも、先進資本主義諸国の先端技術産業を担う企業自体がアジア NIEs や BRICs へ進出するのみならず、これらの諸国と合併企業を組織するという展開をした。従来の先進資本主義諸国と発展途上国という枠組みを崩す傾向を成している。当初は人件費を初めとしたコストの低減化から始まった。次

第にそれは、先端技術産業の多国籍企業化が進展すると共に質的に大きな変化をもたらした。ハード・ソフト双方の先進資本主義諸国の優位は揺らぎ、アジア NIEs や BRICs 諸国が開発と生産の一翼を担うまでになっている。

こうした状況の変化の中で、本稿は先端技術産業の心臓部に当たる、R&D (Research and Development ; 研究開発) に焦点を当て、これに対する先進資本主義諸国がどのような助成策を取り、育成をしてきたのか、いわば先端技術産業の草創期をこの点から光を当てて論じていくこととする。

21 世紀に入り先端技術産業は成熟産業に発展した。先進資本主義諸国の先端技術産業はどのようにして発展していくのか、その戦略が課題となっている。技術や知識に国境ないグローバル化の時代に入って既に 20 年近い時間が経過した。先進資本主義諸国がその優位をどの様にして回復し確保するかという命題でもある。この点を念頭に論じていくことにする。

II. 先端技術産業の定義

1. 定義

西岡久雄氏の定義を取り上げることにする。

「技術革新とは、簡単には、『新しい製品・製法またはシステムの創出、および既存のそれらの改良』といえる。先端技術とは、技術革新の最前線にあるもので、先端技術を中核として形成される産業が、先端技術産業である。

その産業の具体的な内容は論者や国によって異なるが、たとえば、①マイクロエレクトロニクス産業、②メカトロニクス産業、③光産業、④バイオテクノロジー産業、⑤新素材産業、⑥新エネルギー産業、⑦

航空宇宙産業、⑧社会・産業開発システム産業（たとえば、地域医療システム、交通管制システム、情報通信システム）があげうる。」¹⁾としている。

この定義から明らかなのは、「技術革新」ということである。この「技術革新」が先端技術産業の心臓部なのである。この「技術革新」を実際に実行するものとしては、次の、「研究開発」である。

これも西岡久雄氏から引用する。「先端技術あるいは産業にとっては、技術革新をもたらす研究・開発（research and development、以下では“R&D”と略記）が死活的に重要である。R&Dとは、OECDの定義を参考にしていけば、(a) 新知識を求める基礎的研究（basic research）(b) 応用的研究（applied research）(c) 研究成果や科学知識を用いて行う『①新しい製品・製法またはシステムの創出、および、②既存のそれらの改良』のための開発作業（development work）、である。したがって、(b) は (a) と (c) をつなぐものといえる。また既存の技術革新の定義はほぼ (c) に相当するので、R&D は技術革新をもたらす前提という言い方もできよう。」²⁾

このように、技術革新は、先端技術産業にとっては、必要不可欠であることがわかる。

また、この先端着授産行を別の捉え方で定義づけている見解もある。紹介してみよう。まず、「現代社会を脱工業化社会であり、ソフト化社会であるばかりでなく、ハイテク化社会であるといわれる。」³⁾として捕らえる見解がある。

佐藤俊雄氏である。引用してみよう。

「高度先端技術産業（high advanced technology industry）に関する技術の開発、応用、および実用が経済活動全体に多大な影響を与えつつある現象を経済のハイテク化というが、この現象を同様に産業構

造の変化にもあてはめることができる。すなわち、産業構造全体が高度な先端技術開発およびその実用化に多大な影響を受けて、各産業が次第に知識集約化、情報産業化、およびサービス産業化する現象を産業構造のハイテク化という。

これには二つの傾向がある。一つは、従来からの基礎生産部門である鉄鋼、自動車、家電、その他の機械、およびエネルギー各産業が情報技術産業化、ファイン・テクノロジー産業化および先端技術産業化する傾向である。二つ目は、まったく新しい自主技術開発の成果を産業に応用し、実用化する傾向である。その代表的な最先端技術産業とは a. IC、コンピュータ、およびメカトロニクスなどに代表される ME（マイクロエレクトロニクス）、b. 光・レーザー・通信、c. 遺伝子組み替えに代表されるバイオテクノロジー、d. 新素材、e. 代替エネルギー、f. 航空・宇宙、などの各産業である。こうした現象がこれらの関連下請け企業（サプライヤー）にも浸透し、技術革新（イノベーション）が拡散されたとき、産業構造のハイテク化が成熟化した時期であるといえる。」⁴⁾

2. 先端技術産業の情報化とそのネットワーク化

この点に現在進行中のハイテク化の動向のポイントを見ることができよう。すなわち、先端技術産業は既に論じられている通りに、非常に広範囲にわたることである。しかも、佐藤俊雄氏の指摘されている通りに情報化の進行も飛躍的に進展している。その上、これらの先端技術産業はそれぞれ孤立しているのではなく相互に関連しつつ拡大化を遂げつつある。たとえば、医学において、遠隔治療、遠隔地との医療データのやり取り、遠隔地へのリモートコントロールによる手術等、その応用範囲は拡大している。これと並行して、患者の医療データを始めとする、個人情報の流通も膨大になっている。

要するに、佐藤俊雄氏の指摘するシステム化に向けての動きである。佐藤俊雄氏は流通業を例にして論じている。取り上げてみよう。「情報技術は商品、商品、顧客、および市場などに関する流通情報量を増大させ、その速度を迅速化させる。また流通の流れを多方向化し、ネットワーク化し、そして自動化する。更に、物流・取引の国際化、グローバル化にも拍車をかける。

情報技術は、さらに情報を戦略的に、そして武器として活用することができる。これを狙ったものが戦略（的）情報システム（strategic information system：SIS）の構築である。情報ネットワークを基底とした卸売業のSISは営業（受発注）、物流（多品種・多頻度小口配送）、およびリテイル・サポートの各サブ・システムから構成される。」^{5）}

流通業における情報のシステム化について佐藤俊雄氏の論述を引用してきた。しかし、現在においては先述の医療において、交通の乗客の利用区間と料金収入とその乗客数の把握、といった実態の把握から始まり、つぎにこの実態から次へと進展する。つまり医療においては、医療利用者の病状の把握とこれに対する医療機関の対応、医療費の増加傾向、そこから医療保険制度への検証という方向性を持ってくる。要は、すべてこの様にシステム化され、これへの対応が医療制度まで波及するのである。この点に関しては、財政・法律・制度という異次元のシステム化、即ち制度にかかわるところまで、先端技術産業の応用が進行するにつれて、拡大し質的に変化をしてくるのである。このことは、2番目に論じた鉄道の乗客への対応でも同様である。即ち料金体系、鉄道ダイヤの編成、設備・車両への設備投資、スイカを始めとするIC乗車券とそのクレジットカード化と金融機関との決済の問題等々、その範囲は際限もなく拡大し、それが医療と同様に様々な分野へシステム化の網が拡大するのである。

現在は、このように先端技術産業がその範囲に留まらずに、あらゆる部門に関連を持ちながら、システム化という形で影響力も拡大しているのである。

次の章では、このハイテク化を推進してきた「テクノポリス」について述べることにする。

注)

- 1) 西岡久雄, 「第1章 先端技術, 地域開発, および産業立地」, 1ページ, (西岡久雄・松橋公治編, 『産業空間のダイナミズム—構造再編期の産業立地・地域システム—』, 大明堂, 1989年, 所収)
- 2) 西岡久雄, 前掲論文, 2ページ。
- 3) 佐藤俊雄, 131ページ, 『経済空間の普遍性と固有性—経済地理学のニュー・パラダイム』, 中央経済社, 1995年
- 4) 佐藤俊雄, 前掲書, 131ページ。
- 5) 佐藤俊雄, 前掲書, 106ページ。

Ⅲ. テクノポリス構想について

1. テクノポリスの基本的特徴について

先端技術産業の地域政策としては、「テクノポリス構想」が中核を占めている。その出発点は、「73年末に始まるオイル・ショックを契機に日本資本主義の『構造的危機』が顕在化してからである。」¹⁾ そして、その特徴は以下の7点に集約される。概略してみよう。「第一の特徴は、テクノポリスは先端技術産業の立地拠点の整備計画であって産・学・住の総合的な整備計画ではないことである。…(中略)…開発計画の名称が端的に物語っているように、テクノポリス開発計画は工業開発計画であり、産業基盤と地域の学術研究機能を強化して先端技術産業の立地拠点を整備しようとするものにほかならない。」²⁾

「第二の特徴は、開発計画は1990年度を目標とする工業開発計画であるが、計画の実現可能性やその予測の客観的根拠がほとんどまった

く示されないことである。」³⁾「第三は、…(中略)…テクノポリスはソフトなインフラストラクチャーを中心とした開発計画であるといわれ、各地域世も圏域内の大学を中心に産学官共同研究会を組織したり、公設試験研究機関の拡充、第三セクター方式による地域技術開発振興センター・研究開発機構などが構想され、その多くはすでに実施されている。」⁴⁾「第四に、テクノポリスは従来の開発政策と同様に企業誘致型の開発政策である。」⁵⁾「第五の特徴は、従来の地域開発政策では地域格差の是正が重要な政策課題であったが、テクノポリス構想では地域格差の是正が政策課題から欠落していることである。」⁶⁾重厚長大型の臨海工業地帯の開発と大きく異なる点が空間的に展開されている。これは、以下の通りである。「テクノポリスは内陸部開発型である。先端技術産業の製品特徴である『軽薄短小』型から海運の便よりも空港・高速自動車道などの高速交通の利便性が重視され、空港や高速自動車道のインターチェンジ周辺の内陸部が開発対象とされている。」⁷⁾この指摘は所謂「フットルース性」として認識されている。これが先端技術産業の性格形成に大きな影響を及ぼすことになる。「第六の特徴は、テクノポリス構想では地域の主体性・自主性の尊重が強調されていることである。しかしながら、その主体性は国策＝技術立国を地域レベルで担う範囲内での主体性であり、計画立案過程では絶えず通産省の指導・助言を受けるとともにテクノポリス法・同施行令・開発指針によって開発対象地域や開発計画の内容が制約を受けた。」⁸⁾この点に関しては、拙稿、「第13章 外国資本の進出と地域経済」(西岡久雄・松橋公治編、『産業空間のダイナミズム—構造再編期の産業空間・地域システム』, 大明堂, 1989年, 所収)において論じている。すなわち、「域外支配と分工場経済」の問題と直結するのである。これは地域経済の「自律性」という観点から重要な問題点との指摘がで

きる。もうひとつ重要な指摘は、「テクノポリス開発計画の立案過程の特徴は議会制民主主義や住民自治を否定するものであった。」⁹⁾ そしてこれらの諸点を総合してその本質を特徴付けると次の通りになる。「これまでのわが国の地域開発は、一言でいえば産業立地政策であった。テクノポリス構想の主要な柱のひとつは、先端技術を基軸とする新しい産業立地政策に他ならない。しかし、新しい国策 = 『創造的技術立国』 への手段としてのテクノポリスは、それだけでなく、先端技術の開発と普及、そのための産官学共同の確立、産業構造の知識集約化への転換、国際産業調整をも内包せざるをえない。」¹⁰⁾ 次節においてこの点について論じることとする。

2. 地域経済上の問題点

地域政策としては、元来地域経済に対する新たな産業誘致による地域経済に対する経済の波及効果、雇用創出効果、財政上税収の確保が期待されている。しかし、先端技術産業の場合は、上述の拙稿で論じた、「域外支配」、「分工場経済」という問題があり、またこれは、「地域経済の自律性の喪失」という問題を引き起こしている。拙稿で論じていることと密接な関連性がある。そこで、地域経済との関係に関して次の指摘は特に重要あるので、長くなるが宮入興一氏から引用してみる。「テクノポリス開発の地域経済効果は期待される程大きいものではなく、逆に開発を阻む障害や社会的損失が新たに生じはじめた。①地元での期待する雇用効果は、激しい技術開発競争を特徴とする先端産業では、ロボット化、自動化、省力化によって相対的には、急速的に縮小する。設備の急速な道徳的摩滅に起因する二四時間三交代体制は女子労働を制約し、低賃金、労働条件、労働環境の問題から男子でも定着率が低く、技術者不足はさらに深刻である。②先端産業は垂直的な企

業内分業にもとづいて立地展開しており、少数の下請け企業を除けば裾野は狭く、複雑な域内産業連関の構築は本来困難である。…（中略）…③財政効果はどうか。国の財政危機のもとで新産都市のような補助率嵩上げもなく、国からの財政支援は進出企業にたいする固定資産税減免にともなう減収分の交付税補填と地方債の特別許可だけで、ほとんど期待できない。先端技術の技術革新は激しく、特別償却と耐用年数の短縮は最大の税収目、償却資産税を急速に減少させよう。膨大な研究開発投資と利益の本社吸収により所得課税の減収分も大きい。」

¹¹⁾ 地域経済の振興が本来の目的である地域政策は、実は企業本位に政策立案されかつ、実施されていることがこれで明白になっている。

先端技術産業といえば、「重厚長大」の重化学工業と異なり、「知識集約」産業、「情報産業」として期待は大きかった。しかし、その実情は最後に引用した宮入氏の記述に集約される。これは、わが国における、「域外支配」、「分工場経済」である。実際は従来の産業誘致型の地域政策であることが明らかになっているのである。

上述の拙稿では海外進出における「域外支配」、「分工場経済」について論じた。資本の国際戦略の下では、宮下氏の指摘が「資本の論理」として国際的にも貫徹している。グローバル化を視野に入れて、拙稿では論じたのである。そこで、次の章ではこのグローバル化によってどのような展開を見せているのかを検討してみることにする。

注)

- 1) 鈴木茂「序章 テクノポリス構想の経過と概要」11-12 ページ、(日本科学者会議編、『テクノポリスと地域開発』、大月書店、1989年、所収)
- 2) 鈴木茂、前掲論文、17 ページ。
- 3) 鈴木茂、前掲論文、20 ページ。
- 4) 鈴木茂、前掲論文、20 ページ。
- 5) 鈴木茂、前掲論文、22 ページ。
- 6) 鈴木茂、前掲論文、22 ページ。

- 7) 鈴木茂, 前掲論文, 23 ページ。
- 8) 鈴木茂, 前掲論文, 23 ページ。
- 9) 鈴木茂, 前掲論文, 24 ページ。
- 10) 宮入興一, 「Ⅱ 地域開発の新展開とテクノポリス」54-55 ページ, (日本科学者編, 『テクノポリスと地域開発』, 大月書店, 1989 年, 所収)
- 11) 宮入興一, 前掲論文, 65 ページ。

Ⅳ. グローバル化の進展

先端技術産業は 1990 年代の中期からグローバル化を進展させた。始めは家電を中心とした製造業であった。次第に先端技術産業がグローバル化を進行させた。この点について言及することとする。

先端技術産業の立地因子の中で顕著なのが輸送費の観点である。これについては、「重量が大きくかつ重量あたりの製品価格が安い産業では、輸送費を慎重に考慮した立地が行われる。しかし、IC のように軽量かつ高額な商品で、輸送費が殆ど無視できるような場合には、立地は輸送費には左右されないフットルースな状態となり、集積や労賃などの他の因子によって決まる。半導体やコンピュータでは、国際輸送のみならず国内輸送にも、割高であるが迅速な航空便がりようされることもある。」¹⁾ 所謂フットルース性により輸送費の問題がクリアされグローバル化を進展させる重要な因子となるのである。次は労働力。「労働市場の地域的な分断化が起こり、地域的な賃金格差が常態になる。このようにして生じる地域差は、産業の全国的な立地のパターンを決定するうえで、輸送費と並ぶ広域的な条件となる。

しかしながら、実際には近代の歴史にのなかで、国内における農村から都市への人口移動は非常に大きなものであった。また、国際的にもヨーロッパやアフリカ、アジアから南北アメリカなどへの移民の大きな流れがみられた。」²⁾ 労働力を日本企業が海外に求める契機となるのである。そして、労働力の質について新たな特質を生み出してくるのである。

「一般的な労働市場の階層分化が、空間的にも再編成される。熟練工に依存している場合には、立地も既存の工業地域に縛られるが、単純労働力でもすむ部分的な工程に関しては、縁辺地域に移転することができるようになる。また、大都市自体の内部でも、工業だけでなく流通・サービス業においても、内部化された大企業労働者と、非常勤やパートタイマー、更には中小企業部門での流動的な労働者層や内職者までの階層的な構造が形成される。」³⁾ 労働動力のグレードによる格差から企業内における構造的な格差へと展開する。すなわち、企業内地域間分業へとこの格差は進展し企業構造の中に組み込まれるのである。

その結果、空間的な構造を生み出すこととなるのである。この点について、富樫幸一氏は次のように指摘する。

「大企業は、都市部での賃金上昇と硬直化した労資関係から逃れるために、国内の農村部から縁辺地域へと低賃金・未組織・単純労働力指向の工業分散を始めていた。労働過程の脱熟練化と交通体系の整備がその条件となり、国家の産業分散政策と自治体の企業誘致がさらにそれを促進した。

しかしながら、このような工業立地の地方分散による地域開発政策は、低賃金・単純労働指向の単なる分工場の進出にとどまった(branch plant economy, externally controlled economy)。中枢管理機能と先端的な研究開発機能については、情報の集積や接触の利益を求めて首都とその周辺になお集中した。

その結果、同一産業あるいは同一企業の内部において、地域間での機能分化が進み、所有と意思決定にかかわる階層的な空間分業が確立する。かつての農工間の商品流通や、都市への労働力移動、資本の大都市集中による地域間分業と地域格差のうえに、それを利用しつつもさらに変容させながら新しい空間分業ができあがってきたのである

(マッシー)。」⁴⁾ さらにこれが国際分業に波及する。これから述べる
とことが、本章の核心である。

「新しい国際分業が生まれてくる。先進国内部で発生したものと同様
に、多国籍企業による発展途上国への直接投資によって、途上国の自
由貿易地区や首都周辺に工業成長が起こり、企業内国際分業と企業内
貿易が発展してくる。この逆に先進国においては、製造業の競争力の
衰退と多国籍企業の対外投資により、産業の空洞化問題が発生した。」⁵⁾

ここにグローバル化の進展の特徴とその問題点が現れている。そし
て単なるグローバル化の進展だけでなく、そこからネットワークが形
成される。この点について指摘しよう。

再び富樫幸一氏は以下の通りに指摘している。「第一に財やサービ
スの流通をめぐる空間的な制約は、輸送費の低下と関税等の引き下げ
を通じて、国内の地域間だけでなく、国家間でも小さくなっている。
… (中略) …第二に、財の生産—流通—消費という経済循環が、空間
的に全く無差別に行われるわけではない。生産の規模と需要の市場圏
との対応関係によって、相対的なまとまりをもった経済圏が重層的に
形成されている。」⁶⁾

次に空間分業についてからである。「第三に、地域間および国際間
での経済的な所得格差は非常に大きい。このことから、まず周辺か
ら中心への人口の地域間移動が生じるし、資本による賃金格差用を
通じた新しい空間分業も形成される。… (中略) …第四に、産業連
関や市場圏の内部の各地域が全く異質なものになることはない。ハ
イテク産業やクラブト的な熟練による特定産業の集積地域や、国際
的な金融・情報の中核機能をもつ世界都市のように、少数の中心的
な拠点がグローバル化のなかで顕在化する。… (中略) …第五に、
NIEs・ASEAN が典型であるように、先進国からの資本・技術の移転

や対米輸出の拡大という枠組みのなかで、縁辺諸国のなかからも産業発展と経済成長の軌道に乗るケースがでてくる。外部指向的な工業化から出発して、次第に域内での産業連関が広がり、所得水準の上昇にもなって国内の消費市場の拡大してくる。」⁷⁾

このように、1990年代のグローバル化の進展により所謂発展途上国は、アジアNIEs、さらにはBRICsへと展開を遂げている。その中で、先端技術産業も成熟産業化してきた。本稿の始めに触れたテクノポリスはどの様になったのかその意義について、最後に論じることにする。

注)

- 1) 富樫幸一、「第1章 グローバル化のなかの地域経済」、30-31ページ。(岡田知弘・川瀬光義・鈴木誠・富樫幸一著、『第3版 国際化時代の地域経済学』、有斐閣、2007年、所収)。
- 2) 富樫幸一、前掲論文、31-32ページ。
- 3) 富樫幸一、前掲論文、32ページ。
- 4) 富樫幸一、前掲論文、55-56ページ。
- 5) 富樫幸一、前掲論文、56ページ。
- 6) 富樫幸一、前掲論文、61ページ。
- 7) 富樫幸一、前掲論文、62ページ。

V. 終章 テクノポリスの意義

わが国における地域政策は、重厚長大型の産業政策以来政府による、インフラ整備型の産業誘致型であった。特に戦後の経済復興に始まり、1960年代の高度経済成長政策、これらは政府主導であることに変わりはない。この特徴について須原祥介氏の指摘を引用してみよう。「わが国の地域開発政策の本流は外来型開発論というものであって、公共事業や政府の補助を導入して、産業活動の基盤を整備し、必要な企業を域外より誘致する方法である。」¹⁾ この延長線上にテクノポリス構想があるのである。さらに続けよう。「この方式は地元の産業間

同士で有機的産業連関を殆どもたず、大企業の誘致で一挙に地域開発を行い、地域の所得上昇や税収を期待しながら、最終的には企業誘致は県民や住民の福祉を向上させるもとであるという構図がとられているのである。」²⁾ これは、大規模なインフラ整備を行って、いわば外部経済の条件を整備して、企業を誘致するのが、この政策の本質である。そこで、この政策は1971年のニクソン・ショックでつまりき高度経済成長は終焉を迎えた。しかし、その後の円高を契機とする産業転換政策によりこの政策は生き残ったのである。とどめをさされるのは、所謂1992年のバブル崩壊である。テクノポリス政策に論述を戻そう。須原祥介氏はテクノポリス構想について以下の通り指摘している。「テクノポリス開発方式であるが、誘致産業として先端技術産業を採用したのはある意味で新しさはあるが、基本的には外来型開発方式であり、今までの本流の開発方式と変わらぬものである。」³⁾ 当初は、須原祥介氏の指摘の通りと言えよう。しかし、1990年代中期以降の急速なグローバル化の進展によって、こうした政策は効力を失ってきたのである。

なぜならば、グローバル化の進展があまりに急速であること。先端技術産業においては、ハード・ソフト双方の発達が急速であり、R&Dも民間主導となってきたのである。それとともに、先端技術産業の製品ライフサイクルは重厚長大型と比較すると非常に短くなってきたのである。そのため、政府のこれらの産業政策よりも民間企業の進行のほうが急速であった。特に21世紀に入ってから、アジアNIEsから、BRICsに発展途上国の経済発展の国々が拡大した。また、先端技術産業が成熟産業化した。先進資本主義諸国は、R&Dによる科学研究の発展によって活路を見出さざるを得なくなっている。この例として、産学協同や大学ベンチャー企業が挙げられる。これらの諸策

は、政府の関与や財界からの大学に対する研究への要求がある。発展途上国において先端技術産業が確立されつつあり、成熟産業化している現状において先進資本主義諸国は、R&Dの高度化とその知識のネットワーク化が求められる。要するに、知識の応用化とその集約化、が求められている。その上、法律上では、「知的所有権」による保護へその政策はシフトしている。これは特に、中国における高速鉄道や、イベントの模倣によってその保護が強調されるようになった。

先端技術産業においてはそのR&Dの重要性が強調されるようになってきている。そのため、大学における研究・教育にまで関心が波及している。したがって、ただの単なる産業政策ではなく、大学教育に始まり、わが国の教育にまで、政府の産業政策の範囲が広がっている。

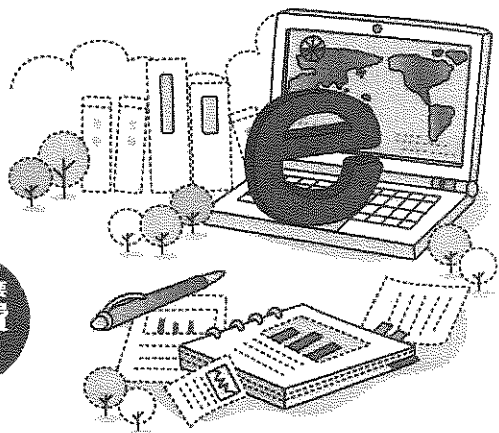
このように、テクノポリス構想に始まり、R&Dの問題に検討の対象が拡大している。先端技術産業は、ハードとソフトのバランスの取れた開発と、その有効な活用が求められるようになってきている。発展途上国との競争にさらされる事となっているのである。

注)

- 1) 須原祥介, 「第1章 産業政策と地域経済」, 33 ページ, (福島久一, 川島陸夫, 三宅忠和, 斎藤重雄編, 『産業調整と地域経済』新評論, 1993年, 所収)。
- 2) 須原祥介, 前掲論文, 33 ページ。
- 3) 須原祥介, 前掲論文, 33 ページ。

日本大学におけるeラーニングの戦略的活用の研究

一高大連携,入学前教育,学部教育そして大学院教育における
eラーニング導入の必要性和パイロットプログラムによる実証的研究一



事前申込不要
**参加費
無料**

日時

平成25年 **11月23日(土・祝)**

13:00~17:00
(受付 12:30~13:00)

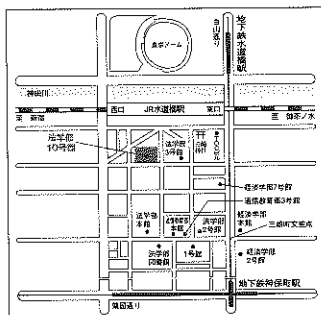
会場

日本大学法学部
10号館 1011講堂

(千代田区三崎町2-12-1 水道橋駅下車3分)

プログラム

- 13:00~13:10 ①問題提起
- 13:10~14:10 ②日本大学におけるeラーニングの現状
- 14:10~14:40 ③各大学におけるeラーニングの活用状況
- 14:50~15:50 ④商学部におけるパイロットプログラムの実施と結果分析
- 16:00~17:00 ⑤パネルディスカッション



●お問い合わせ先 日本大学通信教育部研究事務課
〒101-8354 東京都千代田区三崎町2-2-3
TEL:03-5275-8890 FAX:03-5275-8887
E-mail:did-kenkyujimuka@nihon-u.ac.jp



プログラム

13:00~13:10

①問題提起

プロジェクトの狙い 福田 弥夫 日本大学通信教育部長(研究代表)

13:10~14:10

②日本大学におけるeラーニングの現状

(1)アンケート結果に見る日本大学におけるeラーニング

古賀 徹 日本大学通信教育部教授

(2)通信教育部におけるメディア授業

関根二三夫 日本大学通信教育部教授

(3)大学院総合社会情報研究科の授業

階戸 照雄 日本大学大学院総合社会情報研究科教授

(4)教務システムから見たeラーニングの問題点

藤田 隆 日本大学通信教育部教務課長

14:10~14:40

③各大学におけるeラーニングの活用状況

関東地区及び関西地区の大学の調査報告

大嶽 龍一 日本大学本部学務部教育推進課課長補佐

14:40~14:50

(休憩)

14:50~15:50

④商学部におけるパイロットプログラムの実施と結果分析

(1)入学前教育とeラーニングの活用

佐藤 健一 日本大学商学部教授

(2)付属高校から見た入学前教育とパイロットプログラム

野澤 拓夫 日本大学高等学校長

(3)パイロットプログラムとメディア教材の作成

成毛 信男 日本大学商学部教授

(4)パイロットプログラムの学習効果の分析

山添 謙 日本大学商学部専任講師

(5)eラーニングの運営上の課題

松林 肇 日本大学本部学務部特任事務長

15:50~16:00

(休憩)

16:00~17:00

⑤パネルディスカッション

日本大学におけるeラーニングの可能性

学びの名ステージにおけるeラーニング活用と可能性

(1)高大連携・入学前教育

(2)リメディアル教育

(3)予習復習

(4)資格取得教育

(5)その他の可能性(生涯学習など)

(6)大学全体としての取組みの必要性(センター設置に向けて)

(7)その他(コンテンツ作成とLMSなど)

【パネリスト】

福田 弥夫 日本大学通信教育部長(研究代表)

吉野 英治 日本大学学務部長

佐藤 健一 日本大学商学部教授

松林 肇 日本大学本部学務部特任事務長

山本 寛 日本大学理工学部教授

野澤 拓夫 日本大学高等学校長

問 題 提 起

研究代表者 福田 弥 夫

ただ今から理事長特別研究公開シンポジウム、「日本大学における e ラーニングの戦略的活用の研究、高大連携、入学前教育、学部教育そして大学院教育における e ラーニング導入の必要性とパイロットプログラムによる実証的研究」のシンポジウムを開催させていただきます。

私は、このプロジェクトの研究代表者、法学部教授、通信教育部長の福田でございます。どうぞよろしく願いたします。

まず初めに、問題提起からさせていただきたいと思います。

e ラーニングは、既に日本大学の場合は通信教育部及び大学院総合社会情報研究科において導入済みでございます。また、各学部において、いろいろな形で若干の e ラーニングの導入が図られているというふうに理解しております。

大学設置基準が改正されまして、実は、通信教育課程だけではなく、大学の通学課程においても、e ラーニングによる単位取得が 60 単位、これを上限として認められるようになりましたけれども、本学の各学部の通学課程を見ますと、この設置基準の改正というものを日本大学の教育の戦略の中に取り入れてはいないというふうに考えております。しかし、日本一の教育力、これを目指す日本大学として、この教育力確立のためには IT 技術を駆使した e ラーニングの活用が不可欠ではないかと考えたわけでございます。ところが、これ

に対する全学的な取り組みというものは今までなされてないので、昨年始まりました理事長特別研究にこのeラーニングの研究を応募させていただいた次第でございます。

まず私もは、eラーニングを本学への早期入学決定者に対する入学前教育にどのように活用していこうかということを考えさせていただきました。一部の学部におきましては、特定の業者に対して委託するという形でDVDなどを使った入学前教育、これは実施されておりますが、全学的に統一した入学前教育の実施はされておらず、日本大学全体の入学前教育及び高大連携に向けた取り組みはなされておられません。このプロジェクトというのは、実は付属高校との連携、これを深く考えた、そしてこれを全学的に展開しようということを視野に入れた構想のプロジェクトでございます。この理事長特別研究というのは、教員だけではなく、事務職員の方も入って教職員一体となったプロジェクトであるということと、47名と非常に大人数のプロジェクトとなっていること、それから、本部・各学部の教職員のほか、付属高校の先生方にも入っていただいているという、非常に大きなプロジェクトでございます。

言うまでもないことですが、我が日本大学は日本一の総合大学であると思います。学部間の連携を深めることによって、他大学では提供できない教育内容というものを日本大学としては提示できるのではないかと。その一つの方策が平成10年に開始されました遠隔授業であります。もう一つは、平成7年にスタートした相互履修であります。

遠隔授業につきましては、時間的な制約が若干伴い、また、相互履修につきましては、各学部のキャンパスが別れているという地理的な制約が伴いまして、非常にすぐれたシステムであるにもかかわらず、

有効的、積極的な活用が実はなされていないのではないかということが若干懸念されます。

設置基準の改正によりまして、メディアを利用した遠隔授業は、今は同時双方向である必要はなくて、オンデマンド型のeラーニングの活用によって、実は相互履修等を含めて学部間の絆を深められるのではないかとも考えられます。

eラーニングの先進国であるアメリカに私は留学させていただいたわけですが、アメリカでは、現在、通学課程の学生に対して、eラーニングによる授業を提供するのが各大学において一般的となってきました。いわば、個々の学生の状況に応じたオーダーメイド型のハイブリッド教育、これがアメリカでは普及しつつあると見ております。アメリカの大学における授業メディア化の基準、コンテンツの作成状況、あるいは受講生の支援システム、いわば総合的な学習支援システム、これを中心に検討していけば、本学の開設科目のeラーニング化の具体的なモデルが作成、策定できるのではないかと考えました。

日本大学の教学戦略委員会の第一次中間答申、これは平成24年4月9日出されたものですが、eラーニングについて直接言及はしておりません。しかし、その提言する内容の多くは、実はeラーニングと深く関係するものだというふうに理解しております。

一つの例を挙げますと、高大連携ワーキンググループがまとめた今後の方針及び方策は、付属高校からの推薦入学者に焦点を合わせて、大学入学までに基礎学力や勉学習慣が希薄となるために、大学入学までの空白期間を埋める入学前教育は非常に重要になっていると述べています。もっとも、この点に関しましては、卒業前教育ということで全学的、全付属高校の間での取り組みがなされることになっております。

この入学前教育につきましては、この卒業前教育とは異なり、各学部・学科がそれぞれのポリシーに基づいて、大学入学後に重要であると思われることについて積極的な学習を入学前に学生に対して提供する、そういう教育を提供するものでございまして、入学前教育と卒業前教育、これらは二つ分けた概念として私たちは捉えております。

この入学前教育は、基礎学力の維持、充足に目的があるのではなくて、学部・学科が早期入学決定者に対して、その学部・学科の特性から入学後に特に必要ないしは重要となると思われる科目等の強化、これが目的でございます。したがって、少なくとも合格通知を出した後の早期入学決定者に対しては、やはり大学・学科側の責任として入学前教育、これを実施すべきであろうということが我々の考え方でございます。その手法といたしましては、eラーニングが効果的ではないかと考えられ、この研究は、高大連携に関する中間答申の実現に向けての方策ともなると考えた次第でございます。

特に、昨年商学部で実施いたしました、入学前教育のパイロットプログラムの実施に際しましては、コンテンツの作成はもとより、実施に際しての課題等、今後のeラーニングの戦略的展開に向けての重要なデータを得ることができました。これが2年目、3年目に向けての全学的な展開の第一歩となったわけでございます。また、高大連携教育に目を向けますと、これは狭義には、狭い意味では大学における学習を高校の単位として認定する制度を意味しまして、広い意味では、高校と大学の連携のもとに行われる教育活動、これを指しております。現在、付属高校を中心として実施している本学の高大連携は、大学における学習を大学入学後に大学の単位として認定する制度でありまして、高大接続教育の一つであると理解しております。各学部で実施しておりますけれども、時間的、地理的制約のために余り活発には

実施されていないというのが、私の所属する法学部の現状ではないかと思っております。これにつきましても、eラーニングの活用がこの制度を活性化するのではないかというふうに考えております。

このような意図から、このeラーニングプロジェクトはスタートしたわけですが、おかげさまで商学部が昨年実施いたしました結果において、いろいろ有益なデータが得られました。今後、日本大学がeラーニングをどのように活用していくかということについての一つの指針、これが出てくるのではないかと考えます。

本日は昨年度のパイロットプログラムを中心に、第一部では、日本大学におけるeラーニングの現状、そして続きまして、昨年実施しました関東地区及び関西地区における各大学の調査報告、商学部におけるパイロットプログラムの実施とその結果分析、最後はパネルディスカッションという形で、本学におけるeラーニング導入の可能性、それから将来の方向性について、皆さんと議論していきたいと考えております。

長時間にわたりますけど、最後まで皆さんご協力くださいますよう、どうぞよろしく願いいたします。



パネルディスカッション

パネリスト

福 田 弥 夫	日本大学通信教育部長（研究代表）
佐 藤 健 一	日本大学商学部教授
山 本 寛	日本大学理工学部教授
吉 野 英 治	日本大学本部学務部長
松 林 肇	日本大学本部学務部特任事務長
野 澤 拓 夫	日本大学高等学校長

福田: それでは、4時10分となりましたので、最後のこのパネルディスカッション、「日本大学におけるeラーニングの可能性、学びの各ステージにおけるeラーニング活用と可能性」ということで5時までディスカッションをしまいたいと思います。

司会進行を担当いたします、プロジェクトリーダーの福田でございます。普通は、こういうパネルディスカッションは、どこで誰が何を言うかとか、誰が何にどう質問するかというのが決まっているのですが、今日は一切決まっておりませんので、本当にぶっつけ本番というか、私の問題提起に対してそれぞれのパネリストの方々からいろいろなお考え、そういうことをお伺いして進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、(1)の「高大連携・入学前教育」、これからスタートしたいと思います。

先程、佐藤先生から、商学部での入学前教育の必要性、特に何でTOEICになったかと、いろいろお話がりましたが、TOEICの点数の、付属校とそうでないところの差ということについて出てきました。

佐藤先生、初めて分析されたときの経験、感想とか、その辺についてはいかがですか。

佐藤：先程も申し上げましたけれども、この資料で言いますと、資料の1について一連の3、4、5ページと6ページにあたります。予想がつかなかったわけではないのですけれども、ただ、先程触れなかった点で言いますと、入学後の付属生たちにもいろいろ聞いてみました。そうしたところ、アルバイトと自動車学校、免許を取るための自動車学校解禁ということで、この二つで3か月間過ごしたということなのです。そうすると、アルバイトもいろいろありまして、やっぱり手っ取り早いアルバイトとなってくると、居酒屋などでということで、どうしても夜型になってしまうようなのです。正直なところを聞きました。すると、朝も起きるのが遅いという生活パターンになってしまうようです。そこで4月を迎える、そうするとスタートダッシュがきかない。一方、一般入試組はぎりぎりまで勉強してきますのでスタートダッシュが良いのですね。その間の違いが出るわけですが、そもそも持っている学力はそれほど大きく、このグラフのような開きはないのではないかとこのように私は考えています。したがって、とにかく勉強する習慣、別に英語でなくてもよかったですけれども、これを持ったまま4月を迎えさせたいと、これが唯一の目的でした。たまたまデータをとったのがTOEICだったし、TOEICはスコアが明白に出てきますので、少しでも良い点数、ここまで開きがなければやる気が出るだろうと思いました。

ただし、先程山添先生がおっしゃいましたけれども、これも実際に付属校出身の学生たちから聞いたことなのですが、やっぱり初級クラス狙い、ここで楽な英語をやって楽に単位を取りたいという、戦略的低スコアですね。これを目指す学生たちも残念ながらいます。そこを

どうするかというのが、今、私は初年次教育運営委員長を兼ねていますので、その初年次教育も含めて、入学後どうするかということを考えなければいけないと、つくづく考えているところでございます。

福田：ありがとうございます。

これに関連して野澤先生から何かコメントがございませんでしょうか。

野澤：なかなか付属校にとってはきついお言葉だと思いますが、おっしゃるとおりです。まして、早期入学が決まってからは、将来への目標意識を持っていたとしても、学習面でのモチベーションを維持し続けるのは困難だと言えます。この時期に、大学入学後につながるようなプログラムをお願いしたいと申し上げておりますのは、まさにそのためです。その点、TOEICなどは最適なものと考えます。高校3年のクラス担任をしていた頃、私は生徒たちに常々こう話しておりました。「付属高校の生徒は、一般高校の生徒より早く入学が決まるのだから、入学までの間に何もしないのはもったいない。その間、『英会話』を勉強すればいい。理由は簡単、英語からは一生逃げられないからだ。また、この時期は、受験勉強のお陰で英語の単語も熟語も最も多く頭に入っているから好都合なのだ」と。もう一つ私は「パソコン」を薦めておりました。パソコンも今ほど普及はしていませんでしたが、この二つはきっと生徒たちにとって今後は三種の神器のように絶対必要なものになると考えていたからです。特に英会話が必要だと思ったのは、これからますます外資が入ってくると、日本語ではなく英語で会議が行われるようになるはずだと考えたからです。実際、私の友人も数十年前、日産自動車に入社した頃、英語での会議に苦勞していましたから。また、その反面、例え英語は苦手でも、英会話は別物のようなどころがあり、外国人との間に意思の疎通が図れるようになると

いう面白さがありますから、生徒に取り組ませやすいと言えます。また、学習効果が点数化できる点も、有効です。とは言え、各付属校が独自でこれを行うのは負担が大きく、非効率でもあるので、本学と付属校全体の取り組みとして進めさせていただければありがたいと思っております。

福田：ありがとうございました。

野澤先生、もう1点ですが、これは私の今までの持論ですけれども、高大連携教育で、例えば高校の2年生あたりに、日本大学の歴史というものをeラーニングで学んでいただいて、それを日本大学への進学のも機づけにし、それが入学後に単位になるとか、そういうことを来年パイロットでやってみたいなと思っております。その点どうお考えですか。

野澤：私どもの学校は中高一貫校であり、今度、藤沢高校に小学校ができますから、幼稚園から大学院までが一貫することになります。ですから、高校2年生と言わず、例えば高校入試合格時から入学までの間に、それこそ入学前教育として取り組ませ、本学への帰属意識を持たせるきっかけにしてはどうかと考えます。

私は中学の教頭時代から現在まで、新入生オリエンテーションの際に、学祖山田顕義伯の生涯をかみ砕いた内容で話して、日本大学がいかに誇れる大学なのかという意識を生徒に持たせようと努めております。ですから、日本大学の歴史についても、幼稚園児、小学生、中学生、高校生という対象ごとにバージョンを変えて学習させれば良いのではないかと考えます。それこそ幼稚園児、小学生に対しては、紙芝居ぐらいのところからスタートされれば良いのではないのでしょうか。

福田：ありがとうございます。

ぜひ来年は、2年生ぐらいに12回ものでパイロットをやってみた

いなと思っています。どうぞ協力をいただければと思います。

次に、先程野澤先生の方から出てきた高大連携との関係、それから入学前教育での単位化についてお話が出たのですが、吉野部長、この辺はどうお考えですか。

吉野：単位化ですね。できればモチベーションがあるのでそれにこしたことはないと思いますが、どういう形で各学部・学科が認めてくれるかというのが勝負どころとなってきょうかなと思います。いずれにしても、単位を認めるにしても、例えば1単位の定義というのがございますよね。15週の中で45時間やると、黒板では15時間やるといようなことで定められていますので、それを入学前教育でどういう形で認めていくのか、そういうアイデアなり業なりは、今、私の頭の中にはありませんが、ただ、そういうようなものがあればモチベーションとなり、一生懸命勉強してくれる、そういう施策にはなるかなと思います。

福田：とすると、例えば、全学共通教育教養科目みたいなものを、前倒しで付属とか推薦での早期入学決定者に対して、共通科目についての提起をして、それを単位化するということで、問題はなくなるということになりましょうか。

吉野：それが時間的にどうかということです。

福田：時間ですね。

吉野：集中授業も今認められるところまでいっていますので、それをどういうふうにやればということになります。

あともう一つ、高校の現場はかなり忙しいというふうにお聞きしています。そこで、卒業した後、どういうふうな形で生徒たちの面倒を見ているのか、高校の現場サイドがちょっと読み切れないところがあるのですが、卒業前であるならば、何かいろいろな形でマネジメント

できるというところがあるかなと思っています。どうですか、野澤先生。

野澤：卒業前というのは、本校で言えば3月1日の卒業式以前というお話でしょうか。

吉野：目下の解釈としては、3月1日以降ならば卒業してもよろしいということだと思うのですけれども、卒業してしまった後だと、高校としてはどうですか。

野澤：ですから、発表の際にも申し上げましたように、高大連携教育の中で、推薦合格以降を卒業前ではなく、すべて入学前と位置づけていただければ、ありがたいということです。eラーニングは在宅型で対応できますから、合格時点から学習を始め、卒業後も継続し、大学入学までの期間に終了、と同時に単位が修得できるようにしていただければ、生徒の学習に対するモチベーションを維持し続けることができます。これは、一例ですが、TOEICの場合でしたら、スコアがありますから、GPAにも対応できるのではないのでしょうか。

福田：ありがとうございました。

とりあえず(1)はこの程度にいたしまして、あまりやっていると5時までに終わらないことになりますので。

次の(2)の「リメディアル教育」の方へ入りたいと思うのですが、今までいろいろな日本大学の教育制度とか学習支援システムを見てきて、非常に成功をおさめている一例として、理工学部のパワーアップセンターがあると思っております。山本先生、このパワーアップセンターとリメディアル教育、それからeラーニングの方向性について、何かお話をいただけませんかでしょうか。

山本：私は口下手なので。(少しデータが画面に出る前に)理工学部がもうほぼ4年になりますけれど、勉強に自信がない学生を中心にと

ということで、スタートラインでパワーアップセンターを始めました。(ちょっとスキップさせていただいて) パワーアップセンターそのものはいろいろな目的がありますが、今、福田先生のおっしゃった視点でいうと、基礎講座あるいは個別指導で授業に遅れている学生をサポートしようという、そういう試みで実施してまいりました。それで、その中で、例えば一例として、TOEIC 絡みでいうと、我々は ICT 絡みで、ネットワークアカデミーの外部システムですが、その中で英文法を導入しまして、このことは大事なポイントだろうと思いますが、関係する先生方が対面授業と組み合わせてハイブリッド型で、そういう学生たちを取り上げて実施してみました。これは毎年やっているわけではなくて、実施した時の結果を、今回まとめてもらったものです。なかなか数値化できないのですが、さっきから見ているように、そういう授業にはものすごく手応えがあって、役に立ったという 8 割方がその実感をしており、効果がありました。それで、もう少しリアルなデータで分析してもなかなか難しいというのは、先程の山添先生の結果もそうなのですが、eラーニングを使ってパワーアップセンターを通した、あるいは学科の先生と協力して実施した結果からです。結論から言うと、eラーニングと対面授業を組み合わせると、平均が 10 点ぐらいアップしました。TOEIC のスコア、この点数というのは、英語の先生方に言わせると、かなり平均的で、これだけ違いが出るというのは効果的だったと説明を受けました。

数値のグラフのデータ解析というのはとても難しそうなのですが、私が見た数値の中では、かなり明確な効果を実感した例として今お見せしました。理工学部の場合には、ほかにもいろいろな切り口の問題があります。話はさっきの方に戻りますけれど、実は、理工学部は入試制度全部に関して、英、数、理の 3 科目を、入学した時点で基礎学

力試験を行っています。申し訳ない結果ですが、確かに推薦の場合と一般の場合は明確に3教科とも平均的に大きな差があります。ですから、英語に限らず、その辺の視点は今までも問題視はしていました。ですから、パワーアップセンターのようなところの対象は、英語も数学も、それから物理、化学あたりも取り上げて、実施していこうという姿勢であります。この場で議論されている英語のお話だけでなく、そういうベースは同じ問題を抱えているものと、我々も認識しています。

福田：もう一言お願いします。

山本：もう一つデータがあって、数年前にしっかりしたデータをとりましたが、入学時の成績は残念ながら卒業時の成績とはほとんど相関がないということも実はデータとしてとっております。その当時扱った先生方の一番のポイントは、1年次の成績と4年次の成績はものすごくクリアな相関関係がありました。ですから、1年間にどれだけ学生に対して自発的に勉強させるかという視点で教育に取り組めば、これは間違いなく効果があることはデータとしてあります。ここの議論は、入学前教育に限らずリメディアル教育も含めて、1年生をどれだけ巻き込んで、自分で勉強できるようにするか？に取り組むべきです。その効果は非常に大きいだろうと思いますので、私は今回のテーマの入学前教育の取り組みだけでなく、やはり接続した初年次教育、まさにその一体化を図りながら、とにかく1年間ぐらいのスパンで大学生が動き出せるようにすれば非常に効果的だろう、と前から思っています。ですから、ぜひその視点を持たれると良いかなと思います。

福田：山本先生、その際のツールとしてのeラーニングというのは非常に効果的で、対面と組み合わせてということでございますね。

山本：それが言いたかったのですけれども、eラーニングというのは

そういう意味で言うと、「所」、「場所」、「時間」の拘束力は少ないです。ただ、今回の商学部のテストもそうですが、やはりやりっ放しというのはどうもあまり良くありません。まさにデータが示すように、やる気のある学生はどんどん伸びていくものと感じていますから、そういう面で対面とかを組み込んだ教育プログラムをぜひ考えていただいた方が良いでしょう。これは入学前教育だけじゃなくて、学部に導入した時も同じことだろうと思います。

福田：ありがとうございます。

通信教育部のメディア授業というのは、対面なしのメディアだけの授業でやっていますが、学部などの授業を考えると、やはり対面をどのようにうまく取り入れて、ハイブリッド型でやっていくかということが、このeラーニング成功の一つのこれからの鍵になるというふうに、皆様の意見として統一できたのではないかと思います。

初年次教育のところで、確か商学部は新たな試みとして、ここ数年、非常に徹底的な授業の展開がなされているということを知りましたが、その辺を松林さんの方で何かお話がありますか。

松林：まず、商学部では、この英語がちょうど新カリになりまして、今年の4年生が完成年度になっております。それまでは英語も選択科目の言語の一つということになっておりましたが、今回、新カリの中で、英語が必修となって、TOEICという授業そのものもございます。そんな中で入学してすぐの1年生の春、それから冬、2年生の春・冬という形で、全員必ずTOEIC、IPAを受験していただくことになります。この経費も結構かかるのですが。

そのような流れの中で、先程の話にちょっと戻るかもしれませんが、単位認定ということもありますが、これとは別に、今年からそのTOEICのスコアに対して、アッパーで20万円の奨学金を支給する制

度をつくっております。これが良いか悪いかは議論が分かれるところではありますが、奨学金として永久にあるとは思っておりませんが、やはり何か目標になるものということで、そんなこともしております。

さらに、今の山本先生のお話の中にもキーワードがあると思うのですけれども、やはりやりっ放しじゃなくてこれを今後どうするかで、商学部の中では、来年度から「学生カルテ」、あるいは「ポートフォリオ導入」、それから「学習支援センターの補強」というようなことが挙がっております。商学部は少人数制で、1クラスが大体17ないし18名で、80クラスの担任の先生による制度を引いておりますが、入学前の数値と入学後の数値の情報を共有しながら、そこら辺のところを理工学部のような方法もありますが、担任の先生としてうちのクラスの学生はどうであるか、また、ある意味で学生にとってはアナログ的に対面でアドバイスがもらえるとかが、大事ななという気はしております。

福田：ただ今の点なんかは法学部も来年から共通教育のところ、クラス制みたいなことを引いて授業をやっていくということになっているのですけれども、私らの頃は、クラスみたいのがあって、それでそれに先生がついていて、ずっと4年間つき合いがあったりしたのですが、それが何となく全部自由だということになってからは、どうもその枠が外れてしまって、そういう横の連携という気密さが、何となくなくなってきたという点においては、初年次教育の導入などは一つの起爆剤になるのかなと思っております。

(3)の「予習復習」についてですが、これは先程の大嶽さんの説明にもありましたが、どのようにeラーニングをうまく組み合わせていくか、例えば、あらかじめ課題を出しておいて、授業でそれを使ってディスカッションをやり、その後、フォローまたはデータを上げ、

Webに載せて、それをまた全部勉強するということの組み合わせのことなのですからけれども、もしかしたら理工学部ではもうこれを既に実施されている先生がいらっしゃるのではないかなと思うのですが。その点、山本先生、いかがですか。

山本：何人かの先生が、もうご自分の授業の中で、そのICTを取り入れた中で、予習というのは余りピンと来ないのでだけれど、授業の補助教材として使っておられます。この数がなかなか増えませんが。

手前の話ばかりで申し訳ないのですが、そういう動きを加速するために、実は今年の8月の終わりに、LMSそのものをもうちょっと全学的に盛り上げようという気持ちを込めて、そういうワークの委員会を立ち上げました。とにかく先生方に使ってもらわなければいけないので、使った先生方の効果あるいはシンポジウム等の講習会をこれから実施するつもりです。一生懸命やっている先生方にスポットライトを当てると、もうちょっと工夫しようかなと思っていますけれど、そういうような補助教材としてのICT、あるいはeラーニングというものが、既に大嶽さんが紹介されたように、潮流としてはもう皆さんが受け止めています。でも、じゃあ私がやってみましょうとかという、その一歩がなかなか多くの先生方に広がらないのも現状なので、そこを何とか組織的に取り上げていった方が良いのではないかと考えております。

福田：そうですね、特にICTの場合、私らもLMSで非常に悩むところであって、非常に使いやすいものとか汎用性のあるものとかいろいろ考えると、文系の教員にしてみると、じゃあ果たして私らにできるのであろうか、簡単に私らができるようなLMSとかがないのかとか、いろいろなことを考えてしまいます。山本先生、また山本先生に振ることになりますが、LMS検討のチーフをやっていたいただいている

先生の今のお考えはどのような感じですか。

山本：理工学部の例をまとめてもらったデータですが、LMSにより一番オープンソースで皆さんが取り掛かるものとして、よく使われる Moodle というものがあります。理工学部の場合にはもうちょっとそれをカスタマイズしたようなものとか、Web クラスは別ですが。これは実際に目立つところで皆さんが使っている例を挙げたのですが。ネタはちょっと特殊で、独自開発していますし、表示の下の方にはどういうところに使われているかということをチェックしてありますけれど、これが現状です。これを積極的に自分なりにどんどん Moodle のようなソフトを手に入れてやれるというのは、今の福田先生の発言のように、なかなか壁とかハードルが高いことに関連してきます。もうちょっと安く、誰でも開いてすぐ使えるようなところまで一段下げて、何とか早い時期に持っていければ、実際に使っている先生方の手応えをも含めて、とても効果的だろうと思うのです。できれば個別対応の Moodle をもうちょっとまとめて使いやすい汎用性のあるものにできればなと思っています。それには皆さんにはちょっと時間がかかるけれども、当然学部のツールとして使えるレベルまでの、そういう姿勢で応援してもらわなければいけないと思います。

それから、こういうところで言ったら怒られるかもしれないですが、確かに市販のソフトは高過ぎるという気がします。丸投げに持っていくと、年度ごとに高いお金を払っていくのもしんどいというのは、私の個人的な感想です。だから、先生方が考えておられるいろいろな授業を、全部 ICT 化するというのは相当莫大なお金がかかるし、ちょっとそれは無理かなと思います。先程から言っているように、少し手を入れるだけで汎用性の高い非常に応用性の富んだ教育プログラムが必ずできます。だから、良いタイミングでそれは入れたいとは思ってい

ます。

福田：ありがとうございます。

実は早稲田の遠隔教育センターの例を見ると、例えば、eラーニング化したい先生はいませんかという、それに手を挙げた先生には、センターの方から来て、非常に懇切丁寧に相談に乗り、それを具体的に具現化していくというような形で、コンテンツをつくっていくみたいです。結局そこで必要なのは、技術的な側面というのがかかなり多くなり、こういうコンテンツだとわかりやすいとか、あるいはこういうふうにやった方がわかりやすいとか、この方がより効果的だとか。これからの方向性として、コンテンツ作成がいかに各学部でeラーニングを普及させていくかというのが非常に大きい問題で、LMSの問題と深く関連してくることから、そういうことについて吉野部長としては、何かお考えみたいなものがありましたらお願いできますでしょうか。一足飛びに(7)の「コンテンツ作成とLMSなど」に行ってしまう、すみません。

吉野：私論になりますけれども、先般、博士論文を公開しなくてはいけないということで、これはインターネットで公開しなくてはいけないということなのですが、何もしなければ各学部14の機関でのリポジトリが立ち上がってしまうということになるのかなと。そのところで本部の総務センターがリーダーシップをとり、日本大学法人としての機関リポジトリを立ち上げるという形になりました。この研究は文理学部の先生方を中心にして、文理学部が先行していたのですが、総務センターの方で受け持ち、法人としての機関リポジトリを立ち上げて、オール日大としてそれを皆さんが使おうという形になったわけです。

今回、このeラーニングの戦略的活用の中で、商学部が実施してき

たものを、パイロットとしてこれに皆さんがこの指にとまってくれというお話ですよ。これをしないと、また初年次教育が14個できたりして、わけがわからなくなってきた、うちのがすごいよとかそういう話じゃなくて、ここでひとつ力を合わせてやっていこうというのが、やっぱり総合大学として新しい生き方として、試されているのではないかという気がします。

私は、このeラーニングの理事長特別研究の戦略的活用の研究は、まさにそのことを言っているのではないのかなという気がしております。平成の23年の7月に、N. (エヌドット) グランドデザインの骨子ということで、日本大学の教学戦略会議、当時会議でしたので、庶務課にあったのですが、それがどういうわけか学務の方に落ちてきまして、教学戦略委員会という形になって私たちの仕事になりました。新しい日本大学を目指して、四半世紀かけて日本大学を良くしてこうというようなメッセージが載った答申書なのですが、私たちがそれを受け取りまして、一生懸命読みました。その中で、自主創造の教育理念のもとに人間性豊かな自主創造パーソンの育成をしようと、そして10年後近くの平成31年が130周年になるのです。そのところに一つの形を見出したいというようなことで、その中に日本大学の教育スタンダードという言葉が載っておりまして、三つのことが謳われております。

一つは、「全学共通の初年次教育をしましょう」と。あともう一つは、「全学共通の共用プログラムをつくりましょう」と。それから「キャリア教育のプログラムをつくりましょう」と、いう三つの柱を出しております。ただ、ここの中の考え方は、全部これに皆さんが従えということを行っているのではなくて、そこに核になるものは法人なりがみんなであって、その中のこだわりで、いろんな形で核なりを膨ら

ませてほしいという意味だと思うのです。だから、その核になる部分については、皆さんの英知を出して共通のものをつくれなかなということだと思うのです。共通の教養プログラムみたいなものがないかなということ、最近ワーキングをつくりなさいという形でお認めいただきました。実はまだ1回も動いていませんが。そのワーキングをどのようなイメージで動かすのかという会議を、先般事前に開かせていただきまして、その時のイメージは共通の核みたいなもの、いわゆる「原作」を一つ認めていただいて、「ワンコンテンツマルチユース」、そんなものができたらすばらしいなということでした。

「ワンコンテンツマルチユース」という考えの中に、私たちはeラーニングの戦略的活用も入るのだらうと思います。一つは黒板でやる、もう一つはそれを漫画でもいいじゃないか、アニメでもいいじゃないかと。あるいはeラーニングでもいいじゃないか、または遠隔授業でもいいじゃないか、いろんな形ができるのではないかと。そういうようなステージを、学生たちのために提供できるような環境ができれば結構すばらしいことではないのかなと。そういうような核になる教科というものが見つけられたらいいね、ということで話は終わっています。

ですから、ああするこうするというような細かい話はこれからで、そのような核がつくれて、そして学部の中でそこにいろいろな形で核を出してもらって、こだわりを入れてもらった方がいいのではないかなという話をさせていただきました。

福田：ありがとうございます。

今の日本大学のこれまでのことを見てきますと、もし各学部が一斉にeラーニングをやるとなると、14のLMSが立ち上がって、それぞれがまた別個にコンテンツをつくり始めて、じゃあこれはこっちの方

では見られないとか、これはこっちだと逆に採点ができなくなるとか、レポートが出せないとか、恐らくそういう問題が起きてしまう危険性が非常に高いなというふうには感じます。ただ、現時点ではじゃあこれで行きましょうとか、こういう方向性でということ、まだ打ち出せることができないかもしれませんが、少なくともそういうことのないように、できるだけみんなで同じ方向性を持ってeラーニングを考えていきましょうということは、恐らく必要なのだろうとは思いますが。

ここで(6)に「センター設置に向けて」と書きましたけれども、総合学習支援センターみたいところがセンター化して、そこで共通コンテンツを配信すれば、各学部がばらばらにやらなくても済むし、省力化にもつながると思っておりますが、その辺、松林さん、どうでしょうか。

松林:それと直接関係があるかどうかかわからないのですが、今週の教務課長会議の後に、現実的な問題提議、物理的な環境をつくらなければいけないということで、他学部に参加を促す話をしました。

そこでわかったのが、今の福田先生の話と共通するのですが、例えば、入学前教育について先行して実施している学部がたくさんあります。それも単純にいい言葉ではないのですが、アウトソーシングの丸投げで、金額も1,000万円単位で支払っている学部がありました。このことは、一つは頑張っって学内のマンパワーで、ある種半分つくり上げていこうというそういうコストダウンのこともあります。やはり難しいのが、各学部の方も入学前教育についてはまだまだ結果が出ない状況の中で、試行的にアウトソーシングをしているということでした。本当に商学部のこれが良いランニングの原型になれば、むしろ言い方は悪いですが、乗り換えてもこっちの方が良いでしょうと。安い

し、内容面からもというようなところで、先程吉野部長がおっしゃったような、この指とまれというところ、そんな方向性の中でできればいいのかなと思っています。

一つは、やはり今回2年目に入って、やっといろいろな関連する方々と話を持つ機会があって、さらにいろいろな問題点がわかってきました。これは去年全く気づいていなかったことだったので、そういうところをやはり参加するだけじゃなくて、情報共有のためだけの参加もありというようなところで、いかにこの考え方の哲学を広めていくかということと、一方でしっかりと足を踏み込まないと3年目のところに結びついていけないというような気がしています。

福田：ありがとうございます。

eラーニングって、最初は私も、ある程度メディア授業とかは頭の中に入っていたのですが、実際パイロットプログラム、試行テストとしてやってみて、こういう問題が起きたらどうするのかという指摘を受けたことがあったので、それはやってみないとわからないので、まさしくそういう問題が起きることと、それに対する対応を考えておくことこそがパイロットプログラムの意味なのだということで、お話しをしたのです。いろいろな付属校との協力体制の問題とか、皆さん本当にいろいろ大変ご苦労をなさってここまでやってこられて、とりあえず一つの方向性というか、eラーニングがやはり一つ重要な教育のツールであるということは間違いないでしょうと。それから、対面を組み合わせたハイブリッド型の方が、恐らくは今までとこれからを見ても効果的でしょう。単なる流しっ放しというのではなくて、そこに対面授業をきちんと組み込んでやっていくと、これが日本大学版のeラーニングの活用方法になるのかなということまでは大体確認できたと思います。あとは、これをどのようなステージで、どういうふう

導入していくか、あるいはコンテンツをどのような形でそろえていて、どういう形で各学部と共用していくのか、ということがこれからの検討課題になろうかと思っています。佐藤先生、その辺、今の段階でどのようなお考えがありますか。

佐藤：まず、それについて考える場合に、商学部のパイロットになるまでの、先程の経緯にもあったのですが、当初は商学部単独でこの入学前教育をスタートしようとしたのが委員会での決定でした。それが本部総務部の方の企画と一部マッチングするというので、それでいろいろ話し合って、その方向でいくということでもっと組み換えました。そうしたら、それがちょっと時間的な問題が発生して実現できなくなり、そこに理事長特別研究ができたので、そちらでということになりました。そこでまた組み換えまして、そして、学部単独であれば、4月に作業をスタートしていたのですが、先程、松林さんからもありましたが、6月末から7月初めにかけての採択ということにより、スタートがその分後になってしまったわけです。そのため、先程成毛先生に私は怒られましたが、大変慌ただしく作業をせざるを得なかったのです。その慌ただしい中で、私も成毛先生にはとにかく強くお願いして、その結果、今怒られるようなことになったわけです。

今回を通じて思ったのは、先程吉野部長が「ワンコンテンツマルチユース」と言いました。このマルチユースをするときには、やっぱりLMSを全学部が共通化して図っていかなければいけなく、コンテンツはやはり学部が抱えている問題から発想していくわけですから、うちの学部はこういった問題があって、これを解決するためにはこのコンテンツ、このコンテンツはやっぱりeラーニングを通じてと、こういう発想になっていくわけです。核となるワンコンテンツ、それをマルチユースするというのは、LMSを共通化することになります。こ

の場合、これは、理事長特別研究の範囲ではとてもそこまでは進まないであろうと思います。全学部が参加しているわけではありませんので、いずれ全学部というふうになった時には事業化をせざるを得ないだろうというのが、この1年半を通じて私の痛感したところです。まだ研究の途中ですが、研究で実証を重ねていって、分析をさらに積み上げたいと思っておりますけれども、その成果を何とか事業化、先程福田先生がおっしゃったセンター設置、こういったところに結びついていく話であろうとも思っております。そこで初めてマルチユースなり、あるいは全学的展開が可能となってくるのであって、コンテンツは各学部がそれぞれ抱えている事情に基づいて開発して、この場合、リメディアル教育でもあるでしょうし、入学前でもあるでしょうし、初年次教育でこういったものをコンテンツというものもあるでしょう、あるいは通常授業でこの一部分はさっきのハイブリッド型でやっていく。さらに、この科目はeラーニングだけでというふうに、さまざまなアイデアが出てくるだろうと、私はこの1年半で痛感しました。

福田：ありがとうございました。

最後にあと1点ですが、このeラーニングの各学部の総合利用というか、共有ということが、実は日本大学に広く点在しております学部のバーチャルワンキャンパスというのをこのeラーニングで作り上げることができるのではないかと考えております。日本大学の場合は、学部がばらばらに、ばらばらというか場所がそれぞれ違います。法学部の場合、他学部の学生と交流する機会があるかという、恐らくサークルか、同じ付属校の出身者とかだと思えます。私は実は武蔵学寮の卒業生でございまして、理工学部も農獣医学部も医学部も歯学部も寮生にみんないました。そこでの経験は、やはり他学部の人との交流というのが非常におもしろく、そして、私の今までの経

験の中で重要なこととなっているのです。これを何かeラーニングを使って、バーチャルワンキャンパスを使って、そのようなことができないものかなということ、今ちょっと考えています。その辺、吉野部長はどう思われますか。

吉野：偶然なのですが、私も同じようなことを考えておりました、私も実は30数年前、文理学部に初めて奉職しまして、そのとき文理学部は教養部だと言って、先輩たちからいろいろな話を聞くことができたのですが、学部の人もいろいろな人が集まっていて、そうすると医学部の友達ができたり、こっちは理工学部の友達ができたりということで、あの時代が一番よかったね、あの教養部よかったよ、という話を先輩たちからよく聞きます。その中でそういうことをやりたいということで無理やりいろんなことをやると、なかなかうまくいかない。リアルの世界でその場所と空間を埋めるというのは結構難しい行為なのです。

その中で、実は、私たちは遠隔授業というのをやっております、今でもやっていますが、当時は衛星を使って、1分1万円で、1回の放送が90万円かかっていました。ところが、今それはインターネットでできるようになり、もう皆さんもご存じのように、テレビ会議システムというのが、10何人が同時に話せるとか、そういうようなことができるようになりました。今、NTTのテレビ会議システムをお借りして、最大14学部までできるという、そういうスタイルをとっているわけです。ここで私たちはリアルの世界を考えていくと、地上波を見て、BSを見て、CSを見てみると、同じ時間帯に違うチャンネルをかえるだけで見ることはできるのです。それを考えていくと、同時刻、例えば月曜日の1時間目に同じような講義というのを同時に動かすことができてしまいます。要するに、そういうようなことを考え

ていくと、物すごい自由度が出てくるので、今の形の遠隔授業のスタイルだと、全学部に、月曜日の1時間目にこの時間割りを組んでくださいというように、強制的にやっているのでは、なかなかそういうことで受講人数がうまく埋まらないという実態があります。もう少し多チャンネル化をしていくと自由度が出てくる。その発信基地が、例えば文理学部発信の授業なり、商学部発信の授業なり、芸術学部発信の授業なりと、いろいろな学部が多チャンネルに発信することができ、その授業を各学部の学生が共有できることは、まさに文理学部の教養部というようになることで、要するにバーチャルで展開できるのではないかという発想になります。それが1分1万円の時代じゃなくて、かなり安い費用で実現できる時代になってきたということなので、このようなことはできるのではないかと思っております。

今、私たちは、いろいろなことの中で、「当たり前」の競争をしているような感じがしてならないのですが、例えば、明治大学の考え方の「当たり前」、法政大学の考え方の「当たり前」とか、いろいろな「当たり前」があり、そのときに日本大学の「当たり前」が「当たり前」の基準の中に負けていると、それはかなりきついことと思われまます。「当たり前」の話で負けちゃうということが、結構一番きついという気がしています。

先程ムークのお話も出ていたのですが、とても難しい話でよくわからないのですが、各大学はそれに向かってかなりやっているわけですよ。だから、今必要がないという考え方じゃなくて、そういうものにも一応参加して、そういう感触ぐらひは持っていた方が良いのかなという気がしております。

福田：ありがとうございました。

私は、このeラーニングの研究を始めるに際していろいろなところ

を調べたときに、どうも日本大学は他大学と比較して3周ぐらい送れているのかなと実感しました。そういう危機感を持ちました。そこで、早速、他大学の比較研究を始めて、このプログラムを立ち上げるに至ったわけですが、他大学では「当たり前」のことを日本大学では提供できないというのはやはり問題だと思いました。ですから、そういう意味では、青山学院大学であれ、早稲田大学であれ、立命館大学であれ、そのような大学がやっていることは提供して当たり前で、それより優れたいいものを提供しないと、言い方がいいか悪いかは別として、我々は生き残ってはいけないということになり、日本大学としてあるべき姿としての、やはり日本一の教育力のためには、当然備えていかなければならないものではないかと考えております。

大体時間になりましたが、あと10分程度を利用いたしまして、フロアの皆様からのご質問とかご意見をいただきたいと思います。商学部の根田先生、いかがでしょうか。ご意見ないご質問でも結構です。
根田：商学部の根田でございます。1時からのシンポジウムをずっと伺っていたのですが、大学と高等学校、教員と職員、非常に大きなテーマでこういう一堂に会するのは初めてだという話を聞いて、私も昭和40何年前からずっと大学にいますが、考えてみたらこのような設定というのはほとんどなかったなど、そういう意味で大変感銘を受けたことを先ずは申し上げておきたいと思います。

それから次に、瀬在良男先生の時に相互履修制度が取り上げられまして、これで各学部の授業が受けられるのだなということになりました。ところが、時間的な制約、距離的な制約のために、なかなか実質化されないというようなもどかしさが残りました。やはり吉野部長がおっしゃった昔の文理学部はよかったな、というようなところに行くのですが、それをいつまでも嘆いてもしょうがないわけで、ああいう

ものをどのような形でやっていくかというのが、これはまさにバーチャルキャンパスと呼ぶのか、あるいはeラーニングという形で呼ぶのか、そういったものが、やはり必要な時代にもう来ているのだなということを再認識させられました。

そして、さらにもう少しつけ加えますと、これは現場の教員としてお願いしたいのですが、いろいろな思いがあっても技術を持ってなく、そういう設備もない、思いがあってもなかなか一歩が踏み出せない、これが現場の教員なのです。実際これをどのような形で、学部がカバーするのか、それとも市ヶ谷の本部の方で、その辺をセンターのような形でカバーするのか、この辺が重大な一つの決断の時じゃないかなと思っております。最近、図書館の利用が非常にやりやすくなっているのですが、これはやはり時間をかけてシステムの統一化ということが全て終わったことによります。このシステムの統一化こそが教育の中にも、中身はともかくとして、必要な時代になってきたのではないかなと思っておりまして、そういうことをぜひ推進していただきたいということをお願い申し上げ、大変感銘を受けたことを感想にしたいと思っております。以上です。

福田：ありがとうございます。

次に、商学部長の小関先生、お願いできますか。

小関：私は1時ちょっと過ぎに参りました。商学部の先生方がご報告されるとということで私も聞いておかなければということで参りました。

先程来、パネルディスカッションで6名の先生方からお話をいただきましたけれども、やはり基本的には、このeラーニングそのものは教育力をどのような形で向上するかという上でのツールなのだろうと思います。そのツールの前提として、日本大学、教育力日本一を目指

してということですが、その教育力日本一を目指す上で、eラーニング、これはどのようなかわり合いを持つのだろうかということを、私はそれを聞きたくて、今日ここにまかり越したということが一つでございます。

それからもう一つ、今日思いがけないことが出ましたけれども、eラーニングを通じて14学部、あるいは15学部目が誕生しようとしておりますが、今後、15学部の統一的な視点を目指していく上で、このeラーニングがどのように役立つか、福田先生はかなり積極的な捉え方でございますけれども、どうも私は、その前に克復しなければならぬ点があるのだらうと思うのです。少なくともここで今日ご出席の方はご存じだらうと思いますが、日本大学の場合、学部は独立採算制というものを基本的に持っているわけでございますので、これをeラーニングが克復できれば、大変いいきっかけになるかなと思っております。けれども、大変これは大きな問題でございます。恐らく今後、日本大学はどのようなビジョンを掲げる場合でも、現行のシステムそのものをやはり無視しては前に行けないだらうという感じがします。

ともあれ、今日、私2時間半、久しぶりに寝ずに非常に興味を持ってご意見を聞かせていただきましたことを、特に感謝申し上げたいと思います。

本当にありがとうございました。

福田：ありがとうございました。

あと、前副学長の草間先生がお見えになっておりますので、草間先生、ちょっとお願いできますか。

草間：突然の指名で何も考えていなかったのですが、私どもはまだ商学部のように進んでいないのですけれども、ご多分に漏れず、やっぱり「最近の学生は」とつつい言ってしまう。というのは、多様

な学生が入ってきて、モチベーションのレベルもかなり違います。今までどおりの旧態依然とした講義ですと、どうしてもドロップアウトしてしまいます。それから、先程来議論があったように、10・11月で決まってしまうと、有効に過ごす学生もいるかもしれませんが、そうでない学生もいるわけです。そうすると、そのような学生は、そのままそれを持ち込んでしまうことになります。私どもはご存じのとおり、出口で国家試験があり、それがもう落ちたならばそれこそただの人になってしまうことで、今、教え方もいろいろ検討はしております。今の学生は、それこそビジュアルの世代なので、黒板に一生懸命字を書いても誰もついてこない、居眠りの材料にしかならないのです。

先程山本先生がおっしゃったとおり、まさに私も感じておりますが、入試の成績は余り関係なしに、いかに初年次、1年生に入って、特に前期、ここでやる気を出すか出さないかで決まります。やる気を出すか出さないかというのは、おもしろいと感じるか感じないか、自分で調べてみたいと思うか思わないかであり、黒板で旧態依然とした授業をしていたのでは全くついてこないのです。そこにアニメを入れたり、いろいろなQ&Aをやったりして、そんなことにこのeラーニングが使えればと思います。山本先生もおっしゃったように、1年の成績がよければ、あとは放っておいても良いのだと。ですから、全教職員が一丸となって、それこそ初年次教育にあたり、その大変重要なメディアとしてのeラーニングが役に立つのだろうという思いで、今日は楽しませていただいたのが感想です。

福田：ありがとうございます。

あと、松戸歯学部先生がお見えになっているはずなのですが、石橋先生。私の高等学校の先輩で、アイスホッケー部の先輩でございます。お見えになっていますので、ちょっと一言お願いできますでしょ

うか。

石橋：松戸歯学部でも e ラーニングを立ち上げて使っている先生もおられるのですが、学部としてはまだまだ進んでいない状況です。

今日参加させていただいて、やはり日本大学として進めていただければ、松戸歯学部としてもそれを一緒にやっていき、学生への教育がますます効率的になり、やる気を持った学生には教育を受けられるような環境をもっともっとこれで作れるのではないかというふうに関想を抱きました。今日はありがとうございました。

福田：どうもありがとうございました。

そのほか、どなたかコメントないしご質問等がございましたらお願いいたします。高等学校の先生方でどなたかいらっしゃいませんか。大垣高校の先生がお見えになっているということ、吉野部長から聞いておりますが。実は大垣高校には、通信教育部のスクーリングでは非常にお世話になっておりまして、サテライトとか、今いろいろなことを考えている最中でございます。

野々村：ご指名をいただきましたので、大垣高校の野々村です。

e ラーニングというか、私どもはこの夏に全教室に一応モニターをつけまして、e ラーニングのお話も伺っておりましたので、インターネットでコンテンツを送っていただければ、生徒たちにも教室で見せてやりたいと思います。その前に今うちの教員の中で、教科ごと必要な教材について、何とか自分たちでコンテンツをつくれなにかということをお話しております。これは、各教科で先生によってはばらつきのある授業が、基本的なもののさえ押さえられれば、レベルは同じ授業が学校として提供できるのではないかという発想もあります。

それと、昨日ちょっと吉野部長さんのお話を聞く機会があったのですが、生

徒たちにはITをうまく使えることを教えた方がむしろ学力が伸びるのではないかと、昨日はそんな思いでした。学校としてどう使っているか、そういう意味では、本部が高校生向けのコンテンツをいろいろつくってくだされば、付属校はそれをどんどん流して、教員がフォローしていく。これが入学前教育であり、卒業前教育であればもっといいのかなと思いました。

お話にもありました学祖の志とか、日本大学が今やろうとしているようなことも、どんどんコンテンツをつくっていただき、我々付属校の方へも送っていただければ、それを生徒たちに見せ、教員がフォローし、解説できるような教育ができるとなると、高大連携というのがもっと深まるのではないかなと思っております。

ただ、昨日もちょっと吉野部長さんのお話を聞いていて、教室1台のモニターよりはタブレットの時代なのかなと感じましたが、タブレットだとさっきのお話じゃないですが、やっぱり生徒任せになってしまうので、学校として集団で動く以上は、やはり教員がそのコンテンツに基づいて指導していくという体制が必要だし、その方が学校としての付加価値を付けられるのかなと、そんなふうに思っております。

eラーニングについては、なかなか小さな付属校では、先生方につくれとは言ってもなかなかつくれません。ですけど、やはり高大連携でいろいろなコンテンツの開発、失敗しながらでも一つでも多くつくっていくということは必要なかなと、お話を聞いていてつくづく思いました。本日はありがとうございました。

福田：ありがとうございました。

ただ今のお話ですが、私が台湾に行った時になりますが、高雄師範大学の名誉教授が私の友人の義理の父で、台湾のナショナルプロジェクトとして、中高生に対する物理とか化学とかで、アニメーションと

かeラーニングを使っの、教員のいわゆる日本で言うところの「教育指導要領」になりますが、それに合わせてどのように教えていくのかというコンテンツを開発中であるということで、途中のものを見せていただきました。風力をやって羽根の大きさの形をこう換えると飛行機はこう飛ぶとか、アニメを使って懇切丁寧にやっているのを見まして、私は驚いて帰ってきたのです。もしかしたら、日本大学25の付属校が協力し合うと、1校が2コンテンツとか3コンテンツを担当すれば、あっという間に75コンテンツ、4コンテンツだと100コンテンツということになるのかなというふうなことになり、その辺の協力体制も、実はeラーニングが絆を結びつける大きな起爆剤になるのではないかと考えています。

ちょっと時間が超過していますが、最後に、どなたかご意見ないしご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

それでは、本日は長時間にわたりまして、eラーニングについてのシンポジウムにご参加いただきまして、ありがとうございました。この研究は今年と来年と3年計画でございます。まだまだ私達も一生懸命研究したいと思っておりますので、先生方のご指導・ご協力をよろしく願いいたします。今日はお昼からどうもありがとうございました。

執筆者紹介（執筆順）

近藤健史 教授（通信教育部）
鍋本由徳 准教授（通信教育部）
本間司 教授（通信教育部）
高綱博文 教授（通信教育部）
佐藤稔 教授（通信教育部）
関根二三夫 教授（通信教育部）
真野一雄 教授（通信教育部）
陸亦群 教授（通信教育部）
古賀徹 教授（通信教育部）
猪野恵也 准教授（通信教育部）
根本晋一 准教授（通信教育部）
田村和彦 専任講師（通信教育部）

あとがき

『研究紀要』第二十七号は、昨年十一月二十日にご逝去された本間司教授の追悼祈念号として、刊行することとなりました。

本間先生は、昭和五十七年に通信教育部に着任されてから、哲学担当教員として学生指導に当たられるとともに、本誌に掲載した先生の御遺稿『論理的』『死生観について』を含めて十六本の玉稿を寄稿されました。

ここに、ご在職中における先生の教学及び研究活動に感謝申し上げるとともに、そのご功績に深く敬意を表し哀悼する次第です。

(高綱)

研究紀要

第27号

平成26年3月31日 発行

(非売品)

編集兼発行人

福田 弥 夫

発行所

日本大学通信教育部
通信教育研究所

〒101-8354

東京都千代田区三崎町2-2-3

電話 03 (5275) 8890

印刷／日本フィニッシュ株式会社

JOURNAL
OF
DISTANCE LEARNING DIVISION
NIHON UNIVERSITY

No.27 Mar. 2014

CONTENTS

KONDO, Kenshi : Kenji Miyazawa going overseas
- Beijing, Manchuria, Shanghai -

NABEMOTO, Yoshinori : The control policy of Daimyo (Feudal Lord) by the
Tokugawa Shogunate in the Early 17th Century
- the problems of young Head inherited from its predecessor -

HONMA, Tsukasa : On the Logical 'View of Life'
- from Objective Knowledge to Subjective Conviction -

TAKATSUNA, Hirofumi : The Result and Subject about the Research of
Nakashinasinkou Corporation

SATO, Minoru : The Significances of "SEISANCHOSAKAI" in Whole Market
Systems before war

SEKINE, Fumio : The Separation of Powers and the Vice President of the United States

MANO, Kazuo : Plural Ending *-n* in the *Paston Letters*

RIKU, Yugun : Urbanization in Emerging Countries and the Dynamic Catch-Up

KOGA, Toru : The basis of student-centered approach at school and Finnish
national consensus
- Signs and meanings in Finland and other Nordic countries -

INO, Keiya : A Study of e-learning 'English I'

NEMOTO, Shinichi : Study on Many Aspects of Right to Privacy, on States of
Legal Protection of Right to Privacy

TAMURA, Kazuhiko : Policies on the High-advanced Technology Industry



Nihon University Chairman of the Board of Trustees Open Symposium
Report (Abstract)